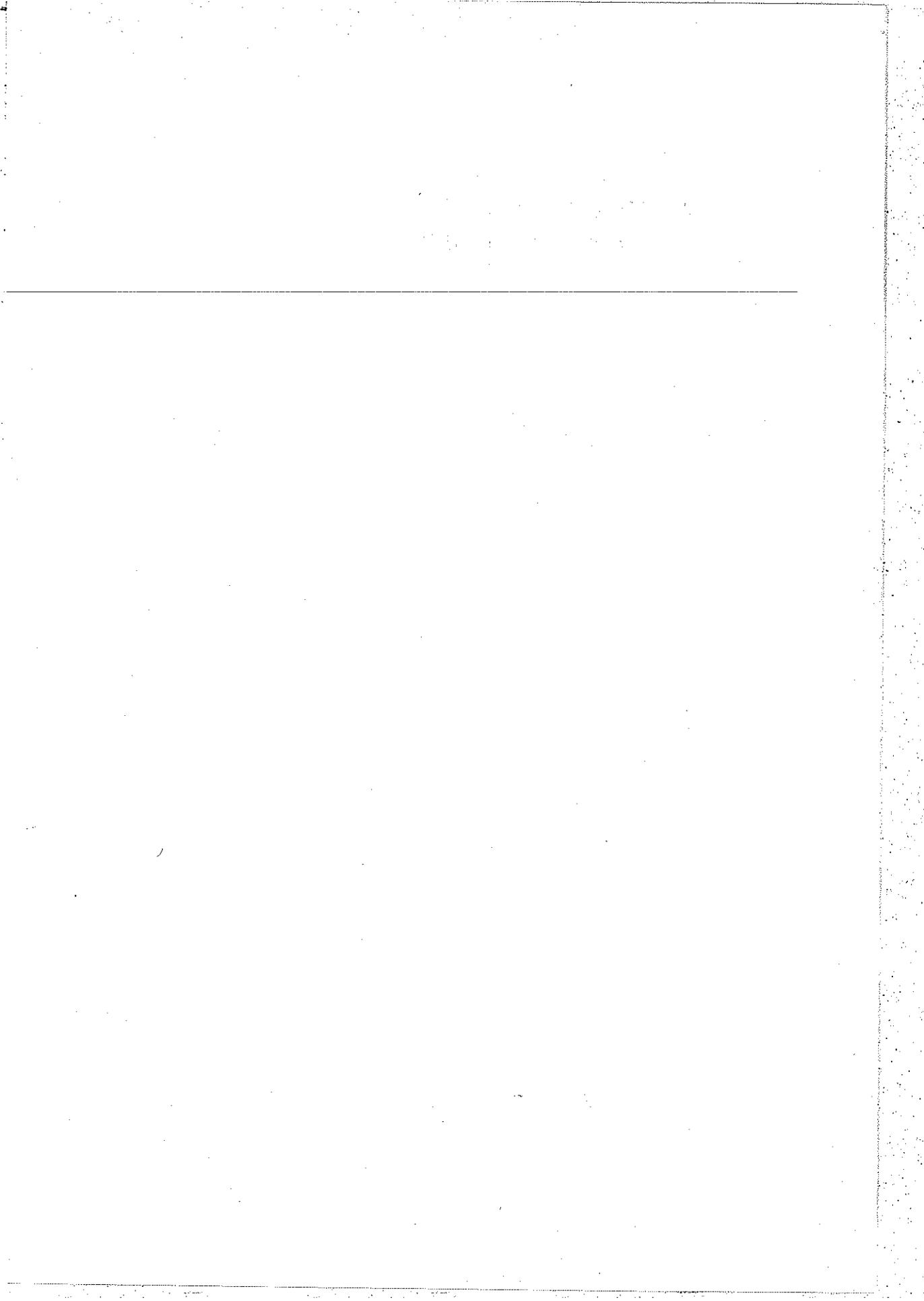


昭和55年 6 月13日開会
昭和55年 6 月17日閉会

和泉市議会第2回定例会会議録

第 3 号

和 泉 市 議 会



和泉市議会第2回定例会会議録目次

昭和55年6月13日(金曜日)第1日目

○ 出席議員・欠席議員	1 頁	
○ 議事説明員・その他	2 頁	
○ 議事日程	3 頁	
○ 開会宣告(午前10時20分)	4 頁	
○ 永年勤続議員表彰伝達(成田秀益君・横田憲治郎君・貝淵博治君・竹下義章君)	4 頁	
○ 全国議長会の会議模様報告	5 頁	
○ 市長開会あいさつ	6 頁	
○ 日程第1 会議録署名議員の指名について(三井正光君・竹内修一君・柳瀬美樹君)	7 頁	
○ " 第2 会期の決定について(6月13日~6月18日 6日間)	8 頁	
○ " 第3 農地の固定資産税に関する請願(総務委員長報告)	8 頁	
○ " 第4 例月出納検査結果報告(収入役扱 昭和54年12月分)	}	
○ " 第5 " (" 昭和55年1月分)		
○ " 第6 " (水道部企業出納員扱 昭和54年12月分)		
○ " 第7 " (" 昭和55年1月分)		10 頁
○ " 第8 " (市立病院企業出納員扱 昭和54年12月分)		}
○ " 第9 " (" 昭和55年1月分)		
○ " 第10 " (収入役扱 昭和55年2月分)		
○ " 第11 " (水道部企業出納員扱 昭和55年2月分)		
○ " 第12 " (市立病院企業出納員扱 昭和55年2月分)		
○ " 第13 定期監査(昭和54年度第2次分)結果報告		15 頁
○ " 第14 昭和55年6月に支給する期末手当の額の特例に関する条例制定について		16 頁
○ " 第15 土地改良事業の施行について(ニゴリ池改修工事)		20 頁
○ " 第16 和泉市印鑑登録及び証明に関する条例制定について	24 頁	
○ " 第17 和泉市老人集会所条例の一部を改正する条例制定について	30 頁	
○ " 第18 和泉市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例制定について	33 頁	
○ " 第19 和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について	36 頁	
○ " 第20 和泉市火災予防条例の一部を改正する条例制定について	42 頁	

○ 日程第 21	専決処分の承認を求めることについて（和泉市税条例の一部改正）	62 頁
○ " 第 22	" （昭和 5 4 年度和泉市一般会計補正予算（第 7 号））	88 頁
○ " 第 23	" （昭和 5 5 年度和泉市一般会計補正予算（第 1 号））	99 頁
○ " 第 24	昭和 5 4 年度和泉市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について	} 109 ~
○ " 第 25	" 事故繰越し繰越計算書について	
○ " 第 26	昭和 5 4 年度和泉市水道事業会計予算繰越計算書について	115 頁
○ " 第 27	和泉市土地開発公社昭和 5 4 事業年度決算書類の提出について	117 頁
○ " 第 28	財団法人和泉市商工業振興会昭和 5 4 事業年度決算書類の提出について	} 186 頁
○ " 第 29	" 昭和 5 5 事業年度事業計画書類の提出について	
○	散会報告（午後 3 時 4 5 分）	

昭和 5 5 年 6 月 1 6 日（月曜日）第 2 日目

○ 出席議員・欠席議員	141 頁
○ 議事説明員・その他	142 頁
○ 議事日程	143 頁
○ 開会宣告（午前 1 0 時 2 0 分）	144 頁
○ 日程第 1 一般質問について	144 頁
1 番に 2 8 番 坂上 国治君	144 頁
2 番に 1 3 番 赤阪和見君	157 頁
3 番に 2 0 番 田中包治君	171 頁
○ 散会宣告（午後 4 時 4 3 分）	181 頁

昭和 5 5 年 6 月 1 7 日（火曜日）最 終 日

○ 出席議員・欠席議員	183 頁
○ 議事説明員・その他	184 頁
○ 議事日程	185 頁
○ 開会宣告（午前 1 0 時 2 9 分）	185 頁
○ 日程第 1 一般質問について	185 頁
1 番に 2 2 番 勝部津喜枝君	188 頁
2 番に 1 7 番 穴瀬 克己君	202 頁
3 番に 6 番 大谷 昌幸君	213 頁

4 番に	2 番	天堀	博君	219 頁
○	閉会宣告(午後3時2分)			227 頁
○	市長閉会あいさつ			227 頁
○	議長閉会あいさつ			227 頁

1. 姓名
2. 性别
3. 年龄

4. 职业
5. 籍贯
6. 民族

第 1 日



昭和55年6月13日午前10時和泉市議会第2回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(25名)

- | | |
|---------------|---------------|
| 1番 寺田 茂 君 | 17番 穴 瀬 克 己 君 |
| 2番 天 堀 博 君 | 18番 池 辺 秀 夫 君 |
| 3番 橋 本 佳 行 君 | 19番 貝 測 博 治 君 |
| 5番 仁 井 明 君 | 20番 田 中 包 治 君 |
| 6番 大 谷 昌 幸 君 | 21番 直 村 静 二 君 |
| 7番 金 沢 勝 君 | 22番 勝 部 津喜枝 君 |
| 8番 成 田 秀 益 君 | 23番 三 井 正 光 君 |
| 9番 松 下 定 君 | 25番 竹 内 修 一 君 |
| 11番 上 代 卯之松 君 | 26番 柳 瀬 美 樹 君 |
| 12番 藤 原 要 馬 君 | 27番 竹 下 義 章 君 |
| 13番 赤 阪 和 見 君 | 28番 坂 上 國 治 君 |
| 15番 横 田 憲治郎 君 | 29番 藤 原 利 一 君 |
| 16番 木 下 甲子三 君 | |

欠席議員(1名)

- 10番 山 口 義 一 君



地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

記

職 名	氏 名	職 名	氏 名
市 長	池 田 忠 雄	同 和 对 策 部 長	橋 本 昭 夫
助 役	坂 口 禮 之 助	同 和 对 策 部 理 事 兼 解 放 総 合 セ ン タ ー 所 長 事 務 取 扱	生 田 稔
収 入 役	中 塚 白	市 民 部 長	富 田 宏 之
参 与 兼 市 長 公 取 扱 兼 事 務 取 扱 兼 都 市 整 備 課 長	西 川 喜 久	市 民 部 次 長 兼 所 長	中 川 鉄 也
参 与 兼 都 市 整 備 課 長	林 徳 次	市 福 祉 事 務 部 長	広 岡 史 郎
秘 書 広 報 課 長	石 本 博 信	産 業 衛 生 部 長	角 谷 泰 夫
財 務 部 長	麻 生 和 義	産 業 衛 生 部 次 長	逢 野 一 郎
財 務 部 次 長	北 野 敦 雄	建 設 部 長	吉 田 日 出 男
財 政 課 長	大 塚 孝 之	建 設 部 次 長 兼 土 木 課 長 事 務 取 扱	中 山 重 光
		都 市 整 備 部 理 事	

職名	氏名	職名	氏名
都市整備部理事	門川 祿朗	用地担当参事・ 土地開発公社事務局次長	岩井 益一
都市整備部次長	萩本 啓介	教育委員長	堀内 由延
都市整備部次長	青木 孝之	教 育 長	葛城 宗一
改良事業部長	西川 武雄	教 育 次 長	杉本 弘文
改良事業部次長兼 改良総務課長事務取扱	前田 守正	管 理 部 次 長	逢野 博之
病 院 長	竹林 淳	指 導 部 長	高橋 貞良
病院事務局次長兼 病院事務局事務取扱	内田 繁	指 導 部 次 長	竹田 明郎
水道部長	藤原 光夫	指 導 部 次 長	明坂 貞士
会計課長	田中 稔	選挙管理委員会委員長	味谷 日吉
消防長	赤田 儒信	選挙管理委員会事務局長	岸田 秀仁
消防本部次長兼消防署長	松村 吉堯	監 査 委 員	久光 喜多男
用地担当理事・ 土地開発公社事務局長	湯川 行夫	監査事務局次長兼 公平委員会事務局長	向井 洋
	平野 誠蔵	農業委員会事務局長	信田 種行

※ 課長級の職員は、議案等の説明の必要に応じて出席させる。

本会の議事を速記法により記録したものは、次のとおりである。

和泉市議会囑託速記士 中野 満 男

本会の事務局長及び職員は、次のとおりである。

事 務 局 長 吉岡 昭 男
 次 長 吉田 種 義
 議 事 係 長 西井 正
 議 事 係 佐土谷 茂 一
 議 事 係 川崎 政 勝

本日の議事日程は、次のとおりである。

昭和55年和泉市議会第2回定例会議事録

(No. 1)

(6月13日)

日程	種別及び番号	件名	摘要
1		会議録署名議員の指名について	
2		会期の決定について	
3	(53年) 請願第2号	農地の固定資産税に関する請願(総務委員長報告)	
4	監査報告第8号	例月出納検査結果報告(収入役扱昭和54年12月分)	
5	監査報告第9号	例月出納検査結果報告(収入役扱昭和55年1月分)	
6	監査報告第10号	〃(水道部企業出納員扱昭和55年12月分)	
7	監査報告第11号	〃(水道部企業出納員扱昭和55年1月分)	
8	監査報告第12号	〃(市立病院企業出納員扱昭和54年12月分)	
9	監査報告第13号	〃(市立病院企業出納員扱昭和55年1月分)	
10	監査報告第14号	〃(収入役扱昭和55年2月分)	
11	監査報告第15号	〃(水道部企業出納員扱昭和55年2月分)	
12	監査報告第16号	〃(市立病院企業出納員扱昭和55年2月分)	
13	監査報告第17号	定期監査(昭和54年度第2次分)結果報告	
14	議案第41号	昭和55年6月に支給する期末手当の額の特例に関する条例制定について	
15	議案第35号	土地改良事業の施工について(ニゴリ池改修工事)	
16	議案第36号	和泉市印鑑登録及び証明に関する条例制定について	
17	議案第37号	和泉市立老人集会所条例の一部を改正する条例制定について	
18	議案第38号	和泉市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例制定について	
19	議案第39号	和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について	
20	議案第40号	和泉市火災予防条例の一部を改正する条例制定について	

昭和55年度和泉市議会第2回定例会議日程

(№ 2)

(6 月 1 3 日)

日程	種別及び番号	件 名	摘 要
21	報 告 第 5 号	専決処分の承認を求めることについて (和泉市税条例の一部改正)	
22	報 告 第 6 号	専決処分の承認を求めることについて (昭和54年度和泉市一般会計補正予算(第7号))	
23	報 告 第 7 号	専決処分の承認を求めることについて (昭和55年度和泉市一般会計補正予算(第1号))	
24	報 告 第 8 号	昭和54年度和泉市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について	
25	報 告 第 9 号	昭和54年度和泉市一般会計予算事故繰越し繰越計算書について	
26	報 告 第 10号	昭和54年度和泉市水道事業会計予算繰越計算書について	
27	報 告 第 2 号	和泉市土地開発公社昭和54事業年度決算書類の提出について	
28	報 告 第 3 号	財団法人和泉市商工業振興会昭和54事業年度決算書類の提出について	
29	報 告 第 4 号	財団法人和泉市商工業振興会昭和55事業年度事業計画書類の提出について	

(午前10時20分開議)

- 議長(池辺秀夫君) 皆さん、おはようございます。大変長らくお待たせいたしました。議員の皆さんには公私何かとお忙しい中、特に本議会は衆参両院議員の同時選挙を控え、諸事御多用のところ御出席賜わりまして、まことにありがとうございます。
- それでは、これより昭和55年第2回定例会を開会いたします。

○

- 議長(池辺秀夫君) ここで、去る12日未明に大平首相が突如逝去されましたので、御冥福をお祈り申し上げ、黙禱を捧げたいと思います。皆さんのご協力をお願いいたします。

(起立黙禱)

- 議長(池辺秀夫君) 会議に入る前に、去る5月28日及び29日、東京で開催されました第56回全国市議会議長会定期総会の席上において、永年勤続議員として成田秀益君、横田憲治郎君、貝渕博治君、柳瀬美樹君、竹下義章君の5名の方々が表彰を受けられましたので、ただいまからその表彰状を記念品とともに贈呈伝達を行ないたいと思います。

(表彰状・記念品贈呈伝達式)

- 議長(池辺秀夫君) この際、伝達受賞者のごあいさつをお願いいたします。

(受賞者代表あいさつ)

- 8番（成田秀益君） ただいま、われわれ5名の議員が全国議長会より1.5年勤続議員として表彰されました。大変光栄に存じます。

これからも皆様方を初め理事者の方々の御支援を賜わりますようお願い申し上げます。

はなはだ簡単でございますが、5名を代表いたしまして、僭越ですが、御礼の言葉とさせていただきます。ありがとうございました。

（拍手）

- 議長（池辺秀夫君） ただいま、まことに御丁寧なるごあいさつありがとうございました。

はなはだ高いところからでございますが、私より議会を代表して一言、ごあいさつ申し上げたいと存じます。

このたびの受賞、まことにおめでとうございます。心からお祝い申し上げます。今後とも、ますます御自愛の上、本市発展のため格段の御援助を賜りますようお願いいたします。

はなはだ簡単でございますが、お祝いの言葉といたしまして、伝達式を終りたいと思います。なお、今回の議長会の模様につきましては、別紙印刷配付してあるとおりでありまして、全議案を満場一致可決いたしましたので、御報告にかえさせていただきたいと存じます。

第56回 定期総会議案

（全国市議会議長会）

I 会長提出議案

1. 地方の時代の基礎づくりに関する決議
2. 第24回オリンピック競技大会誘致支持に関する決議
3. 全国市議会議長会会則施行規則一部改正

II 部会提出議案

- | | |
|--|-------|
| 1. 地方財政の確立について | 東海部会 |
| 2. 退職手当償制度の改正について | 中国部会 |
| 3. 新広域市町村圏（モデル定住圏）計画に対する財政措置について | 北信越部会 |
| 4. 自治会における財産の所有権の確立について要望 | 近畿部会 |
| 5. 同和対策事業特別措置法の適用拡大について | 中国部会 |
| 6. 地方財政の確立について | 九州部会 |
| 7. 校地の取得並びに造成に対する国庫補助について要望 | 東海部会 |
| 8. 教育、文化的施設の整備充実と財政援助について | 四国部会 |
| 9. 特殊教育施策の充実促進に関する要望 | 北海道部会 |
| 10. 埋蔵文化財発掘調査に係る法運営等の適正化について | 関東部会 |

11. 認可保育所建設に対する国庫負担枠の拡大方について	中国部会
12. 人工透析患者医療費の全額国庫負担について	東海部会
13. 廃棄物処理施設整備事業に対する財政措置の拡充について	東北部会
14. 中小企業に対する低利資金融資の確立について	九州部会
15. 水田利用再編対策について	四国部会
16. 松くい虫防除対策について要望	近畿部会
17. 北海道の特例措置として、公共事業関係予算の早期執行に関する要望	北海道部会
18. 昭和55年度公共事業の早期着工について	北信越部会
19. 除排雪事業に係る財政措置について	東北部会
20. 下水道事業に対する財源措置の強化について	四国部会
21. 国鉄地方交通線対策に関する要望	北海道部会
22. 東北新幹線鉄道の早期完成並びに東北鉄道網の整備について	東北部会
23. 北陸新幹線の早期着工について	北修越部会
24. 有害合成洗剤の使用禁止について	九州部会

○ 議長（池辺秀夫君） それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長をして報告させます。

（市会事務局長報告）

○ 市会事務局長（吉岡昭男君） 御報告申し上げます。

ただいま御出席されておる議員さんは25名でございます。山口議員さんから欠席の届け出がございます。現在、25名でございます。

○ 議長（池辺秀夫君） ただいまの報告どおり、出席議員25名をもちまして議会は成立しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○ 議長（池辺秀夫君） 本日の会議に出席を求めた者の氏名及び議事日程はお手元に印刷配付してあるとおりでありますので、よろしく御了承を願います。

なお、秘書広報課長より市政要覧の作成に当たり、議場風景の撮影許可の申し出がありましたので、これを許可いたします。

この際、市長のあいさつを願います。

（市長あいさつ）

○ 市長（池田忠雄君） 昭和55年第2回定例会の開催に当たりまして一言、ごあいさつを申

申し上げます。

議員皆様方におかれましては公私何かと御繁忙の中、また、とりわけ衆参両院議員選挙で御多忙の折にもかかわらず、御出席をいただきまして、ただいま議会が成立いたしましたことを衷心より厚く御礼を申し上げる次第でございます。

また、去る12日御逝去になりました大平総理大臣の御冥福を心からお祈りを申し上げますとともに、慎んで哀悼の意を表する次第でございます。

本定例会に御提案申し上げます議案は、「和泉市印鑑登録及び証明に関する条例制定について」外6件、「専決処分の承認を求めることについて」3件、その他報告6件、監査報告10件でございます。議案の内容につきましては別途御説明させていただきますので、何とぞよろしく御審議賜りまして、御議決、御承認くださいますよう、お願い申し上げます。

また、ただいま全国議長会より永年議員として表彰を受けられました成田秀益議員、横田憲治郎議員、貝淵博治議員、柳瀬美樹議員、竹下義章議員の5名の議員の皆様方には、長年にわたりまして和泉市政発展に御尽瘁賜りました御労苦に対し、深く敬意を表明いたしますとともに、受賞を心からお祝い申し上げ、今後ますますの御健康と御多幸をお祈り申し上げます。

以上、はなはだ簡単ではございますが、開会に当たりましてのごあいさつといたします。

-
- 議長（池辺秀夫君） 市長のあいさつは終わりました。

議案審議に先立ち、議員皆様方に御報告させていただきます。

去る4月23日付で竹内修一氏より常任総務委員長の辞任願が提出されました。5月8日に総務委員会を開催し、委員会条例第9条の規定により当委員会において辞任が許可されました。これに伴い直ちに委員長選任が行なわれ、その結果、山口義一君を委員長に、勝部津喜枝君を副委員長にそれぞれ選任された報告を受けましたので、以上報告させていただきます。

山口、勝部正副委員長さんには、委員会運営をよろしく願います。

-
- 議長（池辺秀夫君） それでは、これより日程審議に入ります。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行ないます。本件につきましては、会議規則第103条の規定に基づき、23番・三井正光君、25番・竹内修一君、26番柳瀬美樹君、以上3名をお願いいたします。

- 議長（池辺秀夫君） 日程第2「会期の決定について」をお諮りいたします。本定例会の会期は、議会運営委員会の決定に基づき、本日より6月18日までの6日間といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって本定例会の会期は、本日より6月18日までの6日間と決定いたしました。

- 議長（池辺秀夫君） 日程第3「農地の固定資産税に関する請願」（総務委員長報告）を議題といたします。

本請願は総務委員会に付託となっておりますので、審議の経過並びに結果報告を当該委員長にお願いするわけでございますが、山口委員長は病欠のため、勝部津喜枝副委員長さんをお願いいたします。

（総務副委員長報告）

- 総務副委員長（勝部津喜枝君）

昭和53年9月開会の第3回定例会において、当総務委員会に付託されました「農地の固定資産税に関する請願」の審議を去る5月8日に委員会を開催し、慎重審議いたしました経過、並びに結果につきまして、その概要を取りまとめて御報告申し上げます。

当日は委員出席のもと、理事者側より市長、助役並びに関係部課長の出席を求め、まず、本件についての説明を理事者側より求めて審議に入りました。請願の内容に付きましては、3項目ありまして、まず、第1点目の一般農地については、水田再編成対策等を考慮し、現行税額に据え置くこととありますが、昭和54年度は固定資産税の評価替えの基準年度であり、全国一斉に土地等の評価替えが行なわれ、農地の評価については、自治大臣が全国的な視野から、都道府県及び市町村間において評価の不均衡を防止する観点から調整していくよう指示され、田一反平均税額1,274円、畑一反平均税額630円を課税しており、最小限度の引き上げをさせていただいております。

水田利用再編成対策であります。昭和54年度実績水田面積630ヘクタールに対して、159.2ヘクタールが野菜、果実に転作され、反当たり36,300円を受け、57,700,000円の補助が交付されており、内容も特定作物と一般作物に分類し、それぞれ対応されてまいったのが現況であります。

第2点目は、「市街化区域内農地については宅地並み課税を廃止し、農地課税とすること」であります。昭和43年6月、新都市計画法が制定され、翌年6月1日から実施されたもの

で、本市も46年、市街化区域及び調整区域の線引きの区分を実施し、本請願が53年度提出され、市街化農地C農地は別として、A、B農地については、一定の要件を充足するものとして農地課税審議会にお諮りし、1千平米、約1反以上の農耕を行なっているそれらのA、B農地について減額を行なっている現状であります。

第3点目の「地方自治体が地域農業振興の為に実施している農業緑地保全制度を継続実施すること」ですが、地域農政特別事業は、農業振興を図るための推進事業で155万円計上しており、農業構造改善事業は、湯の谷共同防除施設外3地区に1億9,900万円の予算措置をし、園芸団地整備事業に1,500万円、ため池整備事業に、軽部池外5地区に2,916万円で実施し、農免道路整備事業に720万円で実施し、水路整備事業に160万円計上、それぞれ実施いたしております。昭和55年度については2億6,750万円の予算を計上し、現況対応しているものであります。

農業緑地保全制度につきましては、昭和48年に3カ年の時限要綱として、市街化区域の登録農地保全に関する補助金交付要綱を制定し、A、B農地に対する配慮を図ってまいりましたが、昭和51年税法が改正され、要綱に定める評価基準、集合面積基準等が大巾に緩和され、要望に対する一作の前進があったもので、昭和51年3月31日時限取り扱いを終了しましたが、なお、その後も税法上の減免措置の延長が図られ現在に至っている、との現課からの説明等がありまして、委員より請願に対する趣旨を考慮して充足されているとのことでもあり、本件をお諮りいたしましたところ、全員異議なく「農地の固定資産税に関する請願」を採択することになりましたので、何とぞよろしく本報告どおり可決せられんことをお願い申し上げ、私の報告を終わります。

- 議長（池辺秀夫君） ただいま副委員長より詳細なる報告が終わりました。

副委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別にないようですので、終わります。

お諮りいたします。「農地の固定資産税に関する請願」を委員長報告どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、本請願を委員長報告どおり決めます。委員の皆さんには慎重御審議まことに御苦労さんでございました。

- ○ 議長（池辺秀夫君） 日程第4より日程第13までは、いずれも例月出納検査の結果報告並

びに定期監査第二次分の結果報告でありますので、これを一括議題といたします。

なお、報告は多数でありますので、表題のみを朗読させます。

(市会事務局長朗読)

監査報告第8号

例月出納検査の結果について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の2第1項の規定により、昭和54年12月分収入役扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和55年4月14日

監査委員 久光 喜多男

同 坂上 國治

記

1. 検査実施日 昭和55年4月14日
2. 検査の対象 昭和54年12月分の出納状況
3. 検査の結果

12月末日現在の収支計算書と収入役の保管する出納関係の諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、12月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第9号

例月出納検査の結果について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の2第1項の規定により、昭和55年1月分収入役扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和55年4月14日

監査委員 久光 喜多男

監査委員 坂上 國治

記

1. 検査実施日 昭和55年4月14日
2. 検査の対象 昭和55年1月分の出納状況
3. 検査の結果

1月末日現在の収支計算書と収入役の保管する出納関係の諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、1月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第10号

例月出納検査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の2第1項の規定により、昭和54年12月分本市水道部企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和55年4月14日

監査委員 久光 喜多男

同 坂上 國治

記

1. 検査実施日 昭和55年4月14日
2. 検査の対象 昭和54年12月分の出納状況
3. 検査の結果

地方公営企業法第31条による12月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、12月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第11号

例月出納検査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の2第1項の規定により、昭和55年1月分本市水道部企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和55年4月14日

監査委員 久光 喜多男

同 坂上 國治

記

1. 検査実施日 昭和55年4月14日
2. 検査の対象 昭和55年1月分の出納状況
3. 検査の結果

地方公営企業法第31条による1月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、1月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第12号

例月出納検査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の2第1項の規定により、昭和54年12月分和泉市立病院企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和55年4月14日

監査委員 久光 喜多男

同 坂上 國治

記

1. 検査実施日 昭和55年4月14日
2. 検査の対象 昭和54年12月分の出納状況
3. 検査の結果

地方公営企業法第31条による12月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、12月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第13号

例月出納検査の結果について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の2第1項の規定により、昭和55年1月分和泉市立病院企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和55年4月14日

監査委員 久光 喜多男
同 坂上 國治

記

1. 検査実施日 昭和55年4月14日
2. 検査の対象 昭和55年1月分の出納状況
3. 検査の結果

地方公営企業法第31条による1月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、1月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第14号

例月出納検査の結果について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の2第1項の規定により、昭和55年2月分収入役扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和55年5月8日

監査委員 久光 喜多男
同 坂上 國治

記

1. 検査実施日 昭和55年5月8日
2. 検査の対象 昭和55年2月分の出納状況
3. 検査の結果

2月末日現在の収支計算書と収入役の保管する出納関係の諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。なお2月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第15号

例月出納検査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の2第1項の規定により、昭和55年2月分本市水道部企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和55年5月8日

監査委員 久光 喜多男
同 坂上 國治

記

1. 検査実施日 昭和55年5月8日
2. 検査の対象 昭和55年2月分の出納状況
3. 検査の結果

地方公営企業法第31条による2月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、2月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第16号

例月出納検査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の2第1項の規定により、昭和55年2月分和泉市立病院企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和55年5月8日

監査委員 久光 喜多男
同 坂上 國治

記

1. 検査実施日 昭和55年5月8日
2. 検査の対象 昭和55年2月分の出納状況
3. 検査の結果

地方公営企業法第31条による2月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、2月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第17号

定期監査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第3項の規定に基づく昭和54年度定期監査（第2次分）を別記要領により執行した。

その結果を同上第8項の規定により別冊のとおり報告する。

昭和55年3月31日提出

監査委員 久光 喜多男
同 坂上 國治

- 議長（池辺秀夫君） 本報告について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、監査報告第8号より第17号までの報告を終ります。

○

○ 議長（池辺秀夫君）次に、日程第14「昭和55年6月に支給する期末手当の額の特例に関する条例制定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第41号

昭和55年6月に支給する期末手当の額の特例に関する条例制定について
昭和55年6月に支給する期末手当の額の特例に関する条例を次のように制定する。

昭和55年6月13日提出

和泉市長 池田 忠雄

和泉市条例第 号

昭和55年6月に支給する期末手当の額の特例に関する条例（案）

（目的）

第1条 この条例は、昭和55年6月に支給する期末手当の額の特例に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（特例）

第2条 昭和55年6月に支給する期末手当に限り、和泉市職員の給与に関する条例（昭和38年和泉市条例第16号）第25条の規定の適用については、同条第2項中「割合を乗じて得た額」とあるのは、「割合を乗じて得た額に、29,000円を加えて得た額」とする。

2. 昭和55年6月に支給する期末手当に限り、和泉市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年和泉市条例第20号）第5条の規定の適用については、同条第2項中「100分の190」とあるのは、「100分の198.7」とする。

附 則

1. この条例は、公布の日から施行する。
2. 昭和55年6月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に和泉市職員の給与に関する条例及び和泉市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給した期末手当は、これらの条例及びこの条例の規定による給与の内払とみなす。

理 由

最近の労働経済情勢その他の諸事情にかんがみ、本年6月に支給する期末手当の額を特例的に増額する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第41号参考資料

昭和55年6月に支給する期末手当の額の特例に関する条例(案)による特例措置後の規定と本来の規定との対照表

1. 和泉市職員の給与に関する条例

特 例 措 置	本 来
<p>(期末手当)</p> <p>第25条〔略〕</p> <p>2. 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する調整手当の月額の合計額に、3月に支給する場合においては100分の50、6月に支給する場合においては100分の140、12月に支給する場合においては100分の190を乗じて得た額に、基準日以前3箇月以内(基準日が12月1日であるときは、6箇月以内)の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額に、29,000円を加えて得た額とする。</p> <p>〔表略〕</p> <p>3. 〔略〕</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第25条〔略〕</p> <p>2. 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する調整手当の月額の合計額に、3月に支給する場合においては100分の50、6月に支給する場合においては100分の140、12月に支給する場合においては100分の190を乗じて得た額に、基準日以前3箇月以内(基準日が12月1日であるときは、6箇月以内)の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>〔表略〕</p> <p>3. 〔略〕</p>

2. 和泉市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例

特 例 措 置	本 来
<p>第5条〔略〕</p> <p>2. 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、任期満限、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在)においてそ</p>	<p>第5条〔略〕</p> <p>2. 期末手当の額は、それぞれその基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、任期満限、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在)においてそ</p>

特 例 措 置	本 来
<p>の者が受けるべき報酬の月額に、基準日が3月1日である場合については100分の50、6月1日である場合については<u>100分の198.7</u>、12月1日である場合については100分の250を乗じて得た額に、基準日以前3箇月以内（基準日が12月1日であるときは、6箇月以内）の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。〔後段略〕</p> <p>〔表略〕</p>	<p>の者が受けるべき報酬の月額に、基準日が3月1日である場合については100分の50、6月1日である場合については<u>100分の190</u>、12月1日である場合については100分の250を乗じて得た額に、基準日以前3箇月以内（基準日が12月1日であるときは、6箇月以内）の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。〔後段略〕</p> <p>〔表略〕</p>

- 議長（池辺秀夫君） 提案理由の説明を願います。
- 参与（西川喜久君） それでは、ただいま御上程いただきました議案第41号「昭和55年6月に支給する期末手当の額の特例に関する条例制定について」の提案の理由並びにその内容の説明を申し上げます。

最近の物価の上昇、府下各市の状況、その他労働経済情勢の事情にかんがみまして、本年6月に支給する期末手当の額を特例的に増額する必要がありますので、御提案をする次第でございます。

その内容でございますが、第1条は、この条例の目的を定めるものでございます。

第2条第1項は、本年6月の期末手当に限り、職員の給与に関する条例第25条を適用するに当たって所定の読みかえを行ない、一般職員に対する期末手当の支給額を同条例分に2万9千円上積みしようとするものでございます。

また、同条第2項は、本年6月の期末手当に限り、議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例第5条を適用するに当たって、同条第2号中に100分の190とあるのを100分の87を上積みし、100分の198.7と改めるもので、これは職員の上積み分2万9千円にほぼ相当する率でございます。

以上、よろしく御審議をいただき、原案どおり可決御決定賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（池辺秀夫君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
- 2番（天堀 博君） 今回の期末手当の条例について御説明があったわけですが、特に職員

さんに対する分としては、物価の状況、各市の状況、労働経済情勢等をかんがみ、ということですが、職員さんについての分として、もう少し性格的なものをきちっともらえたらと思います。この2万9千円というのはどのような性格を持ったものなのかということです。

それからもう一点は、議員の分についてですが、100分の190を100分の198.7、いわゆる8.7をプラスしているわけですが、これについての各市の状況、特に阪南各市はどうなっているのか、その辺をひとつお聞きしたいと思います。

○ 議長（池辺秀夫君） 理事者答弁。

○ 参与（西川喜久君） まず、総括的に答え申し上げたいと思いますが、先ほど提案理由の中でも御説明申し上げましたように、最近の社会情勢もございまして、特別職におきましてもやはり社会労働経済情勢が近年、急激に変わってまいっていることは事実でございます。そのようなことから、府下各市の実態をも調査いたしました。ほとんどの市におきましても、支出の方法につきましては一定の相違もございしますが、職員と同様上積み分を支給しているのが実態でございます。本市におきましても、やはり他市と同様に支給させていただきたい、かように考えて御提案申し上げた次第でございます。

議員さんの8.7という上積みでございますが、私どもの考えにおきましては、特に職員につきましては常勤でございまして、特別職の方につきましては非常勤でございますので、即2万7千円を1.9にプラスするというように一般職員と同様の措置をとるよりも、それらの相当額を率で積み上げてお願いする方が適当ではないかという判断の中から、ひとつ8.7の上積みも特別職の方々にいたしまして、今回御提案を申し上げたものでございます。

以上でございます。

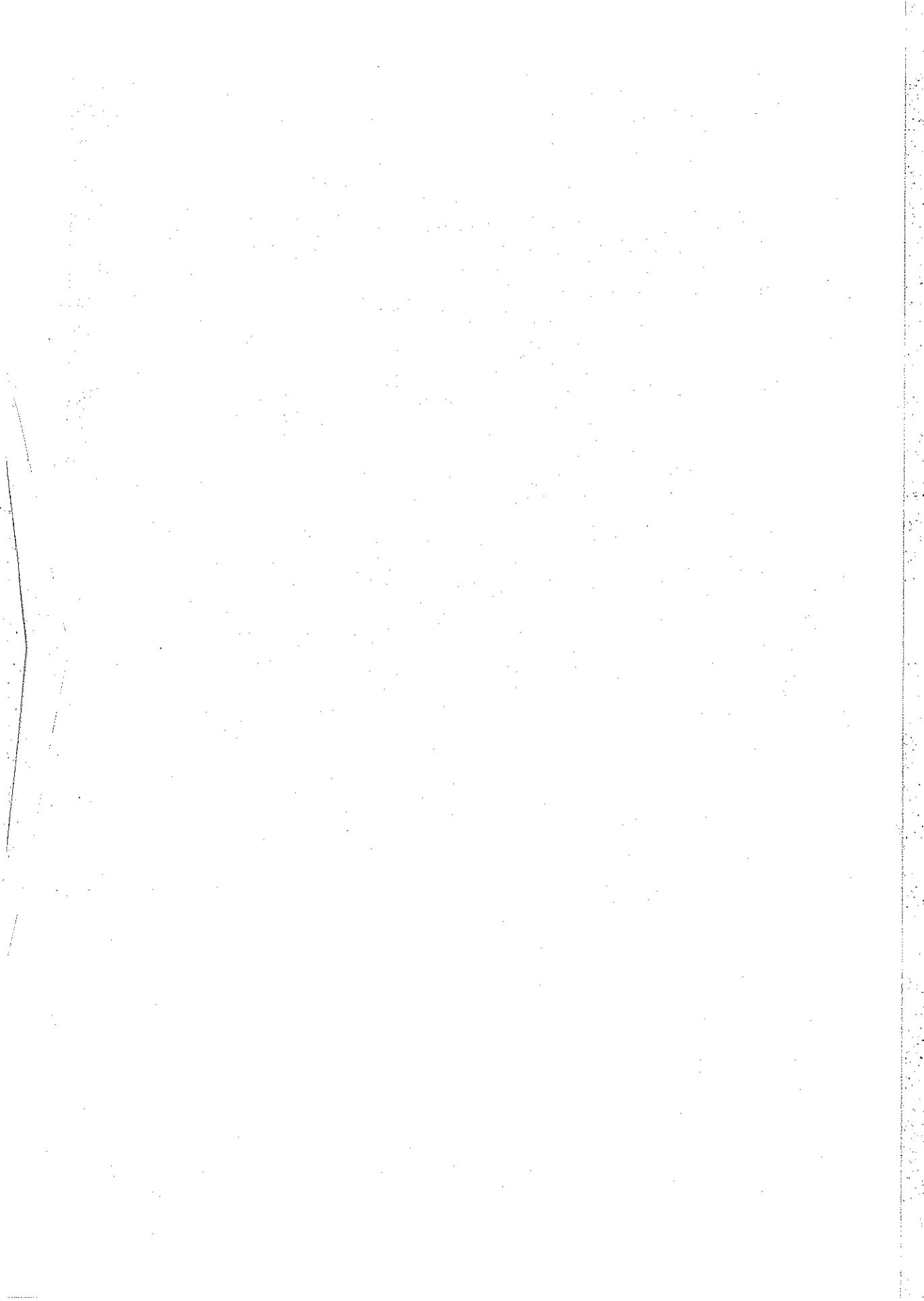
○ 2番（天堀 博君） 職員さんについては各市の状況ということで述べられましたけれども、非常に物価が上がってきているということもございまして。そういう点から必要だと思うわけなんです。議員については、いま言われたように非常勤であるというようなことから考えまして、さらに特別職の報酬等については最近引き上げたばかりですので、そういう点から見ても余り好ましくないんじゃないかと考えるわけでありまして。阪南各市の中でも、議員については出していないところもあるように聞いております。さらに、職員と同じようなことでも問題点も含まれておりますので、将来については改善すべきものであるかと考えます。

その点から私どもは、この条例そのものがいわゆる職員さんとのアベックで出てきているということもございまして、まだまだ和泉市を除いてすべての市が職員と同様に議員に渡しているというような状況ではございませんのでその点での考慮をいたしまして、意見を申し上げて、これについては、退席して態度を保留したいと考えるわけでありまして。

課次第 35 号 参考資料 土地改良事業二丁目地改修工事位置図



縮尺 2500分の1



5. 実施年度 昭和55年度より昭和57年度まで。

施行方法 請負

議案第35号参考資料

土地改良法(昭和24年法律第195号)抜すい

(土地改良事業の開始)

第96条の2 市町村は、土地改良事業を行なう場合は、都道府県知事の認可を受けなければならない。

2. 市町村は、土地改良事業を行なおうとする場合において、前項の認可を申請するには、あらかじめ、当該市町村の議会の議決を経て、土地改良事業の計画の概要(二以上の土地改良事業をあわせて施行する場合には、その各土地改良事業にかかる計画の概要及び省令で定めるときにあっては全体構成)を定め、その計画の概要(全体構成を定める場合にあっては、その全体構成を含む)その他必要な事項を公告して(中略)得なければならない。

3.~8. [略]

○ 議長(池辺秀夫君) 提案理由の説明を願います。

○ 産業衛生部長(広岡史郎君) ただいま御上程いただきました議案第35号「土地改良事業の施行について」、提案の理由並びに内容について御説明申し上げます。御説明に入る前に、本冊にとじてございます参考資料の位置図に、公共施設名の記載漏れと記載誤りがございますので、本日、改めてお手元に別紙で位置図を配付させていただいております。深くおわびし、訂正させていただきます。

本件は、和泉市唐国町1,191番地でございます農業用ため池ニゴリ池でございます。堤体延長9.75m、平均水深2.5m、貯水量が約3万トン、受益面積が6.5ヘクタールを有しておりますので、堤体、取水施設、余水吐がともに相当老朽化し、貯水困難になっておりますので、国費の補助金事業として改修しようとするものでございます。この事業施行に当たって、土地改良法第96条の2第2項の規定により議会の議決を必要としますので、御提案申し上げる次第でございます。

次に、事業の内容につきましては、昭和55年度から3カ年計画で事業費4千万円の予定をもって、堤体延長9.75m及び取水施設、余水吐それぞれ一カ所の改良を予定しているものでございます。

なお、施行方法は、請負方式で施行いたしたいと考えております。

以上、簡単でございますが、議案第35号の御説明を終わります。何とぞよろしく御審議の上、原案どおり可決御決定賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（池辺秀夫君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、議案御35号を原案どおり可決いたします。

-
- 議長（池辺秀夫君） 日程第16「和泉市印鑑登録及び証明に関する条例制定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第36号

和泉市印鑑登録及び証明に関する条例制定について

和泉市印鑑登録及び証明に関する条例を次のように制定する。

昭和55年6月13日提出

和泉市長 池田 忠雄

和泉市条例第 号

和泉市印鑑登録及び証明に関する条例（案）

（趣旨）

第1条 この条例は、印鑑の登録及び証明について必要な事項を定めるものとする。

（登録の資格）

第2条 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、本市の住民基本台帳に記録されている者又は外国人登録法（昭和27年法律第125号）に基づき外国人登録原票に登録されている者は、1人1個の印鑑に限り登録を受けることができる。ただし、15歳未満の者及び禁治産者は、登録を受けることができない。

（登録の申請）

第 3 条 印鑑の登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）は、印鑑登録申請書に登録する印鑑を添えて、自ら市長に申請しなければならない。ただし、疾病その他止むを得ない事由により自ら申請することができないときは、委任の旨を証する書面を添えて代理人により申請することができる。

（登録申請の不受理）

第 4 条 市長は、登録申請にかかる印鑑が次の各号の一に該当するときは印鑑登録の申請を受理することができない。

- (1) 住民基本台帳又は外国人登録原票に記載されている氏名の全部又は一部を表わしている
と認められないもの
- (2) 職業、資格等、他の事項をあわせて表わしているもの
- (3) ゴム印その他印面が変形しやすいもの
- (4) 印影の大きさが一辺の長さ 25 ミリメートルの正方形におさまらないもの及び一辺の長さ 6 ミリメートルの正方形におさまるもの
- (5) 印章が流し込み、プレス加工したもの
- (6) 印面のき損、ま滅により印影の照合が困難と認められるもの
- (7) 前各号に定めるもののほか市長が不適當と認めるもの

（登録申請の確認）

第 5 条 市長は、印鑑登録の申請を受理したときは当該申請者が本人であること及び当該申請が本人の意志に基づくものであることを確認しなければならない。

2. 前項の確認は、印鑑登録申請の事実について郵送その他市長が適當と認める方法により登録申請者に対して文書で照会し、市長が定める期日までにその回答書を当該申請者に持参させることによつて行なうものとする。

3. 第 3 条のただし書の規定は前項の場合に準用する。

（登録）

第 6 条 市長は、前条の規定による確認をしたときは、印鑑登録票に印影のほか登録申請者にかかるその他の事項を登録するものとする。

（印鑑登録証の交付）

第 7 条 市長は、印鑑登録を受けたものに印鑑登録証（以下「登録証」という。）を交付する。

2. 登録証がき損若しくは汚損したときは、印鑑登録証再交付申請書に登録証を添えて申請することにより再交付を受けることができる。ただし、当該登録証の番号又は職印の識別が困

難と認められるものについては再交付を受けることができない。

(印鑑登録証亡失の届出)

第 8 条 印鑑登録を受けている者が登録証を亡失したとき又は登録証の番号若しくは職印の識別が困難となったときは、印鑑登録証亡失届書により、直ちにその旨を市長に届出なければならない。

2. 第 3 条ただし書の規定は、前項の場合に準用する。

(登録事項の修正)

第 9 条 市長は、印鑑登録票に登録されている事項に変更があることを知ったときは、職権で当該事項について印鑑登録票を修正するものとする。

(登録の廃止申請)

第 10 条 印鑑登録を受けている者が印鑑の登録を廃止しようとするときは、印鑑登録廃止申請書に登録証を添えて申請しなければならない。

2. 印鑑登録を受けている者が登録されている印鑑を亡失したときは、印鑑登録廃止申請書に登録証を添えて直ちに当該印鑑の登録の廃止を申請しなければならない。

(登録の消除)

第 11 条 市長は次の各号の一に該当するときは、印鑑登録を消除しなければならない。

- (1) 第 8 条、第 10 条の申請等を受理したとき
- (2) 婚姻等により登録印鑑が第 4 条第 1 号に該当したとき
- (3) 印鑑の登録を受けている者が、死亡又は失踪宣告、禁治産宣告を受けたことを知りえたとき
- (4) 印鑑の登録を受けている者が、市外に転出したとき
- (5) 住民票が消除されたとき及び外国人登録原票を他の市区町村に送付し又は閉鎖したとき
- (6) その他市長が消除すべき事由が生じたと認めたとき

(登録証の返還)

第 12 条 印鑑の登録を受けている者が次の各号の一に該当するときは、登録証を市長に返還しなければならない。

- (1) 前条の規定により印鑑登録が消除されたとき
- (2) 第 7 条第 2 項の規定により再交付を受けようとするとき
- (3) 亡失した登録証を発見したとき

(登録の証明及び証明申請)

第 13 条 市長は、印鑑登録を受けている者に係る印鑑登録票に登録されている印影その他の

事項の写しについて証明する。

2. 印鑑の登録を受けている者又はその代理人が印鑑登録の証明を受けようとするときは、印鑑登録証明書交付申請書にかならず登録証を添えて申請するものとする。
3. 前項の場合において市長が必要と認めるときは、登録印鑑の提示を求めることができる。
(登録証明申請の不受理)

第14条 市長は、次の各号の一に該当するときは、印鑑登録証明書の交付申請を受理することができない。

- (1) 登録証の提示がないとき
- (2) 登録証の番号又は職印の識別が困難なとき
- (3) 所定の様式によらないとき
- (4) 印鑑登録証明書による再証明を求められたとき。
- (5) その他市長が不相当と認めるとき

(災害時等における場合の印鑑証明)

第15条 災害その他の理由により、この条例の定めるところにより印鑑登録証明書の交付を行なうことができない場合における印鑑の証明については、市長が別に定めるところにより行なうことができる。

(登録証明の手数料)

第16条 印鑑登録証明の手数料は、印鑑登録証明書1枚につき200円とする。

2. 前項の手数料は、いかなる場合も免除されない。
(事実の調査)

第17条 市長は、印鑑の登録及び証明に関し、必要な範囲内において関係人に対し質問又は書類の提出を求めることができる。

(閲覧の禁止)

第18条 印鑑登録票及び関係書類の閲覧は、法の規定により請求する場合を除き、これを禁止する。

(委任)

第19条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1. この条例は、昭和55年10月1日から施行する。
2. 和泉市印鑑登録及び証明に関する条例(昭和43年条例第3号、以下「旧条例」という)

は、廃止する。

(経過措置)

3. この条例施行の際、現に旧条例に基づき登録されている印鑑は、この条例施行の日から、昭和56年9月30日までの間はこの条例の規定により登録されたものとみなす。
4. 旧条例の規定により現に印鑑の登録を受けている者(以下「旧登録者」という)は、この条例施行の日から昭和56年9月30日までの間に印鑑登録切替申請書に印鑑登録手帳を添えて登録証の交付を受けなければならない。第3条ただし書の規定は、この場合に準用する。
5. 前項に規定する期間を経過したときに、切替申請がなされていない旧登録者の印鑑の登録は、その効力を失うものとする。
6. 旧登録者にかかる印鑑登録の証明については、この条例の規定にかかわらず、附則第4項に規定する期間は、なお従前の例による。

理由

印鑑登録証明事務の合理化を図り、もって住民の利便に資するため、印鑑登録証明事務処理要領(昭和49年自治振第10号通達)の趣旨に従い、本市においても所要の規定の整備を行なう必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

- 議長(池辺秀夫君) 提案理由の説明を願います。
- 市民部長(富田宏之君) それでは、ただいま御上程をいただきました議案第36号「和泉市印鑑登録及び証明に関する条例制定について」の提案理由並びにその内容について御説明申し上げます。

まず、理由でございますが、当市では昭和43年5月以来、印鑑登録については手帳制度を適用しておりましたが、この事務が正確かつ迅速に処理され、住民の利便を図るとともに、取り引きの安全に寄与し、あわせて事務の合理化を図るため、自治省通達の印鑑登録証明事務処理要領に従って、印鑑登録手帳制度を印鑑登録証制度に切りかえるよう条例制定をお願いしたいと存ずるものでございます。

この制度の骨子でございますが、この制度は、現在の印鑑登録手帳制度とは本質的に異なり、印鑑登録証そのものが、本人の場合には、印鑑登録をした旨のあかしとなり、また代理人の場合には、登録者の意思により委任された旨のあかしを持たせるものでございまして、登録証の提示がない場合は、印鑑登録証証明書の交付は一切行なわないことを原則といたしております。なお、登録の際、やむを得ない場合の即日交付については、新たに保証人実印を押印した書面

をもって本人確認をする方法を採用したいと考えております。

次に、この制度による事務改正点の主なものは次の三点で、第一は、本人及び代理人による印鑑登録証明書請求の際の実印及び認め印が一切不要となります。

第二に、代理人による印鑑登録証明書の請求書の際、委任の旨を証する書面が不要となります。

第三に、未成年者15歳以上20歳未満の者の父母の同意書が不要となります。

以上が現行制度との主な相違点でございますが、参考までに府下各市町村の状況を申し上げますと、本年5月現在、29市町村がこの登録証制度を実施いたしております。

次に、条例案の内容について順を追って御説明申し上げます。

第1条は、当条例の趣旨を。第2条は、登録のできる資格の範囲を。第3条は、登録の申請の手續を定めたものでございます。

第4条は、登録申請に際して不適當な印鑑について規定し、第5条は、登録申請が本人の意思に基づくものであるかどうかの確認の方法について定めたもので、第6条は、登録原票の作成について、第7条は、印鑑登録証の交付について規定したものでございます。

次に第8条は、登録証の亡失等の場合の届け出義務を。第9条は、登録事項に変更があった場合の修正について。第10条は、登録の廃止申請について規定したものでございます。

次に第11条は、登録の取り消しについて。第12条は、登録証の市長への返還についての規定を。第13条は、印鑑登録証明書の交付と、その申請手續を定めたものであります。

次いで第14条は、印鑑登録証明書の交付申請を受理することができない場合についてを規定。第15条は、市が災害その他の理由により証明書を交付できない場合についての取り扱いについて定めたものでございます。

続いて第16条は、登録証明書の手数料について、第17条は、登録及び証明についての市長の調査権について。第18条は、印鑑登録に関する書類の閲覧の禁止について。第19条は、当条例の施行に当たって施行規則を定めることを市長に委任する旨を定めたものでございます。

次に、附則といたしまして、この条例は、昭和55年10月1日から施行させていただきたいと存じます。

また、旧条例については廃止し、経過措置といたしまして、昭和56年9月30日までの間は、現に登録されている印鑑は、新条例に基づき登録されたものとして取り扱いさせていただき、現在印鑑登録されている方の登録証の交付は、昭和56年9月30日までの間に印鑑登録切替申請書に登録手帳を添えて手續きを行なうこととし、この期間内に切替えの申請がない場合には、その登録の効力を失なうものとする旨を定めたものでございます。

以上で提案の理由並びに内容の御説明を終らせていただきます。当条例の施行に当たっては、事前に全市民を対象に十分PRに努める所存でございますので、何とぞよろしく御審議いただきまして、原案どおり可決御決定賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（池辺秀夫君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
- 2番（天堀 博君） 細かな点はまた現課でいろいろ聞きたいんですが、登録の切りかえをするときに手帳を持ってくればいいということですが、これは代理人がそれをするのはできるのかどうか。

もう一点は、特に出張所について本年度調査費が組まれておりますが、こういう点では、そういう方向に向けての関連があるのかどうか、具体的なものが出来ればお聞かせ願いたいと思います。

- 議長（池辺秀夫君） 答弁。
- 市民課長（農端小一君） 第一点の代理人の切替申請ですが、従前どおり、委任を旨とする書面を提出いたしまして切りかえはできます。

二点目の連絡所等との関係ですが、それらも考慮いたしまして提案をいたしましたので、よろしく願いいたします。

- 議長（池辺秀夫君） 別に質疑、御意見ないものと認め、これを終ります。
お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、議案第36号を原案どおり可決決定いたします。

-
- 議長（池辺秀夫君） 次に、日程第17「和泉市立老人集会所条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第37号

和泉市立老人集会所条例の一部を改正する条例制定について
和泉市立老人集会所条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

55年6月13日提出

和泉市長 池田 忠雄

和泉市条例第 号

和泉市立老人集会所条例の一部を改正する条例（案）

和泉市立老人集会所条例（昭和48年和泉市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中

和泉市立緑ヶ丘老人集会所	和泉市緑ヶ丘13番地の12
--------------	---------------

を

和泉市立緑ヶ丘老人集会所	和泉市緑ヶ丘13番地の12
和泉市立北池田老人集会所	和泉市池田下町1846番地

に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

理 由

老人の教養の向上、健康の増進等、老人クラブ活動の促進を図り福祉の向上を期するため、今般北池田校区に新設する老人集会所の名称及び位置を定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第 37 号 参考資料

和泉市立老人集会所条例の一部改正（案）新旧対照表

新		旧	
和泉市立南松尾老人集会所	和泉市久井町 1, 177 番地の 1	和泉市立南松尾老人集会所	和泉市久井町 1, 177 番地の 1
和泉市立伯太老人集会所	和泉市伯太町 五丁目 174 番地	和泉市立伯太老人集会所	和泉市伯太町 五丁目 174 番地
和泉市立横山老人集会所	和泉市仏並町 307 番地の 3	和泉市立横山老人集会所	和泉市仏並町 307 番地の 3
和泉市立信太老人集会所	和泉市太町 403 番地の 2	和泉市立信太老人集会所	和泉市太町 403 番地の 2
和泉市立鶴山台老人集会所	和泉市鶴山台 二丁目 1 番地	和泉市立鶴山台老人集会所	和泉市鶴山台 二丁目 1 番地
和泉市立北松尾老人集会所	和泉市唐国町 826 番地	和泉市立北松尾老人集会所	和泉市唐国町 826 番地
和泉市立芦部老人集会所	和泉市観音寺町 128 番地	和泉市立芦部老人集会所	和泉市観音寺町 128 番地
和泉市立南池田老人集会所	和泉市三林町 591 番地	和泉市立南池田老人集会所	和泉市三林町 591 番地
和泉市立国府老人集会所	和泉市府中町 810 番地の 5	和泉市立国府老人集会所	和泉市府中町 810 番地の 5
和泉市立緑ヶ丘老人集会所	和泉市緑ヶ丘 18 番地の 12	和泉市立緑ヶ丘老人集会所	和泉市緑ヶ丘 13 番地の 12
和泉市立北池田老人集会所	和泉市池田下町 1, 846 番地		

○ 議長（池辺秀夫君） 提案理由の説明をお願いします。

○ 市民部長（富田宏之君） それでは、ただいま御上程いただきました議案第37号「和泉市老人集会所条例の一部を改正する条例制定について」の提案理由並びにその内容について御説明申し上げます。

まず、理由でございますが、老人福祉の一環といたしまして、老人に活動の場を提供し、老人クラブの活動の促進を図り老人福祉の向上を期するため、昭和48年度から老人集会所の整備を進めてまいっておりますが、今般、北池田校区に新設いたしましたので、その集会所の名称、位置を定める必要が生じたので、御提案申し上げる次第でございます。

次に、内容でございますが、今般の新設に伴いまして、条例第2条名称及び位置の「和泉市立緑ヶ丘老人集会所」の次に「和泉市立北池田老人集会所・和泉市池田下町1,846番地」へ設置させていただきたく存じます。

以上、簡単ではございますが、よろしく御審議下さいまして、原案どおり可決決定賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（池辺秀夫君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終ります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、議案第37号を原案どおり可決いたします。



○ 議長（池辺秀夫君） 日程第18「和泉市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例制定について」と日程第19「和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について」を一括議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第38号

和泉市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例制定について

和泉市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和55年6月13日提出

和泉市長 池田 忠雄

和泉市条例第 号

和泉市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例(案)

和泉市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例(昭和39年和泉市条例第28号)

の一部を次のように改正する。

階 級	勤 務 年 数					
	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上
団 長	70,000円	150,000円	210,000円	290,000円	390,000円	500,000円
副 団 長	60,000	130,000	180,000	250,000	340,000	450,000
分団長及び副分団長	55,000	120,000	160,000	220,000	300,000	410,000
部 長 及 び 班 長	50,000	110,000	150,000	200,000	270,000	370,000
団 員	40,000	100,000	140,000	180,000	250,000	340,000

を

階 級	勤 務 年 数					
	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上
団 長	80,000円	165,000円	230,000円	320,000円	430,000円	550,000円
副 団 長	65,000	145,000	200,000	275,000	380,000	500,000
分団長及び副分団長	60,000	130,000	175,000	240,000	330,000	450,000
部 長 及 び 班 長	55,000	120,000	165,000	220,000	300,000	410,000
団 員	45,000	110,000	155,000	200,000	275,000	380,000

に改める。

附 則

1. この条例は、公布の日から施行する。
2. 改正後の和泉市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例、別表の規定は、昭和55年4月1日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

理 由

消防団員等公務災害補償等共済基金法施行令の一部を改正する政令（昭和55年政令第68号）が公布施行されたことに伴い、本市においてもその改正の趣旨に従い、非常勤消防団員の処遇改善を図るため、所要の規定の整備を行なう必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

議案第38号参考資料

和泉市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正（案）新旧対照表

新						
別表 退職報償金支給額表（第2条関係）						
階 級	勤 務 年 数					
	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上
団 長	80,000 ^円	165,000 ^円	230,000 ^円	320,000 ^円	430,000 ^円	550,000 ^円
副 団 長	65,000	145,000	200,000	275,000	380,000	500,000
分団長及び 副分団長	60,000	130,000	175,000	240,000	330,000	450,000
部長及び 班長	55,000	120,000	165,000	220,000	300,000	410,000
団 員	45,000	110,000	155,000	200,000	275,000	380,000

旧						
別表 退職報償金支給額表（第2条関係）						
階 級	勤 務 年 数					
	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上
団 長	70,000 ^円	150,000 ^円	210,000 ^円	290,000 ^円	390,000 ^円	500,000 ^円
副 団 長	60,000	130,000	180,000	250,000	340,000	450,000
分団長及び 副分団長	55,000	120,000	160,000	220,000	300,000	410,000
部長及び 班長	50,000	110,000	150,000	200,000	270,000	370,000
団 長	40,000	100,000	140,000	180,000	250,000	340,000

議案第 39 号

和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について
和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和 55 年 6 月 13 日提出

和泉市長 池 田 忠 雄

和泉市条例第 号

和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例(案)

和泉市消防団員等公務災害補償条例(昭和 41 年和泉市条例第 18 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項第 2 号中「5,000 円」を「5,200 円」に、「8,600 円」を「8,900 円」に改め、同条第 3 項中「300 円」を「333 円」に、「90 円」を「100 円」に、「183 円」を「217 円」に改める。

第 20 条第 3 項中「1 月、4 月、7 月及び 10 月」を「3 月、6 月、9 月及び 12 月」に改める。

別表第 1 中

階 級	勤 務 年 数		
	10 年未満	10 年以上 20 年未満	20 年以上
団長及び副団長	7,400 円	8,000 円	8,600 円
分団長及び副分団長	6,200	6,800	7,400
部長・班長及び団員	5,000	5,600	6,200

を

階 級	勤 務 年 数		
	10 年未満	10 年以上 20 年未満	20 年以上
団長及び副団長	7,670 円	8,280 円	8,900 円
分団長及び副分団長	6,440	7,050	7,670
部長・班長及び団員	5,200	5,820	6,440

に改める。

附 則

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 20 条第 3 項の改正規定は、昭和 55 年 9 月 1 日から施行する。

2. 改正後の和泉市消防団員等公務災害補償条例第5条第2項及び同条第3項並びに別表第1の規定は、昭和55年4月1日以後に支給すべき事由が生じた損害補償並びに同日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で同日以後の期間について支給すべきものに適用し、同日前に支給すべき事由が生じたその他損害補償については、なお従前の例による。

理 由

非常勤消防団員等に対する損害補償の充実を図るため、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（昭和55年政令第67号）が公布施行され、補償基礎額の引上げが行われたことに伴い、本市においても所要の規定の整備を行なう必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第39号参考資料

和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部改正（案）新旧対照表

新	旧
（損害補償の種類）	（損害補償の種類）
第4条 この条例による損害補償の種類は、次のとおりとする。	第4条 この条例による損害補償の種類は、次のとおりとする。
(1) 療養補償	(1) 療養補償
(2) 休業補償	(2) 休業補償
(3) 傷病補償年金	(3) 傷病補償年金
(4) 障害補償	(4) 障害補償
ア 障害補償年金	ア 障害補償年金
イ 障害補償一時金	イ 障害補償一時金
(5) 遺族補償	(5) 遺族補償
ア 遺族補償年金	ア 遺族補償年金
イ 遺族補償一時金	イ 遺族補償一時金
(6) 葬祭補償	(6) 葬祭補償
（昭和52条例17・一部改正）	（昭和52条例17・一部改正）
（補償基礎額）	（補償基礎額）
第5条 前条に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）は、療養補償を除き、補償基礎額を基礎として行なう。	第5条 前条に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）は、療養補償を除き、補償基礎額として行なう。

新	旧
<p>2. 前項の補償基礎額は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 非常勤消防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し若しくは廃疾となった場合にあっては、死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断によって死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断によって疾病の発生が確定した日において当該非常勤消防団員が属していた階級及び当該階級に任命された日からの勤務年数に応じて別表Ⅰに定める額とする。</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは廃疾となった場合にあっては<u>5,200円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは<u>8,900円</u>を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p>	<p>2. 前項の補償基礎額は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 非常勤消防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し若しくは廃疾となった場合にあっては、死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断によって死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断によって疾病の発生が確定した日において当該非常勤消防団員が属していた階級及び当該階級に任命された日からの勤務年数に応じて別表Ⅰに定める額とする。</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が、消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは廃疾となった場合にあっては<u>5,000円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは<u>8,600円</u>を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p>
<p>3. 次の各号の一に該当する者で、非常勤消</p>	<p>3. 次の各号の一に該当する者で、非常勤消</p>

新	旧
<p>防団員又は消防作業従事者等（以下「非常勤消防団員等」という。）の死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断によって死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断によって疾病の発生が確定した日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号に該当する者については<u>333円</u>を、第2号から第5号までの一に該当する者のうち、2人までについてはそれぞれ<u>100円</u>（非常勤消防団員等に第1号に掲げる者が不在の場合にあっては、そのうち1人については<u>217円</u>）、その他の者については1人につき33円をそれぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。</p> <p>(1) 配偶者（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む）</p> <p>(2) 18歳未満の子及び孫</p> <p>(3) 60歳以上の父母及び祖父母</p> <p>(4) 18歳未満の弟妹</p> <p>(5) 不具廃疾者</p> <p>（年金たる損害補償の支給期間等）</p> <p>第20条 傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金（以下「年金たる損害補償」という。）の支給は、支給すべき事由が生じた月の翌月から始め、支給を受ける権利が消滅した月で終わる。</p>	<p>防団員又は消防作業従事者等（以下「非常勤消防団員等」という。）の死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断によって死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断によって疾病の発生が確定した日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号に該当する者については<u>300円</u>を、第2号から第5号までの一に該当する者のうち、2人までについては、それぞれ<u>90円</u>（非常勤消防団員等に第1号に掲げる者が不在の場合にあっては、そのうち1人については<u>183円</u>）、その他の者については1人につき33円をそれぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。</p> <p>(1) 配偶者（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む）</p> <p>(2) 18歳未満の子及び孫</p> <p>(3) 60歳以上の父母及び祖父母</p> <p>(4) 18歳未満の弟妹</p> <p>(5) 不具廃疾者</p> <p>（年金たる損害補償の支給期間等）</p> <p>第20条 傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金（以下「年金たる損害補償」という。）の支給は、支給すべき事由が生じた月の翌月から始め、支給を受ける権利が消滅した月で終わる。</p>

新		旧					
<p>2. 年金たる損害補償は、その支給を停止すべき事由が生じたときは、その事由が生じた月の翌月からその事由が消滅した月までの間は、支給しない。</p> <p>3. 年金たる損害補償は、<u>毎年3月、6月、9月及び12月の4期に</u>、それぞれその前月分までを支給する。ただし、支給を受ける権利が消滅した場合におけるその期の年金たる損害補償は、支給期月でない月であっても、支給する。</p>		<p>2. 年金たる損害補償は、その支給を停止すべき事由が生じたときは、その事由が生じた月の翌月からその事由が消滅した月までの間は、支給しない。</p> <p>3. 年金たる損害補償は、<u>毎年1月、4月、7月及び10月の4期に</u>、それぞれその前月分までを支給する。ただし、支給を受ける権利が消滅した場合におけるその期の年金たる損害補償は、支給期月でない月であっても、支給する。</p>					
別表第1 補償基礎額表(第5条関係)		別表第1 補償基礎額表(第5条関係)					
階 級	勤 務 年 数			階 級	勤 務 年 数		
	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上		10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
団 長 及 び 副 団 長	7,670円	8,280円	8,900円	団 長 及 び 副 団 長	7,400円	8,000円	8,600円
分 団 長 及 び 副 分 団 長	6,440	7,050	7,670	分 団 長 及 び 副 分 団 長	6,200	6,800	7,400
部 長、班 長 及 び 団 員	5,200	5,820	6,440	部 長、班 長 及 び 団 員	5,000	5,600	6,200
備考 略				備考 略			

- 議長(池辺秀夫君) 提案理由の説明を願います。
- 消防長(松村吉堯君) ただいま一括御上程いただきました議案第38号並びに39号について御説明申し上げます。最初に、議案第38号「和泉市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例制定について」、提案の理由並びにその内容について御説明申し上げます。

消防団員等公務災害補償等共済基金法施行令の一部を改正する政令が昭和55年4月5日、政令第68号で公布施行されたことに伴いまして、本市におきましても所要の改正をいたすべく、御提案申し上げるものでございます。

次に、その改正の内容でございますが、同条例第2条関係の別表中、縦の欄に団長以下5段

階の階別に、また横の欄には、勤続年数5年以上5年ごと6段階にそれぞれ退職金の支給金額を定めておりますが、これらを最低5千円から最高5万円までの範囲で引き上げ改正しようとするものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行し、本年四月一日以降に退職した消防団員に適用いたしたく存じます。

以上、簡単ですが、議案第38号の提案理由並びに内容の説明を終わります。

なお、32ページに新旧対照表を掲げておりますので、御参照いただきたく存じます。

続きまして、議案第39号「和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について」の提案理由並びにその内容について御説明申し上げます。

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令及び消防団員等公務災害補償等共済基金法施行令の一部を改正する政令が、昭和55年4月5日に公布施行されたことに伴い、本条例を改正する必要が生じたので、ここに改正をお願い申し上げる次第でございます。

まず、条例第5条に関する別表第1補償基礎額表中、基礎金額を最低200円から最高300円の範囲内でそれぞれ引き上げを行なうものでございます。

次に、条例第5条第2項の2号消防作業従事者及び救急業務協力者に係る補償基礎額の最低額5,000円を5,200円に、また最高額につきましては8,600円を8,900円に改め、同条第3項中の扶養親族に対する給付額は、配偶者について日額300円を333円に改め、その他の扶養者2人までを90円を100円に、配偶者のない扶養親族のうち1人に係る額183円を217円に改めるものでございます。

次に、同20条第3項の障害年金の支給月を定めたものでございますが、毎年1月、4月、7月及び10月とありましたものを、今回の準則改正に従いまして3月、6月、9月及び12月と改めたく存じます。

なお、現在本市では、これらの年金を受給されている方はございません。

以上、簡単でございますが、改正の内容説明を終わります。

なお、附則といたしまして、本条例は、公布の日から施行し、本年4月1日以降に支給すべき事由が発生したものに適用いたしたく存じます。ただし、第20条3項の規定につきましては、昭和55年9月1日から施行いたしたく存じます。

なお、37ページ以降に新旧対照表を掲げておりますので、御参照の上、何とぞよろしく御審議くださいます、原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（池辺秀夫君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認め、議案第38号及び議案第39号を原案どおり可決決定いたします。

○

- 議長(池辺秀夫君) 日程第20「和泉市火災予防条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

議案第40号

和泉市火災予防条例の一部を改正する条例制定について

和泉市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和55年6月13日提出

和泉市長 池田 忠雄

和泉市条例第 号

和泉市火災予防条例の一部を改正する条例(案)

和泉市火災予防条例(昭和37年和泉市条例第11号)の一部を次のように改正する。

目次中「第17条」を「第17条の2」に、「第22条」を「第22条の2」に、
「第6章 雑則(第43条-第48条)」を「第6章 消防用設備等の付加基準

(第43条・第43条の2)

第7章 罰則(第49条・第50条)」を「第7章 雑則(第44条-第48条)

第8章 罰則(第49条・第50条)」

に改める。

第1条中「数量」を「数量(以下「指定数量」という。))に、「並びに」を「、法第17条第2項の規定に基づき消防用設備等の技術上の基準の付加基準について並びに」に改める。

第3条第1項第1号中「又は工作物の可燃性の部分」を「その他の土地に定着する工作物(以下「建築物等」という。))に改め、同項第6号中「以下同じ。」を「第4章を除き以下同じ。」に、「不燃材料」を「金属」に改め、同項第13号中「暖房の用に供する熱風炉にあって

は、加熱された空気に、火粉、煙、ガス等が混入しない構造とし」を「熱風炉は、」に改め、同項第14号イ中「可燃物」を「建築物等の可燃性の部分及び可燃性の物品」に改め、同項第15号中「(以下「固体燃料」という。)」を削り、同項第16号を次のように改める。

(16) 削 除

同項第17号中「液体燃料」を「燈油、重油その他の液体燃料」に改め、同号イ中「設けること」を「設けるとともに、燃料の流出を防止できる構造とすること」に改め、同号エ中「以下同じ」を「第4章を除き以下同じ。」に、「こえ」を「超え」に、「こえる」を「超える」に改め、第19号を第20号とし、第18号中「(以下「気体燃料」という。)」を削り、同号の次に、次の1号を加える。

(19) 気体燃料を使用する炉又はかまどの附属設備については、次によること。

ア 燃焼装置は、炎の分布及び燃焼状態が良好な構造とし、必要に応じて燃焼の安全を確保するため口火安全装置又は逆風止装置を設けること。

イ 計量器は、電気開閉器、電動機その他の電気設備から60センチメートル以上離し、かつ、周囲に延焼のおそれのない位置に設けること。

ウ 酸素、高圧ガス又は圧縮空気を併用する場合は、配管の途中で逆火防止の装置を設けること。

エ 燃料容器は、屋外の通風のよい場所で直射日光等による熱影響の少ない位置に設けるとともに、地震等により容易に転倒又は落下しないように措置を講ずること。

オ 燃料容器は、漏れたガスが屋内に流入しないよう建築物の出入口、窓、床下等の開口部と十分な距離を保つこと。

第3条第1項に次の1号を加える。

(21) 熱媒を利用する炉又はかまどにあっては、熱媒の性質に応じて容易に腐食しない材料を用い、適当な温度及び圧力測定装置を設け、加熱に際して局部加熱を避ける構造とすること。

第3条第2項第1号中「かまどの」を「かまど及びその附属設備の」に改め、同項第2号中「点検を行ない」を「点検及び整備を行ない」に改め、同項第3号を次のように改める。

(3) 液体燃料を使用する炉又はかまど及び電気を熱源とする炉又はかまどにあっては、前号の点検及び整備を熟練者に行なわせること。

第3条第3項中「同条第21号ア、イ、カ及びケ並びに第23号を除く。）」を「(同条第23号ア及びイ、第25条ア、イ、キ及びコ並びに第27号を除く。)」に改め、同条の次に次の2条を加える。

(ふろがま)

第3条の2 ふろがまの位置及び構造は、次の各号に掲げる基準によらなければならない。

(1) 液体燃料を使用するふろがまのうち、入力60,000キロカロリー毎時未満のものにあつては、次によること。

ア 不燃材料以外の材料による仕上げ又はこれに類似する仕上げをした建築物等の部分及び可燃性の物品から別表第5の液体燃料ふろがまの項に掲げる数値以上の距離を保つこと。

イ 不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分(その部分の構造が、建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造又は建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第108条第1号に規定する防火構造(同条第4号の規定に基づき、建設大臣が同条第1号と同等以上の防火性能を有すると認めて指定するものを含む。)の場合を除く。以下同じ。)及び防熱板から別表第6の液体燃料ふろがまの項に掲げる数値以上の距離を保つこと。

(2) かま内にすすが付着しにくく、かつ、目詰まりしにくい構造とすること。

2. 前項に規定するもののほか、ふろがまの位置、構造及び管理の基準については、前条(第1項第11号から第14まで及び第21号を除く。)の規定を準用する。

(温風暖房機)

第3条の3 温風暖房機の位置及び構造は、次の各号に掲げる基準によらなければならない。

(1) 液体燃料を使用する温風暖房機(以下「液体燃料温風暖房機」という。)のうち、入力60,000キロカロリー毎時未満のものにあつては、次によること。

ア 不燃材料以外の材料による仕上げ又はこれに類似する仕上げをした建築物等の部分及び可燃性の物品から別表第5の液体燃料温風暖房機の項に掲げる数値以上の距離を保つこと。

イ 不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分及び防熱板から別表第6の液体燃料温風暖房機の項に掲げる数値以上の距離を保つこと。

(2) 加熱された空気に、火粉、煙、ガス等が混入しない構造とし、熱交換部分を耐熱性の金属材料で造るとともに、温風暖房機(固体燃料を使用する温風暖房機を除く。)の炉内の温度が過度に上昇する場合において、自動的に燃焼を停止できる過熱防止装置を設けること。

(3) 液体燃料温風暖房機に附属する風道にあつては、不燃材料以外の材料による仕上げ又はこれに類似する仕上げをした建築物等の部分及び可燃性の物品との間に次の表に掲げる式によって算定した数値(入力60,000キロカロリー毎時以上のものに附属する風道にあつては、算定した数値が15以下の場合、15とする。)以上の距離を保つこと。ただし、

厚さ2センチメートル以上（入力60,000キロカロリー毎時以上のものに附属する風道にあっては、10センチメートル以上）の金属以外の不燃材料で被覆する部分については、この限りでない。

風道からの方向	距離（単位センチメートル）
上 方	$L \times 0.70$
側 方	$L \times 0.55$
下 方	$L \times 0.45$
この表においてLは、風道の断面が円形の場合は、直径、長方形の場合は長辺の長さとする。	

2. 前項に規定するもののほか、温風暖房機の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第11号及び第12号を除く。）の規定を準用する。

第4条第2項中「前条（第1項第1号、第11号から第13号まで及び第16号を除く。）及び第8条の2第1項」を「第3条（第1項第11号、第12号及び第14号を除く。）に改め、同条第1項中「構造」を「位置及び構造」に改め、同項中第2号を第4号とし、第1号を第3号とし、同号の前に次の2号を加える。

- (1) 不燃材料以外の材料による仕上げ又はこれに類似する仕上げをした建築物等の部分及び可燃性の物品から別表第5のボイラーの項に掲げる数値以上の距離を保つこと。
- (2) 不燃性材で有効に仕上げをした建築物等の部分及び防熱板から別表第6のボイラーの項に掲げる数値以上の距離を保つこと。

第5条第2項中「第16号及び第17号を除く」を「第17号オ及び第21号を除く」に改め、同条第1項第2号を削り、同項第3号中「薪、石炭その他の固体燃料」を「固体燃料」に改め、同号を第2号とし、第1号を次のように改める。

- (1) 液体燃料を使用するストーブのうち、入力60,000キロカロリー毎時未満のものにあつては、次によること。
 - ア 不燃材料以外の材料による仕上げ又はこれに類似する仕上げをした建築物等の部分及び可燃性の物品から別表第5の液体燃料ストーブの項に掲げる数値以上の距離を保つこと。
 - イ 不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分及び防熱板から別表第6の液体燃料ストーブの項に掲げる数値以上の距離を保つこと。

第5条の次に次の1条を加える。

（煙突及び煙道）

第5条の2 煙突及び煙道の位置及び構造は、次の各号に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 構造又は材質に応じ、支わく、支線、腕金具等で固定すること。
- (2) 煙突の屋上突出部は、屋根面からの垂直距離を60センチメートル以上とすること。
- (3) 煙突の高さは、その先端から水平距離1メートル以内に建築物の軒がある場合においては、その軒から60センチメートル以上高くすること。
- (4) 金属製又は石綿製の煙突及び煙道は、小屋裏、天井裏、床裏等にある部分を金属以外の不燃材料で防火上有効に被覆すること。
- (5) 金属製又は石綿製の煙突及び煙道は、建築物等の可燃性の部分及び可燃性の物品との間に15センチメートル以上の距離を保つこと。ただし、厚さ10センチメートル以上の金属以外の不燃材料で被覆する部分については、この限りでない。
- (6) 可燃性の壁、床、天井等を貫通する部分は眼鏡石をはめ込み、又は遮熱材料で有効に被覆すること。
- (7) 可燃性の壁、床、天井等を貫通する部分、小屋裏、天井裏、床裏等において接続する場合は、容易に離脱せず、かつ、燃焼排気が漏れない構造とすること。
- (8) 容易に掃除ができる構造とすること。
- (9) 火粉を飛散するおそれのあるものにあつては、火粉の飛散を防止するための有効な装置を設けること。
- (10) れんが造、石造若しくはコンクリートブロック造の煙突及び煙道は、その内部に陶管を差し込み、又はセメントモルタルを塗ること。

第6条第1項第1号中「間隔」を「距離」に改め、同条第2項中「(第1項第1号、第7号、第9号から第13号まで及び第16号並びに第2項第3号を除く。)」を「(第1項第1号、第7号、第9号から第14号まで及び第21号を除く。)」に改める。

第7条第1項中「位置、構造は、」を「構造は、」に改め、同条第2項中「(第1項第11号から第13号までを除く。)」を「(第1項第11号及び第12号を除く。)」に改める。

第7条の2第2項中「(第1項第10号から第13号までを除く。)」を「(第1項第10号から第13号まで及び第21号を除く。)」に改める。

第8条第1項中「間隔」を「距離」に改め、同条第2項中「(第1項第1号、第6号及び第10号から第16号まで並びに第2項第3号及び第5号を除く。)」を「(第1項第6号、第10号から第15号まで及び第21号並びに第2項第5号を除く。)」に改める。

第8条の2第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「前項」に、「(第1項第1号、第11号から第14号まで及び第16号並びに第2項第3号を除く。)」を「(第1項第11号から第14

号までを除く。)に改め、同項を第2項とし、同条第1項を次のように改める。

給湯湯沸設備の位置は、次の各号に掲げる基準によらなければならない。

(1) 不燃材料以外の材料による仕上げ又はこれに類似する仕上げをした建築物等の部分及び可燃性の物品から別表第5の給湯湯沸設備の項に掲げる数値以上の距離を保つこと。

(2) 不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分及び防熱板から別表第6の給湯湯沸設備の項に掲げる数値以上の距離を保つこと。

第10条第1項第1号中「準不燃材料」を「準不燃材料(建築基準法施行令第1条第5号に規定する準不燃材料をいう。以下同じ。)」に改める。

第11条第1項第3号中「甲種防火戸又は乙種防火戸」を「甲種防火戸(建築基準法施行令第110条第1項に規定する甲種防火戸をいう。以下同じ。)又は乙種防火戸(同条第2項及び第3項に規定する乙種防火戸をいう。)」に改め、同項第9号中「行なわせ」を「行わせ」に改め、同条第4項を削る。

第12条第1項中「位置、構造及び管理」を「位置及び構造」に改め、同条第2項中「第3条第1項第16号及び第17号並びに前条第1項」を「第3条第1項第17号及び前条第1項」に改める。

第14条第3号中「難燃性」を「不燃性及び難燃性」に改め、同条第6号中「行ない」を「行い」に改める。

第15条第1項第1号及び第2号中「電気設備」を「電気設備は、次によること」に改める。

第17条中「行なう」を「行う」に改める。

第17条の次に次の1条を加える。

(基準の特例)

第17条の2 この節の規定は、この節に掲げる設備について、消防長が、当該設備の位置、構造及び管理並びに周囲の状況から判断して、この節の規定による基準によらなくとも、火災予防上支障がないと認めるときにおいては、適用しない。

第18条第1項第1号中「可燃物」を「建築物及び可燃性の物品」に改め、同項第5号中ただし書を削り、同項に次の1号を加える。

(13) 必要な点検及び整備を熟練者に行わせ、火災予防上有効に保持すること。

同条第2項中「液体燃料を使用する器具のうち、移動式のストーブ」を「液体燃料移動式ストーブ」に、「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2. 液体燃料を使用する器具のうち、移動式のストーブ(以下「液体燃料移動式ストーブ」と

いう。)及びこんろの取扱いは、前項に規定するもののほか、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) 不燃材料以外の材料による仕上げ又はこれに類似する仕上げをした建築物等の部分及び可燃性の物品からそれぞれ別表第5の液体燃料移動式ストーブの項及び液体燃料こんろの項に掲げる数値以上の距離を保つこと。

(2) 不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分及び防熱板からそれぞれ別表第6の液体燃料移動式ストーブの項及び液体燃料こんろの項に掲げる数値以上の距離を保つこと。

第19条第1項第2号中ただし書を削る。

第20条第1項中「長さとしなければならない」を「長さとし、管の接続部はホースバンド等で離脱しないようにしなければならない。」に改める。

第22条の次に次の1条を加える。

(基準の特例)

第22条の2 この節の規定は、この節に掲げる器具について、消防長が、当該器具の取扱い及び周囲の状況から判断して、この節の規定による基準によらなくとも、火災予防上支障がないと認めるときにおいては、適用しない。

第23条第1項中「客席」を「客席又は百貨店及びこれらに類するものの売場、」に、「危険」を「人命に危険」に、「消防長(消防署長)が指定する場所」を「消防長が指定する場所(以下「指定場所」という。)」に、「火災予防上危険な物品」を「危険物品」に、「上演のために特に必要な場合において消防長(消防署長)」を「特に必要な場合において、消防長」に改め、同条第2項中「消防長(消防署長)が指定する場所」を「指定場所」に、「禁煙」、「火気厳禁」又は「危険物品持込み厳禁」と表示した」を「喫煙等を禁止する旨の」に改め、「この場合において、標識の色は、地を赤色、文字を白色とするものとする。」を削り、同条第3項中「消防長(消防署長)が指定する場所を有する劇場等」を「指定場所を有する劇場等、百貨店及びこれらに類するもの又はその他の防火対象物」に、「喫煙所」を「避難上支障とならない場所に喫煙所」に、「表示」を「標示」に改め、同条第4項中「前項の喫煙所」を「劇場等の喫煙所」に改め、同条第5項中「消防長(消防署長)の指定する場所」を「指定場所」に、「火災予防上危険な物品」を「危険物品」に改める。

第25条第1項中「引火性又は爆発性」を「可燃性」に改め、同条第2項中「消火準備」を「消火準備、監視、残火の点検」に改める。

第27条中「危険物」を「危険物その他危険な物品」に、「第3号から第19号まで」を「第1号から第13号まで、第20号及び第28号」に改める。

第28条を次のように改める。

(作業中の防火管理)

第28条 作業中の防火管理は、次の各号の基準によらなければならない。

- (1) ガス若しくは電気による溶接、溶断作業、グラインダー等による火花を発する作業、トーチランプ等による加熱作業、アスファルト等の溶解作業又は鋸打作業(以下「溶解作業等」という。)は、可燃性の物品の付近においてこれをしてはならない。
- (2) 溶接作業等を行う場合は、火花の飛散、接炎等による火災の発生を防止するため、湿砂の散布、散水、不燃材料による遮熱又は可燃性の物品の除去、消火準備及び作業後の点検その他火災予防上必要な措置を講じなければならない。
- (3) 消防法施行令(昭和36年政令第37号。以下「令」という。)別表第1に掲げる防火対象物(同表(18)項から(20)項までに掲げるものを除く。以下第40条及び第41条において同じ。)及びこれらの防火対象物の用途に供するため工事中の建築物その他の工作物において、可燃性の蒸気若しくはガスを著しく発生する物品を使用する作業又は爆発性若しくは可燃性の粉じんを著しく発生する作業を行う場合は、換気又は除じん、火気の制限、消火準備、作業後の点検その他火災予防上必要な措置を講じなければならない。
- (4) 作業現場においては、火災予防上安全な場所に吸殻容器を設け、当該場所以外の場所では喫煙してはならない。
- (5) 作業現場の施行責任者は、前各号に掲げる事項を作業従事者に遵守させる等火災予防に努めること。

第29条第6号中「行なう」を「行う」に改める。

第30条中「法別表で定める数量(以下「指定数量」という。))」を「指定数量」に改め、同条第6号を第7号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (8) 危険物又は危険物のくず、かす等を廃棄するときは、それらの性質に応じ、安全な場所において、他に危害又は損害を及ぼすおそれのない方法により行うこと。

同条第1号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、同項に第1号として、次の1号を加える。

- (1) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合は、火災予防上安全な場所で行うこと。

第31条を次のように改める。

(少量危険物の貯蔵又は取扱いの基準)

第31条 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物(以下「少量危険物」という。)の貯蔵又は取扱いは、前条に定めるもののほか、次の各号に掲げる技術上の基準によらなければならない。

- (1) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所においては、当該危険物の性質に応じて遮光又は換気を行うこと。
- (2) 危険物の性質に応じた適正な温度又は湿度を保つように取り扱うこと。
- (3) 危険物の変質、異物の混入等により、当該危険物の危険性が增大しないように措置を講ずること。
- (4) 危険物その他の物品との接触又は混合により発火するおそれのある危険物は、それらに近接して置かないこと。ただし、接触又は混合しないような措置を講じた場合は、この限りでない。
- (5) 可燃性の液体、可燃性の蒸気若しくは可燃性のガスが漏れ、若しくは滞留するおそれのある場所又は可燃性の微粉が著しく浮遊するおそれのある場所においては、火花を発生する機械器具、工具、履物等を使用しないこと。
- (6) 危険物を保護液中に保存する場合には、当該危険物が保護液中から露出しないようにすること。
- (7) 危険物を加熱し、又は乾燥するときは、危険物の温度が局部的に上昇しない方法で行うこと。
- (8) 危険物の詰替えは、防火上安全な場所で行うこと。
- (9) 危険物の吹付作業は、防火上有効な隔壁で区画された場所等安全な場所で行うこと。
- (10) 焼入れ作業は、危険物が危険な温度に達しないようにして行うこと。
- (11) 染色又は洗滌の作業は、可燃性の蒸気の換気をよくして行うとともに、廃液を安全に処理すること。
- (12) バーナーにより危険物を消費するときは、バーナーの逆火を防ぎ、かつ、危険物があふれないようにすること。
- (13) 危険物の容器への収納又は詰替えは、危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号。以下この章において「危険物規則」という。）別表第3に掲げる運搬容器及び収納の基準に適合するように行うこと。ただし、火災予防上支障がないと認められるときは、この限りでない。
- (14) タンクの計量口は、計量するとき以外は閉鎖しておくこと。
- (15) タンクの開閉弁は、危険物を移送するとき以外は閉鎖しておくこと。
- (16) 車両に固定されたタンク（以下「移動タンク」という。）は、火災予防上安全な場所に常置すること。
- (17) 移動タンクから他のタンクへ危険物を注入するときは、当該タンクの給油ホースと他の

タンクの注入口を緊結して行うこと。ただし、給油ホースの先端部に手動開閉装置を備えた給油ノズル（手動開閉装置を開放の状態に固定する装置を備えたものを除く。）により引火点が40度以上の液体の危険物を注入するときは、この限りでない。

- (18) 移動タンクにより危険物を運搬する者は、運搬の開始前に弁、マンホール及び注入口のふた等の点検を行うこと。
- (19) 車両により危険物を運搬する場合（移動タンクにより危険物を運搬する場合を含む。）において、休憩等のため車両を一時停止させるときは、安全な場所を選ぶこと。
- (20) 危険物が残存し、又は残存しているおそれのある設備、機械器具、容器等を修理する場合においては、安全な場所において危険物を完全に除去した後に行うこと。
- (21) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所で工事を行う場合は、施行責任者は、工事従事者に火災予防上必要な指示を与え、事故防止に努めること。
- (22) 危険物を屋外において貯蔵し、又は取り扱う場合は、次によること。

ア 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所の周囲には、容器の種類及び危険物の数量に応じ、次の表に掲げる幅の空地を保有するか、又は防火上有効なへいを設けること。ただし開口部のない耐火構造若しくは防火構造の壁、又は不燃材料（危険物規則第10条に定める不燃材料をいう。以下この章において同じ。）で造った壁に面するときは、この限りでない。

容器の種類	危険物の数量	空地の幅
タンク又は鋼製ドラムの場合	指定数量の2分の1以上指定数量未満	1メートル以上
その他の場合	指定数量の5分の1以上2分の1未満	1メートル以上
	指定数量の2分の1以上指定数量未満	2メートル以上

- イ 液状の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所（タンクにおいて貯蔵し、又は取り扱う場合は除く。）の地盤面は、危険物が浸透しない構造とするとともに、適当な傾斜をつけ、かつ、ためます等を設けること。ただし、湿潤でなく、かつ、排水のよい場所にさく等を設け、容器入りのままで危険物を貯蔵する場合は、この限りでない。
- ウ タンクにおいて液体の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合は、危険物が漏れたときにその流出を防止するために、当該タンクの周囲に防油堤を設けること。
- (23) 危険物を屋内において貯蔵し、又は取り扱う場合は、次に掲げる構造の室内において行

うこと。

- ア 壁、柱、床、はり、階段及び天井は、不燃材料で作られ、又はおおわれたものであること。ただし、法別表第6類の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合は、危険物におかされるおそれのある部分をアスファルトその他腐食し難い材料で被覆することができる。
 - イ 窓及び出入口には、甲種防火戸、又は乙種防火戸を設けること。
 - ウ 可燃性の蒸気又は可燃性の微粉の発生が著しい場合は、当該蒸気又は微粉を屋外の安全な場所に排出する設備を設けること。
 - エ 液状の危険物を取り扱う部分の床は、危険物が浸透しない構造とするとともに、適当な傾斜をつけ、かつ、ためますを設けること。
 - オ タンクにおいて危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合は、前号ウによるほか、当該タンクは容易に点検することができる位置に設置すること。
- 24) 危険物を取り扱う機械器具その他の設備（タンクを除く。）については、次によること。
- ア 危険物の漏れ、あふれ又は飛散を防止することができる構造とし、又は装置を設けること。
 - イ 危険物を取り扱う配管は、次によること。
 - ア) 配管は、鋼製その他の金属製のものとすること。
 - イ) 配管を地上に設置する場合には、地盤面に接しないようにするとともに、配管に外面の腐食を防止するための塗装をすること。
 - ウ) 配管を地下に設置する場合には、配管に外面の腐食を防止するための措置を講じ、かつ、当該配管の接合部分（溶接による接合部分を除く。）について、当該接合部分からの危険物の漏えいを点検することができる措置を講ずること。
 - ウ 危険物を加熱し、又は乾燥する設備は、直火を用いない構造とすること。ただし、当該設備が防火上安全な場所に設けられているとき又は当該設備に火災を防止するための附帯設備を設けたときは、この限りでない。
 - エ 危険物を加圧する設備又はその取り扱う危険物の圧力が上昇するおそれのある設備には有効な圧力計及び安全装置を設けること。
 - オ 危険物を加熱し、若しくは冷却する設備又は危険物の取扱いに伴って温度の変化が起こる設備には、適当な温度測定装置を設けること。
 - カ 引火性の熱媒体を使用する設備にあつては、その各部分を熱媒体又はその蒸気が漏れない構造とするとともに、当該設備に設ける安全装置は、熱媒体又はその蒸気を火災予防上安全な場所に導く構造とすること。

キ 静電気が発生するおそれのある設備には、当該設備に蓄積される静電気を有効に除去する装置を設けること。

ク 電気設備は、電気工作物に係る法令の規定によること。

(25) 危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンク（地下に埋設するタンク及び移動タンクを除く。）については、次によること。

ア その容量（危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）第5条第2項に規定する容量をいう。）に応じ、次の表に掲げる厚さの鋼板又はこれと同等以上の強度を有する金属板で気密に作るとともに、圧力タンクを除くタンクにあっては水張りによって、圧力タンクにあっては最大常用圧力の1.5倍の圧力によって漏れ、又は変形しないものであること。

タンクの容量	板厚
40リットル以下	1.0ミリメートル以上
40リットルを超え100リットル以下	1.2ミリメートル以上
100リットルを超え250リットル以下	1.6ミリメートル以上
250リットルを超えるもの	2.0ミリメートル以上

イ 外面にさび止めのための措置を講ずること。ただし、アルミニウム合金、ステンレス鋼その他さびにくい材質で作られたタンクにあっては、この限りでない。

ウ 屋外に設置するもので、タンクの底板を地盤面に接して設けるものにあっては、底板の外面の腐食を防止するための措置を講ずること。

エ 圧力タンクにあっては、有効な安全装置を、圧力タンク以外のタンクにあっては、有効な通気管又は通気口を設けること。この場合において、通気管又は通気口は、地震等により容易に危険物が流出しない構造とするとともに、雨水の浸入を防止する措置を講ずること。

オ 引火点が40度以下の危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクにあっては、通気管又は通気口に引火を防止するための措置を講ずること。

カ 注入口は、火災予防上支障のない場所に設けるとともに、給油ホース又は給油管と結合することができ、かつ危険物が漏れないものであること。

キ 地震等により容易に転倒又は落下しないように不燃性の堅固な基礎又は架台上に設けること。

ク 見やすい位置に危険物の量を覚知することができる装置を設けること。

ケ タンクの配管は、前号イの規定を準用すること。

コ タンクの配管には、タンク直近の容易に操作できる位置に開閉弁を設けること。

サ タンクの配管には、地震等により当該配管とタンクとの結合部分に損傷を与えないような措置を講ずること。

㊦ 危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクのうち地下に埋設するタンクについては、前号イからカまで及びケの規定を準用するほか、次によること。

ア 地盤面下に設けられたタンク室に設置すること。ただし、次のイからエまでのすべてに適合するものであるときは、タンク室に設置しないことができる。

イ アスファルトルーフィング、アスファルトプライマー、モルタル等を用いて有効に被覆されていること。ただし、腐食し難い材質で作られたタンクにあっては、この限りでない。

ロ 当該タンクの水平投影の縦及び横よりそれぞれ60センチメートル以上大きく、かつ、厚さ30センチメートル以上の鉄筋コンクリートのふたでおおわれていること。

ハ ふたにかかる重量が直接当該タンクにかからない構造であること。

ニ 堅固な基礎の上に固定されていること。

イ タンク室は、壁及び底を厚さ30センチメートル以上のコンクリート造り又はこれと同等以上の強度を有する構造とし、かつ、適当な防水の措置を講ずるとともに、ふたを厚さ30センチメートル以上の防水措置を講じた鉄筋コンクリート造りとする。

ロ タンクは、厚さ3.2ミリメートル以上の鋼板若しくはこれと同等以上の強度を有する金属板又はこれと同等以上の性能を有するガラス繊維強化プラスチックで気密に作るとともに、圧力タンクを除くタンクにあっては0.7重量キログラム毎平方センチメートルの圧力によって、圧力タンクにあっては最大常用圧力の1.5倍の圧力によって漏れ、又は変形しないものであること。

ハ 液体の危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクには危険物の量を自動的に覚知することができる装置又は計量口を設けること。

ニ タンクの頂部は、60センチメートル以上地盤面から下にあること。

ホ タンクの配管は、当該タンクの頂部に取り付けること。

ヘ タンクとタンク室の内側との間は、10センチメートル以上の間隔を保つものとし、かつ、当該タンクの周囲に乾燥砂をつめること。

ト 地下にある配管は、地盤面にかかる重量が当該配管部分にかからないように保護するとともに、ねじ接続による連結部（通気管の連結部を除く。）は、漏れを点検できるようにふたのあるコンクリート造りの箱に納めること。

ケ タンクの周囲には、液体の危険物の漏れを検査するための管を2箇所以上適当な位置に設けること。

(7) 危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクのうち、移動タンクについては、次によること。

ア タンクは、厚さ3.2ミリメートル以上の鋼板又はこれと同等以上の強度を有する金属板で気密に作るとともに、圧力タンクを除くタンクにあつては0.7重量キログラム毎平方センチメートルの圧力によって、圧力タンクにあつては最大常用圧力の1.5倍の圧力によって漏れ、又は変形しないものであること。

イ 常用圧力が0.2重量キログラム毎平方センチメートル以下の移動タンクにあつては0.2重量キログラム毎平方センチメートルを超え0.24重量キログラム毎平方センチメートル以下の範囲の圧力で、常用圧力が0.2重量キログラム毎平方センチメートルを超える移動タンクにあつては常用圧力の1.1倍以下の圧力で作動する安全装置を設けること。

ウ マンホール、注入口、安全装置等の附属装置がその上部に突出している移動タンクには、当該タンクの転倒等による当該附属装置の損傷を防止するための防護枠を設けること。

エ マンホール及び注入口のふたは、厚さ3.2ミリメートル以上の鋼板又はこれと同等以上の強度を有する金属板で作ること。

オ 外面にさび止めのための措置を講ずること。ただし、アルミニウム合金、ステンレス鋼その他さびにくい材質で作られた移動タンクにあつては、この限りでない。

(8) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所には、見やすい箇所に危険物を貯蔵し、又は取り扱っている旨及び品名、最大数量を表示した標識並びに防火に関し必要な事項を記載した掲示板を設けること。

第31条の2に見出しとして「(類ごとの共通基準)」を加え、同条第1項中「指定数量5分の1以上指定数量未満の危険物」を「少量危険物」に改める。

第33条第2項中「前4条(第31条第9号を除く。)」を「第30条、第31条(第13号を除く)、第31条の2及び前条」に改める。

第34条第2号中「整理すること」を「整理するとともに、特殊可燃物の性状等に応じ、地震等により容易に荷ぐずれ、落下、転倒又は飛散しないような措置を講ずること。」に改め、同条第4号を次のように改める。

(4) 特殊可燃物(合成樹脂類(別表第4の備考5に規定する合成樹脂類をいう。以下同じ。))を除く。以下この号において同じ。)を集積する場合においては、1集積単位の床面積が、50平方メートル以下になるように区分するとともに、集積単位相互間に1メートル以上

の距離を保つこと。ただし、特殊可燃物の性状、貯蔵し、又は取り扱う場所の面積等によりこれにより難い場合において火災予防上支障がないと認められるときは、1集積単位の床面積を200平方メートル以下となるように区分すること。

第34条第5号中「特殊可燃物を取り扱っている旨並びに特殊可燃物の品名及び最大数量を記載した標識を設けること」を「見やすい箇所に特殊可燃物を貯蔵し、又は取り扱っている旨及び特殊可燃物の品名、最大数量を表示した標識並びに防火に関し必要な事項を記載した掲示板を設けること。」に改め、同号を同条第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 特殊可燃物のうち、合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱う場合は、次によること。

ア 集積する場合においては、1集積単位の床面積が500平方メートル以下となるように区分するとともに、集積単位相互間に次の表に掲げる数値以上の距離を保つこと。ただし、防火上有効な措置を講じた場合は、この限りでない。

区 分		距 離 (単位メートル)
(1)	床面積が500平方メートル以下の集積単位相互間(2)及び(3)に該当する場合を除く。	3
(2)	床面積が300平方メートル以下の集積単位相互間(3)に該当する場合を除く。	2
(3)	床面積が100平方メートル以下の集積単位相互間	1

イ 屋内において貯蔵し、又は取り扱う場合は、貯蔵する場所と取り扱う場所の間を不燃性の材料を用いて区画すること。ただし、防火上有効な措置を講じた場合は、この限りでない。

ウ 別表第4に定める数量の100倍以上を屋内において貯蔵し、又は取り扱う場合は、壁及び天井を不燃材料、準不燃材料又は難燃材料(建築基準法施行令第1条第6号に規定する難燃材料をいう。)で仕上げた屋内において行うこと。

第35条第1号及び第36条第1号中「消防長(消防署長)」を「消防長」に改める。

第39条第1号中「こえて」を「超えて」に改める。

第7章を第8章とし、第49条第1項第1号中「指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物」を「少量危険物」に改める。

第6章を第7章とし、第47条を削り、第46条の見出しを「(少量危険物等の貯蔵又は取扱いの届出)」に改め、同条中「指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物」を「少量危険物」に、「5倍以上」を「5倍以上(合成樹脂類にあっては、同表で定める数量以上)」に、

「消防長（消防署長）」を「消防長」に、「ただし、」を「届出の内容を変更（貯蔵又は取扱いの廃止を含む。）をしようとする者についても、同様とする。ただし、」に改め、同条を第47条とし、同条の次に次の1条を加える。

（消防用設備等の設計届出）

第47条の2 消防用設備等（令第7条に規定する消火器、簡易消火用具、非常警報器具、誘導標識及び令第36条の2第1項に規定する消防用設備等を除く。）の設置に係る工事をしようとする者は、あらかじめ、工事設計書を消防長に届け出なければならない。

第45条中「消防長（消防署長）」を「消防署長」に改め、同条を第46条とし、第44条中「消防長（消防署長）」を「消防長」に改め、「届け出なければならない」の次に「届出の内容を変更しようとする者についても、同様とする。」を加え、同条第1号中「熱風炉」を「温風暖房機」に改め、同条第3号中「発熱量6万キロカロリー毎時をこえる」を「入力60,000キロカロリー毎時以上の」に改め、同条を第45条とし、第43条第1項中「使用開始の日の7日前までに」を「あらかじめ」に、「消防長（消防署長）」を「消防長」に改め、「届け出なければならない。」の次に「届出の内容を変更しようとする者についても同様とする。」を加え、同条第2項を次のように改め、同条を第44条とする。

2. 第6章及び令第2章第3節の規定により消防用設備等を設置しなければならない防火対象物は、使用開始前に消防長の行う検査を受けなければならない。ただし、法第17条の3の2の規定による検査を受け、又は受けることとなる消防用設備については、この限りでない。第5章の次に、次の1章を加える。

第6章 消防用設備等の付加基準

（付加基準の設定）

第43条 令第2章第3節で定める消防用設備等の設置及び維持の技術上の基準に関して、法第17条第2項の規定により付加すべきものは、この章の定めるところによる。

（消火器に関する基準）

第43条の2 令別表第1に掲げる防火対象物に存する場所のうち、次の各号に掲げる場所には、消火器を設けなければならない。ただし、令第10条第1項各号の規定の適用を受けるものは、この限りでない。

(1) 令別表第1(16)項イに掲げる防火対象物（延べ面積150平方メートル未満のものは除く。）で同表(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項及び(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分

(2) 火花を生ずる設備のある場所

- (3) 変電設備、発電設備その他これらに類する電気設備のある場所
- (4) 鍛造場、ボイラー室、乾燥室その他多量の火気を使用する場所
- (5) サウナ設備のある場所

2. 前項の規定により設ける消火器は、令別表第4においてその消火に適應するものとされる消火器を、当該場所の各部分から1の消火器に至る歩行距離が2.0メートル以下となるように設けなければならない。

3. 第1項の規定により設ける消火器は、令第10条第2項並びに消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号。以下「規則」という。）第9条及び第11条の規定の例により設置し、及び維持しなければならない。

別表第1(6)の項中「養老施設」を「老人福祉施設、有料老人ホーム」に、「身体障害者更生施設」を「身体障害者更生援護施設」に改め、同表(7)の項中「大学」を「大学、専修学校」に改め、同表(12)の項中「重要民族資料」を「重要有形民俗文化財」に改める。

別表第4中

「木材加工品及び木くず」	立方メートル 10	を	木材加工品及び木くず	立方メートル 10
			合成樹脂類	発泡させたもの 立方メートル 20 その他のもの キログラム 3000

に改め、同表の備考に、次のように加える。

5. 合成樹脂類とは、不燃性又は難燃性でない固体の合成樹脂製品、合成樹脂半成品、原料合成樹脂及び合成樹脂くずをいい、合成樹脂の糸、ゴム類、繊維、紙及びこれらのぼろ又はくずを除く。別表第4の次に次の2別表を加える。

別表第5（第3条の2-第5条、第8条の2、第18条関係）

種 類	項 目		距 離 (単位センチメートル)				
			上 方	側 方	前 方	後 方	
液体燃料 風呂がま			60	15	15	15	
液体燃料 温風暖房機		ダクト接続形	100	15	15	15	
		その他	100	15	100	15	
液体燃料 ストーブ	ポット式	強制対流形	強制排気式	60	10	100	10
			その他	100	15	150	15
		自然対流形	150	100	100	100	
		強制給排気式	60	10	100	10	
ボ イ ラ ー			60	15	15	15	
給湯湯沸設備			60	15	15	15	
液体燃料 移動式ストーブ		対流形	100	50	50	50	
		放射形	100	50	100	20	
液体燃料 こんろ			100	15	15	15	

別表第6 (第3条の2-第5条、第8条の2、第18条関係)

種 類		項 目		距 離 (単位センチメートル)		
				上 方	側 方	後 方
液体燃料		ふろがま		50	5	5
液体燃料		温風暖房機		80	5	5
液体燃料 ストーブ	ポット式	強制対流形	強制排気式	50	5	5
			その他	80	5	5
	自然対流形		120	100	100	
	強制給排気式		50	5	5	
ポ		イ ラ		50	5	5
給湯湯沸設備				50	5	5
液体燃料	対流形		80	30	30	
移動式ストーブ	放射形		80	30	5	
液体燃料		こんろ		80		

附 則

(施行期日)

1. この条例は、昭和55年10月1日から施行する。

(経過措置)

2. この条例施行の日(以下「施行日」という。)において、現に使用している液体燃料温風暖房機に附属する風道若しくは、百貨店及びこれらに類するものの喫煙所については、この条例による改正後の和泉市火災予防条例(以下「新条例」という。)第3条の3第1項第3号若しくは第23条第3項の規定にかかわらず、当該風道若しくは喫煙所に係る大規模な修繕又は増改築等の工事に着手するまでの間は、なお従前の例による。
3. 施行日において、現に危険物を貯蔵し、又は取り扱っているタンクについては、新条例第31条第22号イ及びウの規定にかかわらず、この条例の公布の日から起算して3年を経過するまでの間は、なお従前の例による。
4. 施行日において、現に危険物を貯蔵し、又は取り扱っている機械器具その他の設備及びタンクについては、新条例第31条第23号エ及びオ、第24号イ、第25号ウ及びケ並びに第26号ア(イ)、イ及びエからケまでの規定にかかわらず、なお従前の例による。
5. 施行日において、現に在する建築物のうち、現にその屋内において合成樹脂類(新条例別表第4の備考第5に規定する合成樹脂類をいう。以下同じ。)を貯蔵し、又は取り扱っているものについては、新条例第34条第5号ウの規定にかかわらず、この条例の公布の日から起算して3年を経過するまでの間は、なお従前の例による。

6. 施行日において、現に合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱っている者に対する新条例第47条の規定の適用については、同条中「あらかじめ」とあるのは「この条例の施行の日から30日以内に」とする。

理 由

最近の科学技術の進歩に伴い、火を使用する設備等が複雑、多様化し、防火上の観点からこれらの具体的な設置方法等を示す必要性が高まったこと及び合成樹脂類の貯蔵又は取扱いの基準を強化すべく消防法施行令の一部が改正されたことにかんがみ、本市においても所要の規定の整備を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

- 議長（池辺秀夫君） 提案理由の説明を願います。
- 消防長（松村吉堯君） ただいま御上程いただきました議案第40号「和泉市火災予防条例の一部を改正する条例制定について」提案の理由並びに改正内容について御説明申し上げます。説明に入ります前に、本議案書につきまして、印刷、配付後、字句の誤り、脱漏が発見されましたので、急拠議案書の差しかえをお願い申し上げ、大変御迷惑をおかけいたしましたことを深くおわび申し上げますとともに、今後、かかることのないよう十分注意いたしますので、よろしく願い申し上げます。

それでは、提案の理由について御説明申し上げます。

最近の科学技術の進歩に伴い、火を使用する設備、器具等が複雑、多様化し、防火上の観点からこれらの具体的な設置方法等を示す必要性が高まったことと、昨年6月14日、大阪市阿倍野区で発生いたしました合成樹脂製品すなわちウレタンホームを多量に貯蔵した事業所の火災により、7名ものとうとい人命が失なわれたことに端を発しまして、これら合成樹脂類の貯蔵及び取扱いの基準を強化すべく、消防法施行令の一部が改正されました。本市におきましても、これらの準則の改正にあわせて所要の規定整備を行う必要が生じたので、御提案申し上げます次第でございます。

次に、改正案の主な内容について御説明申し上げます。

まず最初に、条例第3条の2及び3条の3並びに別表5、別表6にふるがま及び温風暖房機に関する基準を設定いたしました。これは従来、炉及びかまどの基準が適用されていたもので、今回、別個に防火上安全な空間距離等その設置基準を規定させていただきました。

次に、第4条、第5条及び第8条の2並びに第18条におきまして、液体燃料を使用するボイラー、給湯湯沸設備及びストーブ等の構造並びに防火上の安全な空間距離と取扱いについ

て具体的に規定いたしました。

次に、液体燃料を使用するものまたは電気を熱源とする炉並びにかまど等の点検整備を行う場合の規定を関連各項、すなわち第3条第3項及び第3条の2、第3条の3、第4条、第5条、第6条、第7条、第7条の2、第8条、第8条の2並びに第18条の各該当事項について、それぞれの熟練者に行わせる旨、新たに規定させていただきました。

さらに第17条の2及び第22条の2を新たに加えさせていただき、基準の特例に関する事項について規定いたしました。これは新条例の規定によらなくても、それ以上の防火効果が得られると認められるものについて、特例を適用できることといたしております。

次に、第30条、第31条、第31条の2の各条中、従来、少量危険物の貯蔵または取り扱いの技術の基準として、配管等の材質が銅管でもいとされておりましたが、地震等の災害を考慮され、危険物に関する政令及び規則の改正によりまして鋼管を使用することとされましたので、これらの条項について、所要の改正をいたしました。

続きまして、第34条及び別表第4の規定についてであります。先ほど提案理由で申し上げました合成樹脂類、すなわち特殊可燃物について、固体で不燃性または難燃性以外の合成樹脂製品及び原料の取り扱いについて加えられ、発泡^{ハッポウ}させたものと、それ以外のものとに区分し、指定するとともに、貯蔵または取り扱いの技術上の基準について、集積単位相互間の距離と所要の規定整備をさせていただきました。

次に、第43条及び第43条の2につきまして、消防法施行令第10条の適用を受けない小規模の火災対象物であっても、火を使用する設備等を設置する場合、消火器の設置をお願いすることといたしました。

以上が、今回の改正事項でございます。その他の各条にわたりまして、字句の適正化並びに現代かな遣いによる条文の修正をさせていただきました。

なお、附則といたしまして、この条例の改正内容についての広報並びに事前指導の期間を要しますので、施行日を来る10月1日といたしたく存じます。

さらに、施行後の経過措置について規定させていただき、特に今回の改正により特殊可燃物に指定されました合成樹脂類の届け出期間を施行日後30日間と決めました。

以上、簡単でございますが、提案の理由並びに改正の内容説明を終わります。

33ページ以降に改正案の新旧対照表を掲げておりますので、何とぞ御参照いただき、慎重御審議の上、原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（池辺秀夫君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
- 15番（横田憲治郎君） 簡単に意見を申し上げます。

まず、恐らく説明しはる消防長は別として、理事者、議員の皆さん方、市民すべての人が、これだけの予防条例を全部知る必要はないかも知れませんが、知っかないかんことでも、なかなか知識として吸収することは至難のわざやと思うんです。恐らくのみで、予防条例は悪いことづくってないやろうさかいに問題はないと思いますが、そういう入り口で理解してる議員さんも理事者の皆さんもそう思っってはると思います。

その中で基本として、こういう種類のものは、市民生活あるいは企業経営者それぞれの立場で、最低限知っかなければならぬ部分はあると思う。これをどのように具体的に日常生活の中で認識し、理解して日々処せられるような働きというか、適用できるかに大いに問題があると思います。

そういう点から考えると、この膨大な条例の内容で、これを審議する立場にしても当該委員会もあることですから、具体的にわかるように専門的に審議をして、報告をするなりの経過をしてもらわんとちょっとまずいんじゃないか。悪いとかどうとかでなく、お互いの頭の上をすうっと通っていったどのような周知徹底をしてくれるんか。経過措置等も含めてましたが、足が地についたね、温度が何度で引火するとか知らん人がたくさんおる。知らんなりに扱っていらっしやるんです。

本職の立場にある人には「釈迦に説法」かも知れませんが、もうちょっと議案審議の姿にしても上手にね、助役さん、今後検討していただきたい。当該委員会もあります。僕も目を通そうと思ったんですが、いやなあって…。こんなことではいかんわけです。もう少し方法を講じて、こういう内容の議案は、事前に議員さんに相談していただきたいと思いますので、その意見を申し上げて終わっておきます。

○ 議長（池辺秀夫君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、議案第40号を原案どおり可決いたします。

○ 議長（池辺秀夫君） 日程第21「専決処分の承認を求めることについて」（和泉市税条例の一部改正）を議題といたします。

報告を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

報告第5号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

昭和55年6月13日提出

和泉市長 池田 忠雄

専決第1号

和泉市税条例の一部を改正する条例の専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、和泉市税条例の一部を改正する条例を次のとおり専決処分する。

昭和55年3月31日専決

和泉市長 池田 忠雄

和泉市条例第10号

和泉市税条例の一部を改正する条例

和泉市税条例（昭和35年和泉市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「1,200円」を「1,500円」に改める。

第12条の2中「200,000円」を「220,000円」に改める。

第14条第1項の表を次のように改める。

30万円以下の金額	100分の2
30万円を超える金額	100分の3
45万円を超える金額	100分の4
70万円を超える金額	100分の5
100万円を超える金額	100分の6
130万円を超える金額	100分の7
230万円を超える金額	100分の8
370万円を超える金額	100分の9
570万円を超える金額	100分の10
950万円を超える金額	100分の11
1,900万円を超える金額	100分の12
2,900万円を超える金額	100分の13
4,900万円を超える金額	100分の14

附則第2条中「昭和56年度」を「昭和59年度」に改める。

附則第10条第1項中「昭和50年度から昭和56年度までの各年度分の個人の市民税に限り」を「当分の間」に改める。

附則第12条第1項中「昭和50年度から昭和56年度までの各年度分の個人の市民税に限り」を「当分の間」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1 市民税の簡易税額表

課税総所得金額又は課税退職所得金額 (ア)	税額 (イ)		(イ)の(ア)に対する割合 (ウ)	課税総所得金額又は課税退職所得金額 (カ)		税額 (キ)	(イ)の(カ)に対する割合 (ク)
	以上	未満		以上	未満		
1,000	円	円	0	20,000	円	400	2.0
1,000	円	2,000	2.0	21,000	円	400	2.0
2,000	円	3,000	2.0	22,000	円	440	2.0
3,000	円	4,000	2.0	23,000	円	460	2.0
4,000	円	5,000	2.0	24,000	円	480	2.0
5,000	円	6,000	2.0	25,000	円	500	2.0
6,000	円	7,000	2.0	26,000	円	520	2.0
7,000	円	8,000	2.0	27,000	円	540	2.0
8,000	円	9,000	2.0	28,000	円	560	2.0
9,000	円	10,000	2.0	29,000	円	580	2.0
10,000	円	11,000	2.0	30,000	円	600	2.0
11,000	円	12,000	2.0	31,000	円	620	2.0
12,000	円	13,000	2.0	32,000	円	640	2.0
13,000	円	14,000	2.0	33,000	円	660	2.0
14,000	円	15,000	2.0	34,000	円	680	2.0
15,000	円	16,000	2.0	35,000	円	700	2.0
16,000	円	17,000	2.0	36,000	円	720	2.0
17,000	円	18,000	2.0	37,000	円	740	2.0
18,000	円	19,000	2.0	38,000	円	760	2.0
19,000	円	20,000	2.0	39,000	円	780	2.0
20,000	円		2.0	40,000	円		2.0

課税総所得金額又は課税退職所得金額	課税総所得金額、調整所得金額		税額	(イ)の(ウ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額		税額	(イ)の(ウ)に対する割合
	以上	未満			以上	未満		
40,000	円	円	800	2.0	60,000	円	1,200	2.0
41,000		41,000	820	2.0	61,000		1,220	2.0
42,000		42,000	840	2.0	62,000		1,240	2.0
43,000		43,000	860	2.0	63,000		1,260	2.0
44,000		44,000	880	2.0	65,000		1,300	2.0
45,000		45,000	900	2.0	67,000		1,340	2.0
46,000		46,000	920	2.0	69,000		1,380	2.0
47,000		47,000	940	2.0	71,000		1,420	2.0
48,000		48,000	960	2.0	73,000		1,460	2.0
49,000		49,000	980	2.0	75,000		1,500	2.0
50,000		50,000			77,000			
50,000		51,000	1,000	2.0	77,000		1,540	2.0
51,000		52,000	1,020	2.0	79,000		1,580	2.0
52,000		53,000	1,040	2.0	81,000		1,620	2.0
53,000		54,000	1,060	2.0	83,000		1,660	2.0
54,000		55,000	1,080	2.0	85,000		1,700	2.0
55,000		56,000	1,100	2.0	87,000		1,740	2.0
56,000		57,000	1,120	2.0	89,000		1,780	2.0
57,000		58,000	1,140	2.0	91,000		1,820	2.0
58,000		59,000	1,160	2.0	93,000		1,860	2.0
59,000		60,000	1,180	2.0	95,000		1,900	2.0

課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (円)	税 額 (円)	(1)の(1)に対する割合 (%)	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (円)		(1)の(1)に対する割合 (%)	税 額 (円)	(1)の(1)に対する割合 (%)
			以 上	未 満			
97,000	1,940	2.0	137,000	139,000	2.0	2,740	2.0
99,000	1,980	2.0	139,000	141,000	2.0	2,780	2.0
101,000	2,020	2.0	141,000	143,000	2.0	2,820	2.0
103,000	2,060	2.0	143,000	145,000	2.0	2,860	2.0
105,000	2,100	2.0	145,000	147,000	2.0	2,900	2.0
107,000	2,140	2.0	147,000	149,000	2.0	2,940	2.0
109,000	2,180	2.0	149,000	151,000	2.0	2,980	2.0
110,000	2,220	2.0	151,000	153,000	2.0	3,020	2.0
112,000	2,260	2.0	153,000	155,000	2.0	3,060	2.0
115,000	2,300	2.0	155,000	157,000	2.0	3,100	2.0
117,000	2,340	2.0	157,000	159,000	2.0	3,140	2.0
119,000	2,380	2.0	159,000	161,000	2.0	3,180	2.0
121,000	2,420	2.0	161,000	163,000	2.0	3,220	2.0
123,000	2,460	2.0	163,000	165,000	2.0	3,260	2.0
125,000	2,500	2.0	165,000	167,000	2.0	3,300	2.0
127,000	2,540	2.0	167,000	169,000	2.0	3,340	2.0
129,000	2,580	2.0	169,000	171,000	2.0	3,380	2.0
131,000	2,620	2.0	171,000	173,000	2.0	3,420	2.0
133,000	2,660	2.0	173,000	175,000	2.0	3,460	2.0
135,000	2,700	2.0	175,000	177,000	2.0	3,500	2.0

課税総所得金額又は課税退職所得金額 (円)	課税総所得金額、調整所得金額 (円)		税額 (円)	(1)の(7)に対する割合 %	課税総所得金額又は課税退職所得金額 (円)		税額 (円)	(1)の(7)に対する割合 %
	以上	未満			以上	未満		
177,000	179,000	179,000	3,540	2.0	228,000	231,000	4,560	2.0
179,000	181,000	181,000	3,580	2.0	231,000	234,000	4,620	2.0
181,000	183,000	183,000	3,620	2.0	234,000	237,000	4,680	2.0
183,000	185,000	185,000	3,660	2.0	237,000	240,000	4,740	2.0
185,000	187,000	187,000	3,700	2.0	240,000	243,000	4,800	2.0
187,000	189,000	189,000	3,740	2.0	243,000	246,000	4,860	2.0
189,000	191,000	191,000	3,780	2.0	246,000	249,000	4,920	2.0
191,000	193,000	193,000	3,820	2.0	249,000	252,000	4,980	2.0
193,000	195,000	195,000	3,860	2.0	252,000	255,000	5,040	2.0
195,000	198,000	198,000	3,900	2.0	255,000	258,000	5,100	2.0
198,000	201,000	201,000	3,960	2.0	258,000	261,000	5,160	2.0
201,000	204,000	204,000	4,020	2.0	261,000	264,000	5,220	2.0
204,000	207,000	207,000	4,080	2.0	264,000	267,000	5,280	2.0
207,000	210,000	210,000	4,140	2.0	267,000	270,000	5,340	2.0
210,000	213,000	213,000	4,200	2.0	270,000	273,000	5,400	2.0
213,000	216,000	216,000	4,260	2.0	273,000	276,000	5,460	2.0
216,000	219,000	219,000	4,320	2.0	276,000	279,000	5,520	2.0
219,000	222,000	222,000	4,380	2.0	279,000	282,000	5,580	2.0
220,000	225,000	225,000	4,440	2.0	282,000	285,000	5,640	2.0
225,000	228,000	228,000	4,500	2.0	285,000	288,000	5,700	2.0

課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (円)		課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (円)		課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (円)		(イ)の(ウ)に対する割合 (%)	税額 (イ) 円	(イ)の(ウ)に対する割合 (%)
以上	未満	以上	未満	以上	未満			
288,000	291,000	348,000	351,000	848,000	851,000	2.0	7,440	2.1
291,000	294,000	351,000	354,000	351,000	354,000	2.0	7,530	2.1
294,000	297,000	354,000	357,000	354,000	357,000	2.0	7,620	2.1
297,000	300,000	357,000	360,000	357,000	360,000	2.0	7,710	2.1
300,000	303,000	360,000	363,000	360,000	363,000	2.0	7,800	2.1
303,000	306,000	363,000	366,000	363,000	366,000	2.0	7,890	2.1
306,000	309,000	366,000	369,000	366,000	369,000	2.0	7,980	2.1
309,000	312,000	369,000	372,000	369,000	372,000	2.0	8,070	2.1
312,000	315,000	372,000	375,000	372,000	375,000	2.0	8,160	2.1
315,000	318,000	375,000	378,000	375,000	378,000	2.0	8,250	2.2
318,000	321,000	378,000	381,000	378,000	381,000	2.0	8,340	2.2
321,000	324,000	381,000	384,000	381,000	384,000	2.0	8,430	2.2
324,000	327,000	384,000	387,000	384,000	387,000	2.0	8,520	2.2
327,000	330,000	387,000	390,000	387,000	390,000	2.0	8,610	2.2
330,000	333,000	390,000	394,000	390,000	394,000	2.0	8,700	2.2
333,000	336,000	394,000	398,000	394,000	398,000	2.0	8,820	2.2
336,000	339,000	398,000	402,000	398,000	402,000	2.1	8,940	2.2
339,000	342,000	402,000	406,000	402,000	406,000	2.1	9,060	2.2
342,000	345,000	406,000	410,000	406,000	410,000	2.1	9,180	2.2
345,000	348,000	410,000	414,000	410,000	414,000	2.1	9,300	2.2
348,000								

課税総所得金額又は課税退職所得金額 (円)	課税総所得金額、調整所得金額 (円)		税 額 (円)	(1)の(7)に対する割合 (%)	課税総所得金額、調整所得金額 (円)		税 額 (円)	(1)の(7)に対する割合 (%)
	以 上	未 満			以 上	未 満		
414,000		418,000	9,420	2.2	494,000	498,000	12,260	2.4
418,000		422,000	9,540	2.2	498,000	502,000	12,420	2.4
422,000		426,000	9,660	2.2	502,000	506,000	12,580	2.5
426,000		430,000	9,780	2.2	506,000	510,000	12,740	2.5
430,000		434,000	9,900	2.3	510,000	514,000	12,900	2.5
434,000		438,000	10,020	2.3	514,000	518,000	13,060	2.5
438,000		442,000	10,140	2.3	518,000	522,000	13,220	2.5
442,000		446,000	10,260	2.3	522,000	526,000	13,380	2.5
446,000		450,000	10,380	2.3	526,000	530,000	13,540	2.5
450,000		454,000	10,500	2.3	530,000	534,000	13,700	2.5
454,000		458,000	10,660	2.3	534,000	538,000	13,860	2.5
458,000		462,000	10,820	2.3	538,000	542,000	14,020	2.6
462,000		466,000	10,980	2.3	542,000	546,000	14,180	2.6
466,000		470,000	11,140	2.3	546,000	550,000	14,340	2.6
470,000		474,000	11,300	2.4	550,000	554,000	14,500	2.6
474,000		478,000	11,460	2.4	554,000	558,000	14,660	2.6
478,000		482,000	11,620	2.4	558,000	562,000	14,820	2.6
482,000		486,000	11,780	2.4	562,000	566,000	14,980	2.6
486,000		490,000	11,940	2.4	566,000	570,000	15,140	2.6
490,000		494,000	12,100	2.4	570,000	574,000	15,300	2.6

課税総所得金額又は課税退職所得金額	課税総所得金額、調整所得金額		税額	(1)の(7)に対する割合	課税総所得金額又は課税退職所得金額	税額	(1)の(7)に対する割合
	以上	未満					
574,000	578,000	578,000	15,460	2.6	655,000	18,700	2.8
578,000	582,000	582,000	15,620	2.7	660,000	18,900	2.8
582,000	586,000	586,000	15,780	2.7	665,000	19,100	2.8
586,000	590,000	590,000	15,940	2.7	670,000	19,300	2.8
590,000	594,000	594,000	16,100	2.7	675,000	19,500	2.8
594,000	598,000	598,000	16,260	2.7	680,000	19,700	2.8
598,000	602,000	602,000	16,420	2.7	685,000	19,900	2.9
602,000	606,000	606,000	16,580	2.7	690,000	20,100	2.9
606,000	610,000	610,000	16,740	2.7	695,000	20,300	2.9
610,000	614,000	614,000	16,900	2.7	700,000	20,500	2.9
614,000	618,000	618,000	17,060	2.7	705,000	20,750	2.9
618,000	622,000	622,000	17,220	2.7	710,000	21,000	2.9
622,000	626,000	626,000	17,380	2.7	715,000	21,250	2.9
626,000	630,000	630,000	17,540	2.8	720,000	21,500	2.9
630,000	634,000	634,000	17,700	2.8	725,000	21,750	3.0
634,000	638,000	638,000	17,860	2.8	730,000	22,000	3.0
638,000	642,000	642,000	18,020	2.8	735,000	22,250	3.0
642,000	646,000	646,000	18,180	2.8	740,000	22,500	3.0
646,000	650,000	650,000	18,340	2.8	745,000	22,750	3.0
650,000	655,000	655,000	18,500	2.8	750,000	23,000	3.0

課税総所得金額又は課税退職所得金額 (円)		調整所得金額 (円)		税額 (円)	(イ)のウに対する割合 (%)	課税総所得金額又は課税退職所得金額 (円)		税額 (円)	(イ)のウに対する割合 (%)
以上	未満	以上	未満			以上	未満		
955,000	960,000	83,250	83,250	85,800	8.4	1,055,000	1,060,000	38,800	3.6
960,000	965,000	83,500	83,500	36,100	3.4	1,060,000	1,065,000	39,100	3.6
965,000	970,000	83,750	83,750	86,400	3.4	1,065,000	1,070,000	39,400	3.6
970,000	975,000	84,000	84,000	86,700	3.5	1,070,000	1,075,000	39,700	3.7
975,000	980,000	84,250	84,250	37,000	3.5	1,075,000	1,080,000	40,000	3.7
980,000	985,000	84,500	84,500	37,300	3.5	1,080,000	1,085,000	40,300	3.7
985,000	990,000	84,750	84,750	37,600	3.5	1,085,000	1,090,000	40,600	3.7
990,000	995,000	85,000	85,000	37,900	3.5	1,090,000	1,095,000	40,900	3.7
995,000	1,000,000	85,250	85,250	38,200	3.5	1,095,000	1,100,000	41,200	3.7
1,000,000	1,005,000	85,500	85,500	38,500	3.5	1,100,000	1,105,000	41,500	3.7
1,005,000	1,010,000	85,800	85,800		3.5	1,105,000	1,110,000	41,800	3.7
1,010,000	1,015,000	86,100	86,100		3.5	1,110,000	1,115,000	42,100	3.7
1,015,000	1,020,000	86,400	86,400		3.5	1,115,000	1,120,000	42,400	3.8
1,020,000	1,025,000	86,700	86,700		3.5	1,120,000	1,125,000	42,700	3.8
1,025,000	1,030,000	87,000	87,000		3.6	1,125,000	1,130,000	43,000	3.8
1,030,000	1,035,000	87,300	87,300		3.6	1,130,000	1,135,000	43,300	3.8
1,035,000	1,040,000	87,600	87,600		3.6	1,135,000	1,140,000	43,600	3.8
1,040,000	1,045,000	87,900	87,900		3.6	1,140,000	1,145,000	43,900	3.8
1,045,000	1,050,000	88,200	88,200		3.6	1,145,000	1,150,000	44,200	3.8
1,050,000	1,055,000	88,500	88,500		3.6	1,150,000	1,155,000	44,500	3.8

課税総所得金額又は課税退職所得金額 (円)		税 額 (円)		課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (円)		税 額 (円)		(1)の(ア)に対する割合 (%)	
以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満
1,155,000	1,160,000	44,800	44,800	1,255,000	1,260,000	50,800	50,800	3.8	4.0
1,160,000	1,165,000	45,100	45,100	1,260,000	1,265,000	51,100	51,100	3.8	4.0
1,165,000	1,170,000	45,400	45,400	1,265,000	1,270,000	51,400	51,400	3.8	4.0
1,170,000	1,175,000	45,700	45,700	1,270,000	1,275,000	51,700	51,700	3.9	4.0
1,175,000	1,180,000	46,000	46,000	1,275,000	1,280,000	52,000	52,000	3.9	4.0
1,180,000	1,185,000	46,300	46,300	1,280,000	1,285,000	52,300	52,300	3.9	4.0
1,185,000	1,190,000	46,600	46,600	1,285,000	1,290,000	52,600	52,600	3.9	4.0
1,190,000	1,195,000	46,900	46,900	1,290,000	1,295,000	52,900	52,900	3.9	4.1
1,195,000	1,200,000	47,200	47,200	1,295,000	1,300,000	53,200	53,200	3.9	4.1
1,200,000	1,205,000	47,500	47,500	1,300,000	1,305,000	53,500	53,500	3.9	4.1
1,205,000	1,210,000	47,800	47,800	1,305,000	1,310,000	53,850	53,850	3.9	4.1
1,210,000	1,215,000	48,100	48,100	1,310,000	1,315,000	54,200	54,200	3.9	4.1
1,215,000	1,220,000	48,400	48,400	1,315,000	1,320,000	54,550	54,550	3.9	4.1
1,220,000	1,225,000	48,700	48,700	1,320,000	1,325,000	54,900	54,900	3.9	4.1
1,225,000	1,230,000	49,000	49,000	1,325,000	1,330,000	55,250	55,250	4.0	4.1
1,230,000	1,235,000	49,300	49,300	1,330,000	1,335,000	55,600	55,600	4.0	4.1
1,235,000	1,240,000	49,600	49,600	1,335,000	1,340,000	55,950	55,950	4.0	4.1
1,240,000	1,245,000	49,900	49,900	1,340,000	1,345,000	56,300	56,300	4.0	4.2
1,245,000	1,250,000	50,200	50,200	1,345,000	1,350,000	56,650	56,650	4.0	4.2
1,250,000	1,255,000	50,500	50,500	1,350,000	1,355,000	57,000	57,000	4.0	4.2

課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (円)		課税総所得金額、調整所得金額 (円)	課税総所得金額又は課税退職所得金額 (円)	(1)の(7)に対する割合 %	課税総所得金額、調整所得金額 (円)		税額 (円)	(1)の(7)に対する割合 %
以上	未満				以上	未満		
1,355,000	1,360,000	57,350	1,455,000	4.2	1,460,000	64,350	4.4	
1,360,000	1,365,000	57,700	1,460,000	4.2	1,465,000	64,700	4.4	
1,365,000	1,370,000	58,050	1,465,000	4.2	1,470,000	65,050	4.4	
1,370,000	1,375,000	58,400	1,470,000	4.2	1,475,000	65,400	4.4	
1,375,000	1,380,000	58,750	1,475,000	4.2	1,480,000	65,750	4.4	
1,380,000	1,385,000	59,100	1,480,000	4.2	1,485,000	66,100	4.4	
1,385,000	1,390,000	59,450	1,485,000	4.2	1,490,000	66,450	4.4	
1,390,000	1,395,000	59,800	1,490,000	4.3	1,495,000	66,800	4.4	
1,395,000	1,400,000	60,150	1,495,000	4.3	1,500,000	67,150	4.4	
1,400,000	1,405,000	60,500	1,500,000	4.3	1,505,000	67,500	4.5	
1,405,000	1,410,000	60,850	1,505,000	4.3	1,510,000	67,850	4.5	
1,410,000	1,415,000	61,200	1,510,000	4.3	1,515,000	68,200	4.5	
1,415,000	1,420,000	61,550	1,515,000	4.3	1,520,000	68,550	4.5	
1,420,000	1,425,000	61,900	1,520,000	4.3	1,525,000	68,900	4.5	
1,425,000	1,430,000	62,250	1,525,000	4.3	1,530,000	69,250	4.5	
1,430,000	1,435,000	62,600	1,530,000	4.3	1,535,000	69,600	4.5	
1,435,000	1,440,000	62,950	1,535,000	4.3	1,540,000	69,950	4.5	
1,440,000	1,445,000	63,300	1,540,000	4.3	1,545,000	70,300	4.5	
1,445,000	1,450,000	63,650	1,545,000	4.4	1,550,000	70,650	4.5	
1,450,000	1,455,000	64,000	1,550,000	4.4	1,555,000	71,000	4.5	

課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (7)		税 額 (1)		(1) の (7) に対する割合 %	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (7)		税 額 (1)		(1) の (7) に対する割合 %		
以	上	未	満	円	円	以	上	未	満	円	円
1,755,000	1,760,000	1,760,000	1,765,000	85,350	4.8	1,855,000	1,860,000	1,860,000	1,865,000	92,350	4.9
1,765,000	1,770,000	1,770,000	1,775,000	86,050	4.8	1,865,000	1,870,000	1,870,000	1,875,000	93,050	4.9
1,770,000	1,775,000	1,775,000	1,780,000	86,400	4.8	1,870,000	1,875,000	1,875,000	1,880,000	93,400	4.9
1,775,000	1,780,000	1,780,000	1,785,000	86,750	4.8	1,875,000	1,880,000	1,880,000	1,885,000	93,750	5.0
1,780,000	1,785,000	1,785,000	1,790,000	87,100	4.8	1,880,000	1,885,000	1,885,000	1,890,000	94,100	5.0
1,785,000	1,790,000	1,790,000	1,795,000	87,450	4.8	1,885,000	1,890,000	1,890,000	1,895,000	94,450	5.0
1,790,000	1,795,000	1,795,000	1,800,000	87,800	4.9	1,890,000	1,895,000	1,895,000	1,900,000	94,800	5.0
1,795,000	1,800,000	1,800,000	1,805,000	88,150	4.9	1,895,000	1,900,000	1,900,000	1,905,000	95,150	5.0
1,800,000	1,805,000	1,805,000		88,500	4.9	1,900,000	1,905,000	1,905,000		95,500	5.0
1,805,000	1,810,000	1,810,000		88,850	4.9	1,905,000	1,910,000	1,910,000		95,850	5.0
1,810,000	1,815,000	1,815,000		89,200	4.9	1,910,000	1,915,000	1,915,000		96,200	5.0
1,815,000	1,820,000	1,820,000		89,550	4.9	1,915,000	1,920,000	1,920,000		96,550	5.0
1,820,000	1,825,000	1,825,000		89,900	4.9	1,920,000	1,925,000	1,925,000		96,900	5.0
1,825,000	1,830,000	1,830,000		90,250	4.9	1,925,000	1,930,000	1,930,000		97,250	5.0
1,830,000	1,835,000	1,835,000		90,600	4.9	1,930,000	1,935,000	1,935,000		97,600	5.0
1,835,000	1,840,000	1,840,000		90,950	4.9	1,935,000	1,940,000	1,940,000		97,950	5.0
1,840,000	1,845,000	1,845,000		91,300	4.9	1,940,000	1,945,000	1,945,000		98,300	5.0
1,845,000	1,850,000	1,850,000		91,650	4.9	1,945,000	1,950,000	1,950,000		98,650	5.0
1,850,000	1,855,000	1,855,000		92,000	4.9	1,950,000	1,955,000	1,955,000		99,000	5.0

課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (ア)		税額 (イ)		課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (ウ)		税額 (イ)		(イ)のウに対する割合	
以上	未満	円	円	以上	未満	円	円	%	%
1,955,000	1,960,000	99,350	5.0	1,980,000	1,985,000	101,100	5.1		
1,960,000	1,965,000	99,700	5.0	1,985,000	1,990,000	101,450	5.1		
1,965,000	1,970,000	100,050	5.0	1,990,000	1,995,000	101,800	5.1		
1,970,000	1,975,000	100,400	5.0	1,995,000	2,000,000	102,150	5.1		
1,975,000	1,980,000	100,750	5.1	2,000,000		102,500	5.1		

注) この表において「調整所得金額」とは、法第314条の4の規定によってその例によるものとされる所得税法第90条第1項第1号(変動所得及び臨時所得)に規定する調整所得金額をいう。

(備考)

- (1) 課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額に係る税額を求めるには、課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額に広じ、「課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額(ア)」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「税額(イ)」欄に記載されている金額が、その求める税額である。
- (2) 法第314条の4の規定によってその例によるものとされる所得税法第90条第2項に規定する割合を求めるには、調整所得金額に広じ、「課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額(ア)」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「(イ)のウに対する割合」欄に記載されている率がその求める割合である。

別表第3を次のように改める。
別表第3 退職所得に係る市民税の特別徴収税額表

退職所得控除後の 退職手当等の金額		税額		退職所得控除後の 退職手当等の金額		税額		退職所得控除後の 退職手当等の金額		税額		退職所得控除後の 退職手当等の金額		税額	
以	上	未	満	以	上	未	満	以	上	未	満	以	上	未	満
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
6,000	円未満	0	52,000	50,000	52,000	450	100,000	100,000	102,000	900	174,000	174,000	178,000	178,000	1,500
6,000	8,000	50	54,000	52,000	56,000	460	102,000	104,000	104,000	910	178,000	182,000	182,000	182,000	1,600
8,000	10,000	70	56,000	54,000	58,000	480	104,000	106,000	106,000	930	182,000	186,000	186,000	186,000	1,630
10,000	12,000	90	58,000	56,000	60,000	500	106,000	108,000	108,000	950	186,000	190,000	190,000	190,000	1,670
12,000	14,000	100	60,000	58,000	62,000	520	108,000	110,000	110,000	970	190,000	194,000	194,000	194,000	1,710
14,000	16,000	120	62,000	60,000	64,000	540	110,000	112,000	112,000	990	194,000	198,000	198,000	198,000	1,740
16,000	18,000	140	64,000	62,000	66,000	550	112,000	114,000	114,000	1,020	198,000	202,000	202,000	202,000	1,780
18,000	20,000	160	66,000	64,000	68,000	570	114,000	116,000	116,000	1,040	202,000	206,000	206,000	206,000	1,810
20,000	22,000	180	68,000	66,000	70,000	590	116,000	118,000	118,000	1,060	206,000	210,000	210,000	210,000	1,850
22,000	24,000	190	70,000	68,000	72,000	610	118,000	120,000	120,000	1,080	210,000	214,000	214,000	214,000	1,890
24,000	26,000	210	72,000	70,000	74,000	630	120,000	122,000	122,000	1,090	214,000	218,000	218,000	218,000	1,920
26,000	28,000	230	74,000	72,000	76,000	640	122,000	124,000	124,000	1,110	218,000	222,000	222,000	222,000	1,960
28,000	30,000	250	76,000	74,000	78,000	660	124,000	126,000	126,000	1,130	222,000	226,000	226,000	226,000	1,990
30,000	32,000	270	78,000	76,000	80,000	680	126,000	128,000	130,000	1,150	226,000	230,000	230,000	230,000	2,030
32,000	34,000	280	80,000	78,000	82,000	700	130,000	134,000	134,000	1,170	230,000	234,000	234,000	234,000	2,070
34,000	36,000	300	82,000	80,000	84,000	720	134,000	138,000	138,000	1,200	234,000	238,000	238,000	238,000	2,100
36,000	38,000	320	84,000	82,000	86,000	740	138,000	142,000	142,000	1,240	238,000	242,000	242,000	242,000	2,140
38,000	40,000	340	86,000	84,000	88,000	750	142,000	146,000	146,000	1,270	242,000	246,000	246,000	246,000	2,170
40,000	42,000	360	88,000	86,000	90,000	770	146,000	150,000	150,000	1,310	246,000	250,000	250,000	250,000	2,210
42,000	44,000	370	90,000	88,000	92,000	790	150,000	154,000	154,000	1,350	250,000	254,000	254,000	254,000	2,250
44,000	46,000	390	92,000	90,000	94,000	810	154,000	158,000	158,000	1,380	254,000	258,000	258,000	258,000	2,280
46,000	48,000	410	94,000	92,000	96,000	820	158,000	162,000	162,000	1,420	258,000	262,000	262,000	262,000	2,320
48,000	50,000	430	96,000	94,000	98,000	840	162,000	166,000	166,000	1,450	262,000	266,000	266,000	266,000	2,350
			100,000	98,000	100,000	860	166,000	170,000	170,000	1,490	266,000	270,000	270,000	270,000	2,390
						880	170,000	174,000	174,000	1,530	270,000	274,000	274,000	274,000	2,430

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額	
以	上	未	満	以	上	未	満	以	上	未	満	以	上	未	満
828,000	836,000	844,000	852,000	860,000	868,000	876,000	884,000	892,000	900,000	908,000	916,000	924,000	932,000	940,000	948,000
8,470	8,580	8,690	8,800	8,910	9,010	9,120	9,230	9,340	9,450	9,590	9,730	9,880	10,020	10,170	10,310
1,028,000	1,086,000	1,044,000	1,052,000	1,060,000	1,068,000	1,076,000	1,084,000	1,092,000	1,100,000	1,108,000	1,116,000	1,124,000	1,132,000	1,140,000	1,148,000
11,750	11,890	12,040	12,180	12,330	12,470	12,610	12,760	12,900	13,050	13,190	13,330	13,480	13,620	13,770	13,910
1,228,000	1,286,000	1,244,000	1,252,000	1,260,000	1,268,000	1,276,000	1,284,000	1,292,000	1,300,000	1,310,000	1,320,000	1,330,000	1,340,000	1,350,000	1,360,000
15,350	15,490	15,640	15,780	15,930	16,070	16,210	16,360	16,500	16,650	16,830	17,010	17,190	17,370	17,550	17,730
1,460,000	1,470,000	1,480,000	1,490,000	1,500,000	1,510,000	1,520,000	1,530,000	1,540,000	1,550,000	1,560,000	1,570,000	1,580,000	1,590,000	1,600,000	1,610,000
19,800	20,020	20,250	20,470	20,700	20,920	21,150	21,370	21,600	21,820	22,050	22,270	22,500	22,720	22,950	23,170
948,000	956,000	964,000	972,000	980,000	988,000	996,000	1,004,000	1,012,000	1,020,000	1,028,000	1,036,000	1,044,000	1,052,000	1,060,000	1,068,000
10,450	10,600	10,740	10,890	11,030	11,170	11,320	11,460	11,610	11,750	11,890	12,030	12,170	12,310	12,450	12,590
1,148,000	1,156,000	1,164,000	1,172,000	1,180,000	1,188,000	1,196,000	1,204,000	1,212,000	1,220,000	1,228,000	1,236,000	1,244,000	1,252,000	1,260,000	1,268,000
14,910	14,950	15,000	15,050	15,100	15,150	15,200	15,250	15,300	15,350	15,400	15,450	15,500	15,550	15,600	15,650
1,148,000	1,156,000	1,164,000	1,172,000	1,180,000	1,188,000	1,196,000	1,204,000	1,212,000	1,220,000	1,228,000	1,236,000	1,244,000	1,252,000	1,260,000	1,268,000
18,910	19,050	19,200	19,350	19,500	19,650	19,800	19,950	20,100	20,250	20,400	20,550	20,700	20,850	21,000	21,150
1,360,000	1,370,000	1,380,000	1,390,000	1,400,000	1,410,000	1,420,000	1,430,000	1,440,000	1,450,000	1,460,000	1,470,000	1,480,000	1,490,000	1,500,000	1,510,000
18,910	19,050	19,200	19,350	19,500	19,650	19,800	19,950	20,100	20,250	20,400	20,550	20,700	20,850	21,000	21,150
1,410,000	1,420,000	1,430,000	1,440,000	1,450,000	1,460,000	1,470,000	1,480,000	1,490,000	1,500,000	1,510,000	1,520,000	1,530,000	1,540,000	1,550,000	1,560,000
14,630	14,770	14,920	15,060	15,210	15,350	15,500	15,650	15,800	15,950	16,100	16,250	16,400	16,550	16,700	16,850
1,188,000	1,196,000	1,204,000	1,212,000	1,220,000	1,228,000	1,236,000	1,244,000	1,252,000	1,260,000	1,268,000	1,276,000	1,284,000	1,292,000	1,300,000	1,310,000
21,800	21,950	22,100	22,250	22,400	22,550	22,700	22,850	23,000	23,150	23,300	23,450	23,600	23,750	23,900	24,050
1,660,000	1,670,000	1,680,000	1,690,000	1,700,000	1,710,000	1,720,000	1,730,000	1,740,000	1,750,000	1,760,000	1,770,000	1,780,000	1,790,000	1,800,000	1,810,000
24,800	24,950	25,100	25,250	25,400	25,550	25,700	25,850	26,000	26,150	26,300	26,450	26,600	26,750	26,900	27,050

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税	
以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満
1,710,000	1,720,000	25,420	1,970,000	31,050	2,210,000	37,620	2,460,000	44,370	2,710,000	48,460	2,960,000
1,720,000	1,730,000	25,650	1,980,000	31,270	2,220,000	37,890	2,470,000	44,640	2,720,000	48,780	2,970,000
1,730,000	1,740,000	25,870	1,990,000	31,500	2,230,000	38,160	2,480,000	44,910	2,730,000	49,090	2,980,000
1,740,000	1,750,000	26,100	2,000,000	31,720	2,240,000	38,430	2,490,000	45,180	2,740,000	49,410	2,990,000
1,750,000	1,760,000	26,320	2,010,000	31,950	2,250,000	38,700	2,500,000	45,450	2,750,000	49,720	3,000,000
1,760,000	1,770,000	26,550	2,020,000	32,220	2,260,000	38,970	2,510,000	45,720	2,760,000	50,040	3,010,000
1,770,000	1,780,000	26,770	2,030,000	32,490	2,270,000	39,240	2,520,000	45,990	2,770,000	50,350	3,020,000
1,780,000	1,790,000	27,000	2,040,000	32,760	2,280,000	39,510	2,530,000	46,260	2,780,000	50,670	3,030,000
1,790,000	1,800,000	27,220	2,050,000	33,030	2,290,000	39,780	2,540,000	46,530	2,790,000	50,980	3,040,000
1,800,000	1,810,000	27,450	2,060,000	33,300	2,300,000	40,050	2,550,000	46,800	2,800,000	51,300	3,050,000
1,810,000	1,820,000	27,670	2,070,000	33,570	2,310,000	40,320	2,560,000	47,070	2,810,000	51,610	3,060,000
1,820,000	1,830,000	27,900	2,080,000	33,840	2,320,000	40,590	2,570,000	47,340	2,820,000	51,920	3,070,000
1,830,000	1,840,000	28,120	2,090,000	34,110	2,330,000	40,860	2,580,000	47,610	2,830,000	52,230	3,080,000
1,840,000	1,850,000	28,350	2,100,000	34,380	2,340,000	41,130	2,590,000	47,880	2,840,000	52,540	3,090,000
1,850,000	1,860,000	28,570	2,110,000	34,650	2,350,000	41,400	2,600,000	48,150	2,850,000	52,850	3,100,000
1,860,000	1,870,000	28,800	2,120,000	34,920	2,360,000	41,670	2,610,000	48,460	2,860,000	53,160	3,110,000
1,870,000	1,880,000	29,020	2,130,000	35,190	2,370,000	41,940	2,620,000	48,780	2,870,000	53,470	3,120,000
1,880,000	1,890,000	29,250	2,140,000	35,460	2,380,000	42,210	2,630,000	49,090	2,880,000	53,780	3,130,000
1,890,000	1,900,000	29,470	2,150,000	35,730	2,390,000	42,480	2,640,000	49,410	2,890,000	54,090	3,140,000
1,900,000	1,910,000	29,700	2,160,000	36,000	2,400,000	42,750	2,650,000	49,720	2,900,000	54,400	3,150,000
1,910,000	1,920,000	29,920	2,170,000	36,270	2,410,000	43,020	2,660,000	50,040	2,910,000	54,710	3,160,000
1,920,000	1,930,000	30,150	2,180,000	36,540	2,420,000	43,290	2,670,000	50,350	2,920,000	55,020	3,170,000
1,930,000	1,940,000	30,370	2,190,000	36,810	2,430,000	43,560	2,680,000	50,670	2,930,000	55,330	3,180,000
1,940,000	1,950,000	30,600	2,200,000	37,080	2,440,000	43,830	2,690,000	50,980	2,940,000	55,640	3,190,000
1,950,000	1,960,000	30,820	2,210,000	37,350	2,450,000	44,100	2,700,000	51,300	2,950,000	55,950	3,200,000

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額	
以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満
2,710,000	2,720,000	51,610	2,960,000	59,490	3,210,000	67,860	3,460,000	75,240	3,470,000	81,540	3,510,000
2,720,000	2,780,000	51,980	2,970,000	59,800	3,220,000	67,680	3,470,000	75,550	3,480,000	81,850	3,520,000
2,780,000	2,740,000	52,240	2,980,000	60,120	3,230,000	67,990	3,480,000	75,870	3,490,000	82,160	3,530,000
2,740,000	2,750,000	52,560	2,990,000	60,430	3,240,000	68,310	3,490,000	76,180	3,500,000	82,470	3,540,000
2,750,000	2,760,000	52,870	3,000,000	60,750	3,250,000	68,620	3,500,000	76,500	3,510,000	82,780	3,550,000
2,760,000	2,770,000	53,190	3,010,000	61,060	3,260,000	68,940	3,510,000	76,810	3,520,000	83,090	3,560,000
2,770,000	2,780,000	53,500	3,020,000	61,380	3,270,000	69,250	3,520,000	77,130	3,530,000	83,400	3,570,000
2,780,000	2,790,000	53,820	3,030,000	61,690	3,280,000	69,570	3,530,000	77,440	3,540,000	83,710	3,580,000
2,790,000	2,800,000	54,130	3,040,000	62,010	3,290,000	69,880	3,540,000	77,760	3,550,000	84,020	3,590,000
2,800,000	2,810,000	54,450	3,050,000	62,320	3,300,000	70,200	3,550,000	78,070	3,560,000	84,330	3,600,000
2,810,000	2,820,000	54,760	3,060,000	62,640	3,310,000	70,510	3,560,000	78,390	3,570,000	84,640	3,610,000
2,820,000	2,830,000	55,080	3,070,000	62,960	3,320,000	70,830	3,570,000	78,700	3,580,000	84,950	3,620,000
2,830,000	2,840,000	55,390	3,080,000	63,270	3,330,000	71,140	3,580,000	79,020	3,590,000	85,260	3,630,000
2,840,000	2,850,000	55,710	3,090,000	63,580	3,340,000	71,460	3,590,000	79,330	3,600,000	85,570	3,640,000
2,850,000	2,860,000	56,020	3,100,000	63,900	3,350,000	71,770	3,600,000	79,650	3,610,000	85,880	3,650,000
2,860,000	2,870,000	56,340	3,110,000	64,210	3,360,000	72,090	3,610,000	79,960	3,620,000	86,190	3,660,000
2,870,000	2,880,000	56,650	3,120,000	64,530	3,370,000	72,400	3,620,000	80,280	3,630,000	86,500	3,670,000
2,880,000	2,890,000	56,970	3,130,000	64,840	3,380,000	72,720	3,630,000	80,590	3,640,000	86,810	3,680,000
2,890,000	2,900,000	57,280	3,140,000	65,160	3,390,000	73,050	3,640,000	81,100	3,650,000	87,120	3,690,000
2,900,000	2,910,000	57,600	3,150,000	65,470	3,400,000	73,380	3,650,000	81,420	3,660,000	87,430	3,700,000
2,910,000	2,920,000	57,910	3,160,000	65,790	3,410,000	73,660	3,660,000	81,740	3,670,000	87,740	3,710,000
2,920,000	2,930,000	58,230	3,170,000	66,100	3,420,000	73,980	3,670,000	82,050	3,680,000	88,050	3,720,000
2,930,000	2,940,000	58,540	3,180,000	66,420	3,430,000	74,290	3,680,000	82,360	3,690,000	88,360	3,730,000
2,940,000	2,950,000	58,860	3,190,000	66,730	3,440,000	74,610	3,690,000	82,670	3,700,000	88,670	3,740,000
2,950,000	2,960,000	59,170	3,200,000	67,050	3,450,000	74,920	3,700,000	82,980	3,710,000	88,980	3,750,000

退職所得控除後の退職手当等の金額		税額		退職所得控除後の退職手当等の金額		税額		退職所得控除後の退職手当等の金額		税額		退職所得控除後の退職手当等の金額		税額	
以上	未満	円		以上	未満	円		以上	未満	円		以上	未満	円	
3,710,000	3,720,000	83,110		3,910,000	3,920,000	89,410		7,400,000	11,400,000			38,000,000	58,000,000		
3,720,000	3,730,000	83,430		3,920,000	3,930,000	89,730									
3,730,000	3,740,000	83,740		3,930,000	3,940,000	90,040									
3,740,000	3,750,000	84,060		3,940,000	3,950,000	90,360									
3,750,000	3,760,000	84,370		3,950,000	3,960,000	90,670									
3,760,000	3,770,000	84,690		3,960,000	3,970,000	90,990									
3,770,000	3,780,000	85,000		3,970,000	3,980,000	91,300									
3,780,000	3,790,000	85,320		3,980,000	3,990,000	91,620									
3,790,000	3,800,000	85,630		3,990,000	4,000,000	91,930									
3,800,000	3,810,000	85,950		4,000,000	4,600,000										
3,810,000	3,820,000	86,260													
3,820,000	3,830,000	86,580													
3,830,000	3,840,000	86,890													
3,840,000	3,850,000	87,210													
3,850,000	3,860,000	87,520													
3,860,000	3,870,000	87,840		4,600,000	7,400,000										
3,870,000	3,880,000	88,150													
3,880,000	3,890,000	88,470													
3,890,000	3,900,000	88,780													
3,900,000	3,910,000	89,100													

(注) この表において「退職所得控除後の退職手当等の金額」とは、退職所得控除後の退職手当等の金額から退職所得控除後の退職手当等の金額を求め、次に、その金額に応じて「税額」欄に記載された金額を求め、その求めた金額を1に相当する金額に1,000円未満の端数を切り捨てた額とする。

(備考) 退職所得控除後の退職手当等の金額を求め、次に、その金額に応じて「税額」欄に記載された金額を求め、その求めた金額を1に相当する金額に1,000円未満の端数を切り捨てた額とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 次項に定めるものを除き、改正後の和泉市税条例(以下「新条例」という。)の規定中個人の市民税に関する部分は、昭和55年度分の個人の市民税から適用し、昭和54年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2. この条例の施行の日から昭和55年12月31日までの間に支払うべき退職手当等(新条例第23条の2に規定する退職手当等をいう。)に係る所得割の額については、新条例第23条の4の規定にかかわらず、新条例第8条の3第1項の退職所得の金額を次の表の左欄に掲げる金額の区分によって区分し、当該区分に応ずる同表右欄に掲げる率を順次適用して計算した金額の合計額からその10分の1に相当する金額を控除して得た額とする。

30万円以下の金額	100分の2
30万円を超える金額	100分の3
50万円を超える金額	100分の4
80万円を超える金額	100分の5
110万円を超える金額	100分の6
150万円を超える金額	100分の7
250万円を超える金額	100分の8
400万円を超える金額	100分の9
600万円を超える金額	100分の10
1,000万円を超える金額	100分の11
2,000万円を超える金額	100分の12
3,000万円を超える金額	100分の13
5,000万円を超える金額	100分の14

- 議長(池辺秀夫君) 報告の説明を願います。
- 財務部長(麻生和義君) ただいま御上程いただきました和泉市税条例の一部を改正する条例を専決させていただいた理由並びに条例の一部改正の概要について、御説明申し上げたいと存じます。

今回の改正に伴います条例の新旧対照表につきましては、お手元に配付させていただきます。

たので、よろしく御了承をお願い申し上げます。

昭和55年度の地方税法等の一部を改正する法律案が去る3月31日、国会において可決されました。これに伴いまして、本市の市税条例の規定につきまして所要の改正を行い、昭和55年度の市税の賦課から適用する必要が生じることとなりました。このため市税条例の一部改正につきましては、議会に御提案申しあげるとまがございませんでしたので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決をさせていただいた次第でございます。

なお、地方税法等の一部を改正する法律の改正の要点といたしましては、地方財政の実情にかんがみ地方税負担の現状を勘案しつつ、その負担の適正合理化及び地方税源の充実を図るため、個人の市民税の所得控除の額の引き上げ及び所得割の税率の適用区分の変更、個人の市民税の均等割の税率の引き上げ等を骨子としたものでございます。

次に、市税条例の一部を改正する条例の改正の概要でございますが、議案書本冊7ページでございます。第12条第1項中「1,200円」を「1,500円」に改める、とありますのは、市民税の個人の均等割の税率を現行1,200円から1,500円に引き上げ、第12条の2中「200,000円」を「220,000円」に改める、は、個人の均等割の非課税の範囲となる算定基礎額を、現行「200,000円」から「220,000円」に引き上げるものでございます。

第14条第1項の表を次のように改める、につきましては、市民税の所得割の税率は、現行百分の2から百分の14まででございますが、このうち税率4%以上の部分につきまして、それぞれの適用区分に対する課税総所得金額を現行500,000円を超える金額から50,000,000円を超える金額まで定めておりますが、これを450,000円を超える金額から49,000,000円を超える金額に、それぞれの適用区分を改正いたすものでございます。

64ページ附則第2条中「昭和56年度」を「昭和59年度」に改める、につきましては、個人の市民税の算定の基礎となる総所得金額につきましては、所得税法及び租税特別措置法の関係規定が向こう3年間延長されたことに伴い、改正いたすものでございます。

次の附則第10条第1項の改正につきましては、昭和50年度から昭和56年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に長期譲渡所得を有する場合には、当該譲渡所得については、他の所得と区分し、市民税の所得割を課することの課税の特例を規定しておりますが、この課税の特例期間を土地税制の安定に寄与するため、「当分の間」に改めるものでございます。

次の附則第12条第1項の改正でございますが、短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例を規定しておりますが、附則第10条第1項の改正と同様、「昭和50年度から昭和56年度まで」とあるのを、「当分の間」に改めるものでございます。

次の別表第1を次のように改める、につきましては、市民税の簡易税額表を65ページから78ページまでの表のように改めるものでございます。

79ページの別表第3を次のように改める、につきましては、退職所得に係る市民税の特別徴収税額表を79ページから84ページの表のようにそれぞれ改正いたすものでございます。

85ページの附則第1条は、この条例の施行期日を昭和55年4月1日から施行することとし、第2条では、改正後の個人の市民税に関する部分は、昭和55年度分の個人の市民税から適用し、昭和54年度分までの個人の市民税については、なお、従前の例によることといたしております。

第2項につきましては、この条例の施行の日から昭和55年12月31日までの間に支払うべき退職手当等に係る所得割の額については、特別徴収義務者において、退職手当等を支払う際に分離課税によりまして特別徴収として納入される制度にかんがみ、新条例の規定につきましては、昭和56年1月1日以降に支払われる退職手当等から適用するものでございます。

以上が、市税条例の一部を改正する条例の専決処分の理由並びに、改正条例の概要についての説明でございます。何とぞよろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（池辺秀夫君） 本報告について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を報告どおり承認するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、報告第5号を承認することに決します。

○ 議長（池辺秀夫君） ここでお昼に少々早いわけでございますが、都合によりまして記念撮影を食事前に行いたいと思いますので、暫時休憩いたします。議員の皆さん方には、恐れ入りますが、直ちに玄関の方にお集まり願いたいと思います。よろしく願いいたします。

（午前11時45分休憩）

(午後1時5分再開)

- 議長(池辺秀夫君) それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第22「専決処分の承認を求めることについて」(昭和54年度和泉市一般会計補正予算(第7号))を議題といたします。

(市会事務局長朗読)

報告第6号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

昭和55年6月13日提出

和泉市長 池田忠雄

専決第2号

昭和54年度和泉市一般会計補正予算(第7号)

昭和54年度和泉市の一般会計補正予算(第7号)は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 既定の繰越明許費の追加は「第2表繰越明許費補正」による。

(地方債の補正)

第3条 既定の地方債の追加及び変更は「第3表地方債補正」による。

昭和55年3月31日専決

和泉市長 池田忠雄

第1表 歳入歳出予算補正

1. 歳入

(単位千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5. 地方交付税		3,808,597	54,346	3,862,943
	1. 地方交付税	3,808,597	54,346	3,862,943
10. 府支出金		1,442,722	41,500	1,484,222
	2. 府補助金	1,193,741	41,500	1,235,241
14. 諸収入		3,572,993	△246,662	3,326,331
	5. 雑入	3,316,662	△246,662	3,070,000
15. 市債		2,769,673	150,816	2,920,489
	1. 市債	2,769,673	150,816	2,920,489
歳入合計		22,640,988		22,640,988

第2表 繰越明許費補正

款	項	事業名	金額
8. 土木費	2. 道路橋梁費	市道整備事業	73,400 千円
	4. 都市計画費	府中北幹線整備事業	33,200

第3表 地方債補正

起債の目的	補正前			補正後						
	限度額	起債の方法	利率	借入先	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	借入先	償還の方法
交通安全施設 整備事業	12,200	普通貸借 又は 証券発行	年8.5% 以内	府行他 政銀そ の	25年以内 (内据置3年以 内)ただし、市 財政の都合によ り据置期間及び 償還期限を短縮 しもしくは繰上 償還又は低利に 借替えることが できる。	15,000	普通貸借 又は 証券発行	年9.5% 以内	府行他 政銀そ の	25年以内 (内据置3年以 内)ただし、市財政の 都合により据置期 間及び償還期限を 短縮しもしくは繰 上償還又は低利に 借替えることが できる。
退職手当	38,600	同上	同上	同上	14年以内 (内据置3年以 内)ただし、 同上					
道路橋梁 整備事業	108,600	同上	同上	同上	25年以内 (内据置3年以 内)ただし、 同上	148,000	普通貸借 又は 証券発行	年9.5% 以内	府行他 政銀そ の	25年以内 (内据置3年以 内)ただし、市財政の 都合により据置期 間及び償還期限を 短縮しもしくは繰 上償還又は低利に 借替えることが できる。

河川整備事業	14,400	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
水路整備事業	10,700	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
都市計画事業	218,800	同上	同上	同上	同上	同上	年9.5% 以内	同上	同上	同上	同上	同上	同上
改良住宅 建設事業	670,300	同上	同上	同上	同上	同上	年8.5% 以内	同上	同上	同上	同上	同上	同上
義務教育施設 整備事業	1318,600	同上	同上	同上	同上	同上	年9.5% 以内	同上	同上	同上	同上	同上	同上
幼稚園 整備事業	62,400	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
共同浴場 整備事業	2,700	同上	同上	同上	同上	同上	年8.5% 以内	同上	同上	同上	同上	同上	同上
保育所 整備事業												2,000	同上

起債の目的	補 正 前			補 正 後						
	限度額 千円	起債の方法	利率	借入先	償還の方法	限度額 千円	起債の方法	利率	借入先	償還の方法
社会教育施設整備事業						千円	普通貸借 又は 証券発行	年9.5% 以内	府 行 他 政 銀 所	25年以内 (内据置3年以内) ただし、市財政の 都合により据置期 間及び償還期限を 短縮しもしくは繰 上償還又は低利に 借替えることが できる。
農業施設整備事業						6,300	同上	同上	同上	同上
計	2,769,673					2,920,489				

一般会計歳入歳出補正事項別明細書

1. 歳入

科 目	補正前の額	補正額	計	節		明
				区	分 額	
⑤ 地方交付税	千円 3,808,597	千円 54,346	千円 3,862,943		千円	
(1) 地方交付税	3,808,597	54,346	3,862,943			
1. 地方交付税	3,808,597	54,346	3,862,943	1. 地方交付税	54,346	地方交付税追加
⑩ 府支出金	1,442,722	41,500	1,484,222			
(2) 府補助金	1,193,741	41,500	1,235,241			
10. 市町村 振興補助金	21,000	41,500	62,500	1. 市町村 振興補助金	41,500	市町村振興補助金追加
⑭ 諸収入	3,572,993	246,662	3,326,331			
(5) 雑収入	3,316,662	△246,662	3,070,000			
1. 雑収入	3,316,662	△246,662	3,070,000	4. 雑収入	△246,662	更正減

科 目	補正前の額	補正額	計	節		明 説
				区 分	金 額	
⑬ 市 債	千円 2,769,673	千円 150,816	千円 2,920,489		千円	千円
(1) 市 債	2,769,673	150,816	2,920,489			
1. 総 務 債	50,800	△35,800	15,000	1. 退職手当債	△38,600	更 正 減
				2. 交通安全施設整備事業費	2,800	北信太南3番踏切改良事業債 更生減 △700
2. 民 生 債	12,173	2,460	14,633	4. 共同浴場整備事業債	460	黒鳥観音寺線歩道設置事業債 3,500 共同浴場整備事業債追加
				5. 保育所整備事業債	2,000	国府第2保育園プール整備事業債
3. 土 木 債	1,065,900	107,056	1,172,956	1. 道路橋梁債	34,500	市道整備事業債追加 30,000 唐国池田線整備事業債 4,500

2. 河川整業備債 東松尾川河川整備事業債 追加 600 南面利川河川整備事業債 更生減 △500 松尾川河川整備事業債 2,000	2,100			
3. 水路整業備債 水路整備事業債追加	3,700			
6. 都市計画債 肥子池公園整備事業債更生減 △3,300 旭公園整備事業債追加 8,494 京大津阪本線整備事業債追加 55,900 都市下水路府中北幹線整備 事業債追加 14,400 忠岡池公園整備事業債追加 8,500 浸水対策伯太北排水路整備 事業債更生減 △5,300	66,756			

科	目	補正前の額	補正額	計	節		明
					区	金額	
		千円	千円	千円			千円
							葛の葉北排水路整備事業債 更生減 △4,600
							松尾寺公園整備事業債追加 500
							王子東公園整備事業債追加 953
							王子西公園整備事業債追加 209
							市街地排水路整備事業債 1,000
5.	教育債	1,362,300	70,800	1,433,100	1. 小学校債	50,300	南松尾小学校改築事業債 追加 1,400
							国府小学校改築事業債追加 2,300
							鶴山台北小学校増築事業債 追加 100

地方債の前々年度末における現在高、並びに前年度末及び、当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位：千円)

区分	前々年度末現在高	前年度末現在高見込額		当該年度中増減見込額				当該年度末現在高見込額	
		借入済額	事業費繰越による延伸分	計	当該年度中起債見込額		当該年度中元金償還見込額		
					補正額	補正後の額			
									補正前の額
1. 普通債	20,258,940	21,557,253	368,700	21,925,953	2,715,673	189,416	2,905,089	958,895	23,872,147
(1) 総務	1,416,695	1,398,306		1,398,306	12,200	2,800	15,000	10,805	1,402,501
(2) 民生	1,393,512	1,544,507	81,120	1,625,627	12,173	2,460	14,633	57,434	1,582,826
(4) 農林水産	77,156	90,071		90,071		6,300	6,300	3,052	93,319
(6) 土木	1,971,946	2,149,433	1,880	2,151,313	395,600	107,056	502,656	99,998	2,553,971
(9) 教育	10,421,001	10,791,194		10,791,194	1,523,000	70,800	1,593,800	497,437	11,887,557
3. その他	801,350	787,210		787,210	38,600	△38,600		60,022	727,188
(1) 退職手当	628,150	614,010		614,010	38,600	△38,600		49,630	564,380
一般会計合計	21,158,400	22,434,914	368,700	22,808,614	2,769,673	150,816	2,920,489	1,027,731	24,696,372

○ 議長（池辺秀夫君） 報告の説明を願います。

○ 財務部長（麻生和義君） ただいま御上程いただきました報告第6号、専決第2号「昭和54年度一般会計補正予算（第7号）」について、専決の理由並びに内容の御説明を申し上げます。昭和54年度最終時点において、地方交付税、地方債等の確定に伴います歳入予算の補正でございまして、去る3月31日に専決処分させていただきました。事情御賢察の上、よろしく御了承賜りたいと存じます。

内容について御説明申し上げます。

まず、第1条でございますが、歳入予算のみの補正でございまして、款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、第1表のとおりでございます。

第2条につきましては、繰越明許費の補正でございまして、市道整備事業費7千3百40万円及び府中北幹線整備事業費3千3百20万円を翌年度ご執行できるよう措置させていただいた次第でございます。

第3条は、地方債の追加及び変更でございまして、各種地方債の限度額、借入条件等は、第3表「地方債補正」のとおりでございます。

次に、事項別明細書に基づき御説明申し上げます。93ページでございます。

地方交付税でございますが、地方交付税の確定に伴い、5千4百34万6千円の追加計上をいたすものでございます。

次に、府支出金でございますが、市町村振興補助金4千500万円の追加計上でございます。諸収入につきましては、雑入2億4千6百66万2千円更正減額させていただきました。

最後に、市債でございますが、限度額の変更、追加等により、大部分につきまして調整させていただいておりまして、差し引き1億5千81万6千円の追加計上でございます。

以上が、今回専決処分させていただきました補正予算の内容でございます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（池辺秀夫君） 本報告について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を報告どおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、報告第6号を承認することに決めます。

○ 議長（池辺秀夫君） 次に、日程第23「専決処分の承認を求めることについて」（昭和55

年度和泉市一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

報告を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

報告第7号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

昭和55年6月13日提出

和泉市長 池田 忠雄

専決第3号

昭和55年度和泉市一般会計補正予算（第1号）

昭和55年度和泉市の一般会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,344,723千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21,817,723千円とする。

2. 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

昭和55年5月31日専決

和泉市長 池田 忠雄

第1表 歳入歳出予算補正

1. 歳入 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10. 府支出金		1,408,604	10,723	1,419,327
	3. 府委託金	134,057	10,723	144,780
14. 諸収入		2,175,650	1,334,000	3,509,650
	5. 雑入	1,805,085	1,334,000	3,139,085
歳入合計		2,047,800	1,344,723	2,181,723

2. 歳出 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		1,778,984	10,723	1,789,707
	4. 選挙費	57,796	10,723	68,519
15. 前年度繰上 充用金			1,334,000	1,334,000
	1. 前年度繰上 充用金		1,334,000	1,334,000
歳出合計		2,047,800	1,344,723	2,181,723

一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 歳入

科 目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
⑩ 府支出金	千円 1,408,604	千円 1,0723	千円 1,419,327		千円	
(3) 府委託金	134,057	10,723	144,780			
1. 総務費 府委託金	132,634	10,723	143,357	3. 選挙費委託金	10,723	衆議院議員総選挙及び最高裁判 所裁判官国民審査委託金
⑪ 諸収入	2,175,650	1,334,000	3,509,650			
(5) 雑収入	1,805,085	1,334,000	3,139,085			
1. 雑収入	1,805,085	1,334,000	3,139,085	4. 雑収入	1,334,000	雑収入
歳入合計	2,047,800	1,344,723	2,181,723			

2. 歳出

科 目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	補正額の財源内訳				節 区 分 金額 千円	説 明
				特 定 財 源		財 源			
				国府支出金 千円	地方債 千円	その他 千円	一般財源 千円		
② 総務費	1,778,984	10,723	1,789,707	千円	千円	千円	千円	千円	
(4) 選挙費	57,796	10,723	68,519						
1. 選挙管理委員会費	57,796	10,723	68,519						
(5) 衆議院議員総選挙費		10,723	10,723	10,723					
							1. 報酬	開票立会人報酬 65 開票管理者報酬 7	
							3. 職員手当等	投票事務従事者手当 2,093 時間外勤務手当 800	
							11. 需用費	・ 消耗品費 3,661 ・ 食糧費 240 ・ 印刷製本費 100	
							12. 役員費	通 信 運 送 費	
								100	

科 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節 区	金額	説 明
				特 定 財 源	一般財源	国府支出金	地方債			
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	13. 委託料	千円 1,152	選挙入場整理券作成委託料 540 選挙公報配布委託料 612
								14. 使用料及賃借料	50	選挙啓発飛行料
								18. 備品購入費	2,455	投票記載台等備品購入費
⑮ 前年度繰上 充 用 金		1,334,000	1,334,000				1,334,000			
(1) 前年度繰上 充 用 金		1,334,000	1,334,000				1,334,000			
1. 前年度繰上 充 用 金		1,334,000	1,334,000				1,334,000			
(1) 前年度繰上 充 用 金		1,334,000	1,334,000				1,334,000	22. 補償補填 及賠償金	1,334,000	前年度繰上充用金
歳 出 合 計	20,478,000	1,344,723	21,817,723	10,723			1,334,000			

○ 議長（池辺秀夫君） 報告の説明を願います。

○ 財務部長（麻生和義君） ただいま御上程いただきました報告第7号、専決第3号「昭和55年度和泉市一般会計補正予算第1号」について、専決の理由並びに内容の御説明を申し上げます。

昭和54年度の財政運営につきましては、議員各位並びに関係各位のお力添えをいただき、単年度の収支におきまして9千万円余の黒字と相なる見込みでございます。

したがいまして、累積の赤字見込み額が前年度末に比して減少いたし、出納閉鎖期の累積赤字が13億3千4百万円の見込みとなった次第でございます。ここに御報告申し上げ、厚く御礼申し上げる次第でございます。

これら結果により、54年度会計を補てんすべく繰上充用金及び衆議院議員選挙並びに最高裁判所裁判官国民審査に係る経費の補正でございまして、5月31日に専決処分させていただいた次第でございます。事情御賢察の上、よろしく御了承賜りますようお願いいたします。

それでは、事項別明細書に基づき、内容について御説明申し上げたいと存じます。103ページでございます。

総務費につきましては、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に要するそれぞれの費用について、千72万3千円計上させていただきました。

次に、前年度繰上充用金につきましては、54年度末までの歳入不足額を補てんすべく、13億3千4百万円計上させていただきました。

次に、それらの歳出に充当いたします財源といたしまして、選挙費府委託金千72万3千円及び雑入13億3千4百万円をそれぞれ計上させていただいた次第でございます。

以上が、今回専決処分させていただきました補正予算の内容でございます。一般会計の財政運営が単年度収支におきまして黒字とは申すものの、その運営実態はなおきびしい状況でございます。引き続きよろしく御指導、御鞭達賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。何とぞよろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（池辺秀夫君） 本報告について質疑、御意見ありませんか。

○ 17番（穴瀬克己君） 総務費の中の選挙費の補正前の額5千7百79万6千円となっているわけですが、この額における予定されていた人員と、今回のダブル選挙で追加された千72万3千円の内訳を教えてくださいと思います。

○ 議長（池辺秀夫君） 答弁。

○ 財政課長（大塚孝之君） 今回の選挙費の専決処分させていただきましたダブル選挙による人員の増でございますけれども、投票事務従事者として一応、4百60人分がその対象になっ

ております。実際ふえておりますのは、161人分がダブル選挙による人員増でございます。

そして、現計予算分の5千7百万円の費用でございますが、これは市会議員の選挙等の費用が含まれてございまして、ちょっと手元に基礎のデータの持ち合わせがございませんので、後ほど数字を御報告申し上げたいと思います。

○ 17番(穴瀬克己君) 161人増ということなんですけど、今回、非常にダブル選挙ということで投票用紙も二つふえるんです。161人増の中で、速やかに事故のないような形で、投票所における作業がスムーズにいける体制になっているのか。当然、衆議院の投票用紙、そして最高裁の用紙、そして参議院の地方区、全国区という形で、従来よりも2人各投票所においてふやしていかなければならない。その中で、それが161人で対処できるのか。あるいはそういう形をとらないで、一括でバサッとする体制になっているのか、ちょっと選管の方の人にお聞きしたい。

○ 財務部長(麻生和義君) 若干お答え申し上げたいと思いますが、実際の事務手続その他につきましては、行政委員会であるうちの選挙管理委員会の方ですべて行われるわけでございますが、少なくとも、所要経費につきましては、選管事務局と財務当局が十分な協議を整えまして、選挙事務にそごを来さないような体制をとるべく、千72万3千円でもって今回のダブル選挙を遂行するというで十分協議いたしてございます。以上です。

○ 議長(池辺秀夫君) 田中君。

○ 20番(田中包治君) ちょっと質問。いまの質問ですが、選管の事務局長に招集かけてあるのと違うんですか。選管の事務局長も選挙管理委員長もおらんというのはどういうことですか。議案が審議されてるのに、こんなでたらめなことはないと思いますけどね。

○ 議長(池辺秀夫君) 公務のために…。

○ 20番(田中包治君) 公務であったら、なぜこの議案を提出するの、その理由を言って下さい。

○ 議長(池辺秀夫君) 公務のため欠席届が出ております。

○ 20番(田中包治君) 出ておりますで、余りにも人をばかにするのはいいかげんにしてください。議長が横暴過ぎるんですよ。議案を審議してるのに当事者がおらない。

○ 議長(池辺秀夫君) いま、代理を呼びます。

○ 20番(田中包治君) 余りにもでたらめやと思う。田舎の隣組の寄り合いみたいなことをやったら困る。よう考えてみなさい。なぜ議案の順序を変えなかったんですか。公務のため欠席届が出てるんならね。そんな議会運営なんてありませんよ。

○ 議長(池辺秀夫君) 府庁へ投票用紙をもらいに行ってたんですが、いま帰ってきましたか

ら…。

- 20番(田中包治君) 欠席だといっても、われわれに何の通知もない。いま帰ってきました、と、これはどういうことですか。
- 選挙管理委員会事務局長(岸田秀仁君) どうもすみませんでした。
- 20番(田中包治君) すみませんで済む問題やないぜ。
- 選管事務局長(岸田秀仁君) きょう10時半に府庁から投票用紙を取りにこいということで、9時から出て1時過ぎに帰ってきました。非常に申しわけございません。
- 20番(田中包治君) それならそれでええんですよ。議案をなぜおらんとき出すのか。戻ってくるのがわかってるんなら、なぜこの議案を上程するんですか。わかっとならんでしょう。あんたは公務で出張だと言ってる、われわれは知ってないけど。
- 議長(池辺秀夫君) もうおっつけ帰ってくると思うてね。
- 20番(田中包治君) そんな話ありませんよ。何でもええから通してしまえ、ということでは納得いきませんよ。議会の問題ですよ。議会というものをどう考えてるか、はっきりしてくださいよ。
- 12番(藤原要馬君) 非常にまずいことだと思います。いま局長が投票用紙をもらって帰ってきたということですが、投票用紙は局長やないともらえんのか。議案に選管の予算が出てるんやから、どんな質問があるかわからないので待機してなくてはならない、ここへ出なくてもね。それで府庁へ行ったというのは、どないなってるかということです。議長ね、議会がなめられてるようなことになるのと違いますか。はっきりせんとぐあい悪いと思います。
- 選管事務局長(岸田秀仁君) 非常に御迷惑をおかけいたしました。いつもの選挙であれば係長を行かせるところでありますが、今回、ダブル選挙ということで投票用紙もいままでの倍でございますので、車2台で行かんならんで、今回、私が行った次第でございますので、よろしく願いしておきます。
- 20番(田中包治君) 問題は扱いです。議会運営というのはそんなもんやないと思います。余りにも独善的なやり方ですよ。
- 議長(池辺秀夫君) これから十分気をつけます。
- 20番(田中包治君) 気をつけると、これで済むと思ってるんですか。
- 議長(池辺秀夫君) いま、局長が弁解もしたし…。
- 20番(田中包治君) 弁解とか、そんな問題と違うんですよ。私が言ってるのは、おらんならおらんで欠席届が出てるんでしょう。それなら、なぜ議員に知らせない。質問があったら、公務で出張だ、と言ってる。それでゴタゴタしたら、事務局長が帰ってきました、こんな議会

運営おまっか。法律で決められて議会運営をやってるはずですよ。なんでこんな紙切れを渡すんや、必要ないやないですか。

- 12番(藤原要馬君) これは十分市長も気をつけて考えなければいけないと思うんです。この案件を出したら、どういう質問が出てくるかわからない。それを全部あなたが答弁できればいいが、やっぱり専門でないとできない。それにもかかわらず行かせた、許可した市長に疑問を抱くんです。市長はなぜ許可したか、こんな重大な案件が出てのにね。それがおかしい。あなたが議案を大事やと思うたら出張命令を許可せんならええ。注意しなければいけません。
- 市長(池田忠雄君) いろいろと御迷惑をかけまして、まことに申しわけございません。いま御指摘をいただきましたように大事な議案を控えてる中、急な用務ということで出ておったようでございまして非常に御迷惑をおかけいたしました。今後、こういうことのないように全員によく指示、徹底していきたいと思います。おわび申し上げます。
- 12番(藤原要馬君) 私は、それが納得いかんです。出張するには、やっぱり市長の許可を得て行ってるのか、どういう内規になってるのか知りませんが、特に重大な議会の開催中に、課長が出張するのに市長も知らんということであつたら困ると思う。だから、議長に全部責任を負わされてるが、これは市政の中でやるべきです。わしは、市長、助役に非常に責任があると思う。十分これは皆さん方に謝罪して、今後、こういうことのないように徹底してもらわないかんと思います。
- 議長(池辺秀夫君) 今後、十分注意いたしますので、よろしく了解願いたいと思います。穴瀬君。
- 17番(穴瀬克己君) 局長も帰ってこられたのでお聞きいたしますが、先ほどの161人の増員ということですが、各投票所においては、衆議院、最高裁、参議院の地方区、全国区と別々に手渡すようになっておるのか、ちょっと教えてください。
- 選管事務局長(岸田秀仁君) お答えいたします。ただいま御質問ございましたとおり、衆議院と最高裁は同時交付、参議院は地方区を一枚渡すだけ、それから全国区という三段階で交付するように一応、投票所の施設の段取りをしてございます。以上です。
- 17番(穴瀬克己君) 161人増で賄えるわけですね。全投票所においてそういう体制が整っておるのかどうか。
- 選管事務局長(岸田秀仁君) お答えいたします。有権者の多い地区については多く配置し、少ないところについては、いままでの選挙より1、

2名増員をしております。

- 議長（池辺秀夫君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を報告どおり承認するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、報告第7号を承認することに決めます。



- 議長（池辺秀夫君） 日程第24「昭和54年度和泉市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について」と、日程第25「昭和54年度和泉市一般会計予算事故繰越し繰越計算書について」を一括議題といたします。

報告を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

報告第8号

昭和54年度和泉市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により、昭和54年度和泉市一般会計予算の繰越明許費は、次のとおり翌年度に繰越したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告する。

昭和55年6月13日提出

和泉市長 池田忠雄

昭和54年度和泉市一般会計予算繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額 (議決限度額)	翌年度 繰越額	左の財源内訳					
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源	
						国庫支出金	府支出金	市債		その他
	2.	道路橋梁費	73,400,000	73,400,000						
	4.	府中北幹線 整備事業	33,200,000	33,200,000	13,230,000					
	5.	住宅費 改良住宅 建設事業	561,010,000	560,795,000	852,152,000	11,743,000	193,800,000			
	合	計	667,610,000	667,395,000	365,432,000	11,743,000	193,800,000			

報告第9号

昭和54年度和泉市一般会計予算事故繰越し繰越計算書について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第220条第3項ただし書の規定により、昭和54年度和泉市一般会計予算において、次のとおり事故繰越しをしたので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第150条第3項の規定により報告する。

昭和55年6月13日提出

和泉市長 池田 忠 雄

昭和54年度和泉市一般会計予算事故繰越し繰越計算書

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳		翌年度 繰越額	左の財源内訳				明 説
				支出済額	支出 未済額		既収入 特定財源	未収入特定財源	一般財源		
			円	円	円	円	円	円	円	円	円
6.	農林水 産業費	農業構造 改善事業 (横山東 園芸団地 造成事業)	108,621,000	81,466,000	27,155,000	27,155,000		23,960,000		3,195,000	土地造成工 事が湧水 発生のため 工期が延期 し、それに 伴うハウ ス施設の施 工が遅延し 年度内に支 出できなかつた。
8.	土木費	市道光明池 和田線 整備事業	89,319,000	50,000	39,269,000	39,269,000			999,290		用地買収の 交渉が継続 し年度内に 支出できな かつた。
合 計			147,940,000	81,516,000	66,424,000	66,424,000		23,960,000	999,290	8,195,000	

- 議長（池辺秀夫君） 報告の説明を願います。
- 財務部長（麻生和義君） ただいま御上程いただきました報告第8号「昭和54年度和泉市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について」御説明申し上げます。

本件につきましては、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

内容につきましては、すでに3月議会で御議決いただきました改良住宅建設事業5億6千79万5千円、今回、報告第7号で御承認いただいた市道整備事業7千3百40万円、府中北幹線整備事業3千3百39万5千円、以上3件、合計6億6千7百39万5千円を繰り越しさせていただくものでございます。

財源でございますが、未収入特定財源につきましては、関係機関の承認を得ているものでございます。また、既収入特定財源につきましては、昭和54年度より繰り越すものでございます。

続きまして、報告第9号「昭和54年度和泉市一般会計予算事故繰越し繰越計算書について」御説明申し上げます。

本件は、地方自治法施行令第150条第3項の規定により報告するものでございます。

農業構造改善事業2千7百15万5千円、市道光明池和田線整備事業3千9百26万9千円の2件でございます。農業構造改善事業につきましては、土地造成工事が湧水発生のため工期が延長し、それに伴い、ハウス施設の施工が遅延したためでございます。

また、市道光明池和田線整備事業につきましては、用地買収の交渉が難航したため、それぞれ年度内に支出できなかったため、地方自治法第220条第3項ただし書の規定により、事故繰越しの措置をとらせていただいた次第でございます。

財源といたしましては、未収入特定財源につきましては、関係機関の承認を得ているものでございます。既収入特定財源及び一般財源につきましては、昭和54年度より繰り越すものでございます。

以上が、報告第8号、第9号の内容でございます。よろしく御承認賜りますようお願いいたします。

- 議長（池辺秀夫君） 本報告について質疑、御意見ありませんか。
- 13番（赤阪和見君） 事故繰越しの土木費の市道光明池和田線整備事業の中で用地買収の交渉が難航ということでもありますけれども、以前から、去年も事故繰越しになったと違えますか。

もう一つは、すでに収入してるわけですが、未収入特定財源は、その他の財源がためてる中、

毎回の議会で質問が出され、すでに収用にかけるとか、かけないとかの話も聞いておりますし、また、中間で一件だけが交渉が成ったという形で、昨年売ったところからちょっと文句もきてるように思うんです。その点今後の成り行き、見通しはどうなってるのか、その点お聞かせいただきたい。

○ 議長（池辺秀夫君） 答弁。

○ 建設部長（逢野一郎君） ただいまご質問いただきました光明池和田線につきましては、以前からいろいろご指摘をいただき、前回の議会におきましても、収用等の手続についても御質問を受けました。この件につきましては、法的な手続手段としてはすべて完了いたしております。しかし、われわれといたしましては、できる限り権利者との合意による買収をいたしたいということで現在、鋭意交渉を続けてるわけでございます。

いましばらく御猶予をいただきまして、解決のつかない時点で法的な手続をとりたい、かように思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○ 13番（赤阪和見君） 市道認定されたときに、非常に厳しい注文もあったように記憶してらるんですけど、いまの部長の話では、非常にそういう買収方法も必要かと思うのですが、全体的な流れを考えたとき、いつまで待つんだという感覚が地域住民に十分あるし、また、あのためにバス路線も開通できないかのように聞いております。そういう点で、はっきりした見通しを聞かせていただきたいと思います。

○ 建設部長（逢野一郎君） 見通しでございますが、できる限り法的な手続も終えておりますので、55年度内には買収を終えたいということで現在、交渉いたしておりますので、できる限り年度内で買収を完了したいと考えております。

○ 13番（赤阪和見君） 法的な手続は終わったということで、なぜ法的な措置をとらないのか。それとも、法的な所定の書類はそろえたけれども、55年度中に見通し、工事着工できるという見通しなのか、その点再度願ひたい。

それと、公共事業を向こうもやってるように聞いてますが、その点の地主さんの公共的な貢献というか、そういう話し合いの面はどうなってるのか、お聞かせいただきたい。

○ 建設部長（逢野一郎君） われわれといたしましては、当初計画におきましても非常にむずかしい要素がございます。しかし、法的な手続をとることにつきましては、当然、法的な方法における買収という考え方もあるわけでございますが、いま一度収用委員会等もございまして、できる限りの交渉の経過を経て法の手続をとりたいと考えて、今年度におきまして、できる限り法的な手続を含めて買収を完了したいと考えております。

2点目の地主でございますが、現在、公共工事は、和泉市においては請負をやっておりませ

ん。ただ、府関係の公共的な請負工事は行っておりと聞いております。

- 13番（赤阪和見君） そういう形の中で、締め出すとか締め出さんとかの問題やなく、府道との接続面とか、この事業は非常に年数もたっておりますし、まして、中間にある土地が買収されたというふうな問題点もあります。そういう点でいま、部長がおっしゃるように、なるほど法的な面ではなく話し合いで買収できる形であれば結構ですが、やはりプラス、マイナスを考えていただいて、本年度中に早期に着工していただきたいと要望しておきます。
- 議長（池辺秀夫君） 他に質疑、御意見ないものと認め、報告第8号及び第9号を終わります。

-
- 議長（池辺秀夫君） 次に、日程第26「昭和54年度和泉市水道事業会計予算繰越計算書について」を議題といたします。

（市会事務局長朗読）

報告第10号

昭和54年度和泉市水道事業会計予算繰越計算書について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第1項の規定による昭和54年度和泉市水道事業会計予算の繰越額の使用に関する計画について、同条第3項の規定により次のとおり報告する。

昭和55年6月13日提出

和泉市長 池田 忠雄

昭和54年度和泉市水道事業会計予算繰越計算書

款	項	事業名	予計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳		不用額	翌年度繰越額に係る要する購入限度額	説明
						企業債	借入金			
1	1	建設改良費	188,000,000	153,798,354	28,663,840	19,700,000	8,963,840	588,306	0	関連工事が遅延したため
		配水管更生事業								

○ 議長（池辺秀夫君） 報告の説明を願います。

○ 水道部長（田中稔君） ただいま上程されました報告第10号「昭和54年度和泉市水道事業会計予算繰越計算書について」御説明申し上げます。

これは施設整備事業並びに配水管更生事業について、関連工事の遅延及び施行区間の延長によりそれぞれ繰り越すものでありまして、施設整備事業よりその内容を申し上げます。

54年度予算現額1億8千3百万円に対し、支払義務発生額1億5千3百79万8千3百54円、残額2千9百20万1千6百46円のうち、55年度へ2千8百66万3千3百40円繰り越すものでございまして、残り53万8千3百6円を不用額といたすものでございます。

この繰り越し財源といたしましては、企業債千9百70万円、借入金8百96万3千3百40円を予定いたしております。

なお、当該繰り越しに係る工事は、4月末日をもって竣工いたしております。

次に、配水管更生事業の内容といたしましては、54年度予算現額2千5百80万円に対し、支払義務発生額2千2百25万4千9百50円、残額3百54万5千500円のうち、3百4万4千円を55年度へ繰り越し、残り50万1千500円を不用額といたすものでございまして、この繰り越し財源といたしましては、全額起債を予定いたしておるものでございます。

なお、本工事も4月16日をもって竣工いたしております。

以上、簡単でございますが、報告第10号の御説明を終わらせていただきます。何とぞ御承認賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（池辺秀夫君） 本報告について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、報告第10号を終わります。

○ 議長（池辺秀夫君） 日程第27「和泉市土地開発公社昭和54事業年度決算書類の提出について」を議題といたします。

報告を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

報告第2号

和泉市土地開発公社昭和54事業年度決算書類の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、和泉市土地開発公社の昭和54事業年度の決算に関する書類を別紙のとおり提出する。

昭和55年6月13日提出

和泉市長 池田 忠雄

報告第2号、報告第3号及び報告第4号参考資料

地方自治法（昭和22年法律第67号）抜粋

（財政状況の公表等）

第243条の3 略

2. 普通地方公共団体の長は、第221条第3項の法人について、毎事業年度、政令で定める
(1) (2)
その経営状況を説明する書類を作成し、これを次の議会に提出しなければならない。

注(1) 「第221条第3項の法人」とは、次に掲げるものである。

ア 普通地方公共団体が設立した地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社並びに普通地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資する民法第34条の法人、株式会社及び有限会社。

イ 普通地方公共団体がその者のために資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1に相当する額以上の額の債務（借入金の元金若しくは利子の支払の保証又は損失補償を行うこと等）を負担している民法第34条の法人、株式会社及び有限会社。

注(2) 「政令で定めるその経営状況を説明する書類」とは、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第173条の規定によるもので、当該法人の毎事業年度の事業の計画及び決算に関する書類である。

- 議長（池辺秀夫君） 報告の説明を願います。
- 用地担当理事（平野誠蔵君） ただいま御上程いただきました報告第2号「昭和54事業年度における和泉市土地開発公社の決算の内容について」御説明申し上げます。

説明に入る前に、決算書の付属書類事項別明細書の説明欄に一部誤りがございまして、本日、お手元へ正誤表を御配付申し上げます。おわび申し上げますとともに御訂正方お願い申し上げます。

それでは、まず、事業概要でございますが、御承知のように当期における経済動向は、原油価格の大幅引き上げ、円安基調に伴い、卸売物価の騰勢が強まる等インフレ傾向の中で、地価動向も急上昇いたしました。これがため、政府は全5次にわたる公定歩合引き上げ等により

金融引き締め政策を実施いたしました関係上、全額借入金に依存いたしております公社運営はもとより、設立団体である市財政上にも重大な影響を及ぼしつつある厳しい実態でございます。このような情勢の中で公社といたしましては、事業の推進に当たってはかねてから御指摘いただいております公社運営の健全性回復につき、皆様方の御指導、御支援を仰ぎながら鋭意努力を重ねてまいった次第でございます。幸い、おかげをもちまして、一定の減量効果を見つつあります。しかし、遺憾ながら、蓄積金利の積み残しにより、処分損失額の漸増は否めない実情にあります。

当公社といたしましては、引き続き減量経営に徹するとともに、低利資金の借りかえや、資金の多様化と効率運用による財務内容の改善等に全力を挙げたいと存じますので、何とぞ格別の御指導、御支援をお願い申し上げます。

それでは、事業内容について御説明申し上げます。

まず、受託事業でございますが、環境改善整備事業用地として、改良住宅用地を初め関連公共施設用地として、合計1万1千6百25.10平米を12億1千2百14万6千2百10円で買収いたしました。その内容につきましては、6ページの先行取得調書のとおりでございます。

次に、売り渡し事業でございますが、和泉市の公共事業用地を初め換地対策事業用地、一般処分用地等、合計6万3千2百86.79平米を41億4千5百5万2千5百42円で売却いたしました。その明細は、7ページから9ページにかけての売渡調書に記載しておるとおりでございます。

続いて、土地保有状況につきましては、昭和55年3月末の公社保有地は、総面積17万8千6百64.37平米、帳簿価格にして86億5千9百80万6千7百78円で、平均いたしますと、1平米当たり4万8千4百69円となっております。事業別保有内容につきましては、32ページに財産調書（総括）、33ページ以降に事業別明細を記載いたしております。

次に、借入金状況でございますが、当年度において、事業執行に必要な事業資金の借入金は、住友、泉州両銀行を初め、大阪府同和对策施設建設用地先行取得資金等の貸付金融機関から、27億3千万円を借り入れましたが、土地等の売却収入によりまして35億1千万円を償還いたしました。したがって、当年度末の借入残高は百4億8百54万7千9百5円と相なり、昨年度末と比較いたしますと7億8千万円の減少となります。

金融機関別の借入状況は、41ページに借入金明細を記載いたしてございます。

続きまして、損益の状況でございますが、当年度における土地等の売り渡しに対しまする付帯事務費等経常経費に充当できます利益金は6千8百3万1千3百17円で、これに対する経常経費の支出は、職員給与等事務管理費及び財産管理費の経費で1億9千2百82万6千3百26円であります。差し引きいたしまして、経常損失は1億1千9百53万3千4百84円で、

これに一般処分地等の特別損失額が9千4百3万7千4百45円が加算されますので、当年度の純損失は2億1千3百57万9百29円と相なり、前年度の欠損金と合わせて次年度への繰越欠損金は5億8千3百31万7千3百31円と相なる次第でございます。

以上が、54年度における事業概要でございます。

それでは、6ページの事業実績から御説明申し上げます。

まず、公共事業用地等の先行取得の内訳でございますが、その主なものといたしましては、和泉市の委託に係る環境改善整備事業用地として改良住宅用地、地区内道路用地、プレイロット用地等各種施設用地でございます。計6事業の土地1万1千6百25.10平米を建物、補償を合わせまして12億1千2百14万6千2百10円で取得いたしました。これら事業用地は、土地で77筆、1万1千6百25.10平米、建物で97件、延べ9千63.36平米、補償95件でございます。

次に、公社で先行取得いたしております各事業用地の譲渡について内訳を御説明申し上げます。

7ページから記載いたしてございます一般公共事業として、池上小学校用地を初め南松尾幼稚園用地、小田池公園用地、都市計画街路府中北通線用地並びに泉大津阪本線用地、合計1万9千5百76.95平米を一部建物、補償を合わせ12億6千69万9千4百48円で譲渡いたしました。

環境改善整備関連事業用地として、住宅地区改良事業用地を初め地区内道路用地、公園用地等で、建物、補償を合わせ12億5千9百87万3千5百30円、一般公共事業用地と合わせまして、土地2万8千9百21.62平米と建物、補償合計して25億2千57万2千9百78円で和泉市へ譲渡いたしました。

また、換地対策事業用地として、公共関連施設を含め4千16.14平米を2億6百45万49円で対象者並びに市へ譲渡いたしました。

一般処分用地といたしましては、土地3万2百49.03平米を14億1千8百2万9千5百15円で処分いたしました。

以上、54事業年度で譲渡いたしました事業用地総計は、土地で百56筆、6万3千2百86.79平米、建物百27件、9千8百55.31平米、補償で97件、合計41億4千5百5万2千5百42円であります。

引き続きまして、これら事業を執行するために要した収入支出予算の決算内容を御説明申し上げます。

まず、収入の部で第一款事業収入は、さきに御説明申し上げましたように、和泉市等へ譲渡

いたしました土地、建物等の売却収入で、41億4千5百5万2千5百42円を執行いたしました。

なお、公社予算は企業会計方式に準じて執行いたしておりますので、3月31日付で譲渡契約を完了したもので予算執行いたしておりますが、一般会計による買い戻し代金の納入は、補助起債の収入時期の確定により行われます。したがって、4月1日以降の収入予定額は55年度事業年度へ繰り越すべく、支出予算の繰越金で未収入金として計上させていただきました。第二款借入金は、用地等取得資金及び関連業務執行に必要な資金に充当すべく、住友、泉州両銀行初めその他貸付金融機関と和泉市からの借入金を合わせ、27億3千万円を借り入れしました。先ほど事業概要で御説明申し上げましたとおり、期末の借入金残高は百4億8百54万7千9百5円で、昨年度末と比較いたしますと、7億8千万円の減少と相りました。

次に、第三款の事業外収入7百69万3千5百25円の内訳でございますが、歳計現金預金利子として3百56万4千5百87円、公社保有土地貸借料等雑収入4百12百8千9百38円の収入となりました。

第四款の繰越金は、前年度からの繰越金で、百78万7百11円でありまして、以上収入合計は、68億8千4百52万6千7百78円と相ります。

次に、支出の部でございますが、第一款の事業費は、土地等の先行取得に要する経費及び処分するために必要な造成費、調査費、計画策定費等ございまして、総額12億4千4百19万3千4百10円を支出いたしました。

まず、第一項の土地取得費は12億1千9百79万6千2百10円で、その主な内容は、先ほど御説明申し上げました先行取得用地等の買収費及び土地、建物の鑑定委託費でございます。

第二項土地造成費2千4百39万7千2百円の内訳は、泉北朝鮮学校関係の換地造成工事費並びに伯太町水道工事、池上小学校関連の諸負担経費であります。

次に、第二款の管理費につきましては、総額1億7千3百48万4千9百22円を支出いたしました。その内訳は、財産管理費といたしまして、環境改善整備地区の地形測量委託料、公社保有地の調査測量委託料、池上下宮線大阪府用地のフェンス受託工事で千2百62万4千500円あります。

また、事務管理費1億6千86万8百72円の主な内訳は、公社負担の職員の給与費、調査費等の人件費及び統計事務並びに事務局の運営に必要な経費として支出いたしました。

次に、第三款借入金償還金として43億6百7万4千4百66円を支出いたしました。元金償還金及び支払利息並びに公社債諸経費でございます。

第四款の予備費は、支出はございません。

第五款の繰越金11億6千77万3千9百80円は、池上小学校関係初め泉大阪本線その他

出納閉鎖期の収入の関係上、翌年度へ繰り越したすものでございます。

以上により、支出総計は68億8千4百52万6千7百78円と相なり、収入支出均衡いたします。

なお、支出の事項別明細は24ページから31ページにわたって詳細記載いたしております。また、12ページに貸借対照表、13ページに損益計算書、15ページ以降に財産目録等を記載いたしておりますので、御参照いただきたいと思います。

以上、簡単でございますが、報告第2号「昭和54事業年度和泉市土地開発公社決算」の内容の説明を終わります。公社運営につきましては、かねてから御指導いただいておりますが、今後の運営に当たりましては、保有資産の計画的処分による投下資金の回収により、効率的な運営を図ってまいりたい所存でございます。何とぞよろしくお願い申し上げます。

- 議長（池辺秀夫君） 本報告について質疑、御意見ありませんか。
- 28番（坂上国治君） ちょっとお尋ねしたいんですけど、4ページの役員ですが、杉本部長が現在教育委員会にかわったように聞いてるんです。教育委員会において公社の専務理事ということで、これはかわる都度にするのと違うんですか。先ほどもでたらめということがあったが、これも実際にたらめやと思う。開発公社の委員会があるのですが、いろいろ聞いてみると、土地の処分にしても委員長が知らなかったとか、委員会が知らなかったとか聞いてるんです。その都度、委員会とも十分相談してやるべきやと思う。こういう名簿ですらこういうことでよろしいんか、間違ってるんでしょう。
- 議長（池辺秀夫君） 答弁。
- 市長（池田忠雄君） ちょっとお答えさせていただきます。
- 54年事業年度の決算書でございまして、そういう意味合いから、55年3月末日の役員名簿を載せさせていただいております、4月1日付をもって人事異動を行いました関係で、現役員はご指摘のとおり、かわっております。
- 28番（坂上国治君） それはあたりまえやけど、議会へ出す書類については、その前の人も入れるべきと違うんか。3月31日と4月1日、1日違いや。ところが、われわれがここで見る限り、かわったと思うてるのにかわってないのかという錯覚もあり、またききに言うたように、委員会に何の連絡も相談もなく勝手にやってる、市のでたらめはわかってますよ。
- 私、今度の一般質問は最後ですので、一遍こつてりと、いちいち首実験するところまでやろうと思っております。お互いもうちょっと土性根を入れてやってもらわんと、性根入ってないよ。月給だけ一人前とってるが、土性根入ってるかいな。3月末現在と書いてあるのでわかってるが、ここへ出してくる限りは、きょう見てるんや。ここへただし書きでも入れとくのがあたりまえと違うんか。これやったら、いまの公社の局長に対してこの質問があったらできんわけやな。名前が載ってないからする必要がない。この件について質問があったら、教育委員会の部長が専務理事として答弁するんかいな、それとも、部長としてするんかいな。わしはこれから質問するんや、こつてりとね。だれがするの、これに対する質問があったら。
- 用地担当理事（平野誠蔵君） ただいま市長の方から御説明申し上げましたように、決算書類の記載は54事業年度ということでやっております関係で、例年の決算書にも、役員名簿、機構組織等については、年度末の姿を記載してるわけでございます。
- 28番（坂上国治君） そんなこと、教えてもらわんでもわかってる。役員名簿という名前がついてたら、これは公社の役員と見るのがあたりまえやろう。われわれが職員の異動があったことはわかってるよ。1目瞭然にここに名前が載ってる人が役員であると考えるのが至当と違うん

かいな。せやから、(書き添えといたらどうや。現在の事務局長、旧の事務局長は杉本部長と、旧と新を入れといたらどうや。それぐらいのこととしても違法になるんか。

○ 市長(池田忠雄君) 申しわけございません。5.4年度の決算でして、先ほど御説明しておるような意味で書かせていただいておりますが、御指摘のとおり、現役員に併記をした方が1日瞭然にわかることはごもっともでございます。以後、そのようにさせていただきます。

○ 28番(坂上国治君) それともう1つ、土地処分についてもいろいろ御苦勞願ってる委員会の方(十分な相談がないということも聞いてるんです。信太の運送屋の土地らしいですが、ちょっとほかから聞いたんですが、これはローンで売却したということです。それで後から委員長に「ローンでやってまんのか」と聞いたら、「わしはそれもはっきり知らんのんや」ということです。いま、商売は月賦でやってるのが多いが、しかし損して月賦で売る人はない。その金利を見込んでるわけや。せやけど、あの土地についてはもうかつてないでしよう。損して月賦で売るなんて、そんな土地あったらわしも教えてくれ。これは少なくとも前例になりますよ。そんな長い月賦で、おまけに損して売ってたら、和泉市は落ち込んでいきますよ。

これは、理事長である市長の権限でやったんやと思うが、もうちょっと市長、しっかりしてもらわんとね。こんな月賦で土地を損して売る、あんた個人の土地やったらよう売りますか、よう売らんやろう。これをかぶるのが12万市民や。これにかぶせたらええわ、という考え方もわからんが、ここらについてもうちょっと考えてもらわんと、恐らく委員会もその相談を受けたりすく乗ってないと思うんです。余り理事者が勝手すぎますよ。

理事者というものはあんた方、そこへ立ってものを言うのは非常に責任が重いんですよ。ただ言うたらええのんと違う。言うたら後責任が伴うんです。このことについては、また、後日の一般質問でこってり得心のいくまでわしは聞かせてもらおう。しかし、言う以上は責任を持ってもらわないかん。KDDの問題でも、あの人はなぜ自殺したんかな、と言う人がある。われわれにはわからんが、良心的な人やったと思う。こっちの顔を立てたらあっちの顔が立たんようになってしもうたと思う。わしはそんなこと望んでないが、そういうことやと思う。あの方は良心的な人やと思う。しかし、和泉市の行政には、そういう良心のある人は少ないと思う。そのときそのとき口でごまかして、後は野となれ山となれのやり方やと思う。これは改めてもらわないかん。

今後の一般質問で1人1人首実験させてもらおうと思うてます。わしも最後の一般質問ですのとことん、前議長さんのときも時間の余裕をください、ということで許可をもらうたが、今度の議長さんも2日や3日ぐらいの余裕はくれると思う。くれなんだからおかしい。くれなんだから、理事者に明確な答弁をさせたらええ。それもようせんわ、時間は制限するわ、ということは絶対避けてほしいと思いますのでね。先ほどの質問の答弁はまだもろうてないが、委員会との話し

合いは十分したんか、してないんか。してなかったら、これからやるんか。

- 用地担当理事（平野誠蔵君） 特別委員会でも陳謝申し上げましたが、確かにいまのお話のように、最近の売却物件につきましては、事前に委員長なり特別委員会の皆様に十分にお話申し上げ、御意見、御指導を賜りながら処分したという経過ではございません。理事会等でもいろいろもんでございますが、最終的には、事後報告という始末でございます。今後はかかることのないように、慎重に処分時点で十分に御相談申し上げるということをお誓い申し上げた次第でございます。御了承のほどをお願い申し上げます。
- 28番（坂上国治君） いま事務局長からこゆち十分気をつける、ということですが理事長の方ではどうですか。いままでそういう指示をしてなかったのか。これでよかったと思うてるのか。いままでの指導の仕方が悪かったと思うんやったら、この中に開発公社の委員さんもおられることやから一言、あとたからも陳謝してもらわないかん。
- 市長（池田忠雄君） いろいろと御指摘を賜り恐縮です。先般の特別委員会でもおわびを申し上げたんですが、お詫りしてない、十分なサゼッションもできてなかった物件でございます。非常に申しわけなく存じておる次第でございます。今後、土地の処分に当たりましては、正副委員長さんなり委員会と十分御相談させていただきつつやっしていきたい、このように存じております。行き届かなかった点をおわびいたします。
- 議長（池辺秀夫君） 他に。
- 20番（田中包治君） 私も特別委員長ですが、委員会では答弁をもらっておりませんので、本会議においてははっきり答弁をお願いしたいと思います。

まず第一に、5億8千万円の欠損金があるわけですが、この処理をどうしていくかです。

第二点、管理費で何ぼ損失で、物件処理で何ぼの損失か、区分できるものであるのかないのか、これが第二点です。

第三点に、委員会でも問題になった山荘の4千万円の土地を買うたとき、いわゆる埋め立てをなぜ検査をしなかったのか、こういう責任は一体どうなってるのか。

もう1つは、山下運送の売却ですが、何か2千万円が忘れましたが、金利を合わせて2、3千万円の損失ですが、これには何か理由があるということですね、どういう理由があったのか、明確に御回答願いたいと思います。そうでないと、この問題については非常な危惧と、今後の市政に大きな影響が出てくるだろうし、すでに新聞紙上においても叩かれておりますので、現在の体制の中でどう処理するのか、この点を明確に御答弁を願いたいと思います。
- 議長（池辺秀夫君） 答弁。
- 用地担当理事（平野誠蔵君） お答え申し上げます。

まず、第一点の累積欠損金5億8千万円の処理というか解消策の御質問でございます。大変むずかしい問題でございまして、われわれも実は頭を痛めてるところでございますが、1つとしては、やはり現在の公社が保有しております一般処分物件につきまして、これは慎重に、早期に処理を図り、投下資本の回収を図ってまいらなければならないと考えるわけでございます。

二点目といたしましては、二項目の御質問もございまして、管理的な赤、つまり経常的な赤が年々1億程度出ておりまして、これの解消策をやはり講じなくてはいかんと考えております。この点に関しましては、市長部局と給与負担の問題等を含めていろいろと協議を続けてるところでございます。

三点目といたしましては、低利で有利な運用を行って金利軽減を図っていかないといかんわけでございます。

このような基本的な三点を考えておるわけでございます。

それから、二点目の欠損金の管理的な経常損失と物件処理の損失でございますが、54事業年度では、単年度で2億1千万余の損失でございます。内訳は先ほど申し上げましたように、約1億2千万円が経常的な経費の損失でございまして、9千万円が物件処理の損失でございます。

それから、三点目の山荘物件について十分な調査等をしなかつた責任問題というきびしい御指摘でございます。我々公社といたしましては、今後、十分に襟を正して適正、慎重な事務事業の処理を行ってまいりまして、御期待を裏切らないようにしたいと痛感しておるわけでございます。

それから、四点目のいわゆる王子町の山下運送の処分理由でございますが、これにつきましては特別委員会でも申し上げたんですが、いろんな経過等によりまして、山下運送が公社の所有地を駐車場に使用しておられた。その明け渡しについても早急なめどがなかなか出にくかつたという段階で、決して万全の有利な条件ではございまして、いわば次善的なことでございましたが、一定の条件で歩み寄りまして、山下運送に売却したというのが理由でございます。

○ 20番(田中包治君) あのね事務局長、あなたは全然知らんのと違うか。知らんから、そんな生はんじやくなごまかしの答弁をしてるのと違いますか。この決算書は、前の杉本事務局長が出してるはずですよ。5億8千万円の損失の中で管理費の分が1億2千万円、どういう意味ですか。山荘の物件にしても同じです。山下運送の問題も、もう少しだれか詳しい人が説明してください。

山下運送の問題にしても、建物を建てたのと違う、車ですよ。ただ不法駐車しておったにすぎないんです。ほかに何かの約束があったんでしょ、それを言いなさい、と言ってる。約束があったから、ああいうことを無断に認めてあったんでしょ。車が出たあと削ったらしいですよ。ほかに理由があるんでしょ。民法上からも建物を建てたのと違いますよ。はっきりしてくれよ。

○ 用地担当参事(岩井益一君) 私から三点につきまして補足的に御説明申し上げます。

まず、累積の赤字5億8千万円の中身でございますが、これらの消化につきましては、毎年51年度から赤字が発生してございまして、お手元の資料の中でも、損失金処分計算書の中で繰り越して現在に至っております。5億8千万円の中身でございますが、発生原因といたしまして、大体事務費収入に対する経常経費、これは人件費を中心とした経常経費ですが、それに対する事務費収入の不足が非常に大きならエイトを占めておるのでございまして、約3億円くらいになるわけでございます。

二番目に、公社独自物件の損失でございますが、これは58事業年度におきましては、約7億60万円の黒字でございましたけれども、54年度におきましては、9千百万円の赤字が出ておりますので、この累積としては、約8千7百万円がこれまでの損失の中身でございます。

それからもう一つ、換地対策事業の環境改善整備事業の受け皿といたしまして、これまで約74区画の分譲実績がございまして、これらの累積が約2億円でございます。54年度におきましては、原価のコスト管理を非常に厳重にいたしましたので微少にとどまっておりますが、5億8千万円の損失の発生原因というのが以上のとおりでございます。

これらにつきまして、今後、公社の再建対策についても、それらの発生原因別に対応していきたいかように考えておるわけでございます。特に先ほど局長から申し上げましたように、経常経費に対する事務費収入の不足等につきましては市と十分協議する中で、一定の人件費等の軽減努力は実現してございます。それからまた、事務費等のアップについても今後、鋭意市当局と煮詰めていきたい。このように考えておるわけでございます。

それから、公社独自物件の損失でございますが、これも今後累増してまいるわけでございますが、私どもといたしましては、58事業年度におきまして20億円の公社債を発行してございます。これが7.2%という低利でございますので、できるだけこの一般用地を早期に処分いたしまして資金回収を図り、借入機関に依存せずに、10年間の償還期間がございまして、有利な運用を通じて回収財源に充てていきたいと考えております。

これが私どもの損失の中身と公社再建方針の大きな柱でございます。

それから、二番目の公社の管理費で幾ら損失かということですが、5億8千万円の累積で3億でございまして、物件損失につきましては、先ほどの特別損失の9千百万円と換地対策事業の損失の累計がこういうふうに相なろうかと思えます。

それから、三番目の山荘物件でございますが、この点につきましては、昭和51年度に換地対策事業として計画した中で、三カ所の実地ボーリング調査をしたわけでございますが、その調査が非常に不十分であったということで今回、山荘物件処分にあたって十分に検査が機能しなかつ

たということにつきまして、私どもは非常に遺憾に思っているわけでございます。

それから、山下運送の売却の件でございますが、この点につきましては、東側1号線がらみの買収の件で非常に山下運送に協力を得たわけでございます。その中で先方さんは、東側1号線が8メートル道路の計画であったわけですが、それが8メートル拡張になったために、山下運送さんの方でトラック置き場に予定されていた敷地が使えなくなった、こういう事情があったわけでございます。

したがって、その当時から土地の交換あるいは買い上げ等の話があったわけでございますが、話が煮詰まらずに昨年に至ったという事情がございます。たしか昨年8月ですが、本会議で御指摘がございましたので、私どもといたしましても、この処分につきましては、公社の保有物件につきましては、隣地の建て売り分譲にお住まいの方と山下さんと話し合う中で、隣地居住者4人40%相当分の約4百平米、山下さんについては6百平米を分譲するというで一応の話が煮詰まったわけでございます。

ただその中の、これまでの経過の中で、価格についてなかなか折れ合いがつかなかったわけです。私どもとしても、最終的に何らかの法的な手段を講ずるとしても、明け渡しについては長期間かかるわけでございますので、あくまでも、裁判等でなく話し合いの中でやっていく、そのかわりにいままでは無防備であったんですが、この使用については一定の料金、つまり頭金をちょうだいする中で分割払い、それから1カ月でもおくれた場合には違約金の没収、さらに所有権留保、それから連帯保証人とか金銭消費貸借等の形で法的にしぼる中で解決を見たわけでございます。

以上のとおりです。

○ 20番(田中包治君) 私が聞いているのは、5億8千万円をどないして処理するんか、と言っている。開発公社ではどうするか、はっきりしてくれたら結構です。別にむずかしい話と違う。これが一つ。

それから、換地対策で2億円、これはまあいいとして、もう一つは、山荘で4千万円払った件です。調べたけどわからなかった。知らなかったと、特別委員会では調べなかったと、どっちがほんまですか。

もう一つの山下運送も一緒です。土地買いに行って法の処理もせんとそのままほったらかしですか。話し合いがつかないで道をつかった、市の土地をあげましょう、と決めておったんですか。そうでないと理屈にあいませんよ。そして、やむなく理事会で決めた、責任は理事で持っている。理事会で2千万円の損失、どないして責任を持ってくれませんか。はっきりしてください。

○ 市長(池田忠雄君) 私よりお答え申し上げたいと存じます。

山荘の物件につきましては、公社特別委員会でもるる御審議を煩わし、襟を正して対応させていただいた次第でございます。御指摘は、取得時点における関係の御質問であろうかと存じます。委員会でもいろいろ御指摘をいただき恐縮してるところでございます。先ほどから答弁したのは、その後51年度にボーリング調査を三カ所したということを申し上げたわけでございます。その点御理解を賜りたいと存ずるわけでございます。その中で大阪府の指導を受け、いろいろ話し合う中で、御指導をいただきつつ対応させていただいたわけでございます。まことに御心労をおかけし、申しわけなく存じておる次第でございます。今後とも一生懸命公社再建に当たってまいらなければならない。このように存じておるわけでございます。

なお、山下運送の土地につきましては、50年ごろに東側一号線の御協力をいただく中で使用を認めてきたという経過があるわけでございまして、これを即明け渡しということは非常にむずかしい問題でございまして、帰するところ、使用主である山下さんに土地を譲らなければならない。所得があれば即金で買っていただくわけですが、先方の金繰りの都合で延べ払いということでは話がつかなかったわけでございます。理事会としてもいろいろもんだいですが、このまま無償で使用させていくのはぐあい悪い、歯どめをかけなければ、ということで先方に売るべきだ、それには延べ払いにせざるを得ないということで、非常に次善の策で申しわけないと存ずるわけでございまして、十分御相談するいとまがなかったことをおわび申し上げる次第でございます。無償で使わせていることに歯どめをかける、明け渡しは至難ということで、次善の策として延べ払いにしたわけでございまして、歯どめをかけ解決を図りたいという一念が先行したわけでございます。理事会でもこれしか方法がない、仕方がないという中で結論を出したわけでございます。その点ひとつ御賢察を賜りたいと存じます。

- 20番(田中包治君) 答えがちくはぐですね。わしが言ってるのは、5億8千万円をどないするんだということです。その返事がない。

もう一つ、51年にボーリング調査をしたと言ってる。あそこが埋め立て地であることはだれでも知ってまんね。それが後から建物に向かないという話はないはずです。

山下運送の問題でもしかり。理事会の責任でやったと。私が言いたいのは、これは建設がらみの問題でしょう。その当時、どういうふうに話ができておったか、どういう契約があっただろうか、あるはずですよ。なかったら、土地を何ほど売ります、買います、で済むはずですよ。買収するときにどういう約束があっただか、と聞いてる。それをはっきりしてもらわんとね。結局、理事会の責任で処理したんだから、理事会の責任で損失をどう埋めるんかと、そうなりますよ、それが理屈や。

いろんな経過の中で、理事会に一任であるとか、議事録がありますが、そういう話は別として

も、現在、理事会が先行して全部やっておる。前のからみがあって損失となったというのなら理解しますが、前のからみがなくて売って損したというのなら、何の相談もなく売りました、こうしました、ということでしょう。理由を言いなさい、と言っても永久に言わん。そんなら、この損失を理事会で弁済しなさい。

- 議長（池辺秀夫君） 理事者、明確な答弁。
- 助役（坂口礼之助君） 私から御答弁申し上げたいと思います。

一つは、5億8千万円になんなんとする大きな損失でございますが、これの処理をどうするか、という端的な御質問でございます。現時点では、直ちにこれをどう埋めるかということについては、はっきり申し上げて名案を持ち合わせているわけではございません。先ほど事務局次長からも御答弁申し上げましたように、損失の内訳は、いわゆる人件費等の経常的損失で3億、換地対策で約2億、一般処分関係で約8千万円ということでございます。そうした実態を踏まえながら、今後長期間で何らかの形でこの損失を解消する措置をとっていきたいとお願いいたしておる次第でございます。直ちに名案ということは、正直申し上げて現在、持ち合わせていないわけでございます。

それから、山下運送に対する物件売却について御指摘いただいておりますが、われわれはいろいろその実態の上に立って、山下さんがお使いいただいております土地処分をどうするかについて担当部局が中心になって検討されたんでございます。先ほど担当からも御説明申し上げておりますように、阪和線に沿って東側1号線という道路をつくってございます。これが当初8メートルの幅員で泉北環境が中心になって用地取得をしておったんですが、その後、府、警察等との関係からさらに3メートル拡幅せざるを得なくなったんでございます。その段階で山下さんの方では、当初8メートルということで運送会社の買収計画をお考えになっておりましたものを、市が第2次の段階でさらに3メートルの拡幅用地取得を行うということからそれに関連して、たまたま後ろの方に公社が所有しておりました土地を当分の間使用させていただくといういきさつがあったようでございます。

それから数年経過いたしまして、本年に入りまして、何らかの形で整理しなければならないという議会の御指摘等もございましたので、そうした現状の上に立っていい方法としては、明け渡していただくことなんでございます。御指摘のとおりでございます。しかし、その話し合いは難航いたしまして、どうしても協議が成立するに至らなかったということから、次善の策ということで、現状のまま無償でいつまでも放置しておくよりも、この際、何らかの形で売却、買い取っていただく方法を考えた方がいいんじゃないかということで、協議の結果条件提示等を行い、約三カ月、担当部局で諮っていたんでございますが、こういう経過内容で合意に達したとい

うのが実情でございます。よろしく御賢察賜り、御理解をいただきたいと思う次第でございます。

- 20番(田中包治君) 5億8千万円はもうどうにもならんということですか。金利がかかってくるのと違いまっか、何%か知らんが、早く処理せんと赤字がふえる。もっと赤字が出るやろうしね。その中で、和泉市は赤字やから中央丘陵の開発をやって農民の土地を取り上げてますが、はっきりそう言えばよろしい。土地開発公社で9億から損するんだとはっきり言うたらよろしい。あんた方、赤字やから開発するんだと言ってる。

もう一つ、助役の言うことは大体わかりました。ただ、そうなる問題になるのは、使用させたということです。無断でね。道をつくったとき、金を向こうへ渡したんでしょ、その時点でね。何ぼ払ったんか知りませんが……。

事務局長が7分何ぼやったら安いと言ってるが、10年たったら倍になる。その時点で貸すということなぜ約束したんか、責任の所在は確かにあると思う。理事会の権限で処理した、それなら理事会で責任持てよ。2千万円損したのはどないするんや、理屈としては。その場その場の答弁でごまかそうというところに問題があると思う。これが失敗でした、御勘弁願います、と言うんなら文句言わない。ただ、深い理由があった、どうだこうだと言うからね。初めから貸しておったんでしょ。何か証書があったんでしょ。だからはっきりしなさい、と言ってる。言うてもらわんと困る。理事会が責任を持ってやったんなら、2千万円は弁償してもらわんと困る。法的に言ってもそうなります。

開発協会のときにいろんな矛盾があって、われわれだって言いたい、この議会でしまいだからこれ以上言いたくない。しかし、そういう理屈に合わんことをやっていいもんかどうか。2千万円の処理だけはっきりしてください。責任を持つわけやからね。

- 市長(池田忠雄君) いろいろ御指摘をいただいておりますが、いろいろ議会の責任、理事会の責任云々というお話の中で私が申し上げましたのは、公社運営については、すべて理事会が責任をもってやらせていただいているということを明確に申し上げたわけでございます。決して議会云々の責任はないということを申し上げたつもりでございます。そういう意味合いでのすべての公社運営については行き届かない点もでございますけれども、襟を正して一生懸命運営をしておるわけでございます。

私たちに懸命の努力の中で、山下運送の場合、そうした東側一号线の拡幅に伴って、そのときの事情で貸したということございまして、その処理ができにくい中立の方に買い取っていただく、そういう次善の策をとらざるを得なかった、延べ払いでしか話がつかなかったということございまして。先般もおわび申し上げた次第でございます。理事会といたしましては、そうしたいろんな経過がございますが、この中で懸命に今後とも対処してまいりたいと存じてお

ります。

その中で、利益の出る物件もあれば、損失を伴う物件もございます。取得原価に年限 たって金利が積もって帳簿価格の上で赤字ということが、私たち理事会の一番の悩みでございます。何とか懸命の努力をして公社再建をしてまいりたいと存じておりますので、部分部分のことについて御指摘もいただいているわけでございますが、私たちなりに長期の構えで、金利負担の軽減あるいは早期な保有物件の処分、管理費の問題等、今後とも整理をする中で再建に当たってまいりたいと存じておりますので、よろしく御寛容いただきたいと思っております。

- 議長（池辺秀夫君） いまの市長の答弁で何とかしてもらえませんか。
- 20番（田中包治君） 答弁がちくはくでしょう。
- 議長（池辺秀夫君） 平行線をたどってるようですのでお願いしてるんです。時間は無制限やけど。
- 20番（田中包治君） 5億8千万円の赤字、一般会計に転嫁したらどうなりますか。私はそれを言いたい。処理見通しはないと言うが、一般財源で補てんしたらどうなるかということなんです。この5億8千万円の赤字をいかに処理していくか、今後の和泉市財政の運営上いかに重要であるかということなんです。処理するめどがないと言ってます。処理するめどがなければ一般会計の赤字で出せ、それもいやです、と。

それから、責任の問題を言うのは、45年度当時の運営では三役一任という議事録もありますが、議会側に責任があるのか、理事者側にあるのか、そのときはそうでしょう。責任はあるんだということになる。余り昔のことは言いたくないが、そうなるんです。

せやから、理由があって損するのはよいが、理由もなく損するところに問題があると言ってる。この処理は建設部が一枚かんでるんでしょう。建設部の中で欠損金としてあげたらよろしい。一般会計の中であげればいい。過去の土地買収の失策でしょう。ここまできたらしようがないが、こんなことで市の運営ができるかできんか、よう考えてもらいたいと思っております。

- 議長（池辺秀夫君） 天堀君。
- 2番（天堀博君） いま、いろいろと問題が出されておりますが、幾分重なる点もありますが、お願いしたいと思っております。

まず一点目は、いまの5億8千万円のことですが、これはできるだけ公社の中で解消に努力するということと、助役さんの答弁では、正直言ってあてがないんだということなんです。公社の方では市と協議してるんだということなんです。いまの田中議員さんの質問では、これを一般会計に転嫁したらどうなるかということ、この辺では、あてがない、あてがないということやっていくのか。一体どういうふうに考えておられるのかということをお聞きしたい。

それから、昔の責任とごく最近の責任の問題があると思う。昔の責任問題については、市長が理事長でなかったとか、いろんな点があるので、問題はあるが置いてくとしても、最近のことについては山荘、山下運送の問題ですね。なぜ委員会に相談をしなかったかというところ辺の理由も一つは出していただきたい。委員会をどう考えておられるのかということ。その辺の責任の所在を明確にしていきたい。

それから、数字的に山荘で4千万円出すということになりましたね。これが今回の一般処分地の特別損9千4百万円には入っていないわけですね、加算されるわけですね。まず、その点をお聞きして後の質問に移りたいと考えます。

○ 議長（池辺秀夫君） 答弁。

○ 用地担当理事（平野誠蔵君） 5億8千万円の赤字解消策ですが、先ほども申しあげましたように、市と協議しておりますが、その中でかなりの部分の経常経費の収入不足分につきましては、かねてからその軽減を市にお願いしておるわけで、公社といたしましても、何とか赤字の累増を食いとめるように、一般処分地の慎重かつ効率的な処分、金利負担の軽減等に努めてるということをお申しあげておるわけでございます。

それから、委員会に事前に十分にお話ししなかったという点につきましては、先ほども深く陳謝申し上げたわけでございます。なぜ委員会に出さなかったかという理由でございますが、これはいろいろ先方との話し合いを続けてまいった関係もございまして、事後報告に終わったということで、全く陳謝のほかないわけでございます。

それから、山荘の4千万円につきましては、仰せのように54年度の特別損失には入ってございません。55年度の予算処理でもって対応する予定でございます。

○ 2番（天野博君） 同じこと聞いてると違うんでね。さきの5億8千万円は、市長である理事長なり助役さんは、幹部としてどうしようとしておるのか、今後の方針を聞いてるんです。事務局長に聞いてると違う。

それから、委員会に相談しなかった理由についても、先ほども出たように、いまの局長さんは、54年度は理事でも何でもなし。しかもこの報告書にあるように、第4回の理事会が55年度2月14日に開かれ、「土地処分について（王子町1026-1）」、継続審議となっております。同じく2月29日に「土地処分について（王子町1026-1）」原案可決となっております。この間にも時間があつたわけですし、先ほど8カ月間もいろいろやったということですので、その間、なぜ委員会に相談できなかったかということで私が聞いているわけですので、その辺ははっきりしてください。

○ 議長（池辺秀夫君） 藤原議員。

- 20番(藤原要馬君) いまの質問を聞いてると、委員会と何か重複してるような形に聞こえる。委員の人らが全部質問してる。こんな議会はあり得ることと違う。委員会の中で十分御審議されたことと私は考えます。それにまたここで重複してやるというのは、なぜもっと委員会で十分御審議なさったかなかったか。一般の者はわからずにじっと聞いていなければならぬ。困りますよ。やはり委員会の中で骨身に達するまで御審議を願っておけば、こういう形はないだろうと思います。
- 2番(天堀博君) いまの発言について言いますと、余りにも理事者は委員会に対して誠意をもってきちんとしてないんです。委員会でかなり長時間かけて聞いたんですが、陳謝するとかだけで終わったんです。しかし、開発特別委員会は何も権限はない。ですから私は本会議で議案審議なり一般質問で聞くわけです。その点は十分おわかりいただきたい。理事長なり責任者がきちっとした答弁をしていただかんと、何ば時間をかけてもあかんです。委員会だけで聞いてもわからない。だから、議事録にも残してね、きちっとした本会議で聞くんです。その辺を御理解いただきたい。
- 12番(藤原要馬君) これは報告だけですので、議事録に残るといっただけでやるのかどうか。そうではなく、議会というものは骨身に達するまで、完全に解決できるという形でやるのが議員の務めだと思う。そのために特別委員会を設置してあるわけですので、その中で十分御審議を願えるわけです。単に市長が逃げるんなら、逃がさんように質問すればいいんです。そこで済んでるにもかかわらず、再度議会で長時間かけて委員の人らがやられると、われわれは何もわからんから黙って聞いてなければならぬということです。もう少し委員会で線密な御審議を願ったらどうかと思います。
- 2番(天堀博君) 公社特別委員会に付託された案件でもないわけです。公社の特別委員会でも報告されて聞いて、あるところまでいっただけで、幾ら聞いてもきちっとしたことが出てこない。せやから、しょうがなくここでやってる。公社特別委員会できちっとやっただけのんやったら、われわれはとことんやります、二三日かかってもやりますよ。付託案件として入れてくれるんやったら、特別委員会で採決までやりますよ。その辺私は理事者の責任であると考えてます。
- 議長(池辺秀夫君) これから助役が答弁するということですので、その辺でひとつ。坂上さん。
- 28番(坂上国治君) 関連。いま藤原議員が言われるとおり、何千万円とか聞いてるけど全然わからん。私の言いたいのは、最近起こった山下運送の問題なら問題にしばってもらわんと、ただ5億何千万とか言うてるが、私どもが公社特別委員会に入ったのはずっと前のことです。

最近のことは全然わからなかったので非常にややこしい。山下運送の問題なら問題にしほって解決してもらおんと、古いことまで言われても全然わかりません。

○ 19番(貝渕博治君) 特別委員会の名前が出たので、私も委員の端くれですので申し上げます。いいと思います。

過去三回やった中で議長さんも副議長さんも立ち会われてるわけです。ほかの議員さん方に対しても、ある程度締めくくってね、答弁もいかんけど、こういう問題がはたからどうこう言われる前に締めくくってせないかん。これはこうや、とある程度線引きしてとめないといかん。山下運送の問題については、ズバリ借地権が発生してると解釈して、そうしたら、四分六分とか半分とか発生してるように思う。そういう方面をはっきりしないから、納得のいく理由があったから貸した、借地権が発生した、だから半分とかね。2千万円か千9百何万かの赤字が出てローンで売ったのはいかんけど、半分半分ということできちっとしたものを決めようということでしょう。

それと助役さん、5億の見通しがないと言うのはいかん。それだけは取り消して締めくくってもらいたい。その辺で議長、ピシツとして、トンボの尻切りのような委員会の仕方をしたこともあるので、その点も了解してほしいと思います。

○ 議長(池辺秀夫君) 天堀議員さんの質問に対して助役答弁。

○ 助役(坂口礼之助君) お答え申し上げます。

まず、5億8千万円の損失の関係でございますが、先ほど事務局側から、市との協議において行っていきたい、という考え方があるということでございます。その点につきましては御承知のとおり、経常経費の関係については、公社に關係しております職員並びに用地取得を担当しております職員の給与等人件費につきましては、すべて従来から公社会計で負担していただいております。

当初の事務費の比率の関係からまいりますと、そうした人件費等の事務費としてお支払いできる範囲内で消化していけるという考え方を持っておったわけでございますが、最近、公社が公共事業として一般会計に置き取る量はだんだん小さくなってまいります。事務費収入だけでは、人件費等事務費をすべて消化することはできなくなってまいってる現状でございます。

そういう中では、やはり人件費を中心としたものを事務費のアップ等によって一般会計で支弁するような方向で検討していただかなければならないと考えております。あるいは公社自身でいろいろとやっていただいておりますように、いわゆる借入金の低金利への切りかえあるいは最近の地価状況等からいたしまして、土地処分の段階でできるだけ有利な販売方法を勘案しながら、長期的な視野に立つてこれらの損失金の解消を図っていききたい、このように存じておるわけでございます。

以上、非常に簡単ですが 一点の説明にかえさせていただきます。

○ 2番(天掘博君) 私の質問に答弁してもらったのは5分ほど、その辺ではポイントしか聞いてない。いまの答弁は不十分ですが、これはこれでおきますが、委員会になぜ相談しなかったかの問題、それからまだあるんですが、いろいろ委員会の中で聞いてもわからなかった点、その後発生した問題もあります。議場で聞いて当然やと思いますので、委員会に相談しなかった理由を聞かせていただきたい。

○ 助役(坂口礼之助君) 先ほど市長からもお答え申し上げ、かつ陳謝申し上げましたように、今回の王子町の土地処分につきましては、いろいろ山下運送さんとの間に、合意に至るまでかなりの折衝経過等がございまして、なかなかまとまりが得られなかったままに日時が経過いたしました、その内容を委員会に御報告申し上げる、前段で御協議申し上げるいとまがなかったというのを遺憾に存じております。たまたま山荘問題も起きまして、公社としてもテナワワンの状態で、事前の協議も持てなかったことにつきましては、まことに申しわけなく存じております。

以後、理事長である市長も申しておりますように、こういう問題の取り扱いにつきましては、議員さんあるいは特別委員会の皆さんの御意向を十分に尊重させていただき、事前の協議、御相談を申し上げてまいりたい、かように存じておりますので、本件につきましても事前の協議、御相談が不十分であったことにつきましては、まことに申しわけございませんが、事情御賢察の上、お許しいただきたいと思っております。

○ 議長(池辺秀夫君) これで報告2号の報告を終わります。

○ 議長(池辺秀夫君) 日程第28「財団法人和泉市商工業振興会昭和54事業年度決算書類の提出について」と日程第29「財団法人和泉市商工業振興会昭和55事業年度事業計画書類の提出について」を一括議題といたします。

報告を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

報告第3号

財団法人和泉市商工業振興会 昭和54事業年度決算書類の提出について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第2項の規定により、財団法人和泉市商工業振興会の昭和54事業年度の決算に関する書類を別紙のとおり提出する。

昭和55年6月13日提出

和泉市長 池田忠雄

報告第 4 号

財団法人和泉市商工業振興会昭和 5 5 事業年度計画書類の提出について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 3 条の 3 第 2 項の規定により、財団法人和泉市商工業振興会の昭和 5 5 事業年度の事業計画に関する書類を別紙のとおり提出する。

昭和 5 5 年 6 月 1 3 日提出

和泉市長 池田忠雄

○ 議長(池辺秀夫君) 報告の説明をお願いします。

○ 産業衛生部長(広岡史郎君)

それでは、ただいま御上程いただきました報告第3号「財団法人和泉市商工業振興会昭和54年事業年度決算書類の提出について」並びに報告第4号「財団法人和泉市商工業振興会昭和55年事業年度事業計画書類の提出について」の報告の内容を御説明申し上げます。

まず、報告第3号について、概要を御説明申し上げます。別紙関係書類の2ページでございます。

まず、初めに事業概要でございますが、わが国経済情勢は、不況の長期化と石油価格の大幅上昇等厳しい環境の中で、公共投資拡大及び企業の経営努力等を背景として、国内民間需要による自律的な景気の拡大基調を示しつつあります。

本市地場産業の中心であります繊維、人造真珠産業におきましては、為替相場の一定の落ち着き等による若干の回復傾向にあります。しかし、今後における国際経済、社会情勢の動向は予断を許さぬものがあります。

こうした情勢のもとで、当振興会といたしましては、地場産業振興に関しましては、商工ニュースの編集受託、通行量調査の実施、地場産業振興展の開催、大阪伝統産業市への参加並びに観光に関する事業を実施してまいりました。詳細は3ページから4ページに記載させていただきました。今後とも、市民のニーズをさらに的確に把握し、旧来のものにとらわれない新しい方向を目指したいと思っております。

続きまして5ページ、理事会並びに役員の変動に関する事で、理事会は2回開催され、4件の事項について御審議を煩わし、可決御決定をいただき、役員の変動では、理事2名様の変動と、1名様死亡による退任がございました。事務局につきましては、産業衛生部商工課職員9名が兼務担当いたしております。

続きまして、昭和54事業年度収入支出決算報告について御説明申し上げます。6ページでございます。

収入の部①財産収入では、予算額に対し2万4千9百44円の収入増となっております。

②の寄附収入は、予算額百84万円金額収入となっております。

③の事業収入では、予算額29万円に対し収入済額21万3千8百円で、7万6千2百円の収入不足が生じ、市内観光めぐりバスツアーと特産品売払収入において収入不足となったものであります。

④の繰越金につきましては、昭和53事業年度における繰越額2百90万7千5百16円であります。

以上、収入予算総額 5 百 1 0 万 7 千円に対し、収入総額 5 百 5 万 6 千 2 百 6 0 円となり、5 万 7 百 4 0 円の収入不足となっております。

次に 7 ページ、支出の部といたしまして、①の事務費では、予算額 5 5 万円に対し支出済額 1 1 万 5 千 7 百 9 1 円、4 3 万 4 千 2 百 9 円の不用額が生じました。

②の事業費、予算額 4 百 5 1 万 7 千円に対し支出済額 2 百 2 2 万 9 千 2 百 7 0 円で、2 百 2 8 万 7 千 7 百 3 0 円の不用額が生じました。この主な理由は、(1)の観光事業費では、観光地整備事業の分担変更等により 2 4 万 9 千 3 百 1 0 円の不用額を生じたものと、(2)の活路開拓事業費では、事業一部変更により 百 3 0 万円、負担金において、関係各位の御協力と相まって 5 2 万 5 千円の不用額を生じたものであります。

次に、8 ページでございます。(3)の受託事業費では、予算額 百 4 万円に対し支出済額 百 4 万円、「通行量及び購買客動向調査費」4 0 万円、「商工ニュース発行負担金」6 4 万円によるものであります。

次に、③の予備費 4 5 万円は、以上の内容から支出に要しなかったものであります。

以上、支出予算総額 5 百 1 0 万 7 千円に対し、支出済額 2 百 3 4 万 5 千 6 1 円となった次第であります。

以上、収入総額 5 百 5 万 6 千 2 百 6 0 円、支出総額 2 百 3 4 万 5 千 6 1 円、差し引き 2 百 7 1 万 千 百 9 9 円を昭和 5 5 事業年度に繰り越したく存じております。

次に、9 ページでございますが、年度末当振興会財産目録は、設立したときに和泉市から受けました基本財産を住友銀行に定期預金として百万円、備品として、放送設備一式の 1 2 万 8 千 7 百 9 0 円及び紅白幕 6 万 3 千円がでございます。

以上で報告等 8 号についての御説明を終わります。何とぞよろしく御審議くださいます、御承認賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、報告第 4 号についての報告の内容を御説明申し上げます。

別紙関係書類の 1 ページにございますように、まず、事業計画の策定に際しましては、当振興会設立の趣旨から事業内容をよく留意するとともに、最近の厳しい地域経済情勢を十分勘案の上計画いたしました。

次に、事業計画の内容につきましては、2 ページにございます地場産業振興に関する事業、特産品振興に関する事業、観光に関する事業、小規模企業共同利用工場の建設譲渡に関する事業の 4 つを主要な柱としております。

次に、この事業計画を進めるための予算について御説明申し上げます。3 ページでございます。まず、収入の部では、基本財産収入として、市よりの出資金百万円を定期預金いたしており、

この預金利子及び運用費資金の普通預金利子で計9万5千円を計上いたしました。

次に、寄附収入では、観光事業としての市から補助金50万円のほか、商工ニュースの編集受託事業としての負担金及び消費者の購買動向を調査するための通行量調査及び購買動向調査受託料として、計百57万円を計上いたしました次第でございます。

次に、事業収入といたしまして、観光及び特産品パンフレット売払収入5万円のほか、さくら祭の負担金、観光めぐりバスツアー参加負担金及び特産品売払収入として計、21万円を計上いたしました。

以上、収入総額2百万5千円と相なっております。

続きまして、4ページの支出の部では、事務費の諸経費3万2千円のほか、さくら祭り、市内観光めぐりバスツアー等の経費として、観光事業所要経費計67万3千円を計上いたしました。

次に、地場産業製品の普及、宣伝事業であります。特産品の買い上げ費用の10万及び地場産業祭、大阪の伝統産業市開催に際しての負担金など計20万円を計上いたしました。

続いて、受託事業では、消費者の商業施設利用度を調査するための、購買動向調査の所要経費として18万円、情報提供事業負担金64万円、通行量調査負担金25万円、計百7万円を計上いたしました。

4ページにございます予備費につきましては、3万円を計上して、支出総額2百万5千円となっております。

なお、予算の流用の範囲としては、同一款内でこれらの経費の各項の間で流用できるよう定めさせていただいたものでございます。

以上で報告第4号についての御説明を終わります。

以上、報告第3号、報告第4号について何とぞよろしく御審議くださりまして、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（池辺秀夫君） 本報告について質疑、御意見ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）別に質疑御意見ないものと認め、報告第3号、第4号の報告を終わります。

○ 議長（池辺秀夫君） お諮りいたします。皆さんの御協力によりまして、上程されました諸議案の審議は全部終了いたしましたので、本日はこれにて散会いたしたいと思います。御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、本日はこれにて散会いたします。

なお、明14日、15日は休会とし、16日に一般質問を行いますので、定刻御参集くださいますようお願い申し上げます。長時間まことにありがとうございました。

（午後3時45分散会）

第 2 日



昭和55年6月16日午前10時和泉市議会第2回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(25名)

1番	寺田	茂君	17番	穴瀬	克己君
2番	天堀	博君	18番	池辺	秀夫君
3番	橋本	佳行君	19番	貝淵	博治君
5番	仁井	明君	20番	田中	包治君
6番	大谷	昌幸君	21番	直村	静二君
7番	金沢	勝君	22番	勝部	津喜枝君
8番	成田	秀益君	23番	三井	正光君
9番	松下	定君	25番	竹内	修一君
11番	上代	卯之松君	26番	柳瀬	美樹君
12番	藤原	要馬君	27番	竹下	義章君
13番	赤阪	和見君	28番	坂上	国治君
15番	横田	憲治郎君	29番	藤原	利一君
16番	木下	甲子三君			

欠席議員(1名)

10番 山口 義一君

地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

記

職	名	氏	名	職	名	氏	名
市	長	池田	忠雄	財 務 部 長	麻生	和義	
助	役	坂口	禮之助	財 務 部 次 長	北野	敦雄	
収 入	役	中塚	白	財 政 課 長	大塚	孝之	
参 与 兼 市 長 公 室 長 取 務	長 扱	西川	喜久	同 和 对 策 部 長	橋本	昭夫	
参 与 兼 都 市 整 備 部 長 取 務	長 扱	林	徳次	同 和 对 策 部 理 事 兼 解 放 総 合 セ ン タ ー 所 長 事 務 取 扱	生田	稔	
秘 書 広 報 課 長		石本	博信	市 民 部 長	富田	宏之	

職 名	氏 名	職 名	氏 名
市民部次長兼福祉 事務所長	中川鉄也	消 防 長	松村吉堯
産業衛生部長	広岡史郎	消防本部次長兼消防署長	湯川行夫
産業衛生部次長	角谷泰夫	用地担当理事・土地開発 公社事務局長	平野誠蔵
建設部長	逢野一郎	用地担当参事・土地開発 公社事務局次長	岩井益一
建設部次長兼土木課長 事務取扱	吉田日出男	教 育 委 員 長	堀内由延
都市整備部理事	中山重光	教 育 長	葛城宗一
都市整備部理事	門川禄朗	教 育 次 長	杉本弘文
都市整備部次長	萩本啓介	管 理 部 次 長	逢野博之
都市整備部次長	青木孝之	指 導 部 長	高橋貞良
改良事業部長	西川武雄	指 導 部 次 長	竹田明郎
改良事業部次長 兼改良総務課長事務取扱	前田守正	指 導 部 次 長	明坂貞士
病 院 長	竹林淳	選挙管理委員会委員長	味谷日吉
病院事務局長	内田繁	選挙管理委員会事務局長	岸田秀仁
病院事務局次長 兼管理課長事務取扱	藤原光夫	監 査 委 員	久光喜多男
水 道 部 長	田中稔	監 査 事 務 局 長 兼公平委員会事務局長	向井洋
会 計 課 長	赤田備信	農業委員会事務局長	信田種行

※ 課長級の職員は、議案等の説明の必要に応じて出席させる。

本会の議事を速記法により記録したものは、次のとおりである。

和泉市議会病託速記士 中野満男

本会の事務局長及び職員は、次のとおりである。

事務局長	吉岡昭男
次長	吉田種義
議事係長	西井正
議事係	佐土谷茂一
議事係	川崎政勝

本日の議事日程は、次のとおりである。

昭和55年和泉市議会第2回定例会議事日程

(6月16日)

日程	種別及び番号	件名	摘要
1		一般質問について	

一般質問発言者及発言の主旨

発言順・議席番号

① 28番 坂上国治議員

行政執行権について

② 18番 赤阪和見議員

市民福祉について
社会教育について
市行政のあり方について

③ 20番 田中包治議員

議会と理事者との関連について
中央丘陵について

④ 22番 勝部津喜枝議員

財政問題について
信太山演習場について
解放センター運営使用について
山荘町・住宅建設における公害問題について
障害者・老人の総合対策について
学校教育について

⑤ 17番 穴瀬克己議員

社会教育施設の充実について
下水道施設について

⑥ 6番 大谷昌幸議員

工場跡地の利用について

⑦ 2番 天堀 博議員

公社運営について
まちづくりについて

(午前10時20分開議)

- 議長(池辺秀夫君) 皆さん、おはようございます。大変長らくお待ちせいたしました。議員の皆さんには何かとお忙しい中多数御出席賜りまして、まことにありがとうございます。

それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長より報告させます。

(市会事務局長報告)

- 市会事務局長(吉岡昭男君) 御報告申し上げます。

ただいま御出席されている議員さんは19名でございます。欠席の議員さんは山口議員さん、遅刻の届け出ある議員さんは木下議員さん、穴瀬議員さん、柳瀬議員さんでございます。その他の方につきましては、ほどなくお見えになることと思われます。現在、19名でございます。

- 議長(池辺秀夫君) ただいまの報告どおり、出席議員数19名をもちまして議会は成立しておりますので、これより本日の会議を開きます。

- 議長(池辺秀夫君) 日程第1「一般質問について」を行います。28番・坂上国治君。

- 28番(坂上国治君) 一般質問を行います。通告には「行政執行権」についてでございますけれども、非常に幅広い問題でございます。特に前回からもいろいろと私が申し上げておりましたことについて回答はいただいておりますけれども、回答と執行権の間違いか、議会が無視されたのか、そこら辺をちょっと明確にしてほしいと思います。

去る11日の建設委員会の席上、今度、竹内建設が光明台のプールの落札をされたということの説明があったわけでございます。そのときに私は質問を求め、大体、前回に落札してある2、3の件についての進行状況を報告していただいたところ、一カ所が大体60%、一カ所が20%ということございました。

これは学校建設のちゅうと横田議長さんの当時でございましたが、この問題が非常に重大なため、ひとつ制限時間なしで、1日でいかんなら2日、2日でいかんときは3日という、十分な回答をいただくまでの余裕を願いたいということで議長の許可をいただいた上で質問したところ、休憩に入ったわけでございます。それから理事者の回答をいただいたわけでございますけれども、「今後は絶対はそういうことはいたしません」という中で、しぶしぶ私は了解したわけでござい

ます。

しかし、再三再四申し上げておるんですが、これは私個人だけでなく、26名の議員さんが無視されておる問題でございますので、大きく言えば議会軽視ということになると思います。議会がいろいろ申し上げておることを理事者が聞いてくれんとなると、これは非常に大きな問題になりかねんと思うんです。

そこで私がいまからお伺いするのは、議会を無視してこういったことをやった理由、これは第一点でございますけれども、この理由を明らかにしていただきたい。

二番目には、責任をどうするのか。この責任は指名委員会がとるのか、あるいは最高責任者の市長が責任をとるのか、これをひとつ明確にしてほしい。

それと、私が泉北環境の監査をやっておる当時、皆さん方も新聞紙上でおわかりのとおり、大きな問題が起こったわけです。このとき、初田という課長が、最初は「私はそんなもん、一銭も金ももろうておりません」ということでしたが、いろいろ調べられた結果、もろうてあることがはっきりしたわけです。それがために懲戒免職という大きな罰を受けたわけです。そこで、その渡した相手方についての報告をひとつ願いたいということであつたけれども、いまだにそれをわれわれは聞いてないわけです。この際、もろうた方が罪を負うてるんやから、一方の渡した竹内建設がどんな罪を負ったのか。自分の息子と社長を交代してそれで済むとお考えになつてるのか。21、2歳の年少の息子に社長を交代して議会をごまかせるという考え方に立って、そういうことを理事者の方としては進言されたのか、ここらをはっきりしてほしい。

第四点目、今後、どういう考え方を持つてるのかということを明確に回答願いたいと思います。

これは冒頭に申し上げましたけれども、この問題は簡単な質問でございますので、答弁さえ簡単にやってくれたら時間内に済ませていただけたらと思うんですけど、質問のしっぱなしで、あやふやな答弁をされた場合、これは時間がかかると思うんです。それで、これは議長さんも十分お考えやと思いますけれども、これは大ぜいの議員さん全部にかかってくる問題で、私一人が言い出した問題やなく、議員さん全員というほどの発言でございます。だから、議会軽視という形が一番手っ取り早いと思うんです。そういう意味からして、これは議長も同じ議員ですから、議会が軽視されたら議長も軽視されてることは事実でして、自分が軽視されてることをとやかく言う必要はないと思うんです。これは前議長同様、そういうことは認めてくれると思いますので、後ほどの再質問のときにまたお願いしたいと思つておるんですけど、ひとつそういうことで理事者の明確な御答弁をお願いいたしまして、答弁のいかんによっては再質問の権利を留保して、終わります。

○ 議長（池辺秀夫君） 理事者答弁。

○ 建設部長(逢野一郎君) ただいまの御質問に対しまして建設部からお答えを申し上げます。

指名競争入札に関しましては、かねがね地元建設業界の要望もありまして、市内優先を基本的に検討しているわけでございます。今回のプール施行工事の指名入札に際しましても、昨年までは建設業界のみで指名を行っていたわけでございますけれども、近年の公共事業の減少に伴い、できるだけ多くの業界に入札に参加していただきたく、今回は、土木、建築の方によって一般競争入札を行ったわけでございます。

今回の指名等につきましては、受注量等もいろいろ考慮したわけでございますけれども、市あるいは泉北環境等の受注量については調査はできるわけでございますけれども、府あるいは民間等の受注量につきましては、非常に把握しにくい要素がございます。このことから、今回の指名業者をチェックしたわけでございますが、今回の指名業者もすべて市あるいは府の方では金額を言っていただけないわけですが、ある程度の受注量を持っておるわけでございます。そういう観点から、御指摘の一社のみを指名から除外するということについては、むずかしい要素があったわけでございます。

また、今回のプール施行工事につきましては、限られた工期内に完成をしなければならぬという、非常に期間の迫ったことでございますので、今回の指名に対しましては、和泉市内の工程、土木、建築業者を指名したわけでございますので、御了解をお願いしたいわけでございます。四点御質問あったわけですが、私より一点目のことについてお答え申し上げましたが、御了解をお願いしたいと思います。

三点目の業者への刑事問題でございますが、われわれがその後聞くところによりますと、詳しいことはわれわれも調査しておりませんが、すでに代表者も代っているわけですが、現在、執行猶予というようなことを聞き及んでるわけでございます。

あとの責任問題等については、指名委員長からお答え願うことといたします。

○ 28番(坂上国治君) いま、逢野部長から答弁をいただいたんですけど、私の質問と全く合致してないと言えるんです。私は、受注量とか、そんなもんを調査しなさいと語りませんよ。前回の質問のときもね、これはあんた方、議場へ座って何を聞いているんかと言いたい。もうちょっと土性根入れて議員の発言していることを聞いておきなさい。どの業者であろうと、そのときに大体90%、先の見通しがついた場合に次の指名をしてもよからう。しかし、それでない限り絶対に指名したらいかんと言っている。そうすると、「わかりました、そういたします」と言うた。

ところが現在、何億という相当な工事について、その一カ所は60%、一カ所は20%しかまだ進んでないということです。20%というたら、鉄筋コンクリートの場合大体基礎ぐらいです。それで9分9厘までできたと言えるのかどうか。そこらが、理事者が議会を無視してるわけです。

せやから、受注量を調査せよと、そんなことは、わしは一遍も言うてないぜ。しかし、議会がどう言おうと、われわれが執行権をにぎった以上は執行権を振り回すんだ、議会みたいなもんはつんばさじきに置いて、という姿勢に対してはまかりならんと申し上げておるんです。

そんな答弁をしてもろうても時間かかるだけや。せやから最初に言ったように、明確な答弁を求めているのに、そんな答弁は明確でないよ。そんなもんを聞いたって何にもなりませんわ。もっと明確にね、別に建設部長が答弁せんでも、その責任のある人からはっきりした答弁をいただきたい。

これは私、申し上げますけれども、非常に大きな問題ですよ。私は建設委員会で言うたけれども、議会を無視したということは大きな問題ですよ。あんた方は小さい問題のように考えてるけど、KDDの問題でもそうですが、自分が悪いことせんでも、下っ端の人が上司の責任をかぶって高いところから飛び降り自殺した人がある。この人は、実際問題として責任感の強い人です。しかし、私は、和泉市の職員さんでそんなことになったら困りますので、高いところから飛び降りろとは言いませんが、物事というのは、議会制度やなくても、責任感の強い人がそういう態度をとってる。新聞紙上で見てもらうたらおわかりやと思ふ。

それにもかかわらず、私も12年間に終止符を打って議事を引退させてもらい表明をしているわけですよ。しかし、いままでほとんどだまされ放しや。せやから、一番最後で、もう二度と議場で私がこういうことを言えるのは最後やと思つてます。せやから、ここで明確にだれが聞いてもわかるように、これは場合によつたら市長が責任をとるといえばしょうがない。私が責任をとります、と言うか、あるいは指名委員を全部やめさせます、と言うか、どこまでくかわからんけど。

指名委員さんの中でも、全然これらのことをわからんままで判を押した人があると思ふ、せやから、絶対何かの言葉があったんやと思ふ、私と約束したんやから。ところが、押され押されてここまできたらろうと私は推測してるんです。仮に押した人があればその人を出してほしい。その人が竹内建設とどういつながりがあるのか知りませんが、その人を出してもらるか、あるいは最高責任者に責任をとってもらか。今度の場合は、最高責任者も責任をとりよいと思ふ。選挙に金を使つてないし、もうやめます、と言われてもね。選挙に金を使つてたらいささか惜しいが……。現在の衆議院でもそうです。やむを得ないけど、選挙で大きな金を使つて7カ月で解散、また選挙のやり直しとなつてるんです。そこらから考えたら、私は別に人さんをやめさしたり、どうしようという趣味はないですけど、場合によつたら、そういう責任をとってもらわん限り、今後、議会と理事者の間はむずかしいと思ふ。

あんた方、簡単にあれは坂上がしゃべってるんや、と解釈してもらつたら大きな間違いですよ。

私は12万市民の代弁者として過去12年間出てきたんやけど、この問題を解決してもらわん限り、ちょうど12年間、私は遊びに来たかっこうになるのでそこら辺を十分お考えいただき、そして、先ほどの建設部長のような答弁はなさらないようにしていただき、そして、私の質問に即答してほしい。せやから今度、どなたが答弁してくれるかわかりませんが、はっきりとわかるようにひとつ答弁をお願いいたします。

○ 助役(坂口礼之助君) 私からお答え申し上げたいと思います。

まず、建設工事請負業者の指名委員会の審議の内容等でございますが、仰せのとおり、議会側の御意見といたしまして、市から発注した工事がほぼ完了するまでは、次の工事の指名競争入札には参加させないという強い御要請がございました。そのことにつきまして早速、われわれも指名委員会を招集いたしまして御議論をし、検討を重ねてまいったわけでございます。

市の発注する一つの工事について、ほぼ完了するまでは次の指名競争入札に参加させないという御趣旨を考えて見ました場合、市の発注する工事そのものが、一人の業者に片寄らないという御配慮があるように受けとめておるわけでございます。やはり一業者に集中して片寄せると、いろいろ弊害が起こるといことも検討いたしました。どうい弊害が予想されるかと言いますと、一つには、やはり片寄ることによって、市内業者間においても工事の受注量にアンバランスが生じて感情的に好ましくないのではないかという考え方があるだろうと受けとめております。

もう一つは、その業者の工事受注能力を超えて工事を受注した場合、工期も遅延したり、そのために工事が粗雑に行われる危険性があるんじゃないかということ等、指名委員会においてもいろいろ協議、検討いたしてまいったわけなんでございます。

そうした議会の趣旨に沿って今日まで努力してまいったんでございますけれども、今回の光明台小学校のプールの発注工事につきましては、非常にプールそのものが7月の時期までに利用できるように完成したいという、工期的な急ぐ問題がございました。さらに当時、ちょうど54年度の年度末を過ぎた直後でございましたので、市内の各業者等についても、かなりの受注量をそれぞれお持ちでございました。そういうことから、担当している事務局では、まず第一に、地元業者を中心にやはり地元業者育成ということを願っていたとしておりまして、やはり市内業者を中心に選定せざるを得ないということから、市内業者を中心に11社を選定してございます。

従来、プールの工事と申しますと、ほとんど建築関係の業者のみで指名競争入札をやってきたんでございますけれども、たまたま各業者ともそれぞれの仕事をお持ちでございまして、さらに、議会側から御指摘いただいておりますように、公正な入札の執行並びに一方的に業者に片寄らないようにという配慮も尊重いたしまして、建築業者でございましたら、市内でBランクに位置づけられてる業者は五社しかございません。だから、さらに土木工事等も内容としてはかなりポリ

ウムが大きいので、土木に関係するBクラスの業者も加え、さらに、地域性も考慮して建築業者Bクラス全員五社と六業者、都合11社を選定して指名委員会に提案されてしまったわけなんでございます。そういうような説明がございまして、指名委員会でもいろいろ御協議申し上げたんでございますが、事務局案が妥当ではないかということで、われわれといたしましては、これを了承いたしましたということでございます。

御指摘のように、今回落札いたしました業者の受注量の残事業量は、議会側の御趣旨からいたしましたら工事の完成度は非常に低うございまして、議会の意思を尊重しておらないじゃないかという御指摘、まことに痛み入るわけでございますが、委員会といたしましては、できるだけそういう点について配慮させていただいたんでございますけれどもこういう結果になりまして、その点非常に遺憾に存じておるところでございますけれども、そうした経過を踏まえまして、私たちといたしましては、今回の工事そのものの請負の内容につきましては、できるだけ努力をいたして結果がこのようになったということでございますので、今後、さらに議会の御意思を尊重してやれるような方法というものをつぶさに議論をいたしまして、できるだけそうしたことのないよう、十分な配慮をさせていただきたいと存じておるわけでございます。十分意にかなりような答弁にならなくて申しわけないのでございますが、実情御賢察を賜りまして御了解いただきたいと存じます。

- 28番(坂上国治君) 答弁をいただいたんでございますけれども、全く当を得た答弁ではない。これは先ほどの建設部長と同様です。そんなことをわしは聞いてるのと違う。最初に約束したように、大体90%まで工事が終わった場合は次の指名に入れる、それまでは入れません、というのに、なぜ入れたのかと聞いてる。

そんなもん、理由になりませんぜ。そんなものが理由になるんやったら、理事者は楽なもんや。議会をつんばさじきに置いて、あいづら何ぼしゃべっても、こっちは執行権があるんや、何事も決めたらええんや、ということですか。それやったら、議会議員を廃止しなさいよ。審議機関は要らん勘定や。しかし、この議会というものは市民の代弁者として置かれてきたんやから、これは当然12万市民の代弁者に間違いない。その代弁者の発言したことを、議会のいろんな意向を聞かんと、理事者がそんな勝手なへ理屈をつけてね。

そりゃ、助役さんがおっしゃるとおり、事業が片寄らないように、ということとあわせてわれわれは発言してるんやけど、それが大方竹内建設に片寄ってるんや、そりゃしょう。そんなら、竹内建設に何もかも片寄らすためにあんたらが努力してるんか知らんが、それはおかしい。いかに竹内建設とあんた方との義理があろうとも、議会との約束は約束として守ってもらわんと、竹内建設というのは一業者で、議員は12万市民の代表として発言してるんやからね。12万市民

をどう思うてるんかということです。その議会軽視ということは、即12万市民を裏切ることになるんですよ。

せやから、答弁聞かせてもろうて、いかにもということならわしも納得しますが、そんな片寄りように努力してきたと言うが、結果においては、片寄らすために努力してきたという現状と違いますか。池上小学校の問題でも、その当時から全部片寄ってますよ。それなら、今度指名した業者の中で竹内建設よりもよけい仕事を取ってるところがあるんですか。暇で仕事のないところもありますよ。わずか8千万か5千万の仕事ですから、指名した業者の中で、わしはようしませんよ。という業者はないと思う。一番最低の業者が落札しても、完全に工期までにやる自信は持ってますよ。

この問題は最初に言ったように、これぐらいの答弁しかできんだらうということは予測してたけれど、これ以上となってくると非常にあんた方も苦しいとこや。やっぱり最高責任者が、「私はもう市長をやめます」ということで皆さんに謝るか、あるいは指名委員の方々が「これはわれわれの不徳のいたすところや。われわれは全部せっかく部長まできたが、ここらで終止符を打ってやめさせてもらいます」と言うか、それぐらいのことはね。わしがそういう不手際があった場合、自分の支持者におわびしてやめますよ、引退しますよ。いま、部長と助役が答弁してくれた。これからどなたが答弁してくれるかわからんけど、それに似た答弁やったらやめといてください。そんなもん、わしは聞いてない。私の質問してることを十分聞いていただいて、納得のいく答弁をしてもらわない限りね。

せやけど、これは申し上げておきます。実際これは何かがあると思うんです。どんなことがあったか、私はこの目で見えてないからわからんが、あれだけの約束をしておきながらね。指名委員長だけがそんな苦しい答弁をせんでも、あんただけやない、この議場に皆おるんや。指名委員の人々が皆おるんやから、議会の発言を聞いてるんやから、そんなぼんやりした指名委員になってもろうたら困る。そこにどんな疑義があるのか、欲がからんでるのか、そこらのことは私は明確やない、憶測してるだけです。

せやけど、非常に力を入れてしゃべるのは、ちょうど私が泉北環境の監査委員をしてる当時初田の問題が起きた。そのとき各方面からいやな目で見られて、「あんた監査委員をやってるやないか、あれはどないなってるんや」と相当聞かれました。しかし、私は帳簿の監査はしてるが、そういう不正が隠されてるといことは全然わからないんです。監査委員をやってても、そういう贈収賄まではわかりません。したがって、今度の和泉市のこういうやり方も、そういうことから考えたら恐らくそれに近いんじゃないか、これは私の憶測ですよ。

私は昨年、皆さん方にいろいろとお世話になって議会の終了後、まだ時間が早くて明るかった

が、そのとき暴漢に襲われて重傷を負った。もうちょっと日撃者が発見してくれるのが遅かったら、私は命がないところでしたよ。あんた方、そんな痛い目をしたことがない。しかし、これは市民の代弁者として出た限りは、市民の幸せを願うての発言です。この野原というやつは懲役に行ってるが、この野原をすりたのはだれか、これは一聞いたら十まで皆さん方もさぞかしと思えますけど、大体わかってます。私もちゃんと調べてます。せやけど、口外はしません。この野原というくざは、九州の天竜組の若衆です。私の家内の兄が天竜組にちょっと関係しておったんでよく知ってます。それで野原の話もしてますが、最後には、親父さんにはそれを話しますが、ということで、これは全然一生涯わからん問題やない。あれは一年間の罪ですので、もうすぐ出てくる時期やと思う。出てきた時点ではっきりとわかります。そのときには、恐らく私がこれだろうと思う人間に絶対間違いなからうと思えます。

あんた方、痛い目に遭うた人なんか一人もない。私は、ひとつ間違えばあの世行きというところまでいったわけです。市民のためにここへ出て来ても、何もようしゃべらんとじっと座ってるんやったら議員の価値がない。しかし、市民の代弁をするためにわれわれは来てるんやから、それこそ命がけでやっていますね。自分らが痛い目に遭うてないからええわい。痛い目に遭うやつは勝手や、とあんたら判断してると思うけど、そんな薄情な考え方は困りますよ。

これは執行機関と議決機関がなかったら行政はやっていけない。これぐらいなことは皆わかってると思う。ところが、いままでのやり方をたどると審議機関なんか要らん。執行機関だけで全部やれるんやったら、大きな費用をすりて議会の置く必要はないんと違いますか、とわしは考えざるを得ないんです。

それで、こんなことを何ぼしゃべっても時間たつばかりです。先ほどから答弁はいただけてますが、そんな答弁やなくもっと明確に、こんなもんはむずかしいことはないはずや。ここまできたら責任の重大さはおわかりやと思う。せやから、前もって言うてますやろう、これは指名委員会の責任になるのか、最高責任者の市長の責任になるのか、なるんやったら、速やかにそういう措置を考えてほしいと思います。二つに一つや、そんなにむずかしいことはないぜ。こういう質問が出たら、私が理事者で指名委員の中に入ってるか、市長になってるならばはっきりしますよ。

人間は、死ぬというのは一番大きなことや。せやけど、別に高いところから飛び降りんでも、私はこれで責任をとらせてもらいます。ということ言うたら、あしたから家で用事もできるし、ほかで仕事を探していくこともできる。その方が楽や。せやけど、審議機関を無視して執行権を乱用し、そのあげく責任をとるのはいやや、これやったらどないなりまんね。個人的にも絶対考えられんことや。私ら、個人的に友だちと約束しても絶対に破ったことはない。これは絶対にしてはならないことです。それをあんた方は堂々と議会を無視してる。これはほかの議員さんも言

いたいと思います。私は現在、26名の議員さんを代表して言うてゐるようなかつてはいいんですけど、あんた方もここまで言うたらある程度わかつてもらうて、そして、できるだけ時間を超過しない方法でひとつ明確に回答してください。

むずかしいことはおまへんやろう。わしはそんな無茶なこと言うてない。屋上へ上がって飛び降りろと言うんなら、落ちたとき痛いやろうな、と思うけどね。仮に責任とってやめても、どこかの守衛にいかうと、家で用事をするなり仕事できるんやからね。市にもう一遍勤めようと思つたら、関西マネジに雇つてもらうて、便所の掃除でもしたらええ。元市長や、部長やからというて便所の掃除がでせんことはない。地位が変われば何でもできるんや。

このままでは私は絶対引き下らない。12年間という積み残しがある関係上、私が先ほど申し上げた四点の質問にははっきりと答えてくれない限り、私は絶対に後へ引き下りませぬ。大ぜいの人を騒がすよりも、市長なら一人ですむ。部長やったら7、8人が10人ですむ。その責任は必ずとってほしい。私もこんなくどくど言いたくはないけど、先ほど言ったように、もうここで質問するのはしさいです。8月に臨時議会があったら来ますが…。

これは恐らく議長さんも時間が超過したからということと言えんと思ふ。議会の代表でやってくるんやから、その中に議長も含まれてるんや。軽視されてる中に含まれてるんやから、含まれてる人がそんなことを言えんはずや。こんなもん、わしは一日も二日も三日も同じことばかりしゃべるのはいやですので、できるだけ時間内にはっきりした回答をお願いしたいと申し上げてゐる。そこらをひとつ議長さんの方から進言していただいて、そして明確に答えろと言つてほしいと思います。

- 議長（池辺秀夫君） 理事者、明確に答弁しなさい。
- 助役（坂口礼之助君） 非常に厳しい御叱責でございまして、まことに痛み入る次第でございまして。先ほどのいろんな御質問の中にも、こうした責任は市長か指名委員会かという御質問もございましたし、それに対する責任問題等も御議論いただいでる中で、一応、建設の請負業者と指名委員会の審議の内容等につきまして申し上げてみたいと思います。

指名委員会は御承知のとおり、昭和50年から規則でもってつくられてまいり、そして、この委員会の職責といたしましては、請負業者の総合的能力の判定及びその格づけ等につきまして一応の基準を作成すること、それから、設計、金額8千万円以上の建築工事、1千万円以上の土木工事、500万円以上の種々の委託契約に関する条件について審査することを目的として設定されてございます。

そしてこの委員会は、あくまでも多数決で決定するという方式ではなく、出席委員の全員一致によって決定することを原則とする内容でございまして、いまさら申し上げるまでもなく、規則で

明らかになっておるところでございますが、そういうことから、指名委員会は業者の選定についての事務局から提案されたものを審査しておりますので、やはり指名委員会にも、そういった審査権の面からの責任は当然あると自覚しておる次第でございます。

そして、先ほどちょっと申し上げましたように、議会側の御要請といたしまして、一業者に片寄らないように配慮するという御趣旨に沿って指名委員会でもいろいろと協議もし、その趣旨を尊重して努力してまいったのでありますが、そうした御要請に対しまして一応、内部的に委員会でいろいろの議論をしてまいった経過について御説明申し上げてみたいと思っております。

まず、そうした一業者に片寄ることの弊害として、工事能力に欠けるのではないか、あるいは工事の施行期日が遅延するのではないかとというような工事進行上の問題がいろいろあるんじゃないか、これらについて議論をしたわけでありまして。

そのときの委員会の考え方といたしまして、工事施工能力は、やはりそれぞれの業者によって異なってくることは事実でございますが、市の発注した工事量だけでその業者の施工能力を判断するには矛盾があるのではないかと。市の請負業者は市の工事だけではなく、大阪府や他の市町村を初めとして、民間からも工事請負を行っていることでもございますので、受注残高と申しますのはなかなか調査しがたい。したがって、市といたしましては、市に登録申請のございました請負業者の総合能力と申しますか、資本金あるいは前年度の工事量、技術者職員の数等、業者の総合能力に基づきましてそれぞれの業者の格づけを行行、いわゆるBランク、Cランク、Dランクと格づけを行行して工事の発注をしていく方法をとらざるを得ないんじゃないかという議論があったわけでございます。

それからまた、業者間の工事のアンバランスが生ずるといことは必ずしも好ましいことではないといことにつきましましては、皆さん意見が一致いたしておるわけでございますが、業者がその仕事を取るかどうかにつきましては、その業者の判断によって決められるものでございまして、市は、その内容までは当然立ち入ることはできません。市としては、建築、土木あるいは設備工事等の種目別あるいはその工事量等によって格づけされた基準によってその範囲内で業者を選定指名競争入札に参加してもらおうという方法しかしようがないという議論もございました。過去53年、54年を通じまして、その指名した業者の工事種目別の指名回数を調べてみたんですけれども、年間を通じてほぼ均衡がとれてるということは事実でございます。

そういう中で特に市として配慮しなければならないことにつきましては、かねがね議会側からいろいろ御意見をいただいておりますように、市内業者を育成強化していく措置はとらなければならないだろうということで、市内業者を優先的に指名していくという基本的な考え方で行ってまいっているわけでございます。たまたま御承知のとおり、ちょっとまとまった工事ございま

すと、一つの工事期間が6カ月、9カ月という長期にわたりますので、そういうことを勘案いたしますと、市内業者を中心に育成強化を図りながら指名競争入札をやっていくという考え方ではなく、当然、市外の業者も大量に指名しなければならぬということ等もございまして、非常に苦慮いたしておるわけでございます。ひとつ御理解いただきたいと存じます。

- 28番(坂上国治君) 私が先ほど言った明確な答弁、それが明確な答弁やと思ってるんか。わしはそんなこと聞いてない。私の言うてるのは、あんたがそのとき、90%ぐらいまで進行してるんなら次の指名入札に参加させなさい。「わかりました」と言ったんと違いませんか。その言を翻してあいまいなことを言われたんでは困る。

市の最高責任者は市長やから、あんたは無投票で当選してきたんやから、「この際、私は責任をとってやめます」、というぐらい言うわんのか。市長が言うわんのんやったら、二番目の指名委員会が腹くくりなさいよ。あっちへ塗りたくり、こっちへ塗りたくったりするのは困る。

先ほどから言うてるように、12年間の積み残しがあるんです。だからこの際、自分が引退するときには、できるだけ正常な和泉市の行政に切りかえてもらうように思ってる。こんな状態では、一市民に戻っても不安ですよ。あんた方に任せといたら不安で不安でしょうがない。せやから、今度こそ、今度こそは腹くくってはっきりしてもらわないかん。これからは、もし議会軽視したらこんな責任をとらないかんことになるんや、ということで皆自重してくれると思ひ。

せやから、私の質問してることをよう聞いてもらうて、わしの初めから言うてることをはっきりと聞き分けていただき、それに即答してほしいと申し上げてる。委員会の事情はこりや、ああや、と言うてもろうてもわしはわかりません。あんたが指名委員会を代表して、「今後は90%まで進行したときに後の指名をしてもよろしいな」わしは「結構ですよ」と言うてる。決して無理なことはいつてもいいです。ところが、20%の進行状況の中でやられたら、これは無視するものはなほだしいよ。

まだ市長からの答弁も聞いてないし、市長が答弁したら、二つに一つの返事をせないかんから立つのを決ってるんやと思ひけど、最後の土壇場で腹決めてくれるんかわかりませんが、これでは平行線ですよ。あんた方は悪意に解釈せんんと、やっぱり議員というものは市民のことをここのまで考えてるんやな、ということで善意に解釈してもらって、あんた方もその姿勢で行政をやっていたかんと、とにかく上辺だけ悪い節の歌を歌ってるな、ということで聞かれたら困る。あんなもん、何ぼしゃべったかて議会すんだらこっちのもんや、ということでは、議会人としてはたまったもんやない。

恥ずかしいよ。家へ帰って市民に話もできん。私の質問は非常に簡単やけど、和泉市を左へやるか右へやるかの瀬戸際で、理事者としたらむずかしい答弁になると思ひますが、お互いに市民

を考えたとき、自分がどうなるろうとも、これは和泉市民のためにも選ぶべき道だという判断は十分決めてもらわないかん。先ほど議長から明確な答弁という注意があったにもかかわらず、明確な答弁ををできんというような理事者では困ると思う。

○ 議長（池辺秀夫君） 先ほど坂上議員さんからも、これでは平行線というお言葉がありました。が、私も本当にこの質問、答弁は平行線をたどると思います。この質問に対して満足な答弁はできないという、質問内容については、非常に重要なむずかしい問題でございますので、市長答弁。

○ 市長（池田忠雄君） 私よりお答え申し上げたいと存じます。

坂上議員さんの厳しい御叱責に対しまして、助役あるいは担当部長からお答えを申し上げたような次第でございます。議員さんが端的におっしゃっておられる出来高等についていろいろ配慮しなさいということ、助役も先般、配慮する旨のお答えをした経過がございます。その後、指名委員会において再三、そうした御要請について論議、検討もしながら今日に至っております。そうした出来高の把握あるいは地元業者育成の観点等もろもろ勘案する中で、今回のプールについては、地元建設業者11社を指名競争入札を行わせたいということでございまして、それがたまたま一社が安い価格で受けたということで、昨年、一昨年来の経過からして議員さんの御指摘が出るものでございます。

私は、決して議会軽視をするつもりは毛頭ございません。ただ、執行権という立場で、いろいろな業務が各セクションにあるわけでございます。その中で本件につきましては、御指摘の向きと、実際の執行していく段階におけるそうした配慮、からみ合わせが非常にむずかしいので、議員さんの厳しい御叱責、議会軽視という御指摘もあるわけでございます。

議員さんのおっしゃるとおり、片寄らんようにということは、私も十分理解するところでございます。また、指名委員長の助役を初め各部長も決して片寄らすつもりではなく、いろいろと論議する中で、それぞれ指名について審議に参画していること、私も上司としてよく存じておるわけでございます。

執行の中で、そうした片寄り、能力、育成等のいろんな点で配慮しなければならないという中で、御指摘の向きと、執行の段階で結果論としてそのとおりになったらん、その責任はどうだという厳しい御叱責ではございますけれども、議員さんの御指摘を胸にいただいて、助役初め各部長も胸に置きながら行政執行の中で配慮しなければならない、もろもろ勘案してそれなりに対応して、結果論としてこういうことになったことについて、まことに御指摘恐縮しているわけでございます。

今後ともなお一層私たちはこうした御趣旨を胸に体して、再々こうした御指摘がないよう襟を正してまいりたいと存じます。また、そうしたことにどう対応していくか、さらに、私自身とし

ても、何とか御指摘と行政執行のむずかしさ、このからみの中でより適正を期してまいりたい、なお検討してやってまいりたい、このように存じているわけでございます。ひとつ御理解を相賜りたいと存ずるわけでございます。よろしくお願い申し上げます。

- 28番(坂上国治君) どなたに答弁してもらっても、当を得た答弁はできんということです。しからは、光明台のプールは3,600万円ぐらいやったと思うが、こんな工事にわざわざ竹内建設を指名に入れなくてはできんのか、だれでもできるぜ。3,500万や6000万の工事をよろせん業者があるのか。向こうで何億という工事を抱えて、しかも、それが20%しか進んでないのに、その人にあえてやらさないかんといいこと、指名に入れなかったら落とすこともない。たまたま指名に入れるから落とすんです。

そこらの判断です。あんたら、判断力が乏しいよ。それがわしの二点目か三点目に入ってるが、その理由や。どうい理由で20%しか進行してないのに入れたかの理由、それを聞かせてもらわんとわかりません。それ相当の理由はおありやと思う。

お互いに人間やから、人によっては名誉欲もあれば物欲もあり、いろいろありますよ。そこへまた、これを外したら……という恐怖感もあります。そやけど、それは十分説明したらわかってもらえるのと違いますか。あえて人から誤解を招くようなことを好んでやらんでも、これはどなたでも結構です。明快な答弁のできる人があつたらやってください。議長から注意があつても、まだ同じことばかりです。私の言うのは、市長が立つときには、「私も今度は無投票で当選しました。金も使っていないのでこの際、市長の職を退かせてもらいます」と言うんかなと待ってたんです。それが、そんなあやふやな、もうちょっとカバーするんやったらカバーするよな言葉でやってもらわんと、助役のまねしてるんと同じことや。最高責任者として、そんな答弁では答弁になりませんよ。

- 12番(藤原要馬君) 議長、一応、最高責任者として市長も答弁したんですが、まだ納得いかんということですから、暫時休憩したらどうですか。
- 議長(池辺秀夫君) 暫時休憩することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、暫時休憩に入ります。

(午後11時34分休憩)

○
(午後2時15分再開)

- 議長(池辺秀夫君) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

午前中の坂上議員に対する答弁ですが、休憩中において直ちに指名委員会を開いて検討すると

のこともありました。そうしたことによって時間を要し、議員皆さんに御迷惑をかけることとなりますので、本日の会議終了後にすることの協議がなされ、その結果、明日文書をもって提出することに相なりましたので、よろしく御了承願いたいと存じます。

○ 議長（池辺秀夫君） それでは、次に13番・赤阪和見君。

○ 13番（赤阪和見君） 通告いたしました質問は、過去4年間私たち公明党議員団が市民の予算要望、また本会議の一般質問並びに委員会等で質問、提案いたしましたことで、一定の答えをいただきながら、いまだ懸案になってることについてお伺いし、今後の一応の締めくくりとしたいと考えておりますので、明快なお答えをいただきたいと思います。

第一に市民福祉についてであります。①といたしまして、高額療養費貸付制度も提案によりまして、実施以来2年余となっております。貸付額も80%とはまだ20%を切った貸し付けであります。100%完全貸し付けができないかどうか。差額ベッド等出費も多く、たとえ20%でも2カ月、3カ月の入院が続く人にとっては大変であります。考え方を答え願いたいと思います。

②といたしましては、献血協力依頼制度の実施はどうなってるか。また、本年の和泉市献血推進協議会の活動並びに献血実績はどういうふうになってるか、お聞かせ願いたいと思います。

③といたしましては、身体障害者社会復帰自立に対する施策として、相談日を決め、職業安定所等の職員とともに聞くべきであると考えますが、その点前回の質問以降どうなっておるか、お聞かせ願いたいと思います。

次に、④としては、国民年金、厚生年金の受給者が毎年提出しなければならない現況届の証明無料化については、54年度当初予算委員会全員の附帯決議事項として申し入れ、その後、担当者より実施されるよう聞いたこともありますが、その後どうなったか、お答え願いたいと思います。

次に、⑤として、保育所建設について、昨年9月議会において、市民部長より現在の保育所の実態調査の上、建てかえ計画を54年度中に作成し、提示するとお答えがありましたが、その後どうなっておるか、お聞かせ願いたいと思います。

第二点目に社会教育については、2年前、公民館活動充実のため施設の建てかえ提案を私、一般質問でいたしました。当時の次長が、日時をいただいて補助対象規模等研究させていただきたい、というお答えをいただきましたが、その後2年たったわけであり。研究の成果を披露願いたいと思います。

次に、観音寺山遺跡の堅穴式住居焼失については、あれから3年となります。前回の一般質問

後、どのように検討いただいているか、お答え願いたいと思います。

三番目の市行政のあり方についてであります。さきの社会教育施設とも関連するかもしれませんが、光明池公園の中にあるグラウンド用地の野谷池公園は、若干、ほかから聞くところによれば、池の使用権をめぐる裁判騒ぎになったと聞いておりますが、その真相はどうか。またこの際、粉河線と光明池団地をつなぐ市道の道路敷地買収についても、市としての見解を出してもらいたいと思います。

また、以前からわが党から提案しております環境保全条例についてどこまで進んでるのか、お聞かせ願いたいと思います。

以上、質問要旨を説明いたしました。お答えによっては再質問の権利を留保いたしまして、終わります。

○ 議長（池辺秀夫君） 理事者答弁。

○ 市民部長（富田宏之君） それでは、まず第一点の市民福祉について総括的にお答えいたします。

まず、高額医療の貸付制度でございますが、現在、基金条例を設定し、高額医療費の8割の額を貸し付けを行ってるところであります。昨今、医療費の増高により高額医療費の額も高額化してまいっております。貸付額の増額を希望する方も若干、市民の中にはいらっしゃいます。このため現在、貸付額の増額を図るべく検討しておりますので、しばらくの御猶予をお願い申し上げます。

続きまして、二番目の献血の問題でございますが、おかげをもちましてここ数年、毎年、献血思想の普及等によりまして献血供給者がふえております。われわれといたしましては、この献血供給依頼を大阪府の献血協会と結ぶべく現在、検討を重ねておりますが、一つには、和泉市の献血の実績等を勧奨した中で若干の不安があったことも事実でございますが、53、54年度の献血状況を見まして、私たちが一定の安心をしておりますので、この際、本年度献血推進委員さんの任期も6月に任期切れとなりますので、改めて新しく献血推進委員さんに御委嘱を願った当初にこの制度の御説明をさせていただき、また、各地域で行われております献血協議会の皆様方にもこの制度を十分御理解をいただきながら、大阪府の献血推進協会と一定の話し合いを進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

三番目の身体障害者の就労問題でございますが、前回にもお答えいたしましたように、なかなか現課単独ではどうしても解決しがたい重要な問題でございます。その点につきましては、現在行われております職業安定所の職業あっせん等も含め、幅広い中身のある御相談に応じられるよう努力してまいりたいと考えております。

また、福祉事務所での担当につきましては現在、女性1名を増員し、他の業務とも兼務しておりますが3名を充て、市民に対して福祉の向上、御相談に寄与しておる所存でございますので、よろしく願い申し上げます。

㊦の国民年金の定時届に対する多額の手数料問題ですが、これについても現在、大阪府下では有料の市が21市、無料の市が8市ございます。阪南各市の状況を見ましても11市町が有料、無料のところが一市一町でございます。そういう中で、当和泉市としても、直ちにこれを無料にするというのはかなり至難な問題ではございますが、一応討議を必要とするわけでございまして、皆様方の生活状況等も勘案し現在、現課といたしましては、関係部課に御協議を申し上げている最中でございますので、一定の答えが出次第、所管委員会等にも御協議を申し上げ、方針を出していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○ 議長（池辺秀夫君） 次。

○ 市民部次長（中川鉄也君） 保育所建設の年次計画についてお答えしたいと思います。

昨年度の議会で保育所建設の年次計画を提示するよう御意見をいただき、担当課としては、一定の調査なども実施してまいりました。当市では、建設後20年以上も経過している保育園は9カ所あり、1カ所建てかえるには、用地取得費を別に計算しても、国庫、府費の建設補助を得て1カ所当たり約1億円前後の市費が必要となります。さらに用地確保の問題、建てかえに伴う乳児保育の開始による運営経費の拡大等の問題にまで波及するため、今日の財政事情の中では、建てかえの年次計画を提示できる状態にはなってございません。

担当者といたしましては、これらの状態の中でご当面、保育所未設置校区での建設を第一として考えていきたいと思っております。本年度はそれらの上に立って、黒鳥校区での民間保育所の新設と南池田第一保育園の建てかえについて、それぞれ国に対して建設補助の申請を現在行っているところであります。このような状態でございますので、いましばらくお待ちいただきたいということをお願いし、報告を終わりたいと思っております。

○ 13番（赤阪和見君） 私の質問は先ほど申し上げましたように4年間いろいろ質問させていただきまして中でいまだ懸案となっている事項でございますので、以前の答弁との兼ね合いもございます。そういう点でちょっと確認だけしておきたいと思っております。

高額療養費の貸付制度でありますけれども、特に80%の貸し付けということで、和泉市は岸和田等と比べて利用度もある程度あるということで、私も喜んでおります。しかし、この80%貸し付ける対象者は、保険料を完全納付されてる方というふうに私は理解しております。滞納があれば、その分を払っていただくという形になってる。そうであるならば、100%貸し付けされても、後で返してもらわんといかんという件数は1割もないんだと理解してはるんですが、そ

の点100%貸し付けについて、もう少し具体的なお答えをいただけないのでしょうか。

○ 市民部長（富田宏之君） 御趣旨につきましては、われわれもよく理解いたすわけでございますが、何分現在の社会の中でも、全額貸付金をもって賄う制度というのは少のうございます。そういう中で一定の考え方もあるわけでございますが、今回につきましては条例事項でございますので、条例の中から高額医療の額の割合だけを削除させていただき、改めて規則で決めているかどうかという考え方を持っておりますので、その際、一定の前向きの検討を加えてまいりたいと考えております。

○ 13番（赤阪和見君） その点でこれは前向きに検討していただけるということですが、条例の80%という枠を外していただき、9割とか、その状態によっては返さなくてもいいという場合は10割貸し付けをしていただくということで早急に検討していただきたい、そのように思います。

次の献血推進でありますけれども、特にこれはもう過去三回も四回も私が言ってるわけでありましてけれども、昨年末の議会でしたか、6月の議会では、12月ぐらいに実施計画を立て、そして、55年度当初からそれをできる形にしているかということ、現課で非常にがんばっていただいていたというふうに私も記憶しております。また、それが12月になって少しおくれて何とか来年度当初からやると聞いておいた。

しかし、本年4月1日に人事異動がありました。引き継ぎが非常にあいまいであるという点で、現課へ行けば「どんなことですか」という形で聞かれる。こういうことでは、一般質問をさせていただいて、理事者、執行権者の前向きの姿勢が伺えるという中でも、人事異動で一時それが一から出直さなければならないという点が随所に見られるわけです。それでは困るわけです。

そこで、これは年度当初ということもありましたが、これだけおくれてるわけですから、何らかの形で結果を出していただきたい。まして、和泉市は献血センターで聞くと、5月一カ月間で6カ所で献血され、去年一年間の実績と同じぐらいで8百数十人が献血に御参加いただいたという実績もあります。

そういう点で市長、献血推進の大阪府の協会の理事をされてるように聞いてるんですけど、ちょっと私は人事異動の関係で遅れたと受け取ってるんですが、もう少しはっきりした返事をいただきたいと思います。

○ 市民部長（富田宏之君） 再度お答えいたします。

いま御指摘いただきましたように、前回の回答の時期よりも遅くなったことにつきましては、人事異動等に関係ございません。単に私の責任の中で遅くなったわけでございますので、その点は、この席をお借りいたしましてお許しを願いたいと思います。

改めまして、大阪府の献血協会とのかかわり合いについて市の考え方を申し上げますと、和泉市の献血実績等によりまして若干、ちゅうちょしたことも事実でございます。54年度、55年度の献血協力者の実数を踏まえながら、一定の理解もでき、安心もしているのは事実でございますので、本年度につきましては、後半の献血活動の予定も組んでおりますので、その辺今月23日に当協会の会長さん及び常務理事さんが和泉市に来られ、その中で細部の打ち合わせをし、先生から御指摘、御指導をいただいております制度の実施に踏み切ってまいりたいと考えております。

ただ時期につきましては、全市民的に献血の実施、普及にかなりいままでの制度と変わってまいりますので、そのためのPRの期間も必要と存じますので、できるだけ早い時期にやっていきたいとは考えておりますが、ただいま何月からやっていくということはお答えできませんので、御理解いただきたいと思います。

- 13番（赤阪和見君） 非常に不満であるわけです。昨年8月には、12月から実施したい、また、遅くとも55年度当初から実施するという答弁をいただいたように私も記録で読んでおりますが、おくれてることは非常に不満です。早急にやってもらいたい。

あと身体障害者関係で社会復帰の施策ですが、53年9月議会で市民部長が「各地域で御活躍願っておる身体障害者相談員、また精薄指導員等にもよくその点を御理解願ひ、御協議申し上げ、早急に開設できるよう善処したいと思ひます」ということで、相談日を設けて窓口業務についていただくということをお答えを願っております。

その点でいまだ…と言えば語弊がありますが、三名がついていただいておりますが、しかし、それは同和関係のおふろの件とか障害者の手帳の交付とか、また、いろんな雑用に追われてじっくり相談させていただく間がないように私たちはとれるわけです。ほかの雑務に追われながらやってくるわけでして、一人一人に相談に乗れてない。また、相談に行く場所ではない、窓口としてもはっきりしてないという点で不満があります。そこで、やはり一人張りつけるという形の中で53年にすでに答弁してるわけですから、そういう点をもっと踏まえていただきたい。

それと、国民年金、厚生年金の受給者の現況証明の手数料ですが、これは昨年の予算審議のとき附帯事項として出したものです。助役さんも、それは何らかの形でしなければ…ということでした。特に和泉市の現況届は一通200円です。わずかな判を押すという形の中で、本年の予算委員会でもその話がされた、私も予算委員でしたので記憶しております。そういう点でよその市と比べるとということもありますけれども、すでに入市がやってるわけですから、もっと前向きでないと、そのときに答えたらええわ、という形でやってもらったら困るわけです。

もう一つ、保育所の建設でございますが、この点についても、昨年9月議会で、現在の保育所

の建てかえ計画につきましては本年度中に作成、御提示申し上げたいと考えております。となっております。それがいま聞けば、そういう計画はできない、一カ所に1億円云々という話があります。計画は南池田の建てかえだけである。これは議会の一般質問が終わればそれで済むというよりな感覚にしか私はとれない。もっと真摯な取り組み方をしていただかなければ、われわれは協力しようにも協力のしようがないという点で、責任ある答弁を再度願います。

○ 市民部次長(中川鉄也君) 保育所の建てかえ計画でございますが、担当課といたしましても一定の調査としては、建物の耐力度、最近の児童数の調査は、一応、昨年の時点で終わったわけですが、建てかえとなると相当膨大な財源が伴うことになりまして、計画を提示すれば、次の段階で建設という問題になりますので、現時点ではかなり大きな問題で、いまのところ、そこまで至っていない状態でございますので、よろしく御了解願いたいと思っております。

○ 市民部長(富田宏之君) 身体障害者の件でございますが、先ほどの御指摘に御答弁申し上げておりますが、54年度ないし55年度に担当職員1名を増員して対処しておるのが実態でございます。

それから、53年9月に地域の相談員さんの御活躍も含め、一定の窓口を開設するというのを申し上げたのも事実でございますが、現在までに取り組みができなかったことについては深くおわびを申し上げます。何分にも更生就労問題につきましては、福祉サイドだけでは解決至難な問題でございます。そういう面でちゅうちょしたことも事実だと思いますが、今後は積極的にそういう問題に対しましても取り組んでいくよう、私初め全職員ががんばっていきたいと考えておりますので、よろしく願います。

それから、手数料問題でございますが、一定の前向きの検討は行っておりますので、市全体での意思統一ができ次第、所管の委員会にも御相談申し上げやっていきたいと考えておりますので、よろしく願い申し上げます。

○ 13番(赤阪和見君) 財務部長、お金の伴うことですので答弁願いたい。

○ 議長(池辺秀夫君) 財務部長。

○ 財務部長(麻生和義君) お答え申し上げます。

先ほど市民部長がお答えしたとおりでございますが、部内でも重要な問題ということで、いろいろ関係部局が相寄りまして、あらゆる角度からさらに前向きの姿勢で検討を進めてる実態でございます。重要な財源の一つでもございますし、かわりの財源として、額の大小にかかわらず当然求めていくという立場もございまして、検討を進めながら財源の見通し、さらには、手数料条例の解釈等の問題、それから、いろいろの取り扱い問題等もございまして、そごのないような措置をしまいたいということで現在、関係部局等が相寄りながら検討中であるという実態で

ございます。

以上です。

○ 13番(赤阪和見君) 国民年金、厚生年金の件は、昨年の予算委員会で附帯事項で申し入れたわけです。検討、検討と言いますが、僕がきょう、こういう形で質問しなければ事実検討されてるのか。まして、百円から2百円になったのはいつですか、住民票等の値上がりは。

○ 財務部長(麻生和義君) お答え申し上げますが、52年8月議会で改正条例をお願いしたという記憶をいたしてございます。

それから、先ほど私、いろいろ財源その他で検討ということを申し上げましたが、つけ加えて申し上げますと、これは府下各市でもすでに9団体において無料化が進んでるわけですが、実は全国的な問題として現在、私ども財政担当課長会あるいは市長会等を通じて、こういった問題があるということで、今後の老人対策の一環としても検討すべき問題であるということで、地方交付税に何とか老人人口等をもって算入してもらおうといったことについても、そういうデータを集めて持って行って努力しておる実態でございますので、参考までにお答え申し上げます。

○ 13番(赤阪和見君) それは今後のことです。いま言われてる自治省へどうのこの、市長会がどうの、ということは別問題です。昨年の予算審議のときにいろいろ不満もあるけれども、やはり附帯事項としてついたわけです。本当に市民が合意できる予算であれば、そういう意見はつきませんよ、こういうところは直せるんじゃないかという形で理事者も受けられたと私は理解してるんですけどね。そのときはそういう答えて、今回、再度質問すればできないんだ、それだけの予算の歳入を図っていかねばならない、ということでは非常に困るわけです。

もう一年過ぎて、まして今回の予算委員会でも、そのことを私も口を酸っぱくして言っていました。それにしてもまだそこまで進んでないということは、行政としての遅い対応ぶりが私たちとしても不満であります。そういう点でもう少し、助役からも何らかの形で以前お答えを聞いたことがあります。どうしようという、はっきりしたものを出していただきたい。これは一般質問で出してますけど、昨年の予算委員会全体の形で出したもので了解はしていただいとると思うので、その点でひとつお願いいたします。

○ 議長(池辺秀夫君) 助役。

○ 助役(坂口礼之助君) 私からお答えいたします。

御指摘のとおり、54年度の予算議会におきまして附帯条件ということで、こうした年金に対しまする現況証明手数料の減額を図られた、という項目をつけられたことについては私も承知しております。その後、関係部局でその実態等についていろいろ検討を重ねてまいっておるわけなんです。非常に残念ながら、今日の時点では結論に至っておらないというのが実態でござい

ございます。府下の現況証明手数料の実態についても掌握しておりますし、先ほど市民部並びに財政部それぞれの部長がお答えいたしておりますとおり、至急に財源調整を図りまして、担当の厚生文教委員会等とも御協議を申し上げ方針を明確にしていきたいと思います、かように存じますので、御理解賜りたいと存じます。

○ 13番(赤阪和見君) 至急というのは、9月に全議員さんの改選があるわけですが、それまでにしていただけるととってよろしいでしょうか。

○ 助役(坂口礼之助君) お答えいたします。

当該常任委員会に御協議を申し上げることにつきましては、改選までに事務当局での検討結果を取りまとめ委員長さんとも御協議を申し上げたい、かように存じております。

○ 13番(赤阪和見君) なぜ改選までに、というのは、昨年の予算委員会での附帯事項ですから、改選後であれば議員さんも変わっておりますので、一つの結果として、現在の議員さんの中で締めくくりをしておかなければ、決議を出しただけという感じなら信頼性を失うわけで、その点でひとつよろしくお願ひしたいと思います。

次に、保育所、身体者障害者社会復帰の件については、特に以前からの問題も山積しておりますが、一つずつきちっと精査していただきたい。特に保育所について一言要望申し上げておきますが、前回の南池田第二、横山、南横山は旧村時代の建物で非常に痛んでおります。蚊が出るとか、大雨が出れば水が入るとかで、保育面で非常に苦勞しております。その点で建てかえできないならできないで、きちっとした補修等を完全にやってもらいたいと要望しておきます。

(議長退席・副議長着席)

○ 副議長(直村静二君) 次の答弁。

○ 指導部次長(竹田明郎君) 二番目の社会教育について二点ほど御質問がございましたのでお答え申し上げます。

まず、第一点の公民館の建てかえにつきましては、南池田公民館の建てかえの必要に迫られることは事実でございます。本公民館は昭和21年、当時南池田公民館として建築され、すでに34年経過しております。御指摘がございましたので、私の方もすぐに小修理あるいは水はけのよにより工事をしてまいりましたが、昨年秋、建築課より技術者を調査に来ていただいた結果、すでに修理の方途は非常に困難だという結論に達しております。私どもといたしましては、地域の方々への御理解を得る中で、閉館を考えざるを得ない状況だと思います。

そこで、建てかえのことになりますが、敷地面積が390平米ほどしかございません。現在の公民館の規模と申しますと一定の条件がございまして、集会施設あるいは学習施設、管理施設等が規定されておまして、約千平米以上のものが要求されております。このようなことから当所

における再建が不可能でございますので、社会教育といたしましては現在、生涯教育等の必要性がうたわれる中、全市的に御利用いただける、また中央公民館も持っておりませんので、中央公民館構想のようなものを検討し、早期に実現できるように努力してまいりたいと思っております。

二点目の観音寺遺跡の復元でございますが、高地性集落としての復元を昭和46年当時、開発業者よりの寄付金をもって建ててまいりました。しかし昭和52年1月に焼失、その後議会の皆さん方からも復元の御要請がございました。そこで、私どもの方でも国なり府の方の補助を得て再建できないのか、大阪府教育委員会の指導を受けながら調べてまいりましたが、これらの補助対象にもなりませんし、また、特定財源を得るためにいろいろと努力いたしましたが、それも消極的なお答えしか得られない、こういう現状でございます。このようなことから、いまずぐに復元ということは非常にむずかしい状況でございますし、また、管理費というものもこれから考えてまいらなければならないと思っておりますので、しばらく御猶予をいただきたいと思っております。

- 13番(赤阪和見君) 公民館でありますけれども、これも53年9月議会で当時の広岡教育次長が「相当規模の大きいものを考えよ、と国の方から指示を受けている。この際、建てかえるということはいろいろ研究していきたい」ということで、いまの答弁がそうだと私はとったわけです。

しからは、その裏にありました官舎か、2、3軒ありましたね、校長さんが住んでおった土地とか、あれはもう処分されましたね。

- 財務部長(麻生和義君) 財産管理担当の財務部長お答えいたしますが、日付はちょっと記憶にございませんが、以前に処分済みでございます。
- 13番(赤阪和見君) 現在、横に交通公園ですか、これも何らピシッと管理はされてないが、それだけの場所は以前にあった。公民館に適する場所はあったと思う。しかし、そのような形の中で切り売りをされてるという点で先見の明がなかったのかと私はとるわけです。そういう点では、どういってお考えであの土地の処分をされたんですか。
- 財務部長(麻生和義君) お答え申し上げますが、奥側にあった土地の処分についての御指摘でございますが、御承知のように道路が狭いのでございまして、なかなか他に転用することも困難であったということでございまして、建物も老朽化しておいた関係で、普通財産に移管された段階で売却処分いたしましたという実態でございます。

- 13番(赤阪和見君) そういふことになると、非常におかしなことになると思うんです。今度、さあ公民館を建てかえるとなれば狭くて建てられない。以前には、市の財産として道が狭いから売ったと、これでは、各セクションの話し合いは当然何もされてないと私はとるわけです。その点で今回の老朽化した建物工事ということはあれも以前の南池田村当時の建物であるとい

うことはすでにおわかっておいて、あれは三つの公民館の中で一番利用率が高いんです。利用度は120%ぐらい稼働してると考えております。市民会館よりも稼働日数が多いのと違うかと考えるんです。

そういうところが古くなったからつぶすんだ、場所が狭いから建てかえできないんだということでは、中央公民館をどこにするかは私はわかりませんが、そういう構想を持ってるんだということだけで今回、この場を終わられると非常に中途半端で終わってしまう。もう少し骨も身もある答弁をしていただかなければ納得できません。

青年学級等もどうだろうか、と私も質問しましたが、やめるとか、やめていただいても結構ですが、早急に建てかえという形の中で話していただかなければ、南池田の地域が合併した面影がだんだんなくなっていく。和泉市という中に埋まっていってしまっ、中心へ中心へと来なければ市の恩恵を受けられないことになってくるわけです。非常に中途半端では困るわけです。390平米ほどしかない、裏の土地を合しても千平米もないでしょう。しかし、建て方によっては、横の交通公園もうまく利用しながら、その中に一体として公民館活動ということで納めることができるんじゃないかと思うんですが、そういう考え方はできないものでしょうか。

○ 教育長(葛城宗一君) お答え申し上げます。

公民館という現在の国の制度の考え方は、関係いたします社会教育団体の現状から考えて、どうしても一市一館という充実した総合的な公民館にするということをおねらいとして補助制度が制定されてございます。旧村のような小規模公民館の運営については、専任の指導者を位置づけることも非常にむずかしいということから、現在、各都市の社会教育関係活動団体の実態に即して、千平米以上をもって婦人会館あるいは児童館的な要素も含めたものを総合的に位置づけるという指導を受けてるわけです。それには、少なくとも十萬都市人口では千平米以上のものをもって、それに対して国庫補助2,700万円が本年度の位置づけでございませう。

そういう考え方の中から現在、市におきましては、公民館的な公の施設として、住民の方々にもいつでも自由に使っていただけるというものは、御承知の市民会館以外にはないわけです。この市民会館は御賢察のとおり、三ヶ月前から申し込んでいただかなければその実情にそぐわないという、非常に不利な活動を願っております。こういう実態等も考え合わせまして、本市としては内輪のことは申せませんが、体育館、また幸いにして図書館もつくっていただいた、公民館的な総合的な婦人会館的な要素等も含めたものを中央に位置づけるべきであろう、かよう考えるわけでございませう。

こういうような施策について、前に御指摘いただいて以来関係部局と研究してまいりましたが、従来、府の国庫補助相当額の補助がありました、一昨年から国庫補助の二分の一に事情があっ

て削減されている実態でございます。本市においても私どもは、理想を夢見て何とか中央に総合公民館をつくりたいという考え方を持っております、念願いたしております。諸般の御理解のとおり的情勢ではございますが、その促進を目指して今後努めてまいりたい、この点御理解いただきたいと思ひます。

なお、南池田公民館におけり活動状況は、主として婦人の方々の生け花等が月2、3回程度お持ちになっておりまして、青年学校につきましては、当該校区の学校を有り方向でございます。今後、公民館の新設につきましては、総合的な公民館として中央に位置づけてまいりたい、かよう考えるものでございますので、この点御賢察いただきたいと思ひます。

○ 18番(赤阪和見君) いま教育長から話があったわけですけど、ちょっと以前の答弁から違ってきている感じがするんです。そういう点で三館ある公民館の中で青年学級は学校へ移ったんですか。まだ移ってないですか。

○ 教育長(葛城宗一君) はい、今後変えるということでございます。

○ 18番(赤阪和見君) 公民館は地域に大きなウエイトがあると思ひます。公民館という形でも結構ですが、そういう場をつくる、コミュニティセンター的なものをつくるのが大事ではないか。名前が公民館でなくても、そういう場に使える施設、また、現実にあったやつをなくすことには非常に抵抗がある。公民館として大きなものを中心にしながら、各地域に小集会所的な、いろんな活動ができるという施設、網の目をつくっていかなければ、全部中央へ来いという事は、広範な和泉市では無理だと考えてるんです。

そういう点では、南池田、北松尾、南横山というところへ前回か前々回ですか、コミュニティセンターの位置づけを申しあげましたように、あの公民館をなくすということでは、各小中学校校区が一体となって学校開放、特に夜間の開放ができる形をとれるのか、それをとった上でののか、それとも、公民館一本でやろうとするのか、その構想だけをお聞かせ願ひたいと思ひます。

○ 教育長(葛城宗一君) 先生御理解のとおり、現在の国の考え方そのものが、旧村単位のような小さい集会所的なものでは本来の社会教育活動に即さないということで、どうしても千平米以上を基本にした補助制度が打ち立てられております。したがって、校庭、体育館等は社会教育関係団体に開放しておるんでございますが、今後は、やはり市の将来の展望に立った充実したものを何とかつくるよう検討してまいりたいと思ひます。御趣旨を体した発想が、現行制度の上で財源措置とからんで多少御意思に沿わぬ点もあろうかと存じます。今後、さらに検討を加えこれらの推進に向けて努力してまいりたい、かよう考えますので、御理解いただきたいと思ひます。

○ 18番(赤阪和見君) 先ほど教育長がおっしゃったように、中央公民館構想という形であれば、やはりコミュニティセンター的なものが基本的な考え方ですよ。今後の市の行政のあり

方の中で、また社会教育の立場としてやっていただきたいのは、やはり中央公民館を基軸とした、そして、各地域に根を張っていく形であるならば、学校開放もあわせて考えていった上での措置、そうでないと、中央公民館一本でやられると、父鬼から府中までバス代何ほかかりますか、鶴山台からバスがないので来れないということ形骸化し、一定特定の人たちだけの形になってしまふ。地域に根を張った考え方の中でコミュニティセンター計画を考えていただきたいと要望しておきます。

次に、遺跡の問題ですが、これも教育長が52年、私に対するお答えの中で「本年度実施に至らなかったわけですが、今後、これらの管理体制とあわせて一日も早く復元に努めてまいります」と言ってるんですが、あれからもう3年、非常に管理が不十分でなされてないという点で不満に思ってるんです。ぜひ財源措置をとっていただきたい。細かい事情はあるんですが、それを言っていると時間がないので、私の前回の質問を知っていただいている上で、検討していただいたという形の中で再度答弁を願いたいと思います。

○ 指導部次長（竹田明郎君） 再度お答え申し上げます。

特定財源を得るべく私も、努力してまいりましたが、相手方も非常に消極的でございますし、いま復元するとすれば、1千万円近い費用が要るわけでございます。そういうふうな諸情勢を考えると、ますますというお答えはむずかしいものがあるかと思っておりますので、御理解のほどをお願い申し上げます。

○ 13番（赤阪和見君）「遺跡といっても広範な場所ですので、フェンスなりを張って公園化し、的確な遊具も備え活用を図る面から計画いたします。しかし、諸般の厳しい情勢の中では、なかなか思よりにはかどらない現実でございます」、これはわかるわけです。そういうふうなお答えをしておきながら、いまだ向こうへ行くと全然公園らしい公園ではない。ただ山だけ、穴がポコポコあいたる。そのときどきを逃れるようなお答えだけでは私ら、非常に困るわけです。

細かいことをどりのこりの言うのは何ですが、私も四年間たち最後ですので言わせていただきたいんですが、各議員が和泉市の行政を思い、いろんな形で一般質問をし、提案する中で、諸般の事情で大変なことはわかりますけれども、もう一步前向きの姿勢で答弁した内容の中で取り組みをしていただきたい。

これも財務部長にお聞きするんですが、160万円の火災保険は財源としてあるんですね。特定財源の基金としてではないでしょうが、別枠で取ってあるんですか、お答え願いたい。

○ 財務部長（麻生和義君） お答え申し上げますが、保険金159万円は、昭和52年8月11日に収入済みでございます。51年度の一般会計の歳入として決算済みでございます。御指摘のような別途基金の措置は講じてございません。その段階で収入済みといった財務制度上の措置

を講じた次第でございます。

以上です。

- 13番(赤阪和見君) 教育長さんが一定の整備をやるという中で、まだ全然されてないという事です。特に2百万円かの寄付収入で竪穴式住居を寄付していただいたものが、市の管理の手落ちから焼失した保険金ですので、その公園を整備するために使っても当然じゃないかと思うんです。その当時、教育長の方からも「きちっと整備したい」という答弁もいただいております。52年12月ですから2年半たちます。しかし、いまだ整備もされてない、草ぼうぼうです。早急に草刈りとか周囲のフェンス、遊具は別に結構ですが、きちっとした遺跡として残すべきである。

あそこに遺跡があるということになれば手も入れ、人も入れて整備していくのに、燃えてなくなったからほったらかしということは、非常に虫のええ話でだめですわな。特定財源を求めるべく三井不動産に再三あがってるが、保険金も一般財源で使ってしまった、燃えたさかんにそっちのせいを別にくれ、という虫のええ話をしても、とうてい聞き入れてくれるものではないと思います。そういう点で早急に公園らしい公園に整備する、6百何十万円要るのは大変でしょうが、やはりきちっと周囲のフェンス等を整備していただけるか、いただけないか、その点だけ。

- 指導部次長(竹田明郎君) 再度お答えいたします。
遺跡公園としてのフェンス等は、非常に周囲も広うございますし、裏側の場所についてもむずかしいところでございます。ですから私も、これからの管理の中で草刈り等はしていきますが、現時点で周辺にフェンスを張り、確実な遺跡公園にするのはちょっとしんどいというのが現状でございますので、御理解いただきたいと思います。

- 13番(赤阪和見君) 160万円は市の財政、ほかへと言ってはおかしいが、社会教育の中でも使われてるでしょうけれども、寄付した者の報い、報われというか、それはどこにあるんですか。焼失したということではってあるんですか。市長、和泉市に寄付をされたんでしょう。それが管理の手落ちから燃えたが、保険金はよそへ使ってる。掛け金は市の一般会計から出てるわけですから、ぜにはこっちのもんや、ということで使うとるんか知りませんが、ひとつ寄付行為に対する市長の考え方をお聞かせいただきたい。

- 副議長(直村静二君) 市長。

- 市長(池田忠雄君) 市長に、ということでございますが、所管所管がございますので、その点はひとつ御理解いただきたいと思います。

ただ、所管の教育委員会でいろいろと先ほどから社会教育の次長がお答えしているわけですが、御寄付をいただいたということは尊重させていただきたい。ただ、子供のいたずらと

か、いろんな火遊びが原因で焼失したことはまことに遺憾ですが、行政に保険が入ったという御指摘、その中で復元するとすれば、1千万円以上要するというのが次長の答弁でございます。議員さんがおっしゃるのは、そうした保険金と市行政のあり方の問題として御指摘だと存じております。

議員さんの御指摘は、前の答弁が公園としてちゃんと一定の復元に至らんでも、フェンスその他を張って整備すべきだということでございますが、この点所管の教育長の意見も聞いておりませんが、十分後ほど協議いたしまして何らかの対応を話し合ってみたい、こういうふうに思っています。

○ 副議長（直村静二君） 申し合わせ事項で、大体こちらで15分たったので、若干の時間の幅を広げます。

○ 13番（赤阪和見君） いま市長が1千万円かかる、3年前だと630万円と試算されてる。すでに370万円、物価の高騰もあるが、だんだんできにくくなるという点で、ひとつしっかりと対応してもらわなくては困ります。

もう一つ、あの遺跡はフェンス等がいろいろあるが、教育長がフェンス等を整備するということで答弁をいただいたんですが、裏手ががけ縁で非常に危険です。あそこで事故があれば市の管理の手落ちになるんです。今日、ため池にちょっと穴があいてあって、そこからまくれて死んでも管理の手落ちと言われるんですから、そういう点での心配をするわけです。よけいなお金が要ることになって、肝心のものができないという懸念があるので、それを十分御理解いただき、しっかりとした管理をしていただきたいと要望しておきます。

○ 副議長（直村静二君） 次。

○ 用地担当理事（平野誠蔵君） 野谷池の件に関してお答え申し上げます。

御承知のように通称野谷池につきましては、都市計画の公園緑地事業の用地としてすでに計画決定されておまして、本来でありましたら市の公有地となる物件でございますけれども、事業化の段階まで、公社として一応先行取得しておくということで、52年12月に財産区と売買契約を結びまして取得した土地でございます。登記も53年1月に済ませております。

このため池処分の段階で、この野谷池の水利権等は放棄されておまして、補償は全部解決済みで、今後問題が生じた場合におきましては地元町会がこれを解決し、市には一切御迷惑はかけないという確約も入ってるところでございます。

ところが53年9月ごろになりまして、池の周辺に魚を飼っておるといふような立て看板が数枚張られまして、これをめぐって、公社といたしましては管理上困るということで、地元町会並びに水利に対しまして、内容証明も含めて再三の善処方を求めたんですが、結果的にははかばか

しくいきませんで、本年4月に入り、池の堤のところ辺にプレハブの小屋並びに小屋に通じてコンクリートが流された事態になりました。

こうなりますと、とうてい地元との話し合いではちががきませんので、4月末限りをもって当該物件を撤去してほしいという警告を発したわけでございます。その間、相手方と思われる方が来庁されましたが、言を左右してこの撤去に応ぜられず、やむなく当公社といたしましては、法的な手段に訴えて解決したいという措置をとらせていただいたわけでございます。

その法的な手段と申しますのは、一つは、やはりこれは不動産を侵奪しておるということで、不動産侵奪罪で警察当局に告訴する。それから、当該物件等については、大阪地裁岸和田支部にその除去について仮処分申請をするというふうな二面を合わせまして法的な手段に訴えたという次第でございます。

○ 13番(赤阪和見君) 一点要望しておきます。

いろいろと以前から野谷池の魚の件については、本会議、また各委員会で話も出てきました。その都度聞いておりますけれども、心配はないんだということでわれわれは聞いておったわけです。しかしいまおっしゃるように、いろいろと問題が出てきたということで、非常にどうなるのかという心配もあります。

そこで、以前池の買収のときに水利権放棄の一札を取ってあるといういきさつ、また、その他もろもろの一切合財の書類をできれば土地開発公社委員会に、そして、委員会の中で全面的にその内容をお聞かせ願いたい。ここでは聞き及ぶだけにしておきますが、所管の委員会でひとつしっかりと内容の検討をしていただきたい。そういう要望をしておきます。

○ 副議長(直村静二君) 赤阪議員の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

(午後8時25分休憩)

(午後8時43分再開)

○ 議長(池辺秀夫君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

20番・田中包治君。

○ 20番(田中包治君) 通告に基づきまして一般質問を行いたいと思います。一つは、議会のいわゆる審議権、立法権の問題と理事者の執行権の関連について、非常に区別がわかりにくいのではないかと考えております。13日の議会運営につきましても、当事者がおらないのに議案が提案されておる。これは何かしら、議会と理事者の間のどこかに共同してやっていると関連性がないのではないかと考えております。私たちは法治国家、民主国家の国民として、あくまでも法

に基づき、そういう方向で運営されるのが当然だと思います。

しかしながら、果たして議会は議会、理事者は執行者として運営されておるだろうか。実は、私は土地開発公社の委員として質問いたしましたけれども、理事者その他におきましては答弁がないわけなんです。たとえば皆様方御存知のとおり、新聞紙上で騒がれておりました山荘売買の問題、特にやみ業者的なやり方で4千万円の賠償金を払わなくてはならなくなりました。あるいは山下運送の問題にいたしましても、確固たる説明なしにやろうとしております。なぜこういうことになったかということをおれわれは考えなくてはならないと思います。同和行政の問題につきましても、不審でならないのであります。8年間の議員最後の質問でございますので、はっきりした御回答をお願いいたします。

まず第一に、4千万円の賠償を出し、あるいは山下運送のように期限を決めて月賦返済をしなくてはならないような事態になったのはなぜであるか、これが第一点でございます。

私たちは、この責任はどこかになくはないと考えております。したがって、私たちが質問したいのは、45年の開発協会のときのことです。このときに、こういうことが協会の理事会で決定しております。一つは、今後売買については、理事長、副理事長、専務理事によって行っていくこと。もう一つは、議会から出ている理事については二名増員ということ、議会から出ている理事は長くやらなくてはならないので増員される、これは理事会の議事録に載っております。

私たちは当時、この問題が論議されたとき、理事会は当然規則によって運営されておるものと解釈し、この調査権の発動には反対いたしました。ところがその後、私が公社の委員長時代に調べたところによると、そういうような議事録しか残っておらないのであります。

そこで私が言いたいのは、当時は理事長が市長であり、副理事長が議長であり、理事が副議長であり、そして、業者と共同してこの開発公社問題を論議しております。ここで問題になるのは、協会の決定は議会に提案され、報告されておるものと思いますが、その場合どういふ方向で議案が審議され、報告されたかをまず聞きたいと思えます。

第二点に、御存知のとおり、協会は民法に基づいて行っております。そうすると、民法上の問題として、私が市長に「議会から議長が出てるんだから、議会も共同責任があるか」と質問したら、「これは議会ではなくして、理事会の責任です」と言っておりました。そこで私、聞きたいんですが、民法上の問題として独立しておるんですね。そうすれば、失敗に対する責任は当然、当時の理事が負わなければならないわけです。これをどういふように考えておるのかということです。これが第一点。

私たち議会が審議権を持って、これは法的には違法とは言いませんが民法上の問題です。しか

し、国会においても、理事者がひな壇に乗って答弁をするのが民主主義の原点であると思います。ここの運営方法を私は聞きたいと思っております。

それから、市長が理事会に責任があるとするならば、その責任の所在をどういようにするのか、この点をはっきり御答弁願いたいと思います。

それから、同和問題についても同じだと思います。対市交渉だ、対市交渉だと言ってるが、市長の執行権を第三者との話し合いをしなくてはできないというのは、12万市民の市長として一般投票によって選ばれてるわけです。そこらに大きな問題の焦点があると思うんです。たとえば改良住宅の家賃の問題にしてもそうだと思います。百億円の工事をやれば、どう逆さまに振っても、25億円は和泉市の借金です。ところが、この家賃で一般管理費すら出ておらないのが現実の姿なんです。こういうことを果たしてどう理解してるか、この点の方向をどういようにあなた方が話し合いをしているか、第三者も入ってるはずで、これは職員の情報によって私たちがタッチをいたしました。この点についても、十分なる御回答を願いたいと考えております。

もう一点は、中央丘陵の開発問題であります。御存知のとおり、45年に土地の使用度等によって市街化区域あるいは調整区域ということで、それによって農家はやっておるんです。ところが、今回出されておる中央丘陵問題につきましては、調整区域、いわゆる農家がそれによって生計を立てなさい、ということで、国及び府市において指導してきたと思うんです。それなのに、農民対策の問題をなぜ論議しないのかということなんです。

私たちが考えるのは、この土地は御存知のとおり、あらゆる宅造会社が買い漁り、完全にどうにもならないやつを市が乗りかかってやるんだと考えてます。そうすると、市の行政は、業者との癒着関係においてこの中央丘陵をやるのかということなんです。確かに私が言ってるのは、この絵にかいたもちはきれいだと思うんです。ところが現実の問題として、政治の場として過去の問題を考えたとき、農地の問題では、あなた方が永久に農地にして百姓をしなさい、補助も出しましょう、と言ってきたが、突然降ってわいたようにすでに買収に入ってる。評点方式と言ってるが、買収価格の提示までいってる。

ところが、それでめしを食って生活してる者のことを考えておらない。どうして生活を考えないのかということなんです。農民よりも、業者の借金の肩がわりをするのか、と考えております。町内会とか町の発展とか、そういうことだけです。やはり農協とか実行組合の機関において農家のあり方が検討されるのが当然です。ところが、それを抜きにしてやっているとところに問題がある。したがって、どうして農民の生活問題について考えないのか。

以上二点について質問いたしまして、後でまた再質問いたします。

○ 議長（池辺秀夫君） 理事者答弁。

○ 市長（池田忠雄君） 田中議員さんの御質問の第一点についてお答え申し上げたいと存じます。

第一点は、議会と理事者との関連について、という非常に高度な御質問でございます。議員さんも御理解いただいておりますように、これは明らかに地方自治法上執行権と審議権との関連だと存ずるわけでございますが、御指摘の趣旨は、過ぐる40年当時からのいまの公社の前進でございます開発協会についての御質問が関連をされてるわけでございます。特別委員会でも御報告申し上げたとおり、40年当時の開発協会の理事会に正副議長さんがお入りいただいているという経過があるわけでございます。45年の理事会で協議の結果、議員さん4人が入っていただくことので取り決めがなされました。その後、4人の議会代表の方々が、開発協会に理事として御就任いただいております。

御指摘のとおり、民法上の開発協会でございますが、公拡法の実施によりまして、協会を公法人の公社として定款を変更いたしましたのを契機に、議会から公社に理事を派遣しないという経過があるわけでございます。その中で民法上、議員さんが4人理事として入っていただいておりますが、その位置づけあるいは代表的な方々が45年以降、副理事長として御努力いただいたという経過を踏まえての御質問であろうと存ずるわけでございます。

そこで、議員さんが特別委員会でも御質問をいただいたとおり、議会と理事者との関連の中、そうしたことの経過にのって議会の責任があるのか、理事会に責任があるのか、とのお尋ねでございましたが、私はやはり執行権は理事会でございますので、理事会に責任があるとお答え申し上げたわけでございます。そうした一連の経過を経まして、いわゆる執行権、審議権という地方自治法上自明の理の中でも、表裏一体の公社運営について、議会からも代表を48年までお送りいただいていたという経過でございます。いろいろ御論議をいただき、審議権、執行権を越えた大事な問題だから議会からも代表を送って、ということで、その当時から温かい御理解によってそうした措置をとってこられたもんだと存ずるわけでございます。

しかし、公法人として公社に格づけした場合は、民法上の団体とは違いますので、当時の議会で御論議をいただいた結果、御参加を取りやめたということで今日に至っております。こういう意味合いでございます。もろもろの御指摘の中で、議会の特別委員会でもいろいろ御報告を申し上げ、御指摘をいただきながら公社運営に誤りなきを期してまいりたいと存じ、今日まで運営させていただいているわけでございます。

また、同和問題についての市長の権限と運動側との関連での御質問もございました。もちろん、行政の主体性で同和行政は運営しなければならないものでございます。前々からの積み重ね、慣例、同和対象地区住民のニーズを聞く中で同和行政を円滑に行ってまいりたい、こういういままでのしきりたりがございます。やはり行政の主体性は堅持しながらも、差別をなくすため、特別

措置法では地元の意向を十分協議し、差別のない明るい行政をやっていく、町づくりをしていくという観点から協議がなされているわけでございます。決して執行権を侵すということの問題はない、いろいろと協議を重ねて私は同和行政を執行してまいりたいと理解しておるわけでございます。

したがって、議会と理事者との関連についての御指摘いろいろございましょうけれども、現状明確であるわけでございます。ただ、当時の協会の運営の中で、副理事長あるいは理事として入った以上は、議会への報告と審議権は分けておらなかったのはおかしいじゃないか、という御指摘も一部あったようでございます。この辺むずかしい問題ではあるかと思いますが、あらゆる角度から理事者が議会へ御提案申し上げ、御審議、御議決をいただいておりますわけでございます。その当時の状況についてのいろいろ御質問もあろうかと思いますが、現状の運営の中で御理解と御協力を相賜りたい、こういうふうに存するわけでございます。

かつてのあり方あるいは同和問題等いろいろ御指摘の中、議会と理事者の関係についてのお尋ねでございますが、理事者としては、行政の主体性を持って運営させていただいております。やはり議員の皆様方の御指導、御審議をいただく中で運営をさせていただいておりますので、多岐にわたる高度な御質問だけにお答えになったかどうか、非常にむずかしい御質問でございますので、私なりに考えております点をお答えさせていただきました。御理解をいただきたいと思っております。

- 20番(田中包治君) 市長の答弁は焦点がぼやけてると思う。私が言ってるのは、調査権の問題から、その次に公社の委員長をやったから反対した一員として、過去の調査は十分やったはずなんです。その中でいまの市長の答弁を聞くと、何かしらごまかされてるような気がしてならない。というのは、もし協会という民法上の団体が失敗したら、これは弁済なりの措置を講じなくてはならない。農協の問題でも同じです。

それと、私たちが調べたところでは、議会で承認されて理事にはなっておりません、私を知る範囲ではね。本会議において常任委員なり特別委員なりを選任するような手続を経ておらない。議長というものは議会を代表しておるけれども、議会の承認を得て出たことにはならないと思う。そうすると、一議員がこれに参画したと理解していいんですね。その点ははっきりしてください。そうでないと後の詰めになりませんのでね。

- 助役(坂口礼之助君) 私からお答えいたします。

過去の記録並びに理事会等の議事録あるいは登記所の関係から調査いたしました結果でもってお答えをいたしたいと思いますが、開発協会が設立されたのが御承知のとおり、昭和38年2月でございます。当時は、和泉府中駅前整備の再開発を進めることが主な目的でございました。発足

当時は、議会側の役員さんは入っていただいておりますので、市長以下理事者並びに部課長で役員が構成されてまいったわけでございます。

駅前整備の関係事業がほぼ完了いたしました時点で、昭和40年8月に開発協会の寄付行為の一部変更が行われてございます。これは従来の協会は駅前整備のみに限定されておりましたが、さらに協会の業務を拡大いたしまして、公共用地の先行取得の道を開く、あるいは単独で宅地開発等造成事業等も行えるという、寄付行為の拡大が行われたわけでございます。

その段階で、そうした内容の仕事で手広くやっていくことになると、単に理事者サイドの役員会では非常に問題もあることございまして、議会側から議長さんと副議長さんがそれぞれ協会の役員にお入りいただき、協会の内部においては、議長さんに副理事長さんという職責におつきいただくということで経過してまいったわけでございます。しかし、昭和45年までには、こうした業務拡大が寄付行為で行われましたが、実質的には、協会単独の事業等は行っておらずにまいっております。

45年7月になりまして、協会理事会でいろいろ協議が行われまして、議会側の御意向といたしまして、議会側から出る議員さんにつきましては、正副議長さんということであれば一年交代という結果になる、協会そのものの事業も公共事業用地の先行取得事業等大幅に行わなければならないという时期的な問題等もございまして、やはり協会業務に精通していただくという意味合いから、議員という資格において議会側から二名の増員をし、四名の議員さんを議員の任期期間中、協会役員に加わっていただくことに内容が協議変更されてまいってございます。したがってそれ以後は、協会の理事といたしましては議会議員さんが四名、あと助役、収入役及び部長の職にある者によって構成されてまいってございます。その中で副理事長さんにつきましては、議会議員さんから委嘱された理事の中から委嘱する、こういうふうに内容が変更されまして、以後、そうした扱いで昭和48年3月まで体制を整えてまいったというような実態でございます。

48年になりまして公有地の拡大の推進に関する法律が施行されまして、従来の財団法人であった土地開発協会がこの法律に基づき公法人ということに組織がえが行われ、和泉市土地開発公社というものが設立されてございます。

この法律に基づく公法人として設立された公社の役員につきましては、法律上で当該設立団体の長が理事長になり、他の役員はその団体の長が任命するという方式になったわけなんです。そうした段階で、いわゆる議員さんの職にある方を市長が任命するという任命制度というものは非常に問題があろう。全く公選によって出られております議員さんと市長という立場は全く対等でございますので、市長が議員に対して任命権を持つというのは非常に不合理だから、議会側の議員さんにつきましては、公社の役員には御就任をいただかず、すべて市長の指揮命令下にある助

役以下市の職員によって役員構成をされたという経過をたどってまいっております。

そういうことでございますので、一応開発協会の段階では実質上、正副議長さんという立場において、昭和45年までは協会の役員に御参画いただいたと理解しておるわけでございます。

- 20番(田中包治君) そうなってくるとますますわからなくなる。というのは、私らが調べた範囲内では、45年3月に土地買収については三役で行っていく、これは間違いないですね。理事長、副理事長と専務理事でね、この決定がある。この決定に基づいて、土地の売買というものは全然理事会に報告されておらない、これは知ってるはずですよ。

現在、5億3千万円の赤字を抱え、恐らくおっつけ十億程度の負担が市民にかかってくると思いますが、その責任をはっきりすべきやないかというのが私の考え方です。5億3千万円の中には職員の給料なんかもあるのでそれを引くとしても、少なくとも、土地の売買でかなりの金が消えるわけです。税金から払うしか手がないわけです。そうなってくると、市長が言うように理事会の責任なら、当時の理事に責任があるのかなというのが、民法に基づいてやってるから私は言ってる。農協でもつぶれたら自分の財産をほり込んで運営をやってる。生活協同組合法に基づいてね。そこらとの関連において、理事会がどう責任をとるのかということですよ。この点ははっきりしてください。

- 市長(池田忠雄君) 重ねてのお尋ねでございます。ストレートな御質問かと存じます。歴史的な経過を経て現在の公社が運営されておるわけでございます。この中で、いまおっしゃる民法上の責任問題でございます。公法人で再スタートしたとはいえ、開発協会から開発公社へ一定の転換をしたとはいえ、行政の一翼として現在まで至ってるわけでございまして、いろいろと当時の問題、前々から御指摘をいただいているわけでございます。それを引き継いだ私の責任として、何とか公社の運営について一生懸命理事会が努力する中、問題の解決に当たってまいりたいと存じております。

累積赤字の現状について民法上の責任のとり方という御指摘もございしますが、行政と表裏一体の関係にある開発公社の立場から考えて、歴史的ないろんな問題がありますけれども、長期的な立場に立って、何とかこの赤字の解消に努めてまいらなければならない、このように存じているわけでございます。端的な御質問でございますけれども、何とか理事会として一生懸命努力する中で、金利の軽減を図るための借りかえ措置あるいは保有物件の売却等の中で、適切な処分の問題、人件費その他についての一般会計の市と公社との関連の改善措置の問題、こうした点に焦点を当てまして、何とか開発公社の運営を通じて改善をさせていただかなければならない、こういう長期的な視野に立って現状、努力を重ねる次第でございます。

一したがって、一時期の問題としての民法上のとらえ方という中で、その当時の何らかの用地取

得が今日の事態を惹起した、これらの民法上の責任の御指摘かと存じます。公社が協会から引き継ぎ、そして市行政の一環として一翼を担っての運営でございます。御指摘のとおり、最終的には債務保証の関係で一般会計がかぶらざるを得ないという御指摘でございますが、長期的な立場に立って理事者一同、こうした問題の解決に向かって全力を傾けてまいりたいというのが現状の私たちの決意でございますので、その辺でひとつ御理解を賜りたいと思います。

- 20番（田中包治君） 御理解を願います、といったところで、責任の問題なんですね。45年に三役で買っていく、正式の理事会というのはやってませんわな、この買収についてはね。何か規則でやったはずやと思うんですね、その点はどうなんですか。その当時の理事さんもたくさんおるとお思いますので、そこらが問題やと思う。理事会が何の相談を受けてない人まで責任があるのかということです。あんたが理事会の責任と言うんならね。三役でやっておったことが、全部の理事で責任を負わないかんのかということです。

山荘問題にしても、なぜボーリングをしてちゃんとしなかったか。そうすればこんな問題が起きなかった。埋め立て地ということははっきりしていたはずですよ。

山下運送しかりです。道を広くするために何か約束してあるはずですよ。言わないだけです。だから、ああして損せないかん。こんなでたらめな話ありませんわ。

市長なり理事者は知っているとおり、へた地区とか道のないところをたくさん買っている。定款では公共用地にかり得る土地を購入するようになっておるはずですよ。そういう道のないところ、どんな公共施設を持っていくのかわかりませんが、そんなことはできない。そういうことで損害を負担するのは問題があると思うんです。私は、そこらに問題の焦点をしばっているわけです。

あと三カ月でわれわれの任期も終わるわけです。選挙もあるのに、こういう問題が新聞紙上ににぎわしているわけです。はっきりしなくてはいけない。われわれは、市民にどう言い訳をするかということです。十億円になると思ふ金を一般財源で出します。と言うのか。どうたらこうたら言うてるが、実際は出すんですよ。出すか、責任問題をはっきりして市民にアピールするかのどちらかです。どちらを選びますね。

- 市長（池田忠雄君） 田中議員さんからの重ねての厳しい御指摘でございます。先ほどからお答えしておりますとおり、開発公社の運営については、現在、理事者の責任において行っているわけでございまして、いろいろと45年以來の経過についての御論議でございます。行政が引き継ぎを受けて運営をしている立場といたしましては、何とかして公社の保有物件を早急に処理する、あるいは資金の低利への借りかえ、人件費等の赤字も大きなウェイトでございますので、一般会計と公社との関係の改善等あらゆる努力を重ね、長期的な立場で何とか改善をしてみたい気持ちでございます。十年前のことからくるいろんな課題がございますが、私たち現在の理事者

におきまして襟を正す中、一生懸命改善に向けて今後の公社運営に当たってまいりたい、こういう決意でございますので、一般会計の債務保証の問題がありましょけれども、現状の公社運営を一生懸命に改善の努力をしてまいりたいと存じております。公社特別委員長にも格別の御心労を煩わしているわけでございますが、いまの御指摘その他も含めて公社特別委員長ともいろいろ御協議をさせていただき、今後の運営に当たってまいりたいと存じておりますので、よろしくお願い申し上げます。

- 20番(田中包治君) 私の考えでは、理事会のいまの仕事は残務整理だと思うんですよ。だれが考えたって残務整理ですよ。その過程でいろんな問題が起こってきてるわけでしょう。なぜこうなったかということです。そういうことで平行線になるんですけど、あんた方の言うように、理事会に責任があるということからでは、民法の責任をとりなさい、と言ってるんです。残務処理だけ一生懸命やってます、と言うんなら理解するんや。その後の問題については、調査委員会その他で調査するなりの方向があると思う。

ところが、市長が金利がどうの、と言ってますが、考えてみなさいな、売れるような土地がないでしょう、残ってるところを見たかてね。大体十年たてば、どんなに金利が安くても値段が倍になるんです。一日も早く損を少なくするために処分しなければいけないんですよ。私はいつもそれをやかましく言ってるんです。その中でまだ責任が理事者にあります、きょうは理事者にあります、とは言わなかったが、ようそこを考慮してもらいたい。

議会と執行者の問題は別個なんです。たとえば答弁がなかったが改良住宅の家賃の問題、第三者が入ってるんでしょう。事実かうそか知りませんが、和泉市職員の情報によると、最後の打ち上げを某所でやったとなっている。これでは議会に出てくるのがおかしい。昨日の議長がやったと同じことです。私たち議員という立場と理事者という立場は、お互いに協力し合うのはわかるが、越権行為について考えたらどうなんですか。

私たちは付託された案件を審議するが、改良住宅の家賃の問題は、何も議会の承認を得てやったのではない、そうでしょう。そこらについてええか悪いかということと、審議権と執行権との問題を混同してはせんかと言ってる。そこらを十分考えて、また、公社の委員会で説明してくれたら結構ですが、一応、こういう観点に私は立っておるということです。

法治国家の国民として、民法なり法律に基づいて理事者がやらなくてはならない義務がある。恐らく答弁もできないと思いますので、ここでこれ以上言いませんが、結局、そういうことがなされておるところに問題があります。まあ、これでやめとくけど、13日には、非常に議会というのは何であるか、本当は憤慨せざるを得ない。提案されてるのに説明する理事者がいないという議会運営は恐らくあり得ないと思う。いかにえらいさんが打ち合わせてやってるか疑わざるを

得ないんです。せやから、こういうはっきり出た問題についてののみ、私は執行権と審議権について言ってるんです。

次へ行ってください。

- 議長（池辺秀夫君） 次。
- 参与（林 徳次君） 中央丘陵整備事業についての御質問二点ほどについてお答え申し上げます。

特に御指摘がございましたように、本地域は、ほとんどが市街化調整区域でございます。昭和45年に線引きが行われたのであります。ただ私どもは、御存知のように48年に策定された和泉市の基本構想に基づく、昭和60年という目標年次を示しこの中央丘陵開発事業につきまして、その具体化に向けての作業に取り組んでる実態でございます。再三議会で当該委員会でも御説明申し上げておりますとおり、この際、公的な資本導入を図ることによりまして、公共主導型の計画的な町づくりを一挙に行い、その結果として、御提案申し上げておりますような良好な都市化を実現したい、あわせまして、大型の懸案である都市計画事業、その他もろもろの事業を中心に既存集落等の整備も含め、絵にかいたもち、理想という御質問もございましたが、それに近づけるべく全力を挙げて努力してる実態でございます。

その中で御指摘がございましたように、当該予定区域には、大型の土地を集約している民間デベロッパー数社がござりますが、決して民間デベロッパー救済事業ではございません。この点ははっきり申し上げておきます。結果的には、中央丘陵に位置つけております予定区域、逆に申し上げますならば、良好な開発予備軍的な地域で、昭和45年から7、8年ごろにかけて民間デベロッパー数社が開発を目的として土地買いあさりをしてまいりました。ところが、その後の不況あるいは大阪府の開発規制等もろもろの社会情勢によりまして、現在、行き悩んでおるとい実態でございますが、それを救済すべく計画したものではありません。あくまでも、基本構想に基づくものでございます。この点御理解をいただきたいと思っております。

もちろん、線引きにしても大阪府の場合十年でございますが、45年から5、6年たったところ一部見直しがございましたが、この大型プロジェクトを計画いたします内容等も含め、周辺の線引き問題も建設部ともども事務段階で現在、見直しを大阪府でやっております。

第二点の農家の生活再建対策が忘れ去られておるのではないかと御指摘でございます。確かに現在、評点提示まで行われており非常に進んでおります。この中で特に対象区域内に30数%の農地が含まれておまして、一年間取り組みました中でも、専業農家であっても、兼業農家であっても、お持ちの農地がほとんどかかるといったことから、生活再建策として代替農地等の問題、職業転換、あっせんの問題がござります。

結論から申し上げますと、地元のそういう具体的な農家の皆さん方の生活再建の実態に対応すべく現在まで取り組んでおりますのは、地元四農協会長さんの会議に御協力をお願い申し上げ、さらに、農業委員会からの御提唱、御意見をいただき、農業委員会の副会長さんにこの会議に御出席いただき、地元の実態等を踏まえて事務局案をつくり、農家の方々の御要望にこたえていくという考えでございます。

- 20番(田中包治君) 私が言ってるのは、農家の救済措置をどう考えてるかということです。基本構想がどうたらいことは上で決めたことです。農民が知ったことではない。農地を取られて食えなくなった農民をどう考えてるかということです。
- 参与(林 徳次君) 具体的には成案を得るに至っておりませんが、現在まで、公団も含め強力に要請も行っております。内容といたしましては、まず、代替農地のあっせん、専業農家等がほとんど農地を取られ、御指摘のような状態に追込まれる権利者が相当ございます。それらの御要望を具体的にまとめ、代替農地のあっせんを可能な限り行いたいというのが願っております。
- 20番(田中包治君) 絵にかいたもちでしょう。代替の農地をあっせんすると言っても土地がないでしょう。土地は製造できまへんね。土地なんて機械でつくるものと違いまっせ。代替くれ、と言ったら必ずくれるの、責任持つか。
- 参与(林 徳次君) ただいま申し上げましたようにむずかしい問題でございます、可能な限りということで検討させていただいております。公的に一定の面積を先にお買収して提供するといった代替政策はとれないというのは御指摘のとおりでございます。十分に配慮させていただきます。
- 議長(池辺秀夫君) 以上で終わります。

ここでお語りいたします。本日はこれにて散会いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認め、本日はこれにて散会いたします。

なお、明日も一般質問を行いますので、定刻御参集くださいますようお願い申し上げます。どうもありがとうございました。

(午後4時43分散会)

○

The first part of the document discusses the importance of maintaining accurate records of all transactions. It emphasizes that every entry should be supported by proper documentation and that the books should be kept up-to-date at all times. The second part of the document provides a detailed explanation of the accounting cycle, which consists of eight steps: 1. Analyze the business transactions, 2. Journalize the transactions, 3. Post the journal entries to the ledger, 4. Prepare a trial balance, 5. Adjust the accounts, 6. Prepare financial statements, 7. Close the books, and 8. Prepare a post-closing trial balance. The document also includes a section on the classification of accounts, which are divided into assets, liabilities, and equity. It further explains the difference between debit and credit entries and how they affect the accounts. The final part of the document discusses the importance of internal controls and the role of the auditor in ensuring the accuracy and reliability of the financial statements.

第 3 日



昭和55年6月17日午前10時和泉市議会第2回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員 25名

1番	寺田	茂	君	17番	穴瀬	克己	君
2番	天堀	博	君	18番	池辺	秀夫	君
3番	橋本	佳行	君	19番	貝淵	博治	君
5番	仁井	明	君	20番	田中	包治	君
6番	大谷	昌幸	君	21番	直村	静二	君
7番	金沢	勝	君	22番	勝部	津喜枝	君
8番	成田	秀益	君	23番	三井	正光	君
9番	松下	定	君	25番	竹内	修一	君
11番	上代	卯之松	君	26番	柳瀬	美樹	君
12番	藤原	要馬	君	27番	竹下	義章	君
13番	赤阪	和見	君	28番	坂上	国治	君
15番	横田	憲治郎	君	29番	藤原	利一	君
16番	木下	甲子三	君				

欠席議員 1名

10番	山口	義一	君
-----	----	----	---



地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

記

職名	氏名	職名	氏名
市長	池田 忠雄	財政課長	大塚 孝之
助役	坂口 禮之助	同和对策部長	橋本 昭夫
収入役	中塚 白	同和对策部理事兼解放総合センター所長事務取扱	生田 稔
参与兼市長公室長 事務取扱	西川 喜久	市民部長	富田 宏之
参与兼都市整備部長 事務取扱	林 徳次	市民部次長兼 福祉事務所長	中川 鉄也
秘書広報課長	石本 博信	産業衛生部長	広岡 史郎
財務部長	麻生 和義	産業衛生部次長	角谷 泰夫
財務部次長	北野 敦雄	建設部長	逢野 一郎

建設部次長兼 土木課長事務取扱	吉田日出男	用地担当理事・ 土地開発公社事務局長	平野誠蔵
都市整備部理事	中山重光	用地担当参事・土地 開発公社事務局次長	岩井益一
都市整備部理事	門川祿朗	教育委員長	堀内由延
都市整備部次長	萩本啓介	教 育 長	葛城宗一
都市整備部次長	青木孝之	教 育 次 長	杉本弘文
改良事業部長	西川武雄	管 理 部 長	逢野博之
改良事業部次長兼 改良総務課長事務取扱	前田守正	指 導 部 長	高橋貞良
病 院 長	竹林淳	指 導 部 次 長	竹田明郎
病院事務局長	内田繁	指 導 部 次 長	明坂貞士
病院事務局次長兼 管理課長事務取扱	藤原光夫	選挙管理委員会委員長	味谷日吉
水道部長	田中稔	選挙管理委員会 事務局長	岸田秀仁
会計課長	赤田備信	監 査 委 員	久光喜多男
消 防 長	松村吉堯	監査事務局長兼 公平委員会事務局長	向井洋
消防本部次長兼 消防署長	湯川行夫	農業委員会事務局長	信田種行

※ 課長級の職員は、議案等の説明の必要に応じて出席させる。



本会の議事を速記法により記録したものは、次のとおりである。

和泉市議会囑託速記士 中野満男



本会の事務局長及び職員は、次のとおりである。

事務局長	吉岡昭男
次 長	吉田種義
議事係長	西井正
議事係	佐土谷茂一
議事係	川崎政勝



本日の議事日程は、次のとおりである。

昭和55年和泉市議会第2回定例会議事日程

(6月17日)

日程	種別及び番号	件名	摘要
1		一般質問について	

(午前10時29分開議)

- 議長(池辺秀夫君) 皆さん、おはようございます。大変長らくお待たせいたしました。議員の皆さんには何かとお忙しい中、連日にわたり御出席賜りまして、まことにありがとうございます。

それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長より報告させます。

(市会事務局長報告)

- 市会事務局長(吉岡昭男君) 御報告申し上げます。

ただいま御出席されている議員さんは18名でございます。欠席の議員さんは山口議員さん、遅刻届のある議員さんは木下議員さん、上代議員さんでございます。その他の議員さんにつきましては、ほどなくお見えになると思われます。現在18名でございます。

- 議長(池辺秀夫君) ただいまの報告どおり、出席議員数18名をもちまして議会は成立しておりますので、本日の会議を開きます。

- 議長(池辺秀夫君) 一般質問に入る前に報告いたします。昨日の坂上議員の一般質問に対する答弁は、昨日の休憩中調整の結果、文書を提出することになっておりました。先ほど、その文書が私の手元に提出がありましたので、ここで読み上げて報告いたします。

昭和55年6月17日

和泉市議会議長

池 辺 秀 夫 殿

和泉市長 池 田 忠 雄

和泉市建設工事請負業者の指名について

平素は市行政遂行に格段のご配慮を賜わり厚く御礼申し上げます。

さて、和泉市第二回定例会市議会において、坂上議員の一般質問を通じて、いろいろご指摘をいただき恐縮に存じます。

以前から坂上議員より指名のあり方についてご指摘いただいていたところであります。

私達理事者として、こうしたご指摘を充分配慮し慎重に検討をいたしまして、再び、この様な指摘をうけない様、議会に対し、御約束いたします。

以上で報告を終わります。

- 28番（坂上国治君） ただいま議長さんから文面を読み上げていただいたわけでございますけれども、これは実際問題として一から四まで申し上げたわけでございますけれども、議会を無視しての再三の指名の理由ということも納得のいく答弁がなかったと思います。責任の主体がどこにあるのかということのお答えもはっきりなかったわけです。そして、四番目の今後どういう考えか、という考え方について書類で回答をいただきたいんですが、この中で昨日も申し上げましたように、この泉北環境の初田氏との関連の業者の報告が抜けてるわけです。現在、執行猶予ということは聞いているけれども、これに対して罪がついて、その罪に対する執行猶予だと思うんです。ここらあたりを十分に把握してあると思うんです。してなかったら理事者の怠慢やと思う。市長が少なくとも環境整備組合の副管理者としておるんやから、これらの調査はしてあると思うんです。その抜けてる分だけをひとつお聞かせ願いたいのと、そして、いま議長が読み上げた文書をコピーして各議員さんに配っていただきたい。これだけを要望します。
- 議長（池辺秀夫君） コピーを用意しますので、皆さんにお配りいたします。
- 28番（坂上国治君） いまの回答してくれんかいな。執行猶予ということはわかってるんやから、どういう判決が下って、それに対する執行猶予やからね。判決の罪が何年で、それに対する何年間の執行猶予ということを明らかにしてもらわんと、ただ執行猶予だけでは私は十分わかりませんのでね。その調査をしてあるのかないのか。してなかったら理事者の怠慢やと思うんです。してないんなら、してないということの質疑を私はさせていただきます。
- 議長（池辺秀夫君） 竹下議員。
- 27番（竹下義章君） 議会運営について。いまの坂上さんの一般質問につきましては、昨日調整していただき、そして、いま議長が文書で発表がありましたので、私、それで話がついて議会に入ったんだろうと判断したわけですが、なお、いま坂上議員さんの方から昨日と同じような繰り返しで一般質問をされるというんなら、何ほども時間がたつわけです。したがって、昨日は調整のため休憩し、昨夜はどうなったか知りませんが、調整して文書を出したわけですから、そこでこの問題については打ち切りということで仕末をしていただくものと考えておりました。それを配るわ、また一般質問をするわ、という運営でいいのかどうか、議長にお尋ねしたいと思います。

○ 議長（池辺秀夫君） いま報告いたしましたとおり、このコピーを皆さんにお配りしてケリをつけたいと思っております。

○ 28番（坂上国治君） 皆さん方十分お聞きやと思うんですが、この内容については、私が昨日質問した答弁がないわけです。だから、執行猶予というだけは聞いてるけれども、こんなもん長いことかかる必要はないと思う。市長が泉北環境の副管理者であり、それぐらいのことはわかる、わからなんだから、わからんと言いなさいよ。判決が下って、それに対して一年なり二年、三年なりの執行猶予ということはあるはずですよ。明確にそれだけ答えてください。むずかしくて答えられんような質問をしてるのと違うんやからね。そんなもん思案する必要はないよ。

（「今後の問題があるよ、おかしい」と呼ぶ者あり）

○ 27番（竹下義章君） 議長、今後の問題がありますから、はっきりしておきたいと思うんです。議長が文書を出すとされたが、文書を出す以上は、いま言われてるような問題も含めてお話し合いができて開会されたものと判断してる。文書を出すわ、またやるわ、というような運営でよいものかどうかを議長にお伺いしてるんです。

○ 議長（池辺秀夫君） いま報告いたしましたので、議会のルールに従って、これで終わりたいと思います。坂上議員さん、どうぞよろしくお願いいたします。今後、議会の責任をもって、また、その点をお尋ね願いたいと存じますので、配付が終わりましてから皆さんの一般質問を続行したいと思います。

○ 28番（坂上国治君） むずかしいことを注文してるんなら、議長がそう言わないかん。しかし、これははっきりとわかってるんです。わかってることをなぜ言わない。わしは昨日言うてある。文書で回答をもらっても、その内容いかんでは発言させてもらうとね。むずかしい問題と違う。一方の初田さんが懲戒免職を受けて退職してるんやから、それに対して質問してるわけや。現実にこれだけの判決があって、これだけの執行猶予がついてます。それぐらいのこと言うのに時間がかかることはないわけや。

○ 議長（池辺秀夫君） まず配布してから…。

（「ちょっと待って、発言させろと言ってるんや、運営上の問題や」と呼ぶ者あり）

○ 28番（坂上国治君） 市長は絶対にようしません、とは言ってないから、さすのがあたり前やないか。

○ 議長（池辺秀夫君） 議会運営上、私も昨日の一般質問の続行というようなかっこうになったら後々に差し支えるということも考えられます。そういうことは後ほど、いずれかの機会でお聞き願いたい。理事者としても後日、坂上議員さんにはっきりと回答願います。

（「議長、横暴や、議会運営上おかしい」と呼ぶ者あり）

○ 議長（池辺秀夫君） あんたは何を聞きたいんですか。坂上議員さんに了解を求めてやってます。

○ 20番（田中包治君） それがあかん、議会運営上おかしいから言ってる。わしは質問がどうたらこうたら言ってません。結局、一般質問というものは、個人的な資格でやる理事者との問題なんですね。それが平行線であるならば、今後、ほかの議員が質問して平行線の場合、こういうことをずっとやるんですか、書面で回答するんですか。議会の決議として議長がやったんなら話がわかるが、こういう慣例を残したらいかん。私も昨日だって平行線で終わってるはずですよ。それで不服なら不信任案となる。これが議会のルールだと思います。それがなぜこういう誓約書というかっこうで議会に出てくることに問題がある。質問のかっこうでやるんならええが、こういう文書で回答するなら、今後、われわれが平行線となった場合も、理事者がはっきりと書面で返答するのかどうか。

○ 議長（池辺秀夫君） そのことについては、昨日、文書で報告するということにはっきりしてしますのでね。

（「休憩」と呼ぶ者あり）

暫時休憩いたします。

（午前10時46分休憩）

（午前11時20分再開）

○ 議長（池辺秀夫君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで市長答弁。

○ 市長（池田忠雄君） いろいろ御迷惑を相かけ、まことに恐縮に存じます。今後とも留意して運営に当たりたいと思います。

なお、坂上議員さんの再度の御質問につきましては詳しくは存じませんので、ひとつよろしくお願ひ申し上げます。

○ 議長（池辺秀夫君） 坂上議員さん、よろしくお願ひいたします。

それでは、先ほどの文書を配付してください。

（文書配布）

○ 議長（池辺秀夫君） それでは、次に22番・勝部津喜枝君。

○ 22番（勝部津喜枝君） 一般質問を行います。まず、第一の財政問題についての一点目は、54年度単年度で9千3百万円余の黒字が発表されております。過日の新聞報道にも書かれてお

ります。財政好転の印象を与えておりますが、連続公共料金の値上げで、財政事情のため市民に
応分の御負担をお願いしてきた池田市政でございますが、54年度の黒字の収入がふえた内容、
また支出の問題等を明らかにしていただきたいと思ひます。

財政問題の第二点、13億3千万円の赤字解消は、なお今後の重要な問題と考えておりますが、
この方策については、今後、いかように考えておられるのか、お示し願ひたいと思ひます。

第三点、54年度末で開発整備基金の金利は幾らになっておるのでしょうか。設置以前の金利
はいかほどで、あわせてその扱いはどうされているのか、お尋ねしたいと思ひます。

財政問題の第四点は、過日、広報6258号で「一般会計公債費50%減額」と発表されてお
ります。当初予算書には、54年度25億3千7百万円、55年度28億7千4百万円となつて
おりますが、これは金利もしくは元金償還金に何か特別の措置がされたということでの報道でし
ょうか、お尋ねしたいと思ひます。

第二点、信太山演習場についてであります。その第一は、本市の中央部に位置する自衛隊基地
は、和泉市にとって都市計画上の障害物であることは明らかであります。国からの助成交付金に
ついては、周辺の土地価格、固定資産評価額等を考慮に入れて3億円は要求したいと聞いており
ます。どのように進められてるのか、経過を御報告いただきたいと思ひます。

第二点、最近、ヘリコプター等の騒音がやかましく、付近住民からも苦情が寄せられておりま
す。自衛隊に善処方要望されているでしょうか。

第三点、解放センターの運営使用についてであります。かねがね市長は、市民合意の明るい同
和行政を標榜してきております。中でも解放センターにつきましては、広く市民に解放していき
たいと答えておられます。その点について具体的にお尋ねいたします。

第一点、55年4月24日、解放センター大会議室の使用申し込みを行いました。お断りの返
答をいただいておりますが、いかなる理由であるのか、明らかにしていただきたいと思ひます。

第二点、その際、お断りの理由に、混乱の恐れがあると聞いております。混乱の恐れはだれが
するのか、はっきりしていただきたいと思ひます。使用者側に問題がないことは明らかでありま
す。

第四番目は、山荘町住宅建設における公害問題についてであります。日の出建設が開発公社の
土地払い下げを受けて住宅建設を行っております。家庭排水の放流先が大池となっておりますが
このような下水を池に入れることに対して市の行政指導はどうなっているのでしょうか。

第二点、大池が臭くなって悪臭がひどく、さらに下の池、わがんぼ池と称されておりますが、
影響を及ぼし公害が著しくなる危惧は明らかであります。その際の責任の所在と、対策のための
費用等はだれが負担していくのか、明らかにしていただきたいと思ひます。

第三点、大池の処分につきましては、過日、一たん議会に出され、その後、地元の合意なしには売らないという約束を取り交しております。その後、いままでこの問題についてはどのようになっているのか、お示し願いたいと思います。

第五点、障害者、老人の総合対策であります。本市におきましても、一定の給付金、ミニ授産所への補助、さらには老人大学の開催等に取り組まれておりますが、私はこの際、大小の集会室を備えたような公会堂的なものではなく、具体的には福祉的サービス、自立援助、生きがいなどへの対策の機能を備えた、つまりそこに行けば、日常的な身近な相談ができ、必要な援助が受けられる、そうした機能を備えた拠点としての施設を検討する時期にきているのではないかと思います。

そして第二点、さらに現在、福祉事務所、保健所を初めケースワーカー、保健婦、指導相談員、お医者さんなどが、それぞれ自分の立場と受け持ちを生かしてがんばっておられますが、地域に生活する障害者や老人の生活と将来について、専門的な知恵を出し合う場としての効果的な連携協力体制が必要ではないかと考えております。その点についての御意見などもお聞かせいただきたいと思います。

最後に、学校教育についてであります。その第一点は、すでに御承知のように、府教委におきましては主任制の実施を決定し、市町村の段階に入っております。本市におきましてはどのような状況になってるのか、お尋ねしたいと思います。

第二点、来春から中学校で使われる教科書が、新学習指導要領に沿って9年ぶりに全面的に改められるということです。9教科に21社、131点が検定合格、各地の教科書センターで展示され、採択地ごとに採用が決まると聞いております。本市の教科書採択業務はどのように進められているのか、お尋ねしたいと思います。

第三点、かねがね教育の父兄負担軽減が叫ばれておりますが、本市におきましても、いまなお議会に対し、PTA会費等での学校への援助的性格についての改善が要望されております。この点についての現状の認識と改善方向についてお示しいただきたいと思います。

以上、質問の要旨に沿って発言いたしました。再質問の権利を留保して終わります。

- 議長（池辺秀夫君） 理事者答弁。
- 財務部長（麻生和義君） 勝部議員さんの財政問題についての質問にお答え申し上げたいと存じます。

まず、54年度の単年度の黒字の問題でございますが、本定例会の初日の18日の本会議にお

きまして、専決処分でも報告いたしましたように、累積の赤字が減少いたしました。しかるべき措置を講じた次第でございますが、好転の原因の一つには、いろいろ公共料金の問題が指摘されましたが、54年度一般会計が黒字に転換いたしました理由は数点あるわけでございます。

まず、何をいいたしても市税収入の伸びが比較的順調に推移したこと。最近の経済動向と相まって税収に寄与したと存じておるわけでございます。加えまして、市税収入のみならず国税の伸び、すなわち地方公共団体に直接影響を及ぼす所得税、法人税、酒税等の伸びも順調であったと報道されておるわけでございます。これが結局地方交付税にはね返りまして、交付税の伸びも順調に推移したということでございます。

加えまして、歳出の面におきましては、いろんな施策によって歳出の削減に努力した結果、いわゆる人件費対策では、御承知のように和泉中央丘陵開発事業特別会計の設立をお願いし、それらで経常経費をかなり負担していただいている、国庫財源を導入していただいたようなこと等、もろもろの要因が重なりまして、おかげさまで54年度単年度で9千数百万円の黒字になったという実態でございます。

それから、二点目の単年度黒字とはいうものの13億3千万程度の赤字が現時点で残っているわけでございますが、これらの解消の方策でございますが、引き続き収入の面での努力、抽象的ではございますが、いままで行ってきた努力の上にさらに新しい努力、工夫を重ねてまいりたい。歳出につきましても、現在の節減の基調を保ってまいりたいと考えておまして、55年度も引き続き単年度の黒字に向けて鋭意努力してまいりたいというのが、現状での事務当局ないしは理事者の意向でございます、国、府に向けて運動を展開しているというのが実態でございます。

それから、条例に基づく基金積み立てでございますが、9億4千444万1千円の基金がございますが、それらの利子のお尋ねでございます。1億7千万円程度の利子が現時点で収入いたしております。

それから、広報258号の公債費の50%減のことでございますが、みだして、実は残念ながら配布されてから、御指摘を受けたところでございますが、本年度当初予算の市債の計上額が、前年度の市債計上額の半分程度であったということを報道されたというふうに思っているわけでございます。

以上でございます。

- 2.2番(勝部津喜枝君) 54年度予算は連続の公共料金の値上げ、中身としては、保育料、市営葬儀料、住宅、市民プール、くみ取り料金などの値上げがされているわけですが、いまの御

説明では、そうした問題の数字が明らかにされておりません。くみ取り料金についても、いままで市が負担してたのを市民負担となっておりますが、これは一年間でどれほどの市が出さなくてもいい金額として計上されたのか、明らかにしていただきたいと思ひます。

それから、1億7千万円余の基金の利子、収入済と言われておりますが、具体的にどこに収入されてるのか、明らかにしていただきたい。

それから、広報に掲載された減額問題は、市債との関係での不正確な報道だと思ひますので、これはきちっとした形に掲載し直すべきではないかと思ひます。

この三点をお尋ねいたします。

- 財務部長（麻生和義君） 失礼いたしました。お答え申し上げます。

いわゆる公共料金、議会の御議決をいただいて徴収し得る手数料、使用料の関係でございますが、屁尿の関係につきましては、54年度の場合、約7千万円の支出負担が減額されたというふうに試算いたしております。

それから、基金の利子ですが、収入されてるという答弁をしたわけでございますが、現段階ではまだ定期預金にいたしております、取り崩さずに定期のままでございます。基金に積み立てるまでの以前の利子が1億2百万円、53年12月に基金を設置して後の利子が7千7百万円程度、合わせて1億7千9百万円の現時点での基金の利子があるわけでございます。すべて高利回りの定期預金で運用いたしております、これらを適当な機会に一般歳入いたしたく存じておる次第でございます。現時点では、定期預金で運用いたしております。

広報の掲載につきましては、主管課が秘書広報課になるわけでございますが、みだしが公債費ということですので、できるだけ早い機会に秘書課長とも調整いたしまして適正な表現にはっきりしたいと思っております。広報担当課と十分協議をいたしたいと考えております。

- 2番（勝部津喜枝君） 財政問題の最後として市長にも御意見をお伺いしたいと思ひますが、7千万円ほどの公共料金の値上げによる支出減という財務当局の答弁でございますけれども、やはり市民の犠牲で乗り切っていくという点が、こうした公共料金の値上げの中に出てきてると思ひます。その点については、今後の本市の公共料金についてはどのように考えておられるのか、一点お尋ねしたいと思ひます。

それと、基金条例を設置するまでの利子が1億2百万円、基金をつくってからは……。

- 財務部長（麻生和義君） 基金積み立て前が1億2百20万円、基金設置後が7千7百万円、合わせて1億7千9百万円の見込みでございます。
- 2番（勝部津喜枝君） その両方が定期預金に入ってるということなんですけど、この扱いにつきましては、ぜひ市民に還元すべきであると思ひます。その点の御意見をお伺いしたいと思

います。

それから、かねがね共産党は市民を犠牲にしない財政再建、あわせて同和見直し分とむだを省くという点での同和施策の所得基準導入を主張しております。

この三点について、財政問題の最後として市長さんから御意見をお伺いしたいと思います。

- 市長（池田忠雄君） 公共料金の問題にからんでの御質問でございますが、いろんな施策を決める中で、適正な受益者の御負担をお願いいたしたいと存じておりますけれども、基本的な考え方として可能な限り抑えてまいるように努力いたしてまいりたい、このように存じます。

あと御指摘がございましたが、財政の再建のため各方面の御理解、御協力をいただく中、今後とも財政の健全化に向けて努力してまいりたい、このように存じております。

- 議長（池辺秀夫君） 次。

- 財務部長（麻生和義君） 信太山基地交付金の問題についてお答え申し上げます。

先ほどの御指摘で8億円ほどということですが、国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律というのが国の方で定められております。その法律の中に基地全体の面積、土地、構築物等、その対象になっているもの、いないものがあるわけでございます。現時点、過去もそうですが、結局は国有財産台帳に登録された評価額というものが、その交付金算定の大きな基準になっておるわけでございます。したがって、本市の膨大な演習場についての国有財産台帳の評価額の引き上げについて猛烈な陳情を行ってらるわけでございます。これらについては、付近地点をもつて近傍地点ということでその宅地の評価額を国の方にお示しして当該基地の評価額の引き上げをお願いする。その資料を提示しながら猛烈に国に迫っているわけでございます。

もう一つは、その基地を有する地方公共団体の財政事情を参酌して若干の交付金を配分することになっておりますが、それらについては、十分本市の財政事情を毎年国に訴え、両面作戦で行っております。今後も引き続いて努力してまいるといってございまして。本年度、特に私どもが重点を置いておりますのは、付近傍地の宅地の評価をお示しして国に強く迫っているのが実態でございます。

以上です。

- 議長（池辺秀夫君） 次。

- 産業衛生部長（広田史郎君） 信太山演習場のヘリコプター騒音のお尋ねにお答え申し上げます。

陸上自衛隊信太山駐とん地周辺住民からヘリコプター発着に際しての騒音がはなはだしいということで、過去1、2回申し出があったことを記憶いたしております。現在、産業衛生部を窓口といたしまして、環境保全条例制定に向けて鋭意取り組んでいるわけでございます。現状、府の

公害防止条例には、騒音について一定の基準がございますけれども、本市自体、現状の騒音実態を調査いたしましてこれらに対応してまいりたい、かように思っております。

- 議長（池辺秀夫君） 次。
- 参与（西川喜久君） 信太山演習場払い下げについての考え方でございますが、私からお答えを申し上げたいと思います。

本市といたしましては、市民に直結した土地利用を図る方向で進んでまいりたいと考えておりますが、駐とん地すなわち演習場の払い下げについては、現在の政治情勢等も勘案しなければなりません。また、これにつきましては、国政レベルの判断が必要かと思われまので、長期的な課題として取り組んでまいりたい、かように考えるものでございます。

- 22番（勝部津喜枝君） 今年1月13日の朝日新聞の報道で、池田市長の談話ということで「3億円はほしいところ」と述べておられますし、私ども共産党でも国会へ陳情したときも、自治省ではこうした新聞報道もすでに入手され、直接市長さんとお会いして意向を聞きたいとおっしゃっていらっしゃいましたので、その後の状況をお尋ねしたわけです。

あわせて一部払い下げの問題につきましては、市長さん御自身も都市計画上の非常な障害があるということをはっきりと明らかにしながら、一部払い下げをたびたび国にも陳情していると発表されております。先ほどの市民に直結した形での払い下げを長期的な展望で、ということですが、この点につきましては、大きな国会への陳情、その他の問題があると思っておりますけれども、私ども共産党としましては独自の調査と提案といたしまして、この約70万坪近くあると言われる自衛隊基地の中で、とりわけ開発、住宅造成が進んでいる鶴山台、山荘町、山の谷に面した、そうした住宅地に囲まれた部分が約4ヘクタール、12万坪あるのではないかと。これは現況の維持する演習場から見ても非常に端の方になっておりまして、そういうところから十分市民に払い下げのできる場所ではないかと思っております。市民に直結した払い下げを要望していくという答弁の中から、さらに、そうした具体的検討と直結した中身、市民の広場、スポーツの広場という形での要望をぜひ強く努力していただきたいと思うわけです。その点再度具体的な検討などを進めていっていただけるかどうか、御答弁をいただいております。

- 参与（西川喜久君） お答え申し上げます。

先ほどお答え申し上げましたように、払い下げにつきましては、最終的には、国政レベルの判断が必要かと思われまますが、当面、周辺の住宅開発が進んでる中での対応策といたしましては、一応、防衛施設周辺整備事業に特に力を入れまして、これらの事業の拡大、補助の増額等を強く要望し、あわせてそれらの問題も国に対して強く要望してまいりたい、かように考えております。

- 議長（池辺秀夫君） 次、答弁。

○ 同和対策部理事（生田 稔君） お答え申し上げます。

過日お申し込みになりました解放総合センターの使用につきまして、御回答申し上げた理由といたしまして、現在までの経過から、まだ精査検討しなければならない点もございます。したがって、現時点の使用につきましては、御遠慮願った次第でございます。

また、混乱ということもございますけれども、決してそういうことではございません。いわゆる公的施設もしくは設置目的、そういう接点の問題も精査しなければならない点も多くございます。そういう形の中で失礼とは存じましたが、御遠慮願った次第でございます。

しかし、この問題につきましては、このまま放置するというのでは決してございません。今後、継続的課題といたしまして慎重に検討し、方向づけを明確にしていきたいと思います。存ずる次第でございます。よろしくお願い申し上げます。

○ 22番（勝部津喜枝君） 解放センター条例の第1条には「すべての市民とともに相携えて、同和問題の速やかな解決に資するための総合施設」と明記され、あわせて規則の12条には「重要事項を調査審議するため、運営委員会を置くことができる」とあります。具体的にお尋ねしたいんですが、本件の申し込みに際しては、いろいろ慎重審議した結果お断りしたということですが、この辺の取り扱いはどうにされたのか、さらに具体的にお聞きしたいと思います。

あわせて運営委員会の長は現在どなたになってるのか。また、今年に入ってからの解放センターの利用状況について、本年度ということで4月1日からでも結構ですし、本年1月からでも結構ですが、どういう団体がどういうふうに使っておられるのか、ひとつ明らかにしていただきたいと思っております。

○ 同和対策部理事（生田 稔君） 取り扱いにつきましては、議員さん御指摘の中でも運営委員会を設けることができるということでございます。この解放センターに運営委員会を設けてございます。過日来御指摘いただいたわけですが、この運営委員会に運営の重要事項についてお諮りしてる次第でございます。したがって、この運営委員会において重要事項の御審議を賜りまして、市としてこのことを十二分に踏まえて方針を立てる、こういうことでございます。

ただいまの問題点につきましても、このまま放置するというのではございません。市といたしまして今後、継続的課題として慎重に検討してまいりたい、こういうふうに思う次第でございます。

また、長につきましては現在、病気療養中でございます。したがって、運営委員会の方に煩わしまして長の御選任をお願いしていきたい、こういうふうに考える次第でございます。

それから、本年度の使用状況につきましては、まことに申しわけないのですが、昨年度の使用状況ということでかえさせていただきますと存じます。

○ 22番(勝部津喜枝君) わからなかったら結構です。先ほど御答弁をいただきましたが、本件4月24日に申し込みましたが、これは共産党の国政市政報告演説会をやりたいということで大会議室の申し込みをやったわけですが、いまの答弁でしたら、重要事項ということで運営委員会に諮ったと理解してよろしいですね。その中でお断りする結果になった、こういうことでしょうか。それであれば、市としての態度はどういうことで運営委員会に示して諮られたのか、この点をひとつ明らかにしていただきたいと思うんです。

○ 同和对策部理事(生田 稔君) もちろん重要事項ということでお諮りしてございますが、どういふふうにお諮りしたかという御指摘でございます。市といたしましては、この問題は12万市民という形の中で、解放センター、市民文化ホールにつきましては広く利用していただくということで進んでまいりたい、こういう形の中でお諮りしていったということでございます。したがって、繰り返しますが、今後の継続課題ということで慎重に考えていきたいと思うわけでございます。

○ 22番(勝部津喜枝君) それと、資料がないということで本年度の利用状況についてのお答えがなかったわけですが、若干私の方で持っております資料によりますと、今年1月23日狭山裁判闘争勝利の和泉地区決起集会、5月24日には和泉支部の決起集会ということで大会議室が使用されております。また、6月1日には支部の定期大会ということで解放総合センターが使われ、さらについ最近、6月11日には和泉総決起集会ということで、和田貞夫氏を迎えて参加決起集会を行っております。こういう資料の中で、私ども共産党が使用申し込みをすれば、重要事項ということで運営委員会に諮られなければならないのか。

さらにいまの答弁では、12万市民の立場に立って運営委員会に諮ったということですけども、だめであったということであれば、果たして市長がかねがね言っておられる、市民合意の同和行政を主が自主性を持って行っていくということが具体的にどこに示されてるのか、非常に懸念するわけです。

あわせて、最初の答弁で混乱の問題はないとおっしゃっておられましたが、具体的に直村議員のところへは、そういうことでの拒否理由としてはっきりなってるわけです。さすれば、6月11日のこうした決起集会のときの候補者のあいさつ等が混乱がなくて、どうして共産党が利用するときに混乱の恐れがあるということになるのか、この点については絶対に納得できない状況になってるわけです。

この点につきましては、かねがね解放センターの維持運営費が膨大な経費を要し、また、議会でも文化ホール等の要望が出ておる中で、さらには、12万市民の立場に立って相携えて速やかな解決をうたっているならば、一日も早く、それこそ12万市民の立場に立っての解放センター

施設の利用の改善を図るべきであると考えます。この点は強く主張して終わりたいと思います。

○ 議長（池辺秀夫君） 次。

○ 産業衛生部長（広岡史郎君） 山荘町の住宅建設における公害問題についての御質問にお答え申し上げたいと思います。

まず、第一点目には、家庭排水が大池に放流された場合の水質汚濁、悪臭発生の懸念から行政指導はどうされてるかのお尋ねでございます。

排水については、合併処理槽の維持管理について徹底を図っていただきたい。また、将来においても大池の水質汚濁等が著しくならないような形で取り組まれ、なおその場合いろいろと善処されたい。放流中の水中酸素を十分維持するため、放流ポンプ槽等を設置してそれらの管理を十分にしていただきたい。これらを含めて現状、建設部の現課、また和泉保健所等ともいろいろ御相談申し上げ、指導を行ってるのが現状でございます。

二点目は、大池等の汚濁について責任の所在と対策はどうかのお尋ねでございますが、現状の浄化槽の維持管理計画、その体制等について建設中の業者にいろいろと質問いたしており、それらの文書の提示を求めています。その内容が明らかになりますと、もちろん維持管理者が決定され、それらの中で排水処理等も定まっております。管理者自身は、放流浄化槽のBOPの上昇を避けるためにあらゆる努力をされると思いますが、それらは今後の経過を待つべきだと考えております。

それから、大池等の汚濁等についての対策経費の負担でございますが、これは当然住宅管理者において行われるものと考えております。

以上でございます。

○ 議長（池辺秀夫君） ここで皆さんにお願い申し上げます。

まことに恐縮ですが、議事の都合上お昼が多少過ぎるかも知れませんが、皆さん方の御協力をお願い申し上げます。

次の答弁。

○ 財務部長（麻生和義君） 共有地の処分についてお答え申し上げます。

この問題につきましては、去る昭和47年5月19日の本会議において処分議決をちょうだいしているわけでございます。したがって、処分の議決そのものは有効であると私どもは解決いたしておりますが、何しろ当時から8年も経過しておりますので、地価がかなり上昇しているというふうに存じておるわけでございます。現在、私どもの方へは処分の話はありませんが、処分の話があった段階におきまして、議決事項の変更の議案を御提案申し上げるか、新規の議案を御提案申し上げるか、いずれかの議案を御提案申し上げなければならないと存じているわけでござ

ざいます。

- 22番(勝部津喜枝君) この建設と放流につきまして、いまなお地元住民の間でさまざまな公害の問題が懸念され、また、よりよい環境保全の立場から、市の方にも要望、陳情等をやられてるように聞いております。いまの話ですと、行政指導は引き続き行っていくということで確認をとっておいていいのかどうか、明確にしておきたいと思っておりますので、その点が一つ。

それともう一つ、やはり家庭排水を池に流すのですから公害が全くないとは言い切れないことですし、付近住民が心配するのは当然だと思います。あくまでも住民合意のよい生活環境を守り、住民との関係を保っていくべきだと思いますが、その点をひとつ明確にしておきたいと思っております。

さらには、今後の問題として環境保全条例制定等の問題が出ておりますが、これは山荘町に限らず、たとえば鶴山台大野池付近での廃村の焼却等で環境汚染の問題で苦情も出ております。そうしたことを考えましたとき、やはり住民参加の町づくりというかけ声だけでなく、こうした具体例の一つ一つについて住民参加の道、住民合意の道を貫くことが必要かと思っておりますし、企業の責任、行政指導については、もっと一つ一つの具体例を明らかにしていただかなければいけないと思っております。

その点でこの際、山荘町の放流につきましては、さらにもっと行政指導を強めていくということと、住民の納得、話し合いをさらに正しくしていくこと、そうした環境保全条例については、企業の責任も明確にしていくべきだと思いますので、その点をお尋ねしておきます。

- 産業衛生部長(広岡史郎君) 続けて三点ばかりお尋ねがございました。いろいろ御指摘をいただいておりますように、行政指導につきましては、今後なお徹底して継続してまいりたいと思っております。

それから、住民との連携等でお尋ねがございましたが、地元山荘の町会からもいろいろ質問事項もいただき、誠意をもってお答えしております。大池に生活排水が放流された場合、水質汚濁、悪臭発生の懸念が全くないとは言い切れないのでありまして、それらも十分加味した上で、今後の動きについていろいろ監視して交通公害課で対処してまいることをお約束いたします。

三番目に環境保全条例でいろいろお尋ねがございましたが、当然、住民参加の中で和泉市の環境保全をしていくんだというたてまえから対応しているわけでございまして、あくまでも住民の皆さん方の理解をもって参加をお願いしたいと考えております。

- 議長(池辺秀夫君) 次。

- 市民部次長(中川鉄也君) 障害者、老人の総合対策についてお答え申し上げます。

障害者福祉、老人福祉とともに今後の福祉行政の中では最も充実が必要とされる分野だと思います。まず、障害者対策といたしましては、公的扶助の充実を図りつつ、その上に立って障害者が

力強く意欲を伸ばせる条件整備が必要と考えており、これには国、府に対する働きかけ、市の施策の充実は無論のことですが、広く企業や一般市民の協力を積極的に求めていく必要があると考えております。

一方、老人対策といたしましては、現在ある諸制度の充実を図りつつ、老人に憩いの持てるような施策に取り組んでまいりたいと考えております。具体的には老人集会所の建設推進、老人の特技を生産活動に活用するための共同作業場の整備、無料職業紹介の実施、老人作品展の開催等住民活動の育成、さらには老人による社会奉仕の推進、老人スポーツ祭、老人大学の開催等について老人クラブの役員さんの御意見を十分尊重し、検討を行っていきたいと考えております。

さらに、この上に立って、これには財源の問題、用地問題等かなり大きな問題がありますので、まだまだ先の話とはなりますが、身体障害者、老人、母子等の福祉活動を推進していくための拠点として総合福祉会館の建設について、担当課の段階で調査研究を行ってまいりたいと考えております。そして、この会館の機能として、ただいま御意見をいただきましたことも含め、先進都市の例を学びつつ調査研究してまいりたいと思いますので、何とぞよろしく願いいたします。

- 22番(勝部津喜枝君) 蛇足になるかと思いますが、1976年、約4年前、身体障害者雇用促進法が改正され、各企業は、従業員の1.5%は障害者を雇用すべきである。これに達しない場合は1人当たり月額3万円の納付金を義務づけられております。聞くところによると、こうした納付金を使用されないまま、2百億円以上も積み残されているということです。こうした点も御承知と思いますが、広く働きかけまして、いまおっしゃったような障害者、老人などのために内容の充実した福祉センターはぜひ進めていっていただきたいと思います。

あわせて、1981年は国際障害者年になっております。そうした点、また、本市のボランティア活動も含め、そうした問題のアピールも積極的に広報活動を展開し、取り上げていただくことで、住民の合意と理解を広げていく一助にもなるかと思っておりますので、提案にとどめたいと思います。

- 議長(池辺秀夫君) 次の答弁。

- 教育長(葛城宗一君) 勝部先生の三点にわたります御指摘に対しましてお答え申し上げます。

主任制の実施問題につきましては、過日の常任委員会等で御理解をいただくため、法改正の経緯をたどって大ざっぱに御説明を申し上げてまいりました。本日、非常に時間も制約があろうと存じますので、お尋ねの趣旨に沿って端的にお答え申し上げたいと思います。

御承知のこの実施は50年12月に学校教育法施行規則が改正され、51年3月1日から施行されることになったわけでございます。

主任制の趣旨とするところは御理解のとおり、学校における校務分掌の仕組みを整えまして、

教員指導面の一層の充実を図ることがおねらいでございます。校務分掌の仕組みの中にその立場と役割りを明らかにして、学校全体の組織的な教育活動を推進していこうというのが趣旨でございます。

主任の仕事の内容は、教諭をもって充てることとされておりまして、連絡調整、指導助言ということが仕事の内容でございます。

主任制の実施状況ですが、御理解のとおり、法改正以来全国的に実施されてまいりました。本年初めに至りまして、京都、大阪、沖縄が未実施となっていたわけでございます。京都府におきましては、本年4月1日から府下市町村完全実施を施行されました。大阪府におきましても御承知のとおり、本年4月5日に管理規則が改正されまして、府立高校においては5月1日から施行されてる実情でございます。大阪市及び府下44市町村におきましては現在、実施の方向で検討に入っております。

私どもは、法は順守しなければならない、かよう現場先生方とも話し合っておるんですが、行政は、法の実現に向かって努力しなければならないという職責からいろいろ話し合っております。主任は、学校教育にとっては教育活動上きわめて重要でございまして、従来から長年定着し、実施し、機能しているものでございます。

といって今回、制度化するに当たって、単に規則だけを改正すれば事足りるという考え方は毛頭持っておりません。今後、各学校で円滑に実施し、その実をあげることが最も大切であろうと考えまして、組合の先生方とも理解を深めるために数度にわたって話し合いを行ってのわけでございます。今後もさらに話し合いを続けてまいりたい、かよう考えます。

しかし、実施の方向で検討はしておりますが、今後、府下市町村の動向等を勘案いたしましていつ実施するかを明確にしていまいりたい、かよう考えるのでございます。その点まず御理解いただきたいと存じます。

次の中学校教科書の改定問題でございますが、これは御理解のとおり、ゆとりと充実を目指した学習指導要領の改定を基盤といたしまして、本年度から小学校が実施され、来年度から中学校に実施が及びまして、教科書の全面改定が行われるわけでございます。

先生御理解のように、この採択につきましては、泉北第一教科書採択協議会が三市一町をもって組織いたしております。その機関を通じて、各教科専門の調査員あるいは調査研究員なるものを現場の先生方に委嘱申し上げまして、各社から発行され、国の検定を受けておる教科書の調査研究に取り組んでいるところでございます。また、多く現場先生方の意見等も得るべく、少ない調査ではございますが、各学校に縦覧いたしまして、地域性を考えた最善の教科書を選ぶべく努めているような実態でございます。採択は、調査研究の意見等を中心として、この採択協議会で

決定する運びになっておるわけでございます。

以上、御理解いただきたいと思ひます。

次の父兄負担と申しますか、学校運営費等の問題でございますが、義務教育における市費負担の解消は、教育行政の最大の責務であると、私ども自覚いたしております。お言葉のとおり、PTA活動の基本は、社会教育関係団体として父母と先生の相互の会であつて、子供の成長発展を願つての各種研究活動機関であるということも自覚するところでございます。

かかる意味から、決してPTA活動の後援の性質に甘える考えは毛頭ないのでありますが、かなり多くの私費負担をいただてゐることは事実でございます。義務教育の趣旨から、運営費国庫負担の改善を含めて、先生方のお力もいただてゐる国にも強く取り組んでまいりたい。近年、年々増額され、改善が図られつつございますが、決してこれで十分という考え方は持っておりません。

市においても苦しい財政の中ではありますが、総額にすれば、相当の解消を目指して予算措置を講じているような実態でございます。しかし御理解のとおり、きわめて厳しい財政事情の中、御負担をいただてゐることも事実でございます。意のようにならず、微力ではございますが、さらにその解消を目指して努めてまいりたい、かよう考えます。

きわめて抽象的なお答えになりましたが、お許しいただきたいと思ひます。

- 22番(勝部津喜枝君) 主任制、教科書問題を含め、申すまでもなく一般行政と違ひまして、教育行政については、押しつけとか、権力的な決定というのは、非常になじめない性質のものだと思ひます。その意味で現場の先生方、組合の先生方とおっしゃつてましたが、私は先生全員、現場の教師の方々を含め、その人たちの意向を尊重してやつていただきたいと思ひます。

さらに、教科書の9年ぶりの大幅な改定ということで、父母へも参加の道を開くよう検討もぜひやつていただきたい。これは過去全国的な取り組みの中では、すでにやられてゐるところもたくさんあるようでございますので、今後のこととして検討していただきたいと申し上げておきます。

最後にまとめになりますけれども、ぜひ市長さんに申し上げて御意見をお伺ひしておきたいと思ひますが、まず、財政問題につきましては、同和行政見直しを含めむだを省き、これ以上市民に犠牲を強しない、公共料金については十分考慮してやつていくことと、あわせて基金の利子1億7千万円余については定期預金になつてゐるということですが、ぜひ福祉を含めて市民に回す対策を立てていただきたい。

第二点、自衛隊基地問題につきましては、現在、有刺鉄線が張られております。不法投棄を追い出すためらしいですが、市民追い出しの感じもあります。昨年、第3回定例会の天堀議員の質問に対し、共存共栄でいきたいという御答弁もいただてゐると思ひますが、かつては、同和関連での

払い下げの話し合いを進めているということも聞きました。長期的展望はあるかと思いますが、市民のための払い下げをぜひ具体的に進めていっていただきたいと思います。

さらに、環境保全問題につきましては、具体的には山荘町問題も含め、やはり環境保全は市民の基本的な権利であることとあわせ、これの実現のための施策を講じていくのが行政の責任であると思います。

以上の点について市長さんのお答えをいただきたいと思います。

あわせて、先ほどの福祉センター設置のため調査研究を進めていきたい、いう現課のお話ですが、市民にとっては喜ばしい御答弁をいただいております。こうした現課の調査研究を励まし、実現させていく方向に立っていただきたいということをお願いして、市長さんの御答弁を最後にいただきたいと思います。

- 市長（池田忠雄君） もろもろたくさん質問の総まとめということでお尋ねがございましたが、それぞれの問題について、所管部長からお答えしたところでございます。いろいろな御指摘胸にいただきまして、それぞれの諸問題に対応してまいりたいと存じます。行政なりに誠意をもって取り組んでまいりたい、このように存じます。
- 22番（勝部津喜枝君） 長時間ありがとうございました。
- 議長（池辺秀夫君） それではここで暫時休憩いたします。

（午後零時20分休憩）

（午後1時16分再開）

- 議長（池辺秀夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。
17番・穴瀬克己君。
- 17番（穴瀬克己君） 17番・穴瀬克己です。通告順に従いまして、一般質問をさせていただきます。

まず最初に、社会教育施設の充実についてお伺いいたします。

学校の社会教育への利用拡充について、社会教育施設が十分に整備されていない現状であります。他の行政領域における成人教育の施設等と関係を強めるとともに、他方、学校を社会教育に開放し、社会教育施設として利用することを検討、協議されていると思いますが、どの程度協議し、実施されているのか、御答弁をお願いいたします。

二点目に、和泉市立文化ホールの運営使用について、12万市民により親しまれ、より幅広く利用されることが真の目的であると思いますが、いかがでございますか。

それと、現在の市民ホールの利用状況についてどの程度か。また、使用料金についてはどうな

っているのか。

もう一つ、使用についての規制があるように聞いておりますが、これは運営委員会等で規制をつくったのかどうか、教えていただきたいと思います。また、運営委員会のメンバー等はどういうふうになっているのか、メンバー構成もあわせてお願いいたします。

次に、下水道の問題であります。本格的な雨季に入り、先般の少しの雨においても、全市的に多くの個所で浸水するような実態であります。一体、市街地の下水道整備計画はどのように推進されているのか。それに伴って浸水地域を把握しておられるのかどうか。これらの浸水の原因は一体どこにあるのか。また現状の、下水道課が管理しておられると思いますが、職員の配置について教えていただきたいと思います。

もう一点、公共下水整備事業はどのようになっているのか。聞くところによりますと、55年の5月に完成と聞いておりましたが、いまだに完成しておりません。この経路を御報告願いたいと思います。

以上、通告の要旨でございます。答弁の内容いかんによっては再質問の権利を保留して、終わります。

○ 議長（池辺秀夫君） 理事者答弁。

○ 指導部次長（竹田明郎君） まず、第一点目の社会教育施設の充実につきまして、担当の竹田より中間報告的なことになろうかと思いますがお答え申し上げます。

ただいま御指摘のございました学校施設を社会教育施設に開放する、いわゆる神戸市等におきまして実施されておりますコミュニティ活動の一環の件でございますが、かねがね赤阪議員さんからも御指摘にあずかっておった問題でございます。

私どもでも種々先進都市の調査等も続けてまいりましたが、学校施設につきましては、本来の目的は、やはり学校教育の方が優先されることになりまして、学校施設の確保に関する政令というふうな通達もございますが、その中でも、非常に厳しく一定の制限が設けられております。

このようなことから、私どもといたしましては、まず、学校開放の中におきまして、運動場、体育館、これら運動、体育施設につきまして従来どおり開放に向かい、今後も努力してまいりたいと存じております。

また、私ども社会教育課の事業といたしまして、成人大学講座、また、家庭学級講座等もいろいろと年次ごとに企画しておるわけでございますが、これらの市の社会教育が実施する事業におきましては、学校施設をお借りし、地域の方々とともに、生涯教育の一環としての社会教育を進めてまいりたい、かように思っている次第でございます。

中間的な報告になりましようが、第一点目の御回答にさせていただきますと存じます。

○ 17番（穴瀬克己君） 学校の施設を開放するという形の認識は非常に高まってきているよう

に思うわけです。新たなコミュニティ文化センターを設置するということになりますと、現段階におきまして、非常な財政的においても厳しい現況下において、当然、現実の中で対応できる考え方として、小中学校の施設の開放と、こういうふうな位置づけになってきているように思うわけです。

そういった中でなぜ、屋外においては運動場の提供という形の中で、これも全市的には普及していないけれど、一部利用されるようになってきた。にもかかわらず、屋内においては、いまだ一つも小中学校において開放されていない。一部PTAのみに限定されておる。こういう中で本来に開いていく意思があるのかどうか、お尋ねしたい。

それと、前々からの先輩の一般質問の中にもそういう形はありましたけれど、開放すると障害がある、いろんな面で障害が出てくるということも聞いております。具体的にどういった内容で一般住民に開放できないのか、その点を具体的に示していただきたいと思います。

もう一つ、市民グラウンド、体育館、運動場の利用につきまして、市民全体に平等な中で利用できるような実態でないように伺っております。どのような規制で申し込みをされておるのか、その点をお聞かせ願いたいと思います。

○ 指導部次長（竹田明郎君） 再度お答えを申し上げます。

学校開放につきまして、先進の都市等も私ども調査してまいりましたが、まず、学校開放をする前提といたしまして、建築以前より学校のレイアウト等につきましては、開放できるような条件をもちまして建築されている、というような実態もございます。また、本市におきましては、管理体制の中におきましては、夜間の使用が主となりますし、これらの管理体制等も考えるときに非常に困難な道がある、そういうようなことでございます。

○ 17番（穴瀬克己君） 現在の体育館、運動場の利用実態というものを……。

○ 指導部次長（明坂貞士君） 担当の指導部明坂がお答えします。

体育館の使用につきましては、現在、団体使用が3カ月前から1週間前までの受け付けをさしていただいております。また、個人使用につきましては、7日前から当日までの申し込みを受け付けたいしてございます。また、市民グラウンドの使用につきましては、2週間前から前日まで先着順で受け付けをさしていただいております。

なお、体育館の利用状況でございますが、昭和54年度の利用者の数は2万9千759人でございます。

○ 17番（穴瀬克己君） 非常に利用度が高いわけでございます。そういった中で、先ほどの小中学校の体育館等一般市民のコミュニティの場としてどんどんと開放できるような方向に検討、改善していくことに一步一步進めていただきたいと思います。具体的な中で詰めを行っていただき

い、こう要望いたします。

○ 議長（池辺秀夫君） 次。

○ 解放総合センター所長（生田 稔君） 市民文化ホールの運営につきまして、解放総合センター所長生田からお答え申し上げます。

市民文化ホールの運営につきましての問題でございますが、市民利用状況の御質問かと存じますが、まず、一点目の市民利用状況につきましては、市民文化ホール、昨年54年度の利用状況は36件でございます。

また、使用料金につきましては、市民文化ホール、これは規則上の問題でございますが、基本料金といたしまして、平日、それから土曜日・日曜日と休日に分けまして、午前9時から12時まで平日におきましては3万円をいただいております。また、9時から12時まで土曜・日曜・休日につきましては3万5千円でございます。午後1時から5時までの平日につきましては3万5千円、午後1時から5時までの土曜・日曜・休日につきましては4万円。夜間6時から10時までの平日につきましては5万円、夜間6時から10時までの土曜日・日曜日・休日につきましては6万円。それから全日でございますが、午前9時から10時までは平日におきまして8万円、午前9時から午後10時まで土曜・日曜・休日が10万円となっております。

それから、第三点目の使用の規制ということでございますが、これについては、運営委員会をつくったものだという御指摘でございますが、これにつきましては、設立当時、いわゆるこの設置目的に沿いましてこの運営規制がなされたと存じております。

また、その次の運営委員会のメンバーでございますが、このメンバーにつきましては、先ほども勝部議員から御指摘ございましたが、運営委員会が推薦することができる、こういうことで運営委員会を置いております。

その運営委員会のメンバーでございますが、順不同でございますが読み上げさせていただきます。順不同におきまして、貝淵博治議員さんでございます。藤原議員さんでございます。それから橋本議員さん、吉村委員さん、竹内委員さん、西田義彦委員さん、西田治一委員さん、新垣秋好委員さん、西口左利委員さん、青木実委員さん、竹内委員さん、坂口委員さん、西川委員さん、高橋委員さん、富田委員さん、橋本委員さん、以上16名が解放総合センターの運営委員会のメンバーになっていただいております。

以上でございます。

○ 17番（穴瀬克己君） 使用料金については、いかなる団体の使用においてもすべてこの料金体制になっているわけですか。

○ 解放総合センター所長（生田 稔君） この使用料金につきましては、公的な団体、こういった団

体につきましては減免措置を講じております。また、この設置目的に沿った団体につきましてもいわゆるそういった措置を講じております。

以上でございます。

- 17番(穴瀬克己君) いままで36回の使用があったわけですが、その中で減免措置のあった利用は何回ですか。
- 解放総合センター所長(生田 稔君) 54年度におきましては、減免が全くないというのは16件でございます。そうして5割減免が6件、全額減免が14件、以上、36件でございます。
- 17番(穴瀬克己君) 先ほどの勝部議員の答弁がちょっといただけてなかったように思うんですが、使用について規制があるのかどうか、その点について、共産党の申し込みにおいては使用できなかったと。これはどういう……、具体的になぜ一般市民が使用できない、各種団体が使用できないという、一つの運営委員会での規制というものを明確に示していただきたいと思えます。
- 解放総合センター所長(生田 稔君) この問題については、運営委員会の規制ということではございません。当初、設立当時の設置目的に沿っての問題でございます。

しかしながら、このことがいわゆる開放という形の中で、先ほども勝部議員さんにお答えしましたように、われわれといたしましては、広く12万市民の市民文化ホールであると、こういう形の中で広く住民にPRをしていかなければならないということと相まちまして、この利用拡大につきましては、総合センターといたしましてもこれが利用拡大についての責務であると、こういうふうに考えております。

しかしながら、このことにつきましては、午前中の回答と同じこととなりますけれども、設置目的と、また公的施設という接点の見出しの問題ということも山積されておまして、午前中の問題でございますけれども、現時点の使用につきましては御遠慮を願っておる、というのが現状でございます。しかしながら、この問題につきましても鋭意方向性を見きわめる中で検討してまいりたい、こういうふうに思っておりますので、どうぞよろしく願い申し上げたいと思うわけでございます。

- 17番(穴瀬克己君) これは、和泉市立市民文化ホールという形の名称の分でしょう。先ほどから答弁もありましたように、これは広く市民が利用できるというのが本来の目的であるわけですね。そういった中において、なぜ現段階において使用できないのか。じゃ、政治団体には貸さないというような一つの規制があるならば、それも明確にしていきたいと思えます。

もう一点は、口では全市民に利用していただく、親しまれた施設の利用という形を唱えながら、片方では使わせないという実態。その中で、使用の形の中では問題は別になるとは思いますけれど、

開放へ向けての取り組みというのが逆行されている。そのことによって市民感情は悪化していくということにつながっていくと思いますので、市民全般が使えるような体制にいつごろなるのか、明確にさせていただきたいと思います。

- 解放総合センター所長（生田 稔君） 政治団体という形の中の規制ということにつきましては、設立当時その目的に沿いまして現時点まで参ったわけでございます。しかしながら、そのことが現在の課題となっておりまして、したがいまして、その課題をどう究明していくかが現在の課題だということで、鋭意努力しているわけでございます。

また、全市民に、また平等に使うというふうな問題につきましても、いまお答え申し上げました問題と同様ということで、鋭意努力するかたわら、そういった12万市民のPRに向けても、私どもセンター一丸となってPRに努めていきたい、こういうふうに思うわけでございます。

- 17番（穴瀬克己君） ちょっとしつこいんですけど、いままでは政治団体には貸さないといい形になっておったわけですね。にもかかわらず、せんだっての6月11日の決起大会に、衆参のダブル選挙の候補者を迎えての決起大会を行っている。これを認めたということになるわけですね。

- 解放総合センター所長（生田 稔君） 最近の経過の中では、いま議員さんが御指摘になっておられます、そういった事実の中でお貸ししたということとはございません。

- 17番（穴瀬克己君） 貸していないにもかかわらず、政治の、ましてやこの選挙期間中に候補者が来て決起大会をやっているという事実は、どういうことになるわけですか。

- 解放総合センター所長（生田 稔君） その点の問題につきましては、私ども6月4日の日付だったと思うんですが、三大闘争勝利という形の中で決起大会を行うということで文書整理をして、会場をお貸ししているわけでございます。

- 17番（穴瀬克己君） それでは、申し込みの時点における内容面において政治色が出ておらなければ貸せるということになるわけですね。それで処理ができるということになるんですね。中身については全然ノータッチだということですか。

- 解放総合センター所長（生田 稔君） いま、議員先生御指摘の点につきましては、私どもも誠心誠意そういったことに対しまして一つ一つチェックしているわけでございますが、中身ということになりますと、やはり文書を基本にするということに相なろうかと存じます。しかしながら、先生の御指摘の中では、そういった形というふうなことになりますれば、私どもも十分精査していかなければならないというふうに存じます。

- 17番（穴瀬克己君） 私は、じゃあ貸してはならないというふうな形ではなしに、広い意味で各種団体、グループが、本当に和泉市民として市民文化ホールを利用できると、そういう体制

にしてほしい。一部団体だけが何だってやってもいいと、そういうふうな形の中で、幾ら市民全般に広めていく、利用してもらうんだといった空念仏を唱えておっても、そういう実態の中で運営されておるならば、開かれない。先ほどの勝部議員の質問にもあったように、そんな不合理なことはないと思うんです。

片方では、申し込んで貸した。その中で、ましてや選挙中の代議士が来て決起大会を行った。片方では党の会合ということで貸さなかった。事実、表向きは違うけれども、中身はぼくは一緒だと思うんです。片手落ちな形の中でいつまでも運営されていくがゆえに、部落解放という一つの大きな問題も、いつまでたっても道が開けていかない、このように思います。

そういった意味で市長に、本当にこの市民文化ホールの利用にあわせて、開放の問題をどのように市民に理解させていくか、お伺いいたします。

○ 市長（池田忠雄君） 穴瀬議員さんから社会教育施設の文化ホールについての御質問がございましたが、おっしゃる趣旨、御案内のとおり、文化ホールは解放総合センターの一環としての文化ホールでございまして、設置目的があるわけでございますが、いま御指摘がございましたが、私たち理事者といたしましても、設置目的に沿い、また、センターの運営委員の皆さん方にもいろいろと御論議をいただいているところでございます。運営委員会のいろいろ御協議を通じまして、いま御指摘の問題何とか解決を図ってまいりたい、このように存じているわけでございます。よろしくお願いを申し上げます。

○ 17番（穴瀬克己君） 文化ホールの広範囲な利用という形に向けて、運営委員会で十分協議して、本当に全市民が納得いくような一つのルール、規制というものがあるならば、明確に市民にアピールしてもらいたいと思いますし、十分協議していただくことを提案いたします。

○ 議長（池辺秀夫君） 次。

○ 建設部長（逢野一郎君） 建設部に対する御質問で三点あるかと思っておりますので、私の方からお答えを申し上げます。

まず第一点の市街地における下水道のごとでございますが、現在、市街地の下水道につきましては、ほとんどが用水路が排水路でございます。特に水路が狭隘なため浸水をするとところが、現在、市内で約30箇所程度があるように存じております。これら浸水箇所につきましては、順次改善に向かって努力をいたしたく存じます。

第二点目の下水道課の配置でございますが、現在、課長以下15名で市内の下水道あるいは河川の管理を行っているわけでございます。

第三点目の広域下水道でございますが、御指摘の下水道は泉北環境の管のことだと思っておりますので、このことにつきましては、現在、王子川下流につきましては全部完遂をいたしております。

ただ、信太の駅前において一部未買収がございます。現在、鋭意買収交渉を行っているわけですが、できるだけ近い時期に御協力を願いたく努力をいたしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○ 17番(穴瀬克己君) 先ほどの質問の中でまだ答えていただけておらない、こうした浸水問題についての原因はどこにあるのか、その点を……。

○ 建設部長(逢野一郎君) いまも申しましたように、ほとんどが狭隘な水路が多いと思います。これらがすべて浸水の原因だと私らは感じて、その個所が約30カ所あるということで、これらについての管理を順次やっていきたい、というふうに考えております。

○ 17番(穴瀬克己君) 非常に急激な宅地開発に伴う問題もあろうかと思えます。それと同時に安易な認可というんですか許可をおろしているところに、下排水の水路というものをもっともって完備した中での許可制度をとっていないということに大きな問題があると思うんですが、そういうのは余りにもずさんじゃないかと思えます。

それと、空かん等ごみ類、ビニール袋、木片等が少しの雨で一斉に流れて、みぞに詰まるというケースも多々あると思うんです。こういった中で、市民のモラル的な問題もあると思えます。こういう問題について、市民に対してどのようなアピールをしながら解決に向けていこうと努力されておるのか、お伺いしたいと思います。

それと、水路敷の上に不法の仮屋が建っているという個所が数ヶ所あると思うんです。こういった中においても、市の管理が不十分なためになされている。そのために少し雨が降れば浸水するというような現状であるわけです。これは、市の整備、点検等当然やらなきゃならないことができていない。そして、水路敷の上に不法な仮屋が建つ、物置きがあるというような実態になって、浸水というような結果となっている。これについては、当然ぼくは市の管理責任の中で起っているように思うわけですが、その点についてはどうお考えですか。

○ 建設部次長(吉田日出男君) 市民のモラルの問題につきまして、そういうふうな中で、農業用のビニールが雨のために流れ込んだりしておりますが、そうしたことも含めまして、年間を通じて大阪府を中心にいたしまして、河川を中心に行った「河川愛護週間」もございまして、そういう期間を通じましてPRに努めていきたいと考えております。

また、水路敷の管理でございますが、不法占用によります建築がございますので、それらにつきましては、正式に占用手続をされるように指導するとともに、回収方の指導もあわせて行っていきたいと考えておりますので、よろしく御申し上げます。

○ 17番(穴瀬克己君) このでの浸水騒ぎというのは、結局、住民の暮らしと安全を守るという意味で、市の管理責任の中から引き起っているという、いわば人災的なもののほとんどがこの

浸水問題だと思うんです。そういった意味で、15名の下水課の職員で果たして和泉12万市民の暮らしと財産を守っていける体制なのかどうか、お聞かせ願いたいと思います。

○ 建設部長（逢野一郎君） 下水道の管理運営について現在の人員で足りるかという御質問ですが、現時点では配置については15名の配置でございます。われわれといたしましては、今後もやはり下水道が大半を占めるという要素は十分承知しております。その辺につきましては、今後上司とも十分協議をいたしまして、下水道の充実を行いたい、かように思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○ 17番（穴瀬克己君） 住民サービスにこたえていくためにも、完全なる人員配置という中で消化できるよう検討し、増員していただきたい、そういうように提案いたします。

もう一つは、私もそういう浸水の中で現地に行くわけですが、住民が非常に協力しながら、水路の整備、日夜のごみの収集、どろ揚げ等を積極的にやっております。にもかかわらず、下水課の職員が少ないがゆえに、住民要望にこたえられないというのが実態だと思いますので、その点、住民とタイアップしてでもやっていかないと……。職員だけで現況の問題を解決することはとうてい至難のわざだと思うんで、町会長並びに自治会等とタイアップしながら、水路の整備等を行っていきえるような協議をやっていただきたい、このように思うわけです。

もう一つ、市の管理されている建物の中で、それが弊害となって浸水を引き起こしているという箇所もあります。その箇所につきましては、和泉保育園の橋でございますけれども、その周辺の橋をかけている住民は、ブロック2段のかさ上げをして橋をつくっております。その水が保育所の橋にぶち当たって、府営住宅に全部流れ込むわけです。住民は全部かさ上げして、府営住宅からの苦情に対する処理ですね、自費でかさ上げして行っているわけです。にもかかわらず、保育園はそのままで放置している。

こういう一点を見ても、市の下水道に対する見方、安易さというものがかなり知れるわけです。これに対して、口だけでなしに、どのように具体的に実施しようとして計画性を持ってやっているのか、そういう点を御存じなのかどうか。

○ 市民部次長（中川鉄也君） 和泉保育園に関する件について市民部次長お答えをさせていただきます。

以前にこの件について穴瀬議員さんから御指摘をいただき、保育課と建設課の担当者で調査し、検討を行っております。その結果、現在の橋の位置を上げますと、保育園全体が橋より低くなるため、保育園全体のかさ上げが必要になってくるという状態になっております。しかし、いま現在の時点で保育園全体のかさ上げを行うということは非常に困難でありますので、引き続き検討してまいりたいと考えておるわけです。

なお、保育園の玄関入り口の橋の下に、約10センチほど低いところに水道管が以前からあるわけですが。この水道管が大雨のときにごみがたまるということで、水路の水があふれるというような状態がありますので、当保育園のプール新設工事が間もなく始まりますので、この機会に水道管の位置を橋まで上げるように取り組みたい、というぐあいに考えております。

- 17番(穴瀬克己君) いまの保育所の前の光明池の水路なんですけれども、この側面にずっと、保育所の並びに、7、8軒の人が住んでおるわけです。そこの家の方はすべて橋をかさ上げやっているわけです。何もそこの住民の家が低いから、全部家をかさ上げしなきゃできなかったというような問題ではありません。橋を上げて日常生活を行っております。できないことはないわけです。

一般住民がそのようにして、浸水の対策について自費をもってやっているわけです。にもかかわらず、市の施設の障害、弊害で浸水騒ぎになっているのに、保育所全体をかさ上げしなきゃできないなんていうへ理屈で通っているわけですか。

- 市民部長(中川鉄也君) いろいろ担当課、他の部課とも現在検討しておるわけですが、現状のままでは、橋を上げるということだけでは保育園全体との、また段ができるというような状態になりますので、現在のままでは橋だけの位置を上げるということは困難だ、という指摘をいただいております。

- 17番(穴瀬克己君) 当然橋を上げれば段ができるわけです。一般住民も段をつくってやっているわけです。それだけで、保育所の方が段を上げることによってそこに児童が入れないというような実態じゃないわけですから。安全面においてもちゃんと確保しながらやれば、橋がかさ上げできることは間違いないと思います。もっと被害をこうむっている住民のことを考えてやってくださいよ。ただ単に役所の仕事だけのことじゃないです。そんなこと言ったらね、住民が怒ってきますよ。もっと積極的に地域住民の身になってひとつ善処していただきたいと思います。

それと、下水の問題については、光明池の土地改良区と下排水対策について定期的な協議を進めていっていただきたい。そのときばかりで、事後処理ばかりに追われているというような実態でございますので、定期協議をしながら事前対策というものに取り組んでいっていただきたい。こう提案いたします。

- 建設部次長(吉田日出男君) 吉田からお答え申し上げます。

ただいま御提案いただきました水路整備等につきましては、関係の光明池土地改良区並びにまた地元の水利組合との話し合いを持ちまして、積極的に整備に当たってまいりたいと考えております。

- 17番(穴瀬克己君) もう一点の、先ほど私が申しました住民のモラルの向上とともに、自

治会、町内会等、これらにおきましても地域住民と一体になって下水整備の運動を展開していくという意味で町内会等とも協議し、推進していただきたい。この点についても後でお願いいたします。

もう一点、公共下水道の買収の問題ですけれども、前回の本会議におきまして、買収を進めておるといふふうに聞きました。今回においても、これは55年の5月に完成というふうになっておるんじゃないんですか。

○ 建設部長(逢野一郎君) 前回の議会の中で答弁させていただいたと思うんですけれども、55年の5月というのは、先ほども申しました王子川の下流でございます。現在、私のただいま申しましたのは、信太の駅前の一部未買収のことでございますので、これについては、近い時期に御協力願うべく努力しているということでございますので、御了解をお願い申し上げます。

○ 17番(穴瀬克己君) それと同時に、これは本管の工事ですよ、これが枝管までの工事という形にこれから先の計画はできているわけですね。

○ 建設部次長(吉田日出男君) 本管につきましては、おおむねその完成につきましてはできておりますが、枝管につきましては、今後、地域の実態等も含めまして工事に入って行く計画でございます。

○ 17番(穴瀬克己君) 浸水の問題について抜本的に解決していくということにつきましては、完全なる下水の設備の完備の中にしか考えられないわけです。そういった意味で、枝管工事がスムーズにいくまでも、本管を早急に完備していただかないと、枝管の工事にかかれないうのは当然のことでございますから、下水開発については今後の大きな課題ですけれども、まず、現時点での工事について早急に進めていただきたいと思います。

それからもう一点お伺いいたしますが、富秋の地域の富秋中学校前の水路ですけれども、王子川との接点の中で大きな水門がございます。水門といたしましうか、開所がございます。これはバルブ操作によって水の量を変えるようになっておるわけですけれども、この設計が果たして正しかったのかどうか。この間の雨が降ったときなんですけれども、いくら操作しても水の量は変わらないわけです。設計ミスがあったのかどうかお伺いします。

○ 建設部長(逢野一郎君) ただいまの御質問でございますが、この件につきましては、設計を行った職員等も現地に派遣いたしまして、十分その点については検討をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお伺いいたします。

○ 17番(穴瀬克己君) 検討じゃなしに……。大きな王子川の方には全然流れなくて、小さな1メートル7、80の川幅のところすべての水が集中して流れるような形になっているわけです。これは本当にミスであれば早急に取り替えないと……。地域住民はあの下水工事があ

てから少しの雨で毎日浸水するわけです。私もその凶面を見ましたけれども、当然これは素人が考えてもおかしいです。

王子川の方に放流するようになってきていると思うんです。大雨が来た場合には、水が多い場合には、それが全然流れないようなハンドルの操作になってます。詳しく調べて早急に改善をしていただかないと……。半日雨が降れば浸水するというような実態の個所ですので、その点早急に調べて改善していただきたいと思います。その答弁を聞きまして、終わります。

- 建設部長（逢野一郎君） 早急に実態を調査いたします。

○

- 議長（池辺秀夫君） 次、6番・大谷昌幸君。

- 6番（大谷昌幸君） 通告の要旨の説明を申し上げます。

かねてから工場閉鎖をするうわさのありました日鉄ロープの跡地を商業施設に利用してもらいたいという申し入れを市の方からしておいた、ということを知っておいたわけですが、これは府中地区、特に和泉市全体からながめましても、当市の発展のために大変寄与するところが大きい、そのように思っておいた次第でございますが、最近になりまして、市新の工場跡地にダイエーが進出する計画を持っている、ということが巷間伝わってまいりました。そして、去る5月19日の日付け「和泉府中ショッピングセンター計画概要」という要旨がダイエーより当和泉市商工会へ送付されてきたということで、にわかに商業者があわて出したようなことを聞いておるわけでございます。

このダイエーの進出計画なるものは、もしもこの計画書どおりに実現いたしますと、実に和泉府中駅前商店街の売り場面積の25倍、また、和泉大津市豊中町にありますイズミヤの売り場面積の11倍に相当する大きな面積である、ということがこの計画概要から判明するわけでございます。

地場産業たるものが、果たして当市にどのようなものがあるのかということを考えるときに、非常に憂うつを感じる昨今でありますので、かような商業施設ができるということは、市の財政面から見た場合に寄与するところもあるかも知れませんが、市の発展の全体からながめた場合には必ずしもそうであるとは考えられないと思うわけです。

もしも当初当市で計画しておりましたように、紳士協定でありますから、民間の所有地はどのように使おうと勝手でありますけれども、当初市の意図したように、日鉄ロープの跡地が商業施設になり、市新の跡地が住宅用地になっていた場合には、学校の適正規模その他から考えた場合に、大変適当な方法であったかと思うんですけれども、あにはからんや、その意図に全く相反する事態が起こってきたわけでありまして。

今後当市といたしまして、和泉市の一番目抜きである和泉府中駅近辺の2大工場跡地の計画について、どのように適正に指導されていかれるのか、そして、これを当市の発展に結びつけられる意図を持っておられるのか、その点をお聞かせいただきたいと思ひます。

御説明の内容のいかんによりましては、再びお伺いすることの権利を留保いたしまして、要旨説明を終わらせていただきます。

- 議長（池辺秀夫君） 理事者答弁。
- 産業衛生部長（広岡史郎君） 工場跡地の利用についてのお尋ねで、産衛部長からお答え申し上げます。

工場跡地の件につきましては、二点お挙げになっていらっしゃいますけれども、日鉄ロープ跡地は、いろいろと過去の経過もございますし、市新跡地につきましても、長年の経過がいろいろございます。今回ははっきりと市の方で確認できましたのは、市新跡地に株式会社ダイエー和泉府中ショッピングセンターの進出でございます。

これらの状況に対応するために、現状いろいろと模索し、研究も重ねているわけでございますけれども、いずれにいたしまして、売り場面積が5万3千5百平米に及ぶ大型量販店でございますので、既存の中小小売商業者に与える影響もかなり大だと思ひます。最近、目ざましく大型量販店の多様化、多店化政策は、これらすでにある商業者に新たな対応を迫って、今後ますます混迷の度を加えていくであろうと予想されるわけでございます。本市といたしましては、商業施設の適正配置による良好なる商業環境の確保と施設間の有機的連繫を図りつつ、市民生活の発展のもとに共存共栄に努めるべきである、かように考えておるわけですが。市はもちろん、既存の商店街の方々、また、進出しようとするダイエーにも、それぞれの立場で社会的責任を有するということは十分考えられるわけですが。それらの認識に立って、今後、関係者相寄って円満な話し合いで対応してまいらなければならぬ、かように考えているわけでございます。

いずれにいたしまして、このダイエーの進出は日本でも最大であろうといわれておりまして、本市だけではなく、岸和田、忠岡、泉大津、高石、堺市の商圈範囲、商業活動に大きな影響をもたらすものだと、かよう考えておりますので、本市の商工課といたしまして、先ほど申し上げました商工会、商店連合会との中でいろいろとタイアップして対応してまいりたい、かよう考えております。

- 6番（大谷昌幸君）小売商業者の対応策につきましては、商業地域調整協議会、いわゆる商調協その他によっていろいろと審議されることと思ひますので、その点につきましては、私はこの場でこれ以上触れないことにいたします。

まず、7万平米に及ぶ広い工場跡地に、この計画図面を見ますと、一期と二期に分けて、まず、

第一期に量販店及び専門店のゾーンが設置される。ただしこの図面は、まだほんの机上プランと申しますか、素人が考えたような図面でありまして、道路その他の土地利用については何ら付記されておりません。この点について、事前に協議がなされたのであるかどうか。

もし、まだなされてないとすれば、これはいろいろな開発指導要綱にそぐわない点も相当出てくると思います。というのは、住宅と商業地域の関係上、学校とかそういうことの開発負担金が除外されてくる場合が多いと思いますので、私どもとしましては、交通渋滞その他交通事故等を考えまして、道路の整備ということを徹頭徹尾お願いしたいと思うんですが、その点について現在、どのように対応されておるのかどうかをお伺いいたします。

○ 産業衛生部長（広岡史郎君） ダイエー進出につきましては、5月19日に商工会へ参り、その後、本市の商工課長にメモ的な文書でその概要を提出されたというのが実態でございます。

この大型量販店の進出に伴います和気町428番地の1、市新跡でございますけれども、この周辺、また、大きく周辺を含めた道路網、交通網、あらゆる角度から現状の流通状況を調査して、将来に向けての展望に立っての実態調査が必要だと、かよう考えているわけです。

先ほど申し上げましたように、商工会と商店連合会及び本市の3者が今後対策協議会を組織して、いろいろと協議に入るわけでございます。本市は本市なりに公の立場で、周辺の環境整備等もあわせて研究してまいらなきゃならん、かよう思っております。

現段階では三者対策協議会を設置しておりませず、近く発足したいという計画でもございますので、その一つの小さな組織的なもので、本市の全庁的に各部署にも入っていただいて、それらについての対応をしていきたい。

ただし、計画書等から見まして、かなり莫大な計数が出ております。これについて、進出するであろうという予測をもっていろいろと協議を進めていきたい。現段階では、最終的に方向づけをする商調協等の機関もございますので、それらの流動的な対応の中で動いてまいりたい、かよう思っているわけでございます。

○ 6番（大谷昌幸君） そのとおりで非常に結構なんですけどね。私、さっきお伺いしましたのは、日鉄ロープの場合は、名前は覚えていないんですが、阪和線の東側にある市道、あの市道から日鉄ロープのところへ一つ道路をつけるとか、あるいは肥子公園のどこかに沿って道路をつけさすとか、そういう話もときどき庁内で聞いてはおったわけなんですけども、今度の場合、そういう話が何もされていないと思うんです。建設部になるかと思えますけれども、その点はどのように現在進んでいるのか、あるいは話があったのかどうか、ということを知りたいわけです。

○ 建設部長（逢野一郎君） 建設部といたしましては、現在、そういうふうなうわさだけで、招聘については一切ございません。招聘も、話し合いも一切ございません。

○ 6番(大谷昌幸君) 先ほど言いましたように、商工会に出てきておる書類を見ると、道路関係なんかものすごくずさんなもので、なってないんです。子供がかいたような、見取り図のような感じです。これを見て非常に不安に思うわけなんです。

13号線は、今度第二阪和の開通によって交通渋滞が緩和されるとは思いますけれども、何分阪和線よりも東にありますし、狭い13号線の間で、現在、市新の工場に入る道というのは、ほんとうに目ぼしい道が何もないわけです。このここに、7万平米の中に5万何がしかの大きな売り場を持つ店が第一期としてできてくる。

ダイエーさんにしたら、どのような人数を集める計画を持っているのかわかりませんが、皆さん御承知のように東岸和田にできました、ニチイが中心となっている東部岸和田というんですか、これも聞くところによりますと、当初予定した売り上げの実に50%高で順調に進んでおるといふこと。私、中に店を一店出している方を知っておりますので、その方にも聞いておりますし、岸和田の商工会議所もそれをはっきりと認めております。

そういうことが道路の事情を見てわかるわけなんです。第二阪和が東岸和田の手前から非常に渋滞しておる。そういうふうなことが必ずしもここで起こるとは限ってませんけれども、相手さんは世界一を誇るようなところですので、相当の人数を集めてくる。だから、いまから市としても相当の対応策を持っていたらかと……。後からこの道をもっと広げろとか、いやこの道をどうせよとかいうようなことでは追いつかないと思うんです。そういう点は開発指導要綱で束縛できるんですか、どうですか。ちょっと教えていただきたい。

○ 建設部次長(吉田日出男君) 吉田がお答え申し上げます。

一定の開発指導は行いますので、開発指示が出た時点で……。現在のところ私どもは全然わかりませんので、その時点で指導に入っていきたいと考えております。

○ 6番(大谷昌幸君) 出てきた段階で結構ですけれども、あらかじめどのような道路を設置するか、また整備するか、十分にいまからでも前もって考えておいていただきたいと思います。

市長さんに私、私見を交えて一つお願いしたいんですけど、現在、国鉄阪和線の大阪府内で駅間距離の一番長いのが和泉府中と久米田、これが3キロです。その次が久米田と東岸和田間、これが2.7キロ。

御承知のようにその中間に、昔は南加守小学校というたんですが、ちょっとうる覚えでございますけれども、その学校が13号線より東側に移転しまして、跡地が現在岸和田市の所有として残っております。ここに大阪府住宅供給公社が住宅及び駅を建設する計画が進んでおるといふことを聞いております。

この駅は、(仮称)上松という駅らしいんですけども、あと残るのは、和泉府中—久米田間

の最大距離を持っておるところです。地図を見ますと、この中にちょうど和気岸和田線という府道が通っております。高月へ抜ける道ですけれども、ここに駅ができるということは、ダイエーの計画から考えますと自明の理だと思えます。

ダイエーは最近、国鉄とコンテナその他によって非常に人間関係をうまくやっております。全国に174の店を持っているダイエーのことですから、ダイエーが動けば国鉄の駅も簡単にできるんじゃないかろうかと思うわけなんです。

地図を見ますと、ちょうどできる付近が全部忠岡町なんです。これは私の憶測ですけれども、忠岡町は国鉄の駅を一つも持っておらない。そういうところから考えますと、地内で、しかも忠岡町の一番東の端に駅ができる。(仮称)忠岡駅ができるということになってきますと、忠岡町は前向きなものも、積極的に働きかけてくると思うわけなんです。

そうすると、玄関口は忠岡町になってくる。ショッピングセンターは和泉にあるから、まあ、豊中のことを思えばまだましだといえますけれども、実質的に忠岡町の発展につながって、和泉市の方は商店が全部荒らされて、まあ、税のなにかが落ちるかもわかりませんが、忠岡町の発展にだけつながってしまうような感じなきにしもあらず。地図で見たら、それがよくわかるわけです。ダイエーのことですから、私は必ず来るんじゃないかと思うからそれを懸念するわけなんです。

そういうことが起こってきた場合に、市としましては、あらかじめそういうことを設定していただいて、先ほどお願いしている道路ができるということの想定のもとに、少しでも和泉市と駅をつなぐような道路、その設置を考えておいていただきたいと思うんです。そたについての市長さんの対応のおつもりをお聞きしたい。

- 市長(池田忠雄君) 大谷議員さんから市新工場跡地の利用について、スーパーダイエーの進出計画に伴いますお尋ねでございます。

先ほど来お答えいたしておりますとおり、先月の19日に和泉市商工会に法律に基づいて申請がなされたわけでございます。御案内のとおり、147店、全国各地に進出いたしておりますダイエーのことでございますので、大きな問題でございます。本市の場合、市との協議は一切なかったわけでございます。法律に基づきます申請は商工会ということになっていまして、そちらへ出されて、こちらには、商工会にこういうことだというあいさつがあったという現状でございます。

この件は、御指摘のとおり大きな計画でございまして、いづみやの10倍ぐらゐの売り場面積、百貨店を内包した構想というように、メモ程度で拝察しているわけでございます。そういうことで、これは大きな問題だという受けとめ方の中で、死活問題だと商工会の方の御心配もございま

す。

市としては何ら協議がございませんのですが、御指摘のように地元商店との共存が可能なかどうか、あるいはこうした膨大な売り場面積を持つものが来た場合に、現状の道路でいいのかどうか等大きな問題もあろうかと思えます。それらのことも想定いたしまして、市、商工会、商店連合会三者一体となってダイエーの問題についての協議をしていかなきゃならん、このように考えております。

まだダイエーからは、いま建設部長も申し上げましたように、市の方に何ら協議も、申請もないわけですが、御指摘のとおり、あらゆる問題を想定し、これから起きるであろう問題に対応してまいりたい。これがもし入ってくるとすれば、道路の問題が基本になろうかと思えます。それと、地元商店との競合性ということも大きな問題になろうかと思えます。こうした諸点を踏まえまして、三者一体となった中での方との協議に持ち込んでまいりたい、このように存じております。御指摘いろいろとありがとうございました。

○ 6番(大谷昌幸君) 特にいま中央丘陵の方に目が向いているときですので、足元の方をすくわれないように十分お願いしたいと思います。

次に、日鉄ロープの跡地利用なんですけれども、跡地と申し上げては相手さんに失礼かもわかりませんが、事実、話は進んでいるわけですので…。

現在、私の聞いているところでは、M信託銀行がだめになり、M不動産が相当積極的に動いてきたということを知っておりますけれども、われわれの考え方からいきますと、市新のダイエーが先行してくると、日鉄ロープ跡地の商業施設、果たしてどこが来るか。すぐ近くに大きなものがあるのに、小さいものが果たして応じてくるかという懸念があるわけです。そうやってきた場合に、当然住宅に変更せざるを得ないわけなんですけれども、これについてはどのように対応されますか、お聞かせいただきたい。

(議長退席、副議長着席)

○ 市長(池田忠雄君) 大谷議員さんの御質問でございますが、市新跡地については、スーパーダイエーが商工会に申し込まれて、市の窓口にもあいさつがあったということでございます。ただ、日鉄ロープ跡地につきましては、何らまだどのセクションとも具体的な話がないように聞いております。いま、何の話もないというような現状でございます。

○ 6番(大谷昌幸君) いままで商業施設にしてほしいと、で、紳士協定をしていますね。それがダイエーの進出が本決まりになってきますと、私らの考えからゆくと、恐らく進出してくるところがないように思うんですよ。当然、住宅その他に変えないけませんわな、計画を。これは相手さんのことですから束縛できませんけれども、紳士協定は破棄せざるを得ないようになってくる

わけです。そうなってもええものか、それとも、商業施設ということですと通していくのか、その点をお聞かせいただきたいわけなんです。いわゆる計画変更されるのかどうか。

○ 助役（坂口礼之助君） お答えいたします。

日鉄ロープの関係につきましては、まだ現に操業もいたしておりますし、跡地の関係等についての具体的な利用計画というものももちろん全然示されてないわけなんです。

ただ、2年ほど前でございますが、当時副所長さんが、私の方は工場の都合によって将来移転させていただきたい、というようなお話がございました。そのときに、跡地をどのように利用されるのかということについて一応お話をしたことがございますが、全部が日鉄ロープさんの所有地になっておらないようでございます。半分以上が借地ということもあって土地利用計画については非常にむずかしい。地主さんの御意向等もあって、どういう形でやるかということについては、会社側も明確にお話できない、というようなことがあったわけです。

その段階では、一般論といたしまして、住宅が張りついてくる。人口が増加するということが余り好ましくないで、商業施設かあるいはレジャー施設、そういうもので利用していただけるような方向が見出していればまことにありがたいことですね、というような話で終わったままでございます。したがって、その後、日鉄ロープさんとの間では接触は何もございませんので、いまの時点で、あそこに商業施設あるいはレジャー施設等を想定した計画というものも、別段張りつけてはございません。

今後さらに進みまして、実質上あそこの工場が閉鎖されるというような時期がまいましたら、改めてまた、いま申し上げております市新跡地の動向等も勘案しながら、跡地の利用計画等についての協議を進めていかざるを得ないだろう、このように思うわけでございます。

○ 6番（大谷昌幸君） 前からお願いしておりますように、あれの計画によっては、泉大津粉河線の渋滞が解消されるような方向も見出せると思いますので、その話が来た場合には、市の発展につながるよう、ひとつ後手にならないよう手を打っていただきますようお願いして、終わります。

○ 副議長（直村静二君） 大谷議員が終わりました。続きまして2番・天堀議員。

○ 2番（天堀 博君） 2番・天堀です。通告に基づきまして質問をさせていただきますが、順序を逆にいたしまして、「町づくり」を先にやらさせていただきます。

中央丘陵の開発を中心とする開発が大きな課題となってきているということは、これは好むと好まざるとにかかわらず、事実として出てきているわけでございます。私どもは、各種の開発とあわせて、和泉市の総合的な町づくりということで、（仮称）町づくり委員会というものの設置

が必要だということで、かねてから提案もしております。

これは、中央丘陵開発がテーブルの上に乗っかってくる以前からの提起でしたけれども、その当時助役の答弁では、都市計画審議会というものがある、それには民間や有識者も入っているということで、なかなか取り合ってはもらえなかったというのが事実でありますけれども、都市計画審議会そのものは、私も委員として参画をしておりますが、最終的な結論をつけるためのものであります。ですから、計画を立案していくというふうな段階のものでないことは実際であるわけです。

その後、町づくり委員会の設置については、適時提案を要求してまいりましたが、過日の委員会で、現在の対策委員会には農業委員会等の代表が入っていないのは非常に問題である。もっと広範な層を一つにした委員会等の設置が必要ではないか、という強い意見が出されたわけです。そういうことで、理事者もそうしなければならないことを確認しておりますが、その後、これがどういうふうに進んでいるか、ひとつお聞かせ願いたいと思います。

町づくりについては以上でございますけれども、総合的な町づくりに関連をしまして、先日の議案審議の際に、印鑑登録の件が議案として出てまいりましたが、このところで出張所との関連についての質問をいたしました。これについての答弁にちょっと不確かなところがございましたので、その点での確認を改めてさせていただきたいと思います。

次は公社運営についてでございますが、他の議員さんからも質問も出ておりますし、私も公社の特別委員でございますので、できる限り重複する点は避けたいと思いますが、先日の報告案件の質問の折にも申しましたように、どうも理事者の態度が明確さを欠いてきているわけでありませう。

公社の運営の問題につきまして、以前のような問題が起きてはならんということで、いろいろと委員会の意見を聞き、えりを正してやっていくということですが、その点がどうも最近ではむづかしい問題となってきているというふうに思いました。

一つは、山下運送の件等でも見られましたように、委員会無視というものが出てきているわけです。事前の策であるかどうかは別にしまして、それがたとえ最善の策であっても、委員会設置の目的から見て、そういうことはすべきでなかったというふうに思いますが、その点について改めて見聞をお聞かせ願いたいと思います。

二つ目は、昨日の赤阪議員の質問にもありましたが、光明池緑地公園用地、すなわち野谷池の問題であります。養魚の問題ですが、経過報告がいわゆる裁判所の仮処分申請を出したというところで切れております。それ以降、本日ただいまの時点までの経過をお聞かせ願いたい。警察へ侵奪罪で訴えたということについてもどうなったのか、それから、いま申しました仮処分申請に

ついては、その後、相手方も何か対処をしてきたのかどうか。

以上の点をお聞かせ願って、答弁によっては再質問をさせていただきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

- 副議長（直村静二君） 理事者答弁。
- 助役（坂口礼之助君） 第一点の町づくり委員会の関係につきましてその後の状況はどうか、という御質問でございますので、お答え申し上げたいと存じます。

過日の和泉中央丘陵等開発委員会におきまして、各委員さんからも、現在の組織形態だけでは弱い面もあるし、総合性に欠ける点もあるということから、総合的な町づくり委員会を組織してはどうか、という強い御提案がございました。それを受けまして、現在、われわれの段階でどのような委員会組織にするか、ということについての検討をいたしておる段階でございます。具体案をまだ得るに至っておりません。

ただ、その中で早急に必要な内容といたしまして、いわゆる農業対策ですね、これは総合的な委員会の組織を持っておる時間的ゆとりもございませんので、現在、その時点まで関係地区農協の四農協長さんの会議というものを別に持ってもらっておったわけなんです、この四農協長さん会議の中に農業委員会の副会長さんも加わっていただきまして、従来の四者会議を五者会議ということで、特に農業対策に関係したものは急ぐということから、その点につきましては、一応スタートをさせていただきます。四農協長さんにも御協力を求め、かつ農業委員会の副会長さん一会长さんを通じてでございますけれども、副会長さんの就任の御了承も得まして、五者会談を開いてゆくという形態までは、まず一歩進めたわけでございます。

御指摘いただいておりました総合的な町づくり委員会に対する具体案というものは、現在、関係当局を含めまして検討をさせていただきます。今日の時点では、まだ成案を得てございません。申しわけございませんが、それが現在の現状でございます。御理解を賜りたいと思います。

- 副議長（直村静二君） 次。
- 市民課長（農端小一君） 市民課長よりお答え申し上げます。

先日、議案の審議の中で私がお答えいたしましたことは、私の勘違いでございまして、まことに申しわけございません。印鑑登録の今回の条例改正につきましては、直接連絡所設置との関連はございません。ただ、設置されました場合には登録証が使えるということでございますので、よろしく願いいたします。

- 2番（天堀 博君） いまの二点についてですけれども、まず、町づくり委員会という仮称ですけれども、いま助役さんが答弁されたような形ですと、以前から問題になっておりますけれども、どうしても買収が中心といいますか、買収先行型の五者協議といいますか、そういうことに

なろうと思うんです。

私は以前からも指摘をしておりますし、ほかの委員さんからの意見にもありますように、計画をどうしていくのかというふうな委員会を早急に進めていただく必要がある。これについては、いままでから何遍も言っておりますので、重ねてのことは避けますけれども、早急にやっていただきたいと思います。前にも問題になったように、買取先行型ということになると、その辺でも問題が出てきますので……。

それから、印鑑証明につきましては、ああいうことをすることがそれに向けてのやつだ、というふうに私は理解して喜んでおったわけですが、そうじゃないんだ、そうなった時点でも使えるんだということで、これは一歩前進だと思いますけれども、これも調査費がついております。早急にそういう方向で取り組んでいただかんと、調査費もどっかへ行ってしまって、また不執行というふうなことになっていけませんので、その点をお願いしたいと思います。

○ 副議長（直村静二君） 次。

○ 用地担当理事（平野誠蔵君） 公社事務局長お答え申し上げます。

まず、一点目の山下運送の件で委員会を無視したということについてでございますが、前回にもひたすら陳謝申し上げましたように、山下運送の処分の件に関しましては、十分事前に委員会の御指導なり、御意見なり、御承認を賜るという手順を踏んでおりませんで、結果的に事後報告に終わったということについては、まことに申しわけなく存ずるわけでございます。今後につきましては、かかることのないよう十分留意をいたしまして、遺憾なきを期してまいりたいと思っておりますので、ひとつ御了承を賜りとうございます。

それから、二点目の（仮称）野谷池の仮処分申請以後の今日までの経過でございますが、いずれこれは特別委員会等に御報告なり御提言を申し上げる予定にしておりますが、仮処分決定は、本月の3日に岸和田支部の方で決定がなされました。

これに対しまして、約1週間の相手方の任意適用期間がございまして、これが12日に満了となっておりますが、11日に相手方より仮処分決定に対して異議の申し立てが出されました。この異議申し立てを裁判所の方で認めまして、異議の判決まで仮処分の執行を停止する、ということに現在なっておりますのでございます。

今後の対応につきましては、速やかに適宜に特別委員会等に御諮問を申し上げ、慎重な対応をしてまいりたいと存ずるわけでございます。

○ 2番（天堀博君） いまの答弁で、結局仮処分申請は認められたけれども、それに対して異議申し立てがされて、またそれを裁判所が認めたと。

申し立ての理由がどうなっているのか知らんのですけれども、それなりに向こうの言い分もあ

るんや、ということを恐らく裁判所は認めているわけですね。こういうことでいくと、委員会で相談するということですけども、今後、本訴に持ち込むという問題も出てくると思うんです。そうすると、これは両方とも仮処分が認められているわけですから、今後かなり長い期間がかかる。その辺が大きな問題として残るといふふうに思うんです。

さらに、養魚の点では当初知らなんだ、というふうにきのうですか答弁をされておりますし、それから、水利権その他一切のものについては放棄されているんだということですね。和泉市の土地開発公社が野谷池を購入した相手先というのは財産区だ、財産区から買ったと。この財産区の区長というのはどなたですか。

- 用地担当理事（平野誠蔵君） 契約の当事者でございますところの財産区の管理者と申しますか、これは市長でございます。
- 2番（天堀 博君） 財産区の区長は市長池田忠雄であるということですね。ですから、売買契約書では、和泉市長が区長となっている財産区から土地開発公社の理事長である池田忠雄——これは同一人物ですけども——が買った、という売買契約書ができています。それに違いないですか。そうですね。

そういうことで、これは知らなんだということですか。どうですか、そういう売買契約書かどうかということをお先に確認しましょうか。

- 財務部次長（北野敦雄君） 財産区の法的な代表者は管理者ということで、市長になるわけでございます。御趣旨のとおりでございます。
- 2番（天堀 博君） そうしたらね、どうも話がおかしいんじゃないかと思うんですよ。その際に水利権が放棄されておたということを、水利組合なり町会なりから言われたのか、あるいは文書であったのかどうか知りませんが、そのことをまるのみというんですか、調査もなにもせずに、財産区の区長が和泉市の土地開発公社に対して野谷池を売ったということですね。責任の問題とかそういうものがどうなるのかということなんですが……。
- 市長（池田忠雄君） 財産区財産はあっちこっちにございますが、御指摘のように、法的には市長ということになるわけでございます。しかし、実際の所有につきましては、地元町会なり水利組合がそれぞれ持っているわけでございます。

野谷池は、御案内のとおり公園指定を受け、公園用地としての先行取得という形になるわけでございます。名義人は公社でございますが、公園用地としての取得をするに際しては、地元町会あるいは水利組合それぞれ一筆をいただいておりますので、何れこの件については問題がない。また、今後問題があっても、地元において処理をするということは、明確に公社あてに入っているわけでございます。

その当時の取得の中では、開発公社としては地元を信頼し、町会、水利組合挙げて一筆いただいている契約でございますので、何にも聞いておらなかったし、信頼をして取得をしたという経過でございます。

ただ、最近になって養魚の話が出てまいった。もし魚を入れておられるとすれば、地元とそうした方との話でございますので、地元から公社としては買っているわけですから、そちらで話を聞いていただきたいと思います。たまたま看板が立ったり、小屋が建ったりということですから、養魚を主張しておられる方に対しての仮処分を出していただいたにすぎない。ただ、取得した公社として現場保存をしなければならんと、こういう形の中での仮処分でございます。

したがって、地元の経過では話をすべき筋ではなしに、養魚の話がもしあるとすれば、それは地元の水利組合といかがあるかという点が、非常にややこしいという話を聞いておるわけなのでございますが、公社としてはそれはあずかり知らんことで、地元において話を付けていただきたい、こういう形でございます。ただ、起きてきた問題についてはやはり対処しなければならんと、ということで、今後、法的措置をとってやっていきたいということでございます。

その辺、われわれとしても地元を信頼して話を進めさせていただいて、それぞれ一筆をいただいております。こういうことの中で、今後ともきっちりとした処理をしていかなきゃならん、こういうふうに思っております。

(副議長退席、議長着席)

○ 2番(天掘 博君) 財産区の区長が市長である、これは法的にそうなっているんだということとですね。法的にそうなっているということは、それなりの責任なりいろんな問題が含まれていけると思うんです。実質的には、地元の町会なり水利組合があれしているにしても、やはり市長の公印を押しているわけでしょう、財産区の区長としての。

実際に緑地公園としての事業を執行していくのは、公団の委託を受けようがなにしようが、これは行政の最高責任者としての市長なんですね。土地開発公社の理事長も市長がやっておられる。財産区の区長も市長がやっておられる。こういうものの中で売買契約が交わされたり、いろいろ進んで来て、そして、以前の問題はあずかち知らん問題だというふうなことを言うて、果たして通るのかどうか、という問題がある。

それならそれで、水利権一切のものについては放棄するというふうなことも含めて、文書に提出されているのかどうか、されているとすれば、いつ付けてどういう内容のものが提出されているのか、お聞かせ願いたいと思います。

○ 用地担当理事(平野誠蔵君) お答え申し上げます。

いまの水利権の放棄等のことに関しましては、文書で水利権の放棄書、それから確約書という

形で入っております。これは昭和52年12月1日付でございます。

○ 2番(天堀 博君) 水利組合と養魚者との間に、先ほど市長も言われましたけれども、何か話があったというふうなこともわれわれは聞いているわけです。そのようなことが事実あったとするなら、これは地元の水利組合なりその辺が隠しているんですか、偽って財産区に対して一切の放棄をあらわした。それを市の開発公社が買うたということになりますね。

ですから、その辺の責任の追及なりはどうなっているのかということ、前の質問では、内容証明なんかで町会あたりへ出していたということを知っていますが、それ以上のことはどうなるのかということです。

現実には看板が立てられ、養魚がされているということで、小屋も含めて撤去してくれということで仮処分申請を出したと。いまの答弁では、それは認められたけれども、逆に相手側も仮処分取り消しの異議申し立てを出して、それが認められたと。そうなってくると、そこはそこで争われる。こちらでは、水利組合なり町会の方が、そういう確約があったのかどうか知りませんが、それを無視して、ないものとして、水利権その他一切のものを放棄したと。これは、それ以前から養魚されているわけでしょう。だからその辺はどうなんですか。

調査をしなかったという責任の問題もありますけれども、あわせて養魚されていた事実をそのままにして放置して、そして、水利権を放棄するというような書類を出した。それを信じて買うたというところ辺になってきたその責任なり、最終それを受けないかんものというのは、どこに当たるわけですか。

○ 市長(池田忠雄君) 公社の担当職員、これは公社職員でございますが、公平委員会の関係もあり、管財も、計画も皆関連をする問題でございます。ただ、そうした中で聞き及んでおりますのは、裁判所においていわゆる審尋調書というものがつくられているわけございまして、水利組合の役員としては、養魚を認めたことはないということは、明確になっているわけです。調書でそう拝見しております。また、養魚を主張しておられる片山某という方の裁判官に対する調書の中でも、明確に養魚権を水利組合に認めてもらったということではない、と明確に言っておるわけですね。そういうことの中で、仮処分が受け付けられて、執行に移る寸前に、先方から異議申し立てがあったと。こうした関係があるわけでございます。

それで、私は公社の事務局に命じて、裁判上そういうものが出れば、受け付けざるを得ないものかどうかも含めて、調査するように、ということになっております。私が聞いている報告では、そうした点について水利組合なり、あるいは本人も、明確な養魚権を認めたり、認めていたのだということではない、というふうに承知をしているわけです。

○ 2番(天堀 博君) この問題は、話し合いも含めて、速やかに解決する方向かなんかをとら

ないと、私自身は別として、市長の重大な責任問題とか、あなたがいま和泉市の課題として掲げておられる中央丘陵開発の問題、これは宅地開発公団と日本住宅公団とが一緒になるということですね。そうなってきますと、問題を未解決のままそこへ持ち込んだら、それなりの問題も派生してくるんじゃないかろうかという懸念を持つわけです。

そういう点からいえば、和泉市が財政難であるというようなことから、日本住宅公団からいろんな名目の、不燃焼物の処理に関する問題であるとかそういうことで負担金を取っておりますね。そういうことも一切合財明らかになってくる。もちろん明らかになっている問題ですけれども、しかし、そういう問題点をどこからか指摘されることが出てくるんじゃないかろうか。

それから野谷池にしても、住宅公団が買うんじゃないくて、和泉市が住宅公団からお金をもらって、和泉市が買うというふうな形になってますからね。これも不自然な状況なんです。なぜ住宅公団が買わなかったのか、ということになりますから。その辺のいろんな問題が出てくるように思います。

ですから、先ほど言いましたように、仮処分の申請が認められて、今度、その異議申し立てが認められたということになれば、かなり長い年月を要する裁判になると思われまますから、やはりきちっとした体制で責任をとっていただかんと、問題が残ると思うんです。

特に私がここで問題にしたいのは、そのことの事実を明らかにしながら、山下運送の問題にしても、それから日の出建設のごみが埋め立てられてあったのを知らなんだとかいう問題にしても、あるいは今回の養魚の問題にしても、知らなんだということがまかり通るような形になっている。果たして行政としてそれで通るのかどうか。そんなことばかり出されてきたんでは、議会なり、委員会なり、あるいは市民に対する責任問題が問われてくるというふうに思います。今後、えりを正してということを言われてましたけれども、最後に、市長の見解なりを出していただきたいと思うわけです。

○ 市長（池田忠雄君） いろいろ御指摘をいただきまして恐れ入ります。私どもとしましては、何度も申し上げておりますけれども、公社運営を何とか誤りのないように運営させていただきたい。また、議会の特別委員会も御設置をいただきまして、いろいろ御指導をいただく中で進めているわけでございますが、その間に行き届かなかった点深く反省をしているわけでございます。今後とも公社の運営に遺憾なきを期してまいりたい、こういう決意でございます。いろいろ御指摘賜りましたことを肝に銘じて今後とも運営に当たってまいりたい、このように存じておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○ 議長（池辺秀夫君） 以上をもちまして第2回定例会の日程は全部終了いたしましたので、こ

れて閉会いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、昭和55年第2回定例会を閉会いたします。

○

- 議長(池辺秀夫君) この際市長のあいさつを願います。

(市長あいさつ)

- 市長(池田忠雄君) 一言、御礼のごあいさつを申し上げます。

去る13日、本年第2回の定例会をお願い申し上げ、多数の重要議案を御提案いたしましたところ、議員の皆様方には、衆参両院選挙期間中何かとお忙しい折にもかかわらず連日にわたり慎重御審議を賜り、御可決御承認をいただきましたことを衷心より厚く御礼を申し上げます。本議会を通じ議員皆様方より御指摘をいただきました諸事項、御意見、御要望に対しましては十分これを尊重し、市政運営に遺憾なきを期してまいり所存でございます。

なお、本定例会は、議員皆様方におかれましては今任期中における最後の定例会と存じますが、今後、なお一層市政運営について御自愛、御協力をお寄せ賜りますようお願いを申し上げる次第でございます。

終わりに臨みまして、暑さも日増しに厳しさを増してまいります。議員皆様方におかれましては十分御自愛を下さいますようお願いをいたしまして、はなはだ簡単ではございますが、閉会に当たりましての御礼のごあいさつといたします。どうも本当にありがとうございました。

(議長あいさつ)

- 議長(池辺秀夫君) それでは一言、御礼を申し上げます。

本定例会におきましては、議員の皆様方には大変お忙しい中、また、今回は異例の衆参両院議員のダブル選挙と重なり、何かと御多忙にもかかわらず、終始御熱心に、しかも慎重審議賜りましてまことにありがとうございます。全議案を日程内に格別の御協力を願ひ、きわめて短時日に終了でき得ましたことを議長として心より厚く御礼申し上げます。

なお、理事者におかれては、毎度のことながら、本定例会を通じ種々御指摘なり要望された諸事項は真剣に受けとめ、鋭意邁進せられるよう努力のほどをお願いいたします。

最後に、気候不順の折から、皆様方には御健康に一層の御留意をせられまして、市政発展に一段の御協力を賜らんことをお願い申し上げます。御礼の言葉にかえさせていただきます。長時間まことにありがとうございました。

(午後3時2分閉会)

○

会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

和泉市議会議長

同 副議長

同 署名議員

同 署名議員

同 署名議員